令和５年　第４回定例会

利　島　村　議　会　会　議　録

令和５年12月12日　開会

令和５年12月18日　閉会

利　島　村　議　会

令和５年第４回利島村議会定例会会議録目次

招集告示 …… １
応招・不応招議員 …… ２

第　１　号　（１２月１２日）

議事日程 …… ３
出席議員 …… ４
欠席議員 …… ４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ４
職務のため出席した事務局職員 …… ４
開会及び開議の宣告 …… ５
会議録署名議員の指名 …… ５
会期の決定 …… ５
日程第　１　行政報告 …… ５
日程第　２　一般質問 …… １９
散会の宣告 …… １００

第　２　号　（１２月１３日）

議事日程 …… １０１
出席議員 …… １０２
欠席議員 …… １０２
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… １０２
職務のため出席した事務局職員 …… １０２
開議の宣告 …… １０３
日程第　２　一般質問 …… １０３
日程第　３　議案第５２号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… １２３
日程第　４　議案第５３号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例 …… １２５
日程第　５　議案第５４号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …… １３１
日程第　６　議案第５５号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例 …… １３２
日程第　７　議案第５６号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例 …… １３２
日程第　８　議案第５７号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例 …… １３２
日程第　９　議案第５８号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例 …… １３２

日程第１０　議案第５９号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例…… １３２
日程第１１　議案第６０号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例… １３２
日程第１２　議案第６１号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更について…… １４２
日程の変更について…… １５４
日程第１３　議案第７０号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例…… １５４
散会の宣告…… １６３

第　３　号　（１２月１４日）

議事日程…… １６５
出席議員…… １６６
欠席議員…… １６６
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… １６６
職務のため出席した事務局職員…… １６６
開議の宣告…… １６７
日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について…… １６７
散会の宣告…… ２３１

第　４　号　（１２月１５日）

議事日程…… ２３３
出席議員…… ２３４
欠席議員…… ２３４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… ２３４
職務のため出席した事務局職員…… ２３４
開議の宣告…… ２３５
日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について…… ２３５
日程第１５　報告第　４号　財政援助団体に係る経営状況について…… ２５６
日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）…… ２５９
散会の宣告…… ２７６

第　５　号　（１２月１８日）

議事日程…… ２７７

出席議員 ………………………………………………………………………… ２７８
欠席議員 ………………………………………………………………………… ２７８
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ………… ２７８
職務のため出席した事務局職員 ………………………………………………… ２７８
開議の宣告 ……………………………………………………………………… ２７９
日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号） ……… ２７９
日程第１７　議案第６４号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号） ……… ３２１
日程第１８　議案第６５号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号） ……… ３２１
日程第１９　議案第６６号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号） ……… ３２１
日程第２０　議案第６７号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号） ……… ３２１
日程第２１　議案第６８号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号） ……… ３２１
日程第２２　議案第６９号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号） ……… ３２１
閉会の宣告 ……………………………………………………………………… ３２９

利島村告示第７号

令和５年第４回（１２月）利島村議会定例会を下記のとおり招集する。

令和５年１２月５日

利島村長　　村　山　将　人

記

１　日　　時　令和５年１２月１２日（火）　午前９時３０分

２　場　　所　利島村役場議会室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口	保　君
６番	寺　田	優　君			

不応招議員　なし

令和５年第４回利島村議会定例会

議事日程第１号　　１２月１２日午前９時３０分開会

日程第　１　行政報告

日程第　２　一般質問

３番　　笹　岡　壽　一　君

４番　　石　野　　治　君

出席議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口	保　君
６番	寺　田	優　君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	村　山　将　人　君	副村長	菅　瀬　優　生　君
教育長	弟子丸　知　樹　君	総務課長・住民課長（兼務）	榎　本　雅　仁　君
環境建設課長	上　野　崇　君	会計管理課長	出　口　貴　司　君
産業観光課長	荻　野　了　君	総務課主幹	隅　智　孝　君

職務のため出席した事務局職員

課長補佐	入　恵　子	書　記	五　味　恵　介

◎開会及び開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、これより令和５年第４回利島村議会定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田　優君）　初めに、議事録署名人を指名いたします。

今定例会は、石野議員と井口議員にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田　優君）　会期をお諮りいたします。

今定例会は12月12日、本日より12月18日までの７日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　異議がないようですので、会期については本日12月12日より12月18日の７日間といたします。

日程については、行政が示しているとおり行っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、行政が示しているとおり日程を進めてまいりたいと思います。

◎日程第１　行政報告

○議長（寺田　優君）　それでは、早速、日程１、行政報告をお願いいたします。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　おはようございます。今議会もよろしくお願いいたします。行政報告ということでさせていただきます。

この報告ですけれども、令和５年第３回の定例議会の閉会日の翌日から令和５年第４回定例議会開会日、本日ですね、までの３週間前までの行政の主な動きについて概括的にまとめて議会にご報

告をさせていただくものでございます。

教育委員会からは１点でございまして、運動会と文化祭の実施についてということで記載をしてございます。

９月末に運動会、11月中旬に文化祭というところを開催してございます。昨年度、令和４年度の運動会の実施方法を参考にいたしまして、運動会、文化祭ともに午前中を学校主催の部、午後を実行委員会主催の部として開催をいたしました。

子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々にご参加をいただきまして、議員の先生方にもご参加いただいた方いらっしゃるかなというふうにも存じております。そういったところでございました。

この運動会・文化祭の実施については、多くの方にご参加をいただきまして、一体感のある島づくりというところにつながる取組になったというふうに考えてございます。

短いですが、ご報告とさせていただきます。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　おはようございます。行政報告で総務課の部分についてご説明申し上げます。

村制100周年記念式典の開催についてでございます。11月５日日曜日に利島会場（地域交流会館）と本土会場（アジュール竹芝）において、両会場を同時中継をし、村制100周年の記念式典を開催いたしました。

住民の投票によって決まりました「としまとずっと」をキャッチコピーに、これまでの利島を振り返り、未来の利島の発展を祈念することを趣旨に挙行いたしました。

当日は、元診療所長の尾身茂氏をはじめとした利島にゆかりのある関係者の皆様をお招きするなど、利島会場に約200名、本土会場には約100名の多くの方々にご参加をいただきました。

利島の食材を利用した郷土料理の提供、または利島太鼓の演奏の映像、村民の皆様にご協力いただきまして制作した100周年の記念映像の紹介などを行い、盛会に開催することができました。次の100年に向け、気持ちを新たにすることができたと思っております。

また、本式典において、前田福夫前村長をはじめとした16名の方々に村民表彰を授与し、利島、本土の各会場において表彰式を行うことができました。

総務課の報告は以上となります。

続いて、住民課のほうの行政報告させていただきたいと思います。

まず、１つ目として、メディカルリスニングプラグを活用した補聴器の早期装用啓発に関する協定に基づく補聴器の貸出し等についてでございます。こちらはシャープ株式会社と締結しました本協定に基づき、10月12日木曜日、13日金曜日に早期装用啓発のために補聴器を８名の方々に貸出しを行いました。

また、12月１日金曜日から、６月にも実施しましたＤｒ．リトープロジェクトの２回目を実施し、効果検証を行っていく予定ですと書いていますが、現時点で12月１日から３日の間にＤｒ．リトープロジェクトのほうを開催いたしまして、効果のほうを住民の方々に、補聴器の装用について興味関心を持っていただくとともに、今後につなげていく活動ができたと感じております。

２番目についてです。敬老祝賀会の開催についてでございます。９月９日土曜日に地域交流会館において開催を行い、15名の方が参加されました。当日は、昨年の文化祭のビデオ上映や村役場、社会福祉協議会の職員、入職１年目から２年目の職員の紹介を行い、新しい職員との交流が図れるようにいたしました。また、会場にお越しになられなかった約50名の方には、お弁当と記念品の配布を当日行っております。

来年度以降につきましても、会場にお越しいただいて、多くの方々が一堂に会してお祝いできるように検討を深めていきたいと考えております。

３番目でございます。各種ワクチン接種についてでございます。現在、村では新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、帯状疱疹に対応したワクチンの集団接種を進めています。コロナウイルスワクチンの接種には116名、インフルエンザワクチンの接種には延べ220名、帯状疱疹のワクチン接種は11名の接種を現在行っているところでございます。

４番目でございます。住民健診の結果相談会並びに栄養講座・相談会の実施についてでございます。11月９日木曜日、10日金曜日に保健師による健診結果の相談会を開催し、７名の相談がありました。また、東京都栄養士会の管理栄養士による、バランスのよい食事についての講演と栄養相談会を開催し、延べ21名の相談がありました。

住民課の報告は以上となります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。行政報告、報告者、環境建設課長。

１、集落環境清掃・美化の日の実施について。10月21日土曜日に集落環境の一斉清掃を実施いたしました。ご参加いただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　よろしくお願いいたします。行政報告、産業観光課長。

１、ラフテレーン・クレーンの利用状況について。９月から10月までの間、ラフテレーン・クレーンの貸出し実績は１日となっております。伊豆七島海運の貨物船への荷役作業での使用実績は、９月は14日、10月は16日の計30日となっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　行政報告は以上ですが、これより質疑を行います。

質問ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おはようございます。行政報告に対する内容的な質問が２件あります。１件は100年祭、それからもう一件は敬老会です。

その前に先立ちまして､行政報告そのものについて､ちょっとお伺いしておきたいと思うのです。今、村でも議会でも住民間の中でも本村の最大の関心事というのは焼却場です。もちろん、ほかはどうでもいいということではありませんけれども、それだけの大きな、これまで皆さんに焼却場の施設状況が非常に退廃といいますか、壊れてきていて、どうにもならなくなって、毎年、毎年数千万の修理費を投じているのだけれども､一向に効果が生じないと｡そういうことで､非常事態だと、ごみ処理は、特に焼却処理が。

そういう状況で期待していたのが大きいと。急いで、何を置いてもやってくれという住民の期待も大きかったし、我々議員としても、そのように努力してきたつもりですし、もちろん行政もそうだったろうと思うのです。

そこで、こうした重大な問題が行政報告の中から漏れていると。皆さんにしてみれば、補正予算案の中で減額上程しているから、皆減といいますか、全額削除と。そういう措置をしているから、そこで説明すればいいのだろうというような認識だったのかもしれません。しかし、それ以上に私が望みたいのは、前置きを先ほど述べましたけれども、それだけの大きな事案なので、ぜひともこれは文書報告してほしかったと。

詳しくは後の予算でお伺いするようにしますけれども、予算審議の中では、質問がなければ皆さんは答えなくていいわけです。住民にしてみれば、議員といえども完璧な質問ができるかどうか分からないです、全く情報がないわけですから。私に言わせれば、どうなっているのですかって、ここからスタートしなくてはならぬ。

だから、そういう意味からして、そういっては、個々の名称を挙げては恐縮ですけれども、住民課さんあたりを見ると、それなりの報告がなされている、文書報告がなされていると。これは幹部会では、どのような考えで、予算に出ているから、そこで説明すればいいという認識だと、これは私の推測です。

これも、こんな小さな自治体の中で、あまりにも村内の状況を、行政は認識が甘いと言わざるを得ないのです、私に言わせれば。皆さんのほうから何の説明もないのです、この間、この半年間、住民に対して。１億数千万が６億になった、６億が３か月後には12億になった。誰も知らないのです。この議会で初めて予算現額が表に出るでしょう。うから、要するに焼却場は造りませんと、こ

うなったのです。

初めて住民さんは知るのです。１年間待っていた。それに対する認識、あるいはそれに対する対応、報告、そのものが何もないというのは、ちょっと私は、もうちょっとこれは、大きな自治体なら、まあうんということも言えるかもしれません。細かいことなのかもしれません。焼却場の１か所ができるかできないかって、例えば大きな問題、自治体でいえば、そんなに大きな問題ではないと。ほかにも問題はいっぱいあるのだと。ここで解消されるのかもしれません。

しかし、利島村では、こんな300人ほどの自治体では、今、最大の関心事という、この関係を、行政の皆さんがどう認識されているのか。これは焼却場問題に限りません。ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おはようございます。

行政報告に関してですが、笹岡議員からおっしゃられたというところ、一部ごもっともかなというところもあり、また行政報告そのものに関しても、今後、要検討していかなければいけないかなと。これは議会さんとの関係で、どういうふうに扱っていかなければいけないかなというのは、今後協議を進めていくべきかというふうに捉えております。

まず、行政報告そのものに関してですが、議会との関係の中で、私も議員の時代からずっと続いているものでありまして、冒頭に教育長のほうから述べられたとおり、概括的な行政の動きを報告するものであると。９月の議会から今回の議会の行政報告配布前、３週間前までの概括的な動きを報告するものでありまして、広報やホームページ、その他で示されているものは除くと。また、以前、行政側は、私が村長就任してからですが、いろいろな形で、それだけではなく、未来に関して、この後取り組んでいくものとか、こういう動きをしていきたいものに関しても行政報告の中で入れていき、私の考え等も一部行政報告の中で述べさせてもらったこともありましたが、それは行政報告ではないということで、そういった議会とのやり取り、経緯もありまして、今の形に落ち着いたのかなというふうに認識しております。

それで、焼却場に関してですが、これは本当に皆様ご心配、住民の皆さんを含めて、本当にご迷惑をおかけしたと。当初、今時期１月、２月でしたか、住民説明会では、すぐにでも造ると、造らなければまずいのだということで、説明会も２回ほど開いたというところでありますが、様々な経緯があり、今に至ると。これから上程する予算の審議の中でも厳しいような形で皆様にお示しするということであります。

そういったことで、何の報告もないということを先ほどおっしゃいましたが、先ほど行政報告の趣旨、経緯からも、なかなかそういった類いのものではないというふうな判断であります。また、ユーチューブでも中継されているということで、事前、議員さんとの協議会の中でも協議させてい

ただいたりしておりますが、なかなか公に示せるものでもないと。現在、調整中、協議中である案件であったり、非常に取扱いが難しいものであるというところは、じくじたる思いといいますか、大変心苦しいところでもありますが、全く何もしていないというわけではなく、示せる形になっていないといったところが正直なところであります。

それで、議会に対してですが、どこまで踏み込んだ説明ができるかというところは、ちょっと先ほど言ったとおり難しいところでありつつも、６月、それから９月でも、現状の段階の、お示しできる状態として、厳しいところも踏まえて、お示ししてきているかなというところであります。

年度末を、もうすぐ３月に、年明けから目指して、当然住民の皆様にも、ある程度の形を示せればいいなというふうに考えておりますが、いかんせんまだそこの方向性も決め切れていないと。当然協議はずっと続けておりますが、世の中の情勢等も踏まえて、なかなか厳しい状況でありますので、どこかしらの形で議会の皆様、それから住民の皆様にもお示ししていきたいなというふうに考えております。

まとめますと、なかなか思うように進んでいなく、これは笹岡議員もおっしゃったとおり、焼却施設に限らず、住宅施設等ハード整備に関して、全般的になかなか当初の予定、構想より大きく遅れているということに関しては本当に申し訳ないなと思いつつ、ある程度固まりましたら、お示ししていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ここで行政報告の在り方について長々と論ずるつもりもないのですけれども、若干補足させていただきますと、揚げ足を取るつもりはありませんけれども、現状は、ほとんど経過説明がないのです。それで、今、公表するに至らずと。関係者、業者といったほうが早いのでしょう。うか、との接触中の問題で、未解決の問題、あるいは課題としてものがあって、公表するに至らず、あるいは公表はできにくいと。もう少し固まってからね。固まってからというか、はっきりしてからというのか分かりませんけれども、いずれにしてもその時点になったら皆さんにも公表しましょうと。

ということは、どういうことかといえば、これもう出来上がったということです。出来上がったのですよ。ですから、６億になりました。12億になりそうです。これだけです。なぜそうなったのか。これは業者間との秘密なのですね。ここに私は住民、あるいは議会と行政との乖離があるのだということを言いたいわけです。

これだと、何か業者の都合で世の中動いている、本村政は。まず、業者擁護ですよ。私、これは話を広げるつもりはありませんけれども、先般の臨時議会で水道事業のときも申し述べました。業者は、もちろん大事です。だけれども、予算を投入して事業をやってもらうのは、仕事は業者なの

だけれども、これは村のために村が公金を使って出しているわけです。そういう意味では、何が秘密なのか。完成するまで、ほとんど議員は知らない。なぜ６億になったのか。なぜ12億になったのか。住民に至っては全く分からない。どこまでを、開示するに至らずという、秘密ですね、機密ですよ。機密村政、秘密村政。

業者と折衝中のことは、こういう問題があって、こうで、ああで、それでどうなったと踏み込めない。公表できない。仕上がってから、こうなりましたと。その仕上がりが12億ですよ。長々やるつもりはないのですけれども、皆さんと認識が違うような気がします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おっしゃるところ、気持ちも理解できるところであります。

ただ､業者を大事にするという観点だけでなく､なかなか業者さんが参加していただけない状況、条件、地理的条件、金額的条件、世の中のいろいろなハード整備が重なっていく、コロナが明けたタイミングということもありまして、そういった中で一小離島の自治体、いろいろな施行に対する条件、崖とか、あと宿泊施設とか、インフラとか、いろいろなものがある中で、確かにお金を払っている施主、お客さんという立場でいうと、業者さんを本来であれば、選べるような状況であれば当然そういった構図が正しいところでありますが、そういう形は、もちろん維持したいというところでありますが、なかなかそこまで至らないといったところが、現状の状況であります。

当然そういったところも踏まえて、完成して、こうなってから示すものでもないかなと。ある程度方向性、まだ右に行くのか、左に行くのかが分からない状態で皆様にお示しすると、混乱を招くかなというところもあります。また、それは先ほど言った意味で、業者さんにご迷惑をおかけするといった観点もありますが、そういったことも踏まえて、大筋方向性が決まった時点でお示しできたらなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　抽象的で、大筋という意味がなかなか分かりにくいですけれども、とにかくこれは議会とすれば、議員とすれば、分かりやすく言えば、行政だって問題を抱える事態や経過の中で事業をやる、取り組む中で、困った、悩み事が出るのだろうと思うのです。しゃんしゃんしゃんで来ているとは思えないわけです。いや、予定よりも話が違ってきて、いや、これは困ったなと。あるだろうと思うのです。その時点で、こういうことで困っていますよと。

もちろん、行政の中では、どうしましょうかという検討をしたらいいですよ。しかし、どうもこれは俺たち、我々行政内部では、こういう検討してきたけれども、この点がちょっとどうなのかなという時点が認識された、あるいはする状況の中では、私は議員、議会ぐらいには相談されたほうがいいと思うのです。その基準はどこかって、基準なんかないですよ。こうなったら、こうなんて

いうのは。それは皆さんのしんしゃく、裁量に係るわけです。

いずれにしても、図面的に見ると、仕上がってから、もう出来上がってから、どうしましょう、こうなりましたと、こういうスタイル、スタンスですわな。だから、もうどうにもならない。手の施しようがない。あえて経過的には６億のときに相談したではないですかと言うかもしれない。あるいは議会が承認しましたね、予算成立を多数決で。だけれども、やってみたら、３か月後には12億だというのだもの。あれは何だったのだと、あの議会は何だったのだ。そんなの訳分からぬですよ。そういう意味なのです。

これればかりやるわけにはいかないので、本題に入りますけれども、何かありますか、その前に。

〔「いいです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　本題に入りますけれども、この100年につきまして、ご苦労さまでした。めでたいことなのですけれども、これは私というよりも、多くの住民といったほうがいいですが、皆さん、どこまで住民の、この100年に取り組む中で、あるいは取り組んだ後に、村内で、どういう話が住民の中から出ているのかなということをどこまで掌握されているか分かりませんけれども、私がいろいろな人から、それでその人たちも、いろいろな人からの話題として寄せられて、これはほかの議員も聞いていると思うのですけれども、そこまでは確認していませんけれども、出ている問題、課題、課題といいますか、申し述べておきたいと思うのです。

これは質問というより、皆さんが反省するならば反省していただければ、これ幸いと思いますけれども、どういうことが村内で、当日もそうなのですが、あの利島会場でもそうなのですけれども、後も出ているのが、やはりこれは業者丸投げだったのだなと、これが第一です。住民の希望とか、要望とか、意見とかというのは全く抜きに、業者のお膳立てでやったと、コンサルタントですね。もっと住民が、手作り的な、住民参加型の式典ができなかったのだろうかということが、これが発想の下にあります。

それで、具体的には、では何を言いたいのだと。何も要望したいし、申し述べたいのだというと、私個人的には議会で村長というか、この本会議で要望したことがあるのですけれども、１つは、やはり100年の記念碑をどうだといったら金がかかるということで、結局取り上げられなかったわけですけれども、その後どうなっているか知りませんよ。100年の記念碑をどのくらいかかるかという計算も予算も、別に私が計算したわけでも何もありませんけれども、それもない。

それから、新たに聞いたのは、小学校、昔、昔といったって数十年、30年かそこら前でしょうか。小学校100年、それから中学校50年という式典がありました、記念式典が。このときには手作りです。コンサルタントが、印刷屋ぐらい入ったかもしれませんけれども、これは住民が皆さん参加して、演劇はやるわ、料理はやるわ、記念誌は作るわ、記念碑も造るわというようなことで、ああでもないこうでもない。こういうのがあって、それで実行委員長までできて、住民型、手作り型でできたのです。やったのです。非常に盛会でした。今回と同じぐらい、あるいはそれ以上に。

そういうことで、記念誌をやってほしかったとか、それから舞台演芸、子供たちが何をするとか、あるいは婦人の方だとか、女性に限らぬですけれども、芝居やら、踊りやら、歌舞宴曲があってもよかったのではないかというような、太鼓はありましたけれども、話もありました。

それから、もう一点は、表彰規程です。あれはどこで選んだのだろうと、業者が選んだのかなと、村の申請で。これも何か訳が分からぬと。何が基準になっているのか。後に広報で名簿が発表されましたけれども、それまでは誰がどうなっているのか全然分からぬということで、やはりそこらも住民の心ある人たちで、この人もどうなのだろう、あの人もどうなのだろうという意見も聞いた上で、やはり取り組んでほしかったなという意見も聞かれています。

そこで、終わってしまったものを、今さらどうするのだといったって、これは取り返しつきませんけれども、今後何らかの式典、村が主催する、何があるかは、いろいろなことがあるかは分かりません。何とか就航50周年だとか、30周年ってあるかもしれません。村が主催する式典、イベントと言ったほうがいいのでしょうか。それらについての取組について、終わったことは、とやかく問いませんけれども、そういう住民の中で声が、聞きづらい話もあったかもしれませんけれども、耳の痛いといいますか、しんしゃくしていただいて、くどいようですけれども、終わったことで、取り返しはつかないわけだけれども、しかし過去の歴史に学んで将来を考え、村長が将来、未来、未来と言っていますけれども、そういうことで、今後の方針を検討いただければと思います。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問、ご意見ですか、ご要望といったところについてお答えさせていただきます。

まず、100周年の記念式典でございますが、ここは大変申し訳なかったところというのは、準備期間が足りなかったと。本来でいけば、昨年度等々から準備を実施して進めていかなければ、到底半年間で行われるような式典にはならないかなといったところで、準備期間の不足といったところを、企画するところから準備が不足していたといったところは素直に反省をしているところでございます。

また、今回住民の方について、参加型というか、一緒に携わっていくのを、なぜ行わなかったかといったところですけれども、当初村のほうで検討していたところは、私のというか、村で実際、最近冠婚葬祭がない中で、私も含め、村長も含め考えていたのは、もし料理とか作る場合に、非常に婦人会の方々にご負担を強いる場合が多い。今まで多々あったといったところがあります。

それで、私が経験している中でも、地域交流会館の落成式ですとか、あとカケンマ浜の落成式とか、そういったところで多大に婦人会の方々、また地域のご婦人の方々にご負担を強いたといったところが、せっかく100周年で、皆さんにもご参加いただきたいといったところで、そういったところで料理等々に関して、ちょっと業者をお願いしようといったところで実施させていただいたとい

ったところでございます。

その中で、先ほども申したとおり、出し物とか、そういったところについては、端的に時間がなかったと、募集する時間がなかったとか、そういったところも含めて、今後何かしらの式典が発生する場合には、今回の経験も踏まえて、村としても、住民の方々を巻き込んだ式典にできるように実施していきたいなというふうには考えております。

あと、村民表彰についてなのですけれども、こちらは議員も多分条例を御覧になっていただければあれなのですけれども、委員の方を選任しまして、当然議長、副議長にも入っていただいて、村民の方に代表、村長も含めてなのですけれども、５人の方にお集まりいただいて、その委員のほうに、私のほうで作成した村民のリストをお見せしまして、その委員の方々に選んでいただいたといったところなのですが、そこについては、恣意的に業者さんが、この人を選んだとか、そういったことは全くございません。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　記念誌だとかというのは、今後でも可能だろうし、ただ予算がどうなるか分かりませんし、後づけで間に合うものもあるのです、皆さんの考えいかんによっては。先ほど終わってしまったものを今さらどうにもいかないとは言ったものの、例えば表彰なんかについて、あの人もいたのかな、またおっつけって、これもへんてこなものだ。だからといって、表彰された人について、いたずらにこれを論ずるということは、何かプライバシーというか、せっかく功労で表彰されたのを何か傷つけるようなことにもなりかねないということがあるので、それはそんなに立ち入って、あのそのということは論ずるつもりはありませんけれども、今後の参考にしていただければなという程度です。そのくらいで収めていただきたいと思います。

そこで、今言った、少なくとも記念誌とか、本ですよ、冊子というか、本。これをやると二、三百万かかるかもしれませんね。印刷代、製本代含めれば、分かりませんけれども、厚さにもよるでしょう。うけれども。だから、そういうこととか、これは半永久的に、私のところなんか、いまだにありますよ、小学校100年、中学校50年というのは。村中、まだ探せば、どこかに放り込んであったりしてまだあると思う。

ところが、皆さんが業者に依頼して撮影されたビデオとでもいうのでしょう。うか、映画は、これは誰も持っていないわけ。役場ぐらいしか持っていないのでしょう。どこかで、数か所は持っているかもしれませんけれども、あれは個人がユーチューブで勝手に見られるかどうかも分かりません、私なんかは。分かりませんけれども、そのユーチューブあってこそ、パソコンあってこその話で、本なら誰でも読めます。そういうことで、せめて記念誌ぐらい発行したらどうなのかという。金額までは分かりませんけれども、これも小１年かかると思うのですよ、やろうとしたら。そんな

１か月や２か月でできるとは思えない。

そういうことを申し述べて、これについては、答弁があればいただきますけれども、なくても、申し述べておく程度と。一応答弁、まだ難しいでしょう。うね、これは。予算がないわけだから、ないだろうと思いますから。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問、ご要望についてお答えいたします。

記念誌の作成については、ちょっといろいろ検討をしなければいけないというか、予算的なところもございます、当然。実際にできるものなのか、どうなのかというような、何をもって記念誌というか、実際の当日の動きといいますか、だけでしたら、できなくはないと思うのですけれども、当然その歴史というか、そういったところも加味しながらいかなければいけないといったところもあると思いますので、そこについては、ちょっと検討させていただきたいといったところもございますが、ここはもう全然私、ここで答弁するなと言われれば、それまでなのですけれども、村史自体も発行からはや30年ほどたっていると、30年近くたっているというところもございますので、そこについても含めながら､今後検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　せっかく答弁いただいたので、くどいようですけれども、これはぜひ実現してほしいのです。言うまでもなく､100年というのは１回しかないですから､しかも100年ですから。それで、皆さんのお言葉を借りれば、次への100年に向かってと。過去を未来としてということなのでしょう。

ということで、そういう意味で100年に向かって残るのです。それはぜひ全般に、ビデオというのは、極めて僅か20分か30分でしょう。その中で映像をまとめようとしているのだから、これは村政をそこで物語って知らしめるというのは、かいつまんで紹介する程度の話だろうと、そういっては失礼ですけれども､文書にすれば､やがては古文書になるのでしょう。うけれども､遠い将来､100年後には古文書と言えるかどうかは別にしても。

そういう意味で、ぜひお願いをしたいと。全村にわたりますから、全村の教育から、教育文化、漁業、産業、農業、全部にわたりますから、医療から何から、地形から風から波から、雨風まで。ですから、極端に言えば、そこまで及ぶのです。ですから、そういう意味で、ぜひ期待をさせていただきたいと思います。これは別予算になろうかと思うのですけれども、村長にご配慮いただければありがたいかなと思いますけれども、次年度でもいいと思うのですよ。新年度予算でも。検討していただけませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご意見、ご要望という形で承り、しっかり検討はしていきたいと思います。まだ幹部会等で検討の俎上にも上がっていない話題でもありますので、ここでどうしていきますというところは、ちょっと控えたいなと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ぜひ幹部会では、やはりそのような方向でご尽力をいただきたいと思います。

次に、先ほど申し述べた、２つ目の敬老会です。敬老会の報告を見ますと、実は私は出島していて出席できないということでお断りして出席していないのですけれども、報告によれば、案内のとおり15名の参加があったということなのですね。しかも、本村には対象者が何人いたかというと、65名いると。65名の中で15名しか出ていない。私に言わせれば、どうなったのだと、これは。過去は非常ににぎやかだったのです。しかも、イベントも手作りで、先ほど住民課長は、婦人会の皆さんにご迷惑かける云々とありましたけれども、皆さんの手作りだったのですよ、ほとんどは。もちろん、業者も入ったかもしれません。要するに買ったもの、あるいは料理屋さんで作ったもの、いろいろあったかもしれません。

そういうことから考えて、やはり何が問題だったのだろうと、なぜ来なかったのだろうと。それで、なぜ来なかったのだろうということになると、こういう人は数人いました。又聞きもあります、数人の中には。つまらなかったと、全然つまらなかったと。もう行かない。これが全てではないともちろん思うのですよ。何がつまらなかったかまで私は吟味していません、又聞き、人聞きですから。

だから、その辺も踏まえるのと同時に、私はもう一点、ここで言いたいのは、これはそれをかこつけてということなのだけれども、近年、これは前にも申し上げたことなのですけれども、村が主催する住民説明会を含めて、検診は別ですよ、元気プラザか。それなんかは別として、非常に少ないと。ここに私は、質問書は用意したのですけれども、何を問題にしたいかというと、たかだか敬老会といえども、されど敬老会で、住民と行政との隔たりというか、遠ざかりが生じてきているのかなと懸念するわけです。

そうすると、これはちょっと深刻なのですね、村政運営の上で。たかだか敬老会といって笑っているわけにいかないと、軽視するわけにいかないという認識を持つようになったのですよ。といって私も、何でそこに問題があるのだろうということは、私が認識しているわけではないのですけれども、ただ言えることは、一方的だということなのです、皆さんが。特に住民説明会なんかは。

これは再三、過去にも質問しました。どうしたらいいのか。私、楽しみにしているのが、今月の17日

かな、ぐらいに老人会があると聞いています。これに何人参加するか知りません。これなんか手作りみたいです。もちろん、業者が何かやるのか知りませんよ、作るのかもしれません。これと敬老会と一緒にされても困るというでしょう。うけれども、老人会のイベントのほうが集まるのではないかと思ったりもするのですけれども、思い当たる節はありませんか、なぜ来なったのかと。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

思い当たる節と言われますと、変えたところというのは、最近人が来なくなって変えているところといいますと、お弁当を配るようになったといったところがでかいのかなと。申し訳ないです。私の感覚的なところで、まず申し上げさせていただくと、これまでは敬老祝賀会に来られなかった方には、お弁当の配布とか、そういったものは実際やっていなかったといったところなのですけれども、コロナ禍を契機に、お弁当の配布を実施していると、やはり交流会館には行かないけれども、お弁当はもらうわという方は、実際には多いといったところ、実際に式典が面白くないとか、その辺は、ごめんなさい。ちゃんと私もリサーチしていませんので、分かりませんけれども、そういった中で、やはりそこは１点は、思い当たる節と言われれば、強いて言えば、そこがあるのかなというようなところと。

また、保育園、小中学生の参加というか、出し物がなくなっている。ちょっと保育園に関しては、年齢的な部分のところと、あとちょうど式典の時間帯がお昼時間帯にかかるために、通常でいきますと、午睡の時間というのですか、お昼寝の時間帯に重なっているので、そこに子供をちょっと参加させるのも、村としていかがなものかというような時代背景とか、そういったところもございますし、またちょっと今回、私どもの調整不足というところもあったのですけれども、小学生とか、中学生については、学校公開授業中だったと。こういったところも含めて参加を募れなかったといったところも含めてなのですけれども、ここについては、住民課の中でも非常に職員間でもやりながら、端的に申し上げると、何をやっても文句を言われるというようなところが、非常にというか、私どもが、それは被害妄想だと言われれば、それまでかもしれませんけれども、何をやっても文句を言われるというところで、非常に職員もモチベーションがだだ下がりであるといったところは、これは原因ではないかなというようなところがございますので、ぜひ敬老祝賀会の、どうやったら人が来てくれるのかとか、老人の方同士で会場に行こうというような取組の仕方があれば、逆にちょっと申し訳ないのですけれども、そこを教えていただきたいといったところが、私のこれはうそ偽りない答弁、回答にはなっていませんけれども、ちょっとそこは今後も検討していかなくてはいけないなといったところでございます。

当然お弁当とか、そういったものというのは、業者さんというか、それぞれの食堂にお願いしているといったところでもございますし、そういったところも含めて、なかなか昔と違ってという言

い方もないのですけれども、婦人会といったところも、今活動というか、ちょっとなくなってしまったというか、縮小してしまったような現実の中で、では誰にお弁当を作ってもらうのかとか、そういったところは非常に問題なところというか、村として考えていかなくてはいけないところもあると思うのですけれども、そういったところも含めて、今後ぜひお知恵をお借りしたいといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　人は意外と歌舞宴曲といいますか、芸能といいますか、この辺は非常に魅力があるのですね、常日頃接しないだけに。この間は、天候のかげんで東京管弦楽団ですか、来られなかったけれども、そういうところは、それなりに集まると。それで、面白いことに前村長は、琴をやっていた、ぴんしゃん、ぴんしゃんというね。それをやったら、批判が出たのは身内からですよ、当時役場の職員なのですよ、それは。みっともないというようなことが出ましたけれども、しかし住民の中では、それなりの琴の音なんていうのは、言葉は聞いたことがあっても音なんかテレビぐらいでしか聞いたことがないというわけで、それなりの評価があると。

それから、いろいろよそ様なんか見ても、新島なんかだと芸能人、安い芸能人と言っては失礼だけれども、そういう人たちを呼んで200万かそこらかかるのでしょう。うね、幾ら安いといっても。落語をやるか、奇術をやるか、歌を歌ってもらうか、演奏してもらうか知りませんけれども、そういうこともいろいろ敬老会に限らず、そしたら敬老会に限らず、皆さんも来てくださいということで呼んだっていいと思うし、そういう意味も含めて、いろいろ検討されたらどうかなと。

今、何かありましたらといったって、私だって、これが決め手だというものは持っていませんので、そういうことによって、やはり最後のほうで先ほど述べましたけれども、やはり村政に住民に関心を持ってもらうと。それは表立っては言えませんよ、そんなことは、そのための手段だなんていうのは。だけれども、そういう意味からして、政治は人がやるわけですから、我々議員だけではなくて。だから、そういう意味でいろいろ工夫されることを期待して行政報告に対する質問を終わります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、行政報告を終了いたします。

ここで５分間休憩をいたします。

（休憩　午前１０時２２分）

（再開　午前１０時３０分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２　一般質問

○議長（寺田　優君）　次は、日程２の一般質問を入っていきたいと思います。

今定例会は、初めに笹岡議員より一般質問を行ってまいります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　タブレットにも入っているのですけれども、印刷したものもありますので、それを朗読しながら質問してまいります。

恒例によってですけれども、質問に先立ってということで申し上げます。９月20日付の村山村長のブログに、金属探知機に関して「笹岡議員に責められた」との書き込みがあります。ここにいう「責められた」という言葉には、何か恨みがあって、施策に反対して責めているといった印象があり、違和感を抱きます。これは、ほかの人からも言われましたので、こういう表現をしました。何か恨みでもあるのかということです。の意味のことを言われました。違和感を抱きます。私は、村長、職員ともに誰一人、何の恨みもなければ、責め立ててもいません。

念のために申し上げておきますと、いつも時代にも、どこの議会でも、議案の内容や行政の対応によっては、厳しい追及や反対意見を述べることは普通にあります。これは今、国会なんかすごい華々しいですな。そういう意味です。ありますと。

本村における、この３月の（株）ＴＯＳＨＩＭＡのフォークリフトの売却と賃借契約に関する全議員の質疑や意見などは、これに類する事例です。この結果は、事実上の全議員による当初予算原案の否決でした。

村山村長は時折、「批判を受け止めてとか」、「反省する」とか、殊勝な謙虚ぶりを装いますが、それもそのときの見せかけで、自分の考えに同調しない議会質問や質疑、意見には、一見して感情をあらわにした文章をブログに書き込んでいます。私は、これまで３回ほど、やむなく村長のブログ書き込みに対する反論文を「あしたば」に事実を示して載せてきました。かつては、議会だったら、議員だったら何でもありかなんていう表示もありましたけれども、載せてきました。

今回で反論も４回目になります。いかに言論の自由とはいえ、私はこうした事態がいつまでも村政に存在することを望むものではありません。この際、これを最後にと期待して議会発言をしておきます。

次に、本題です。島外診療の際の旅費助成、年齢と所得制限を設けた助成について検討するとの答弁があります。住民の中には65歳以上の低所得者を厚くするというよりは、全住民を対象に可処

分所得は300万円くらいの制限を設けたほうがましだという意見もあります。

私は、従来どおり所得も年齢も無制限で、ちょっとおかしいかな、言い方が。要するに制限なしで、公務員を含む全住民を対象に、交通事情による３日間までの延泊を含めて、交通費と島嶼会館の宿泊料金を基準に、実費の５万円を限度額として、その80％を回数制限なく助成するよう求めます。

次に、奨学金返済額の２分の１を免除。この６年余り、「本村の教育施策は他島より進んでいる」という議会答弁を繰り返しています。ユーチューブ発信の時代にある今日、言われた他島にしてみれば、利島村では我々島しょ町村の教育施策は、利島村に比べて遅れていると教育長が議会で発言していると受け止められて不快感を抱かれはしないか。それこそ忖度しています。

そこで、各島しょの教育施策に関する全般的な実態を証する資料と本村との比較書面の提出を求めます。その結果、仮にということですが、本の施策は多少進んでいたにせよ、返済額を減免することには何ら不都合もないと考えます。村長におかれては、この呪縛から抜け出して、早期に実施することを求めます。

村の旅費の規定の見直しです。「新年度からの実施で検討する」と答弁していますが、変わりありませんか。

次は、高齢者の福祉対策です。学校給食や保育料が無料化されている中で、高齢者対策が取り残されているのではという意見があります。具体的な要望として下記の施策の実施を提案しています。現在、社協が実施している食事サービス料金の完全無料化。高齢者が５人程度で共同生活できるグループホーム式、これはみそがありまして、グループホームということではない。グループホームというと法規制がありまして、ちょっと該当しない側面があるのです。式のようなと理解してください。の施設設置。皆さん、グループホーム式の施設場所には富田家跡地を推奨しています。社協会長を兼職する村長の英断を期待します。

次に、宝島サステナブル・アイランド創造３Ｃ事業についてであります。私は、この事業が農協の施設を活用する委託で実施できないか組合に伺ったところ組合は、「現状では施設の運営計画が不透明な状況であり、協議ができる状況にはない。具体的な運営計画を策定するのが先決ではないのか」と言っています。早期に計画を明確にした上で組合と協議することを提案します。

次に、椿林の放置林対策と新たな産業の構築であります。前議会で、「農協と連携して取り組んでいく」と述べていますが、その後の進捗状況について伺います。住民の中には、猛暑の中での下草刈りは厳しい。将来の世代を考慮して椿油産業とは別に椿林を活用した新産業の導入を考える必要があるとの提案があります。検討を求めます。

次に、農業機械助成の拡充であります。農業機械も日進月歩、進化してきています。農協が承認した新たな機械は、補助対象に追加するよう求めます。

次は、椿油産業の支援事業です。農協は、村一番の特産品としてＪＡＳ（日本農林規格）の椿油

をプッシュしたいと考えている。この規模でサステナブルに合致した有機農業ができるのは村の誇りになると思う。そこを宣伝しない村はもったいないと思っている。村のイメージ戦略としても、それを盛り込む提案をしていると、これは農協がですね、といいます。

そこで、私は以下の提案をします。農協では油の有機ＪＡＳ生産に取り組む中で、今年度１キログラム当たり1,350円の買取りを計画しています。村が椿実１キログラム当たり350円の支援をすることで、生産者の受取価格は１缶当たり60キログラムと換算して10万2,000円になります。これによる村の負担額は150缶を助成すると315万円になります。これが実現すれば、椿油産業は魅力ある産業として功を奏すると考えます。組合だけに施策の振興を求めるのではなく、村を挙げての椿産業の起死回生策との位置づけをもって、農協の主体性を尊重しつつ、商品開発、市場開拓等、あらゆる事業取組の支援策を図ることを求めます。

次は、議会、これは農協からの申入れでもあるのですけれども、私もそう思って、考えていますけれども、議会、行政、農協との３者会議の開催。この会議にはＩターン、Ｕターン者で就農希望者の参加を求めます。

次は、委託事業価格の改定です。「新年度からの実施で検討する」と答弁していますが、変わりありませんか。

次は、金属探知機の活用とジシンガ沢ストックヤード。これについては、改めて質問のし直しをしますが、一応質問します。村は、可燃ごみは、周知することで爆発物の混入はないという一方で、ジシンガ沢への投棄は、周知しても草木以外の不法投棄があると言っています。つまり、周知することで、一方では爆発物はないと言い、その一方では、周知しても不法投棄があると言っています。言っていることに矛盾を感じませんか。

ジシンガ沢の不法投棄物は、その都度除去すれば済みます。一方、焼却場では万が一爆発すれば、大被害を生じる危険性があります。村長が指摘のとおり、爆発時の犯人捜しは不可能と考えます。作業の効率化や労力の軽減優先もさることながら、事故防止策を重視すべきではありません。議会から再三指摘されていたにもかかわらず、それを拒絶して事故対策を怠った行政が、責任の所在は行政だけではなく、議会にも責任があるとして、みんなでやれば怖くない感覚の認識で責任逃れが成り立つのか、私は承服できません。

言えることは、この場合に問われる責任とは、損害賠償責任ではなく、政治責任ということになろうかと私は考えています。村長が言う議会責任については、地方議員は国会議員とは異なって、免責特権の条文規定は、これは憲法上もそうですが、ないものの、質問や議案に対する質疑、意見表明、表決に対する責任は、問われないのが通説と認識しています。これは判例とか、学者の事例から、そう認識しています。村長の所見を伺います。

次は、生ごみ処理。今日、住民の中に生ごみの再利用有効活用を目途にＥＭ菌堆肥化事業の実施を望む動きがあります。実証実験に取り組むことを求めます。効果が実証できたら、直ちに普及に

向けて希望者を中心に協力者を募る呼びかけと容器及びＥＭ菌の無償供与の実施を提案します。普及状況によっては、村の生ごみ処理量は相当減量される可能性があります。ちなみに東京のあきる野市とか、大阪の岸和田市などでは、既にＥＭ菌による堆肥化を実施している。村内にも実施している住民がいると聞いています。

最後に、ふるさと納税です。村のホームページでは、返礼品は椿油だけになっています。返礼品の開発を進めるとして、それ待ちするのではなく、旅行券や、これは船賃とか、ヘリコプターですか、そういう意味の旅行券、あるいは宿泊券ということです。や海産物など、できる商品を随時活用して、更新しながら、広範囲への呼びかけが急増と考えます。少なくても毎年のこととして、１度は利島出身者とか、教職員などのほかにも本村に在籍したことのある人たちに協力を呼びかける文書を発送するのが効果的と考えます。いかがですか。

以上で質問を終わります。答弁内容によっては再質問いたします。

○議長（寺田　優君）　それでは、これより答弁に移っていきたいと思います。

答弁は１問ずつ行っていきます。

初めに、島外診療の際の旅費助成について。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。

笹岡議員の島外診療の際の旅費の助成についてにお答えいたします。本年度から補助の拡充、一部拡充を行ったところでございまして、その実績を分析する必要等があり、低所得者への支援拡充や公務員を補助対象に加えることについては今後検討を重ねてまいります。

まずは、当初の趣旨である、高齢者で、かつ低所得者の方に対して手厚く補助を行うことを目指しておりますので、現時点で一律の補助は考えておりません。

以上になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この最初の答弁でお伺いしますけれども、意味が分かるようで分からないので、その実績を分析する必要がありと、これは何を分析するのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まずは、これまで、令和４年度まで7,000円で一律だったといったところで、申請した人数と、それぞれの回数を計算すれば、これまでの予算額とか、そういったものというのは、費用額が出てきていたのですけれども、これは今、令和５年度から改正を行いまして、当然付き添いの方ですとか、

または高齢者でホテルの場合は１万5,000円、高齢者の低所得の方は１万5,000円ですとか、段階に応じて金額を分けているとか、そういったところもございまして、また公務員は除いているといったところを踏まえて、今年度の実績等々を踏まえないと、結局予算規模としてどの程度になるのかとか、当然予算あっての補助というところにもなってくると思いますので、そういったところを今現在精査しているところでございます。

そこにおいて、次年度に向けて、今検討を行っているところと。またあとは、低所得者のところ、若い方の低所得者のところについても補助の拡大とか、そういったところも踏まえて、拡大とかというのを検討する中で、ではどこまで補助というか、議員のおっしゃられるように可処分所得300万というのは、要は課税所得が300万以下というようなお話だと思いますので、そういったところも踏まえて、今後検討していかなくてはいけないというか、来年度からやるとかという話ではないですけれども、ちょっと検討を重ねていきたいというところが、今回の分析するといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今のこの現行条例は、いつから実施していますか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現行の要綱のほうは４月からの診療所の受診分、受診して医師に診断書ではないですけれども、申請書を発行してもらった分からになっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　まだその分析のデータというのは全然把握していないですか。もう半年以上たっていますわな。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まだ半年というふうな私どもの認識で、当然１年通してデータというものは蓄積していかないと大体の傾向とか、そういったところというのはあるのですけれども、では今年と前年度とどう違うかというと、やはり今年度のほうが、公務員の分を除いた分、ほかの方々にプラスで助成を拡充しているというところで、前年度と変わらないような執行額の予測にはなっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　なぜその分析をお伺いしているかといいますと、いつまでやるのか知りませんけれども、既に新年度に向けて検討するのであれば、ほぼもう分析は終えていなくてはならぬですよね。３月まで待って分析するのでは間に合わない。そういう意味で、腹づもりとしては、そういう意味合いで聞いているのです。

期間的には、もう十分だと。少なくとも１月か、予算編成前までには終えていなければ、次年度どうするかという方針は立てられないです、これは。ということは、いつまでやるか分からないのだと、分析するだけで。トレーラーハウスは１年と言ったのかな。こんなものは３か月、今までの実績があるのだから、何十年と。私は、今さら何を分析するのか知りませんけれども、今お答えになったこと、それぐらいもうデータは出ているのではないですか、改めて構えなくてもという認識はあります。ただ、公務員が抜けたと。それから、高齢者が１万5,000円になったとか、その程度の変化でしょう。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

これまでのデータの蓄積は当然ございますが、これまでのデータは、あくまでも一律の人数とか、回数、そういったものについては、私ども把握していますけれども、その中身の分析というのは、当然その当時のデータ管理上、行っていないといったところも含めて、そこのところについて、今年度から新たに変わったところについては、新たにデータを蓄積しているといったところでございますので、当然議員のおっしゃるとおり６か月、11月の支給までは今現段階で完了しておりますけれども、当然何か月というか、１か月、２か月遅れて出してこられる方もいるとか、実際に後から出してこられる方というのも当然いますので、そういったものも含めて、またあと夏場、冬場によって出島される機会とか、そういったものも違ってくるとか、宿泊が必要になるとか、必要でないとか、そういったところも踏まえて、やはりある程度の一定期間データを取らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、分析、分析と、そういう用語というか、体制を取るという意味が、何となく、これは行政に対する不信感と言われれば、それまでかもしれませんけれども、何かやらないがための、いかに歳出を抑えるがための理論づけといえばかっこいいのだけれども、言い訳といいますか、理屈づけといいますか、そのために分析だの、何だの、引き延ばすのかなという気がしてしようがないのですよ。

それよりは、例えば私が一例といえば一例ですけれども、こういう試算をしています。これで全

村民を対象にしたときに何人の、例えば公務員がいて、住民課長が言っていましたけれども、300人の人間が、これまで数年間、通院しているわけです。島外診療を受けているわけです。その実数はもう出ているわけですね、百四十何名ぐらい。せいぜい多くて200名いかない、いくかいかないか知りませんけれども、年々歳々実績は、多少の変化はあるでしょうけれども、増減は。それをぴったり合わせようなんていったって無理ですよ。あとは、もう全部実績に基づいた推計で処理するしかない。

そうすると、おのずと村の対象予算、それを必要とする予算、事業費、これは算出されてくるのです、半ば自動的に。過去の実績を分析して、あの、そのって理屈づけをして、いかにして歳出を削るかと。その歳出ということは、要は、そういう事業を、住民サービスはやらないという方向なのですよ、減らすという。そのための口実づくりにすぎないと私は言いたい。

そういう意味からして、この実績、実績というのが、どれだけの意味があるのかと、どれだけの説得力があるのかと、それを示すことによって。その結果、事業費は１万5,000円とは言ったけれども、高齢者で。ちょっと高過ぎたから１万2,000円にしますとでも言うのかどうか、実績に基づいて。そういう意味で聞いているのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

実績等々を踏まえてというような書き方をしていますけれども、当然議員がおっしゃられるように１万5,000円を１万2,000円に減額するとか、そういったところというのは現在考えておりませんが、どうしても強い要望があり、ほかの対象者を拡充しなければ、金額を増額とかしなければいけないといった場合は、ある一定抑えることも検討の一つとしては考えなくてはいけなくなってしまうのかなというようなことはございますけれども、取りあえず今の現段階として、先ほど来年度の予算のお話も出ていますけれども、今現状として、これまでというか、令和５年度の半分の実績について計算したもので、当然当初予算案については、予算編成というか、査定、積算を行っているところでございますし、今後当然検討を重ねていくといった中には、そこで来年度予算が、その額でいくといったところも、当然今の予算編成の段階、予算要求の段階では、今年度のをベースに考えていってはいますけれども、そこについて、当然各議員からも要望等々ございますので、そこについては、議員がおっしゃられるとおり、全ての住民の方に、島外通院に行った場合には、その拡充が図られるのが本当は一番いいのかもしれないのですけれども、ほかの事業とか、そういった中で、それにお応えする部分が、なかなか難しいという中で、よりよい方向を検討しているというか、模索しているところなので、これは１年、今年変えたから、もう未来永劫変えないとか、以前も答弁させていただきましたが、そういったところはなく、ちょっといろいろ検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　なるだけ誠心誠意というか、誠意を持って、私は努力して質問しているつもりなのですけれども、行政の対応も、それなりに発言したことについては、間違った答弁をしたのなら謝罪すればいいです、それは。あのときは間違えましたと言えば、心にもないことを言ってしまいましたと言えば、それで済むかもしれません。そう簡単でもないかもしれませんけれども、事案によっては。

基本は、私、なぜこういう質問をしているかというと、初めて「次年度に検討します」と、こう答弁されているのです。皆さんが、素人さんなのかどうか分かりませんが、役所が検討しますというのは、何のことはない、やらないという俗語をよく聞きます。利島村も役所でないわけではないので、役所なので、これだけの自治体で、これだけの議員を前にして、これだけの行政体がですよ、その場しのぎで検討しますと言ったと。それは暗に分かってくれよと、それはやりませんという隠語なのだよと、隠語なのか、それならそれで約束しましょうよ。検討しませんと言ったときには、テレビにも映ることだし、あれはやらないということなので、議員の皆さん、ご了解くださいと。そういう約束をしましょうよ。私たちは、そうは思っていない。

私たちのほうが真面目かもしれない。検討しますということは、あ、やってくれるのだなと思ってしまう。私は、変わると思ったの、来年から。どう変わるかはお預けですよ。そうしたら、この間やったばかりだから、これでいきますと、こうなってきた。副村長、これは約束してもらいましょう、これは。検討という言葉は隠語ですか、どうなのですか。はっきりしてください。東京都のことは聞いていません。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　おはようございます。

笹岡議員の検討という言葉の定義でございますが、文字どおり検討でございます。なので、別にこれを引き延ばそうとか、やりますとか、そういったことではなく、まさしく検討でございます。なぜちょっとこういったところの表現で収まるかというと、これから我々も村長のヒアリングを受けながら、役場内で当初予算を調整していく時期、これから入っていきます。まだ入っていません。これから入っていくところでございまして、その後調整が済んだ後に当初予算案という形で、皆様にお諮りするようなことになりますので、まさにそこで検討の結果ですとか、具体的なことを言うと、事業化というところが入ってまいりますので、現状では、これ以上踏み込むことは、ちょっと難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこは最大検討と言ったので、それで検討もしなかったら、これは身も蓋もないのだけれども、検討すると。そうすると、そこで責任が生じるのですね、検討するという。そうなのです。そしたら積極的に検討結果は表明すべきだと、質問を待たずに。あるいは質問でもいいですけれども、そういうものだろうと思うのです、約束事というのは。そうでないと誤解を招きやすいと。検討も何もしていなかったと。検討したけれども、こういうことになりましたと。この報告は、やはり必要だと思うのです、議会質問があったから云々ではなくて。その検討問題は、そういうことで、私も了解しました。初めて知りましたというわけでもないのですけれども、了承します。

それで、本来ですが、要は今言った検討で、なお検討と、先ほど言いました、検討中は分かります。先ほど言ったように、今の構想の後半、前段にある、これについては具体的にお伺いしますけれども、検討しますと、こうなっていますが、これはいつまで検討するのですか。結論は、いつ頃出る予定ですか、それも検討してみないと分からないのでしょうけれども、要するにタイムリミットは、来年の新年度予算がどうなるかというのが、まず目の前にぶら下がっています、これはどうするのだというのは。検討の内容とすればですよ。それまでには結論を出さなくては、来年予算計上していいやら、悪いやら分からない、結論が出なければ。検討中、検討中では、未来永劫、検討中かと。

そうなると、あれはやらないということだよと、こうなるわけだ。永久に、未来永劫、いつ聞いても検討中だということになれば。おのずとタイムリミット、期限はあるのだと、無期限ではないという認識で取り組んでもらいたいと思うのです。そういう意味で、今、副村長の言葉を受け止めているのです。その場しのぎではないのだと、検討というのは。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

いつまでが検討なのかというのは、まさに副村長が申したとおり、３月の議会でお認めいただいたときが検討が終了するといった私の認識で、終了したからといって、来年度の部分については、変わったところで、もしいくにしても、当然それは今後ずっと永遠と島外通院の交通費等々の助成については、島の永遠の課題にもなっていますので、そこは常に検討していくのかなという私の認識でおります。では、今検討していないのかというようなところも、お答えしますと、今も検討しているところで､副村長､村長をはじめ職員と検討は常に重ねているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　検討問題に時間を取るのもあれですけれども、ぜひ課題を野ざらしにしてほしくないのですよ、検討という言葉の下に。今おっしゃったけれども、今も検討していると。来年も検討しますと、再来年は分かりませんと。こういう野ざらしにはしないと。それで、冒頭述べたように、質問もそれなりに誠意を持ってつくっているつもりなのですけれども、皆さんも誠意を持って検討、対応してもらいたいと、こう要望したいのです。

検討問題は、このくらいにして、具体的な問題で伺います。１つは、公務員の問題です、除外しているという。これも検討してということなのですけれども、検討に当たって、若干のお伺いをしておきたいと思うのです。そもそも公務員を外したという目的から、前にも説明してあると言えば、それまでですけれども、この目的、そもそも論です。なぜ外したのだと、公務員を。これをお伺いします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そもそもなぜ公務員を助成対象外としたかといったところですけれども、村の方針として、まず高齢者の低所得者に手厚く補助を行うことを目指すといった考えの中、また宿泊を伴う方に助成を拡大する、また付き添いが必要な方に助成を拡大するといったところを主眼に置きまして、予算規模等々を勘案し、公務員の方には、ほかの共済組合ですとか、その他もろもろの補助が別に、満額ではないですけれども、あるといったところを踏まえて、今回外させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、高齢者の低所得者に厚くするために、公務員をあえてその資金づくりのために、負担のために公務員を、そのために外したと受け止めてもいいのですか。本来住民は平等という、国民は平等ということになれば、納税の義務からしても、在籍の有無からしても、人権問題からしても、全てある意味平等でなくてはならぬです。だけれども、特例も確かにありますよ。所得制限があったり、これこれこういう人だとかって除外されることは、そのときの決めによって、法令の定めるところ、あるいは法令というのは、条例、規則、要綱を含みますけれども、それは不可能ではないです。

一般論としてお伺いします。今言ったのは、これは重要な答弁だと私認識しているのです。高齢者に、高齢者って幾つか聞いたら65歳なのですね、要綱上は。しかも、低所得者って何人いるのだということです。幾らかと、これも前に聞きました。あえて金額は言いませんけれども、この人た

ちに手厚くするために、従来対象にしていた公務員は全部外したと。その公務員たちに負担するであろう、一定の推計される金額をもって、それに充当したと。このためなのだと、外したのは、それが理由だと。ほかにも述べていましたけれども、これは少し違うのではないですか、理論づけとすれば。

公務員の実態は後で伺いますけれども、それは実態として伺ってまいりますけれども、まず一般論、表沙汰、公務員といったっていろいろいますよ、所得は。本村でいえば村長の給料から、昨日入った職員から、あるいは近年でいえば会計年度やら、いろいろいる、一口に公務員といっても。役場ばかりではない、ほかのところは言いませんけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっとごめんなさい。公務員という役場の職員ですかね、東京都市町村職員共済組合に加盟している者とさせていただく、ほかの各公務員いらっしゃる、そこは除きますというお話だったので、まずそこでいきますと、公務員の中で、当然島嶼会館、そういったところに宿泊する方については、2,500円を助成が利くといった中で、ほかの助成も使えるという中で、先ほど来、従来申しているとおり、高齢者の低所得者の方、特にご負担、島外に通院するのに非常にご負担がかかる方というのですか、経済的に負担がかかる方については、助成に重きを置きたいというようなところで、そこが公平性があるのかないのかというような答弁ですけれども、そこについて十分配慮をしているつもりではありましたけれども、あくまでも補助ですので、一律に公平に全員に同じ金額を補助するといったのは、そこは補助の目的、そういったところに鑑みて、差別化というのですか、段階を設けるというのは、当然のことなのかなというふうに考えております。

それで、先ほど申したとおり、補助拡充するに当たって、やはり一定の財源が必要となることから、そこの補助をほかに受けられる可能性があるであろう役場職員について、助成を外させていただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　言っていることがよく分からないのです。共済は共済としてもね。

それで、ちなみに伺いますけれども、公務員が疾病で島外診療を受けて出たとき、これは交通費は満額負担されるのですか、共済で。それから、宿泊したときには、今、島嶼会館2,500円と言いましたけれども、他の施設ではどうなのか。それから、１泊につき2,500円なのか、10日泊まれば２万5,000円もらえるのか。交通費も実費、旅費みたいなものだな。その辺加えてもらえるのか、その辺も伺います。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

交通費については、当然補助は行われておりません。宿泊費について2,500円の助成がどこまで利くのかといいますと、島嶼会館を含め数施設あります。また、そのほかの助成といたしまして、実際に宿泊するよりも割引が利くような施設というのも当然都内の施設、各施設、共済組合の組合員だと、割引価格はこうですよみたいなものというのは示されているとか、ネット上というのですか、予約するときにできるというようなことになっております。

１泊なのか、それとも何泊してもというところなのですけれども、一例というか、島嶼会館、全体でもいいのですけれども、島嶼会館2,500円の助成が利くところは、当然１泊につき2,500円助成で、無制限でございますので、10泊すれば２万5,000円助成が利くとか、１か月泊まればその分助成が利く、１泊につき2,500円助成が利くというふうになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村の制度ですと、一般の人は何泊しても7,000円、あるいは１万円と、今でいえば。低所得者は１万5,000円ですか。何泊したって、それで打ち切りということがあって、それからすれば公務員の方々、10日泊まれば毎日毎日2,500円もらえると、補助が利くと、助成がね、共済から。その限りでは一見よさそうに見えるわけです。確かに10日泊まっても利島村民は7,000円でおしまいですから、１万円で終わりですから、そういう点では４日分に相当するということなのだけれども、それから交通費がもらえるわけですよ、本村では。含めてだけれども、そういう面からしても、２つ、両面から私問題があるような気がするのですけれども、そういう公務員の特典というのは、それなりにあるのです。

しかし、その特典というのは、なぜあるのかと。これは法の定めるところによって保護されているのです。いや、保護ですよ、共済組合という、あるいは互助組合だか分かりません。そういう補助機関、保護機関、保護機関といっては語弊があるかもしれませんけれども、共済関係がある。それには当然島民も負担行為をなしているわけですね、ただではないでしょう。それだけの費用負担をしているのです。

国民健康保険と皆様の保険とは違う、それも皆さん、ただではないでしょう。保険料を毎月、毎月だか知りませんけれども、払っていると思う。これは民間会社にしても、どこにしても同じですよ。だから、そういう建前からして、それを異質とみなすというのはどうかなと。

それで、先ほど言いました、一口に公務員といっても、自分でもって船賃を払って、7,000円、8,000円の、１万円近い往復料金の交通費を払って、１泊泊まって2,500円もらって帰ってくると。

だから、村からすれは7,000円もらう、あるいは１万円もらえると。病気で、療養で、大体私も病院通いしますけれども、そんなに毎日、毎日、10日も15日も病院に行くなんてことはありません、東京で。そういうときは大体入院だ。せいぜい２日か、多くて３日、そんなものですよ。疾病で、大きな病院へ検査に、あるいは多少の治療に通うといったら。そんなに１週間も10日も、そこで宿に泊まって通院するなんて考えにくい、実態は。ないと言ったら語弊がありますけれども、あるかもしれませんけれども、まず例としては少ない。

そういう意味からしても、私は一概に公務員を、そういう自分たちも負担行為をしているのに、我々も確かに国民健康保険も払っていれば、税金も払っていますわな。皆さんも国民健康保険の代わりに共済組合だか、何だかに払っているのでしょう。互助組合だか、名称は知りませんけれども、そういう特定な、村が指定した病院なんて聞いたことはないけれども、東京都が指定した病院もあるかもしれません、宿泊施設なんかあるかもしれませんけれども、浜松町なんかにあるという話も聞きます。そういうことを踏まえて、皆さん公務員だって負担行為しているのですよ。

しかも、この公務員はいいけれども、この公務員は外すというのは、なかなかこれも難しいでしょう。同じ住民でありながら、この人たちは入れるけれども、公務員なるがゆえに外しますよと、同じ税金をもらっているのにですよ。同じ負担行為してもらっているのだ、村は。たばこを吸えばたばこ税も入ってくる。酒を飲めば酒税も入ってくる。

だから、そういう点からして、税金ももちろん払っている、村民税を。なぜ外すのかということです。私は、これは正直言って誤りだと思う、この措置は、要綱の措置は、政治上の。早急に解除すべきだと。私は反対しているのですけれども、ある住民は、そういう意見があるから書きました、可処分所得300万円以上ぐらい外したらどうだと、もしそんなことを言うなら。そういう意見もある。私は、それはその人の意見として率直に申し述べました。

私は、もう終わったことはしようがない、別として、公務員を削除する、外すというこの措置は、正直言って理由が成り立たない。整合性がないと、これは。という具合に認識せざるを得ない、今の述べた理由で。早急にやはり特に年俸何百万、何千万円という人たち、何百万というと100万も何百万に入るかもしれませんけれども、高級なほうはまだ別として、そんなことは言いたくないですけれども、別にして、新入社員だとか、特に会計年度だとか、会計年度なんかも不安定なのでしょう、１年こっきりでしょう。

だから、そういうことを踏まえて、公務員というのは、全部公務員ですよ、会計であろうが、何であろうが。そういう意味では、早急にこれを私は要綱改正すべきだろうという具合に提案させてもらいたいと思うのですが、これは村長の判断になろうかと思うのですけれども、どうですか。なお、続けますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　正確な記録ではないですが、私も今年の当初予算の議会でも住民課長のほうから説明があったとおり、その前後から、この案件に関しては、ずっと協議をしておりますし、現時点でもそうですと、先ほど答弁あったとおりで、また担当のほうが、日々窓口のほうで対応している姿も目の前で見ております。非常に苦慮しているなというところもある中で、どういった形が一番、本当に困っている方に手当てできるのかといったところで、日々悩んでいるところであります。

私としては、私の答弁、考えの中では、その当時、この当初予算の段階でも、しばらくは、この状況で分析、先ほど分析というお話をしましたけれども、様子を見てみたいと。その様子を見ながら、運用しながら考えていきたいといった中で、私が答弁していたと、ご説明していたというふうに認識しておる中で、もう一歩踏み込んで、課長のほうは、新年度に向けて分析をしていくといったところで、その辺りは評価していただきたいなというところでございます。

また、今回の議会に限らず、公務員に対して、ほかの議員の皆様からもご指摘、公務員のところを入れたほうがいいのではないかといったところは､ほかの議員の皆様からも上がっておりまして、当然それは先ほど検討というのは、何ぞやという話がありましたが、何度も検討の中で上がってきております。

なので、現時点でどうするということは、はっきりと申し上げられません。ただ、十分そういった検討する材料としては、ご意見も踏まえて、しっかり考えて協議していきたいなといったところで、現時点で、こうやりますといったところは控えさせていただきたいというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、そこに委ねます。行政の幹部会の検討を期待してね。それしかないわけで、そこに委ねて、ぜひ現実的に要綱が、住民からの要望に応えられるように尽力をいただきたいと申し述べるしかないわけで、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、参考までに申し上げますと、所管課長は経歴が長いですから、あるいは記憶があるかもしれませんけれども、今、高齢者で低所得者に厚く、厚くと、こう言っているのだけれども、これは最高１万5,000円ですか、最高の支給額は。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

最高の支給額は幾らかといったところでございますけれども、最高支給額となるのは65歳以上の高齢者で低所得の方、住民税非課税の方で、さらに付き添いが必要な方というのが多分一番、本人でいくと１万5,000円です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、先ほど言いました、住民課長は経歴が長いですから、記憶はあるかどうかとお伺いしているのですけれども、思い起こしてみましょうか。そもそも全住民が１万5,000円の時代があったのではないですか。公務員だなんてぐだぐだ言わないで、低所得者だの、高齢者だのと言わなくて。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私の記憶でいくと１万5,000円で、回数制限が４回ですか、のときがあったと記憶しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうなのですよ。確かに４回でした。それがあるとき、前村政のときに5,000円になってしまったのです。１万円を切ってしまったのです。全住民一律5,000円ですよ、要綱改正やった。議会は関係ない。そうして、あるときの選挙のときに2,000円上げて６回にした。回数の問題もさることながら、そうして今皆さんは悩んでいる。１万5,000円は65歳以上の低所得者、低所得者というのは何人いますか、該当するのは。金額は聞きません。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ごめんなさい。ちょっと資料が今手元にないので、詳細分かりませんけれども、三、四十人程度と考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、この人たちは、どうでもいい、手厚いのはありがたいですよ。ただ、皆さん錯覚していると思うのだよ。もともとは全部１万5,000円だったのよ、確かに年４回ってなったけれども。公務員を含む全住民が１万5,000円、４回。そこからすると、がたがたに後退しているのです、この制度は、この10年ぐらいの間に。

そういうこの案件に対する、事案に対する歴史も思い起こしながら、明日に向かって、明日ではない、来年度に向かっていいですから、やはり慎重というか、今でも貧乏かもしれません。貧乏かどうかは後で申し述べますけれども、あの当時は本当に財政がもっと厳しい、脆弱な状態でも全住民に１万5,000円くれていたのです。確かに件数は少なかったかもしれません、４回ですから。だけれども、逆に言うと、年に６回も行く人って、そうはいないです、実態としては。行く人もいます。８回も10回も毎月のように行く人もいるかもしれません。

だから、そういう事実もぜひ分析されて、本村の、この本件に関する歴史も思い起こしていただいて、今皆さんが得意げに低所得者に厚く、低所得者に厚くと言っている、その人たちが三十数名、あるいは四十数名。そのほかに65歳に足りないけれども、満たないけれども、生活の厳しい人もいる。63歳だけれども、あるいは58歳だけれども、そこはもう論外と。だから、そういう意味で、やはりこの問題を改めて全職員が、少なくとも幹部職員たちが、本当にがくがく、がくがくやってほしいです。いかに削るかではなくて、いかに削るかの分析ではなくて、答弁しにくいかもしれませんから。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど笹岡議員が、高齢者ではない低所得者は論外というようなお話をちょっとされていましたので、私どもは論外ではございませんで、答弁骨子にも書いてあるとおり、低所得者の支援拡充や公務員、先ほど来から公務員のお話ばかり終始されてしまっていて、基本的なところを、もう一度振り返っていただきたいというところで答弁させていただきますけれども、低所得者への支援拡充や公務員への補助対象に加えることについて検討しているところ……

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　検討をしているところです。

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　だから、低所得者のですね、低所得者の先ほど論外という、高齢者の低所得者だけしかやっていないではないかというようなご発言がありましたので……

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　だから、そこも検討していますよと、論外としては、私どもはいませんというような、訂正させていただきます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、そういう意味で、論外であるかどうか、今のところ、論外というのは、今の現実、現状は論外になっているわけ、対象外になっているわけですよ。公務員だって論外になっているわけだ。それで検討もすると、検討もね、書いてある。だから、ぜひ外してもらいたいということです。

既に検討を終えて、公務員問題、低所得者問題について書いてありますよ、検討課題とするという。ということは、問題意識を持っているということなのだ、皆さんが。そうなのでしょう。だから、検討するのでしょう。ここまで来ると、検討はもう結論が見えているのではないですかということを言いたい、結論が。あとは、皆さんが決めるか決めないかのところまで来ているのではない

かと。検討とは書いてある、先ほど副村長から言葉はいただきましたけれども、問題意識を持っているのですよ。どう切り抜けますか、これを。いや、やはりこういうのは従来のまま、いや、低所得者は従来のまま、こう切り抜けますか。結論は見えているのではないですか、取り上げるしかないのではないですか、これは。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私ども村長も含めてですけれども、述べているとおり、離島に住む住民の方の交通費の負担については、問題意識を持って職員一同取り組んでいるところでございます。そこにうそ偽りございませんというところです。いかに助成をしていくかといったところで、日々検討を行っているところというところでございます。笹岡議員がおっしゃっているとおり、一律で補助できるというのは、一番いいのかもしれないのですけれども、いろいろな所得の段階の方もいるというようなことも踏まえて、公務員を除くではなく、逆に高所得者の方を除くとか、いろいろな方法が検討の中には当然含まれている中でございますので、そういったところも含めて、今後も検討していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そは、次。

○議長（寺田　優君）　次に行きますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次は、奨学金返済額の２分の１を免除するについてです。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

議員の質問は、２つのことを聞かれているのかなというふうに考えておりまして、その２つについてご答弁できればというふうに考えてございます。

１点は、奨学金の返済額の免除についてでございます。６月議会と９月議会において、私からご答弁差し上げた内容と同じなのですけれども、家庭の経済的な負担という部分は、小離島ゆえの利島村の積年の課題であるというふうに認識をしていると。加えて、それらを総合的に考慮すると、受益者の負担軽減の観点からも、ほかの自治体と比べて先んじた制度を整えていると認識していると、このように答弁をしているところでございます。この方針について、６月議会、９月議会から変更なく考えてございまして、したがって奨学金の返済額の一定額の一律免除について、現時点では考えていないというところでございます。

加えて議員から、ほかの自治体との関係についてもお尋ねをいただいたかと思います。私も含めて、これまでの教育委員会の答弁に関して、その趣旨を申し上げると、教育費のあくまで負担軽減策の観点から、利島村の取組の特徴についてお答えをしているものですので、ほかの自治体が何か劣っていて、こちらは優れていてとか、そういうことを申し上げているわけではないと。つまり、ほかの自治体の取組の是非を論じているものではないというところはご理解をいただければというふうに考えてございます。

その上で、各島しょ町村の施策について、私も島の教育長会という部分で集まる機会があったりするのですが、各島しょ町村、本当にそれぞれの実態に応じて、様々な取組を行っているところです。そのため網羅的な比較を行うというところが難しいというふうに考えてはございますが、例えば学校給食について少し前なのですが、東京都が令和５年１月時点で実施をした調査がございまして、学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況調査というものなのですが、それによれば、令和５年度に学校給食費の無償化を予定している自治体は、利島村、神津島、三宅島、御蔵島、小笠原村の５つというふうになっているところです。つまり、全ての島しょ町村で、学校給食費の文脈でも無償化を実施し切れているかという部分でいくと、そうではない現状にあるというところを申し上げている次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　時間の割り振りで、後段のほうをちょっと確認しながら再質問しますけれども、各島しょ町村の施策という、網羅的というところです。これは利島村、神津島、この４島、５島ですか。特に小笠原というのは、もともと給食はなかったのですね、給食制度そのものが。高いか、安いかではなくて、それが実現するということで。それから、この間、新島村の選挙では、村長答弁されていますけれども、施策を述べて、議会答弁されていますけれども、この新島村でも加えて給食が実施になります。４月からですね。

それから、もう一件は、皆さん、テレビ、新聞等でもご承知のことと思いますけれども、東京都23区は全てもう対象になっていると、実施、もしくは実施予定になっていると。そして、市部、町村部、ここもほとんど、ほとんどというか、十二、三ぐらい実施するとか、あるいは実施予定ということになっています。

加えて知事が、都知事が、学校給食について、都政策として実施するという答弁を、方針を打ち出しています。ただ問題が、今若干マスコミの中で問題になっているのが、与党たるのような、与党かどうかはっきりしません、かもしれませんけれども、自民、公明党さんあたり、あるいは維新も入るのか、あたりが先般住民、都民から出された要望書について、請願について、不採択しているのです。これを今度知事が提案したときにどうすると。これが見ものだみたいな、うがったようなマスコミもあります。

それはともかくとして、東京都知事が新年度から、都内の、東京都では、学校給食の無償化に向けて、これは全額か、半額かは別にして努力していくということを、方針を打ち出しているので、これは恐らく急速に進むだろうと思っています、給食については。もともと島しょ部では、本村と御蔵島もう実施していたのです。一番新しいのは、新村長が、新島村さんが出て、うちもやりますよということで、あと教育長が紹介の町村が、町は入っていないけれども、村が実施すると。あと残ったのは大島さんと八丈島ですか、そのくらいがどうなのかなと。いずれにしても、今言ったように都知事やると、こうなったので、恐らく全島でこれは実施段階に入っていくのだろうと、これは私の想定ですけれども、他の自治体の政策について論ずる必要はない、内政干渉するつもりは全くありません。そういう見通しを持っているということだけ述べさせていただきたいと思うのです。

私がお伺いしたのは、書けばよかったのですけれども、給食は除いてと言いたかったのです。給食はもうわかっていた。今言ったように全国とは言いませんけれども、全島で進んでいくだろうと思っています。そういうことで、ひとつ前段後段は認識いただきたいのと、ですからその他の問題がどうなっていくかが問題になるのです。

そこで、前段の問題に戻りますけれども、自治体についてということで、分からないのが、表現がよく分からないのが、本村の議会の負担軽減の観点からということなのでしょうが、特色を述べたまででであって、他自治体の取組を是非を論じているものではないと、これがちょっと分かりが悪いのです。論じてはいないかもしれませんが、私の質問書を見ていただければ、冒頭に教育長は、先ほど答弁でもありましたけれども、歴代とは言いませんけれども、この五、六年の間の教育長の答弁は判こで押したように先んじていると、進んでいるのだと。だから、今さら本村がということには、いかがかというようなことで、取組については否定的な答弁をされてきていると、一貫してですね、今日まで。

論じているということではなくて、どうなっているのだと、よそは。給食はるる述べたように、あと残っているのは地名を挙げましたけれども、大きな島と青ケ島が残っています。これもやがて進んでいくだろうと思います、よそのことは言いませんけれども。論じているのではなくて、実態を知りたいのです。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

様々な施策について、議員のおっしゃっているイメージだと、各町村が取り組んでいる、無償化が実現できているか否かを一覧表みたいなものとして作っていくようなイメージなのだと承知をしてございます。

ただ、それを作ることについては、もちろん事務的なマンパワーのこともありながら、仮に実現できたとして、公表していくことは極めて難しいかなというふうにも思ってございます。それは、

まさに議員が質問でおっしゃっていただいた、ほかの自治体との比較の関係で困難を伴うだろうというふうに思ってございます。

そういったことも鑑みて、少しどこまでできるかという部分については、教育委員会の中でも検討していきたいというふうには思ってございますが、少し前提のようなところで申し上げると、一方で各町村ごとで、私は横並びで施策を展開していく必要は全くないだろうと思っておりまして、利島村には利島村の強みがございますし、各町村、島しょ町村が、その特色や強みを生かして新しい取組を積極的に挑戦をしていき、それを島の内外に発信をしていくことで、それこそ様々な教育的な効果であったり、場合によっては移住者の方々が来ていただけるかもしれないと。そういった可能性を見据えながら、利島村ではどこまでできるかという部分については検討しているところです。

その上で最初の議論に戻りますけれども、今の状況を鑑みると、まさに奨学金の返済額の一定額の一律免除については、取るべき手段ではないのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　教育長の答弁は分からぬでもないのです。私も書いたは書きましたけれども、事実上厳しいだろうと。ましてや、言葉の表現はともあれ、一貫して我が村は、教育施策は他島に比べて先んじている、あるいは進んでいると、劣るところはなしということを繰り返しやってきて、こういう放送施設がないときは、まだよかったのですね、ここだけで、内部的で。我が村はこうだよと。何を言っても、ある意味分からないから。

ところが、これだけ全国にばんっと発表されるようになると、ある本村の議員が言っていましたけれども、皆さんがこれを通して、結構見ていると、利島の議会を。他の議会の議員ですら見ているという状況の中で、他の島の町村の職員や教育関係者や、あるいは町村長や、そういう人たちも情報が入ってくるだろうと。利島の教育委員会での答弁が一貫してこうだということをですね。

ならば、どれが進んでいるのか、自信を持って並べてくれと。訳も分からず相手に、受け止めようによっては、まさに不愉快、誹謗中傷に聞こえないこともない、不名誉極まりない。だから、今、はやり言葉の忖度というへんてこな言葉を書かせてもらいました。気にしているよと、私は。

本村の、言うのはいいけれども、不名誉にすらなりかねないと、本当にそうなら威張っていてもいいかもしれません。だけれども、利島村は進んでいるけれども、おらっちはまだやっていないという人も、村や町もあるかもしれませんけれども、だからといって反っくり返っての問題でもないだろうというような認識を持っています。

その意味を含めて答弁しにくいだろうなと、一応含みを持って、わざわざ言葉を付け足したのです。にもかかわらずと、仮にという言葉はつけませんでしたけれども、それらとは関係なくという

意味です。理由にはならないでしょうがと、理由にしてはならないよという意味です。我が村は先んじているよという言葉を、もう使わないでほしいと、それは再び、人前で、あんたより優れているみたいな言葉の表現は、公的には。名誉のように聞こえるかもしれぬけれども、私にしてみれば不名誉極まりないと。俺は優秀だなんて、そういう具合に聞き取られるのが。優秀かどうかは他村が判断するのですね、いや、利島はすばらしいことをやっているよと。自分が言ってしまっては、それを言ってはおしまいよと、こう言いたくなる。そういう意味でお伺いしているのです。そういう具合にご理解いただければありがたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えを申し上げます。

少し今のところは、認識のそごがあるかなと、率直には思ってございまして、つまるところ、教育政策、各種町村の施策に関しても、ある程度競争の側面は否めないというふうに思ってございます。利島村も、移住者の方も、住んでいただいている方も、教職員の方も含めて、選んでもらえるような島になっていく必要があると考えてございまして、そういった意味からは、ほかの町村との比較において、我々が自信を持って取り組んでいることについては、積極的に発信をしていかないと、やっている意味がなくなってしまうのです。なので、その辺りの発信については、引き続き行っていくべきだというふうに考えてございます。それが村のためになると思ってやっているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうだろうと思うのです。そういう意味で先進的ではないですかと言っているのです。そもそも学校給食にしても、奨学金にしても、前にも歴代の教育長が申し述べてきましたけれども、奨学金なんてなかったですよ、伊豆諸島なんかに。東京都だってないのだから。東京都の奨学金はありましたよ、当時は日本育英会なんかというのは、今また名前が違うようですけれども、そういう奨学金制度はありました。東京都にもありました。だけれども、区市町村にはないのです、東京都には。

そういう中で極めて先進的だったのです、ここと御蔵島は奨学金制度をつくったと。給食もそうです。まさにそれを見て、俺のところは給食をやっている、おまえのところはどうなのだといったらおかしいなものだろうと。いい形で自慢するのは、それはいいかもしれませんけれども、相手がいれば、利島もやっているのだから、あの小さい利島もやっているのだから、私どものところはどうだいというのなら、これはありがたいことですよ。名誉極まりないと思う。だから、ずっと奨学金なんかつながってきたのです。今は全部やっています、奨学金は、伊豆諸島は単独で。

だから、そういう意味で、文書に書いたように、やったからといってけなされることもないでし

ょうということ、けなされるとは書いてありませんけれども、さすがに東京都も、さっきは給食と言いましたけれども、今度は授業料を無償かにしよう、全部所得関係なく。国はまだですわな。高校の授業料、今までは所得制限があった。

だから、そういうのを含めて、これは全国的にも東京都は、その面では進んだということになるのでしょうね、恐らく。そのときに何々県はと言っていないですよ、恐らく。そういう意味で東京都が先んじて高校の授業料無償化するなんていうのは、あるいは給食をこうするなんていうのは、皆さんが後から、他の県もいろいろ考えるのではないですか。

それとは別にということで、先んじてという意味で、先んじての一つとして奨学金制度をつくった、給食制度を始めた、先んじて奨学金、これもここだけの問題ではなくて、日本全国の中で問題になっているのです、奨学金の教育の無償化というのは、奨学金の返済を含めて。だから、そういう意味で日本全国の課題になっているというご理解をいただいて、ぜひとも本村が先んじて現実化していただけないかと、金額は80万ぐらいですと、将来100万になるか知りません。年に80万か、そこらですと。返済額を聞いたのだから、教育委員会へ。大体160万円ぐらいだというのです、年に返済額は。答弁があったら。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ありがとうございます。

ご意見、ご質問いただいたことに対して、引き続き検討を行ってまいりたいとは考えているのですけれども、一般論として様々な施策を実施する際に、その効果も裏っ返しで、表裏一体で考えていく必要があろうかなというふうに思ってございまして、現状の村の奨学金制度であると、一定期間、村にＵターンをしていただいて、居住をする場合に返済額が免除になるというふうな制度になっていて、それによる政策効果というのは、具体的に島に帰ってきていただけるというところの効果につながっていくのかなというふうに考えてございます。

一方で、議員のご指摘の返済額の一定額を、Ｕターンしたか否かにかかわらず免除するという部分については、それにより、どのような効果が出ていくかというところも含めて検討していく必要があるというふうに考えてございまして、繰り返しなのですが、現時点では、それらの状況を踏まえたときに、私としては、その実施については考えていないというところが答弁になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食の休憩を取りたいと思います。午後は１時より再開いたします。

（休憩　午前１１時５７分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の一般質問の途中でありますので、その続きをやっていきたいと思います。

次の質問でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、次の村の旅費規程の見直しについてです。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。

笹岡議員の一般質問の中の村の旅費規程の見直しについて答弁させていただきたいと思います。職員の旅費に関する条例の見直しについては、国の旅費法の改正動向を注視しながら、引き続き検討しているところです。見直しを行う場合は、令和６年第１回定例会において関係条例の改正案を上程させていただきます。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　国の旅費法というか、あるのですけれども、これを見てみますと、結構国のほうが厳しいですよね、東京都に比べると。国家公務員法のほうが、もちろん上は内閣総理大臣までありますから、あるいは最高裁の長官とかね。上はそこまで、国家公務員といったってありますけれども、下のほうは結構それなりに、額もそれほど高額でもないようですし、もちろん身分、身分というか、職務階級によりますけれども、国を見ようが、東京都を見ようが、それはどうぞご自由にということになるのですけれども、いずれにしても東京都なり、国なり、見るというから見てもらって、しかるべく改正、取組だけはしてほしいなと。

それで、基本的には第１条に、東京都もそうですが、本村もそうでしょうし、国の法律もそうですけれども、大体第１条に書いてある、旅費とは何ぞやと、どうあるべきかということに沿って認識されて、しかるべく改定、改正案を上程されるように求めておきます。今は、まだ検討中ということで、次お願いたします。

○議長（寺田　優君）　次は、高齢者福祉対策について。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

高齢者福祉対策についてでございますが、高齢者の福祉対策として、今年度は帯状疱疹ワクチンの無料接種などをはじめとした様々な福祉施策を実施しておりまして、現状でも高齢者福祉が取り残されているということはないかと認識しております。

また、地域密着型介護サービスにおいても、現在離島等相当サービスが適応されており、通常の

指定サービスよりも費用が通常の80％に設定されております。また、サロン事業においても、通常のサロン事業と異なりまして、常時職員を配置している環境下で１日当たり100円にて利用できる体制を整えております。現在１食500円に設定されているデイサービス等の食事代の減額などについては、サービス提供事業者である社会福祉協議会と協議いたしますが、これについて、ここの部分についてのみというか、ここについて村として補助を措置することは現時点では考えておりません。

議員のおっしゃられる、グループホーム式の施設整備についても、恒久的な介護保険外サービスの施設の開設は、法令や費用、また特に人員確保など、様々な課題を解決する必要があり、早期に設置することはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　まず、給食については、これは数名、ほんの二、三名、２名ないし３名程度だと思いますけれども、それは人数はともかく、答弁ではっきりされているように社会福祉協議会と協議と、こうなっているわけです。

今日、私はわざわざ質問書の最後に書きましたけれども、社会福祉協議会と協議とはいっても、会長は村長であり、事務局長は幹部職員であり、ここは出しませんと、こう言っているわけだ、村は。その中で、社協はやりますか、これは。やりますかというとあれですけれども、できると思いますか。役場の村長、村の村長としてはやりませんと。社協へいったらやりますと。漫画的にいえば、そういうことになるのですよ。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私、社会福祉協議会の事務局長も兼ねさせていただいておりますが、社会福祉協議会のそもそものお話でいきますと、当然補助、そういったものを実施するに当たっては理事会等々で諮らなくてはいけないといったところもございます。

今現状、社会福祉協議会のほうについては、補助というか、社会福祉協議会独自補助で行っている、おむつ助成ですとか、理髪券サービスの助成とか、様々な補助を行っておりますので、そこも含めて見直しを行っていくことが可能であれば、給食費というのですか、食品の補助にも充てられるのかなということを考えております。

ちょっとここから先は蛇足というか、あれなのですけれども、昨今コロナ禍を過ぎまして、社協の会員のほうの募集がなかなか難しいというといったところで、会費の徴収等、そういったところが難しい中で、社協の独自財源に当たるところというのが、やはり皆様の寄附に頼っているところがございますので、そういったところも含めて、理事会で検討していければというふうに考えてお

るので、このような答弁をさせていただいています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　僭越ですけれども、社協の設立に関しては、私も深く関わってきました、過去に。現在の設立の法人登記から、それから規約の制定、策定まで半年ぐらいかけて携わってきました。そういう関係で一定の、ある程度の社協に対する認識というのは、理解というのは持っていると思っていますけれども、もちろん理事会で検討するのは結構、しなくてならぬのは重々分かります。ただ、そういう中で、村は出さないよと言っているのに、会長は出せませんよと、一方では村長という立場で言っているのに、この辺はどう整合性が図れるのかなと。最高の責任者というのは村長ですよね、今社協の。

だから、そういう点で、村へ来れば村長なのだけれども、社協へいけば最高責任者は村長、村山さんということになるわけで、その辺の整合は、どう図られていくのかというのは疑問が制度的に、あるいは組織的な問題としてもありますけれども、いずれにしても目的とするところは、住民からすれば、食事の無償提供と、食料のですね。ということを要望されているので、相手が社協であろうが、村であろうがということになろうかと思うので、それはそれでもって、どちらも最高責任者は村長といいますか、会長といいますか、村山将人氏なので、どこで判断しようと、ぜひよろしくお願いしたいと思うのです。

それで、この問題については終わりますけれども、あといわゆるグループホーム的なものについての検討ですけれども、これについて、先ほど質問でも申しましたが、補足しましたように、実際のグループホームとなると、これは法の建前上、制度上、人数も決まっていますし、収容者数ですか、それから対象者も決まって、制定されていますし、だからなかなか難しいと。それで、先ほど言ったように、のようなと書いたのですけれども、これは難しいですか。先ほど答弁で、考えていませんというようなこともお伺いしたような気がしますけれども、答弁書も何かそのように受け止められるのだけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

グループホーム的なというような抽象的といいますか、制度外のお話ですので、この場でというか、深く議論というか、討論というか、そういったのはできかねるのかなといったところもございますけれども、高齢者の方の、要はグループホームというと、要は居場所がないというか、調理がしづらいとか、生活が、何か緊急事態のときに対応がとか、そういった、いろいろなご不安がある方が必要とされているのかなというところを解釈しますと、グループホーム、施設として建設するというのは、なかなか先ほども申したとおり厳しい、難しい現実がある中で、そこを補完できるよ

うなサービス提供の在り方というのは、ここは村も含め、先ほど来申しているとおり、社会福祉協議会でもいろいろなサービスを提供しているといったところもありますので、そこも含めて、活用できるようなサービスについては、実施できればというふうに社会福祉協議会のほうとも、現場とも相談しながら進めていければなというふうに考えております。

以上です。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　宝島サステナブル・アイランド創造３Ｃ事業について。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業ではなくて、３Ｃ事業で実施している複合型サテライトオフィス建設事業に関するご質問と推測して回答させていただきます。

現時点で農協の施設を活用することは考えておりません。本施設なのですけれども、家族で利用できる施設を考えておりまして、保護者は仕事や地域の方との交流を、子供は遊び、学びができるよう基本計画、基本設計を現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これはいわんや質問書のとおりの、それ以外の何物でもないのですけれども、農協の施設は考えていませんという１行でなっていますけれども、結論から言うと、無駄ではないのかと。そんなに集会所を幾つも幾つも造って維持できるのかと、これは。

それで、維持管理についても、少なくとも利用者は無償だというような話も漏れ聞いていますけれども、さて管理者も誰かいなければ、鍵を開けっ放しで、どうぞご自由に出入りしてくださいと。電気はいつもつけっ放しになっていますということでもないだろうし、入っていったら水も出なければお茶も出ないということなのか。自分たちが入っていって使ったら、自分たちで片づけて掃除して出てくるのか。

ここで聞きたいのは、これは組合員とも話をしてきました。一体どういう運営方法を考えているのだと。先般どのくらいの収容というか、利用人員を見込んでいるかと聞いたら2,300人だというのだね。これは単純に計算することはできないと思いますけれども、大体月間だと幾ら、日だと平均幾らと、六、七人ぐらいですか、１日に、毎日。そういう計画はどうなっているのか、全く分からぬと。できてから計画を立てるのか。まず、造る、建設ありきで、構想だけは出ています。子供の遊び場だとか、勉強ができるとか、Ｗｉ―Ｆｉがあるから、パソコンが、ＬＩＮＥというのですか、できるとか、あるいは話合いができるとか、その後構想は、そんなものだったら、どこだってある

でしょうというのよ。勤福だろうが、どこだろうが。農協の施設だろうが、どこであろうが。

幾らかかるのですか、この建設費は。事業展開費は、できるまで。できた後、ランニングコスト的なものというのは、壊れてくれば修理も必要でしょう。そういうものを含めて、どういう機材をそろえるのか、どういう施設をするのか。事業費は、一体幾らなのか。ランニングコストをどのくらい、何々に幾らに見積もっているのか。どういう事業を展開するのか、具体的に。

先ほど申し上げましたけれども、午前中に。そこいらが全く伏せたまま、明らかにならないまま、事業だけは進めると。あそこに何ができるのだろうと思っているのです、みんな、富田家跡地に。誰が番をしてくれるのだろうと。３人従業員が必要なのか、２人なのか、掃除は誰がやるのか。いわゆる一言で言えば、運営に関する、いわゆる諸費用を含めた、どういう施設ができて、どう取り組むのだと、これを。目的は何だと。

絵に描いた餅のような空想的な論ではなくて、事業費が相当かかるのでしょう。100万や300万の単位ではないでしょう。いかに補助金があるとはいえ、いかに宝島とはいえ。最後までこれはサステナブルとはいうものの、３Ｃ事業とはいうものの、東京都が最後まで、運営費から何から全部面倒を見てくれるのですか、人件費から何から。計画が全く分からない。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先般議員協議会と、あとは議会等で事業構想については再三お話をさせていただいているとおりで、事業構想については、ご理解いただいているのかなと思います。

運営に関してですけれども、こちらも議会で答弁させていただいていたかなとは思うのですけれども、現在導入ソリューションについての使用検討というのを今年度行っているところで、そのソリューション次第で、人件費がどの程度かかるか、施設にどの程度人が張りつく必要があるかというところを検討しているところでございます。

ご指摘いただいているとおり、施設の運営計画等に関しては、必要性は認識していますので、次年度、運営の計画の策定を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は何も農協云々という、農協から依頼を受けて、その代理人を務めているわけでも何でもありませんけれども、今ある、たまたま農協の施設ですけれども、あそこを活用するのには何か不都合があるのですか。活用しませんとは言うけれども、農協に迷惑がかかると。よその施設なので、そこを村が乗っ取るかのごとくなるのですか。農協の施設、私は乗っ取りなさいと、奪い取ってこいと言っているわけではないのです。

農協でも私は話合いを詰めてきています。質問書には、そのとおり書きました。農協で受けてくれ、受けてくれといったって、何も分からないのを協議ができるかと、計画が。それはおっしゃるとおりですよ。今のような説明だったら、農協に委託したって十分できるのだ、建物があるのだから、部屋もあるし、コーヒーだか、お茶だか、ジュースだかも飲ませるし、金さえ500円出せば。人もいるのです。全く建てることが目的であり、建てることだけが目的で、事業については責任を持たない。

私は、はっきり言い過ぎかもしれませんけれども、勤福があり、交流会館があり、ここの今度の施設があり、農協の施設があり、集会所が。それぞれ使用目的は、それなりに建前としてあるのです。勤労福祉会館というから、勤労者って、今は関係なくなってきている、勤労福祉会館も。勤労者だけとか、そんな理屈の通る時代ではない。子供だろうが、何だろうが、みんな結構。

交流会館だって閉まっていますよ、１年中。がら空き、あれだけでっかい建物が。年にあそこを使うといったら30日ありますか、全館を使うといったら。日曜、祭日だって50日ありますよ、土曜日だって。こればっかりやっているわけにはいかないので、その点にしておいて、まずこれについては、それこそ検討してもらいたい。それで突っ走るのでしょうけれども、そのまま行ってしまうのでしょう、何だか知らぬけれども、これからの検討だ。できてからの検討みたいな話だ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えさせていただいたとおり、運営計画については、来年度策定する予定でございます。

以上です。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次は、椿林の放置林対策と新たな産業の構築について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

椿林の放置林対策と新たな産業の構築についてですけれども、９月の議会の答弁を繰り返しますけれども、椿産業は江戸時代から続いてきた歴史があり、今後も村の基幹産業として振興していくことが重要であると考えております。

その一方で、Ｉターン者が増えている現状から、椿山の維持には兼業や副業で関わる人を増やすことが必要というふうに認識しております。そのため、村としては農業機械の購入に対する補助も継続して行っていく予定です。

昨今の気象条件で、今まで以上に夏場の作業にご苦労されているということも認識しております。村では、椿の生産性向上のために草刈りの自動化の実証を進めているところであり、来年度は、年

間での実施を検討していて、その実証の成果を今後の椿産業の活性化に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件について、この部分の質問につきましては、過去に前田議員なんかも、この実証実験の自動草刈り等については話がありましたので、いろいろ問題を、行政が考えていることがいいのかなという点では、皆さん、正直言って疑問を持ちながら対処していると思うのですが、１点だけ、これは質問書に書いていなかったのですけれども、蚕小屋の前に倉庫があるでしょう。倉庫というか、機械なんかみんな置いてあるのだというけれども、何を置いてあるか知らぬけれども、詳しくは。あそこというのは、あれは村の施設ですか、農協の施設ですか、かつては村なのだけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと詳しいことは調べないと分からないのですけれども、私の認識としては村の施設という認識で、今は薬剤散布の機械とかを保管するのに使用しているということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あれも言われて、改めて私もあそこは頻繁にしょっちゅう通るのですけれども、前は。正直言って、あんまり気にもしなかったのだけれども、ある人が、あれはもう壊れるよということで、半分以上壊れているよということで、前のほうは建て替えをやったのです。何年前でしたか、10年ぐらいたつのかな、７、８年たつのかな。改修したのです。だから、立派になっている。それで、あそこは農協の施設になってしまったのですか。農協の何か製品が入っているみたいだけれども、油とか、そういうものが。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと待ってください。それで片っ方、そちらのほうはいいのだけれども、いいとして、北側のほうはいいとして、反対側の今私が質問したところ、あれはもう解体するなら解体するとか、そうすると品物も困るでしょうから、置場も。

それで、建て直すという計画、もう腐ってしまって、見に行きましたよ。裏なんか、もう半分落っこちているみたいな、改めて見ると。もう建物としては通用しないみたいな感じなのですけれども、その点検と改修といいますか、修理はもう利かないでしょうね、あれは多分。どうですか、そういう検討はされませんか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、かなりがたがきているというか、穴が空いていたりとかというのも、私のほうでも確認していまして、一応内部のほうでも、あの施設をどうするかというのは、今検討の議題としては上がっていますので、おっしゃられたとおり、修繕で済むかどうかという、まず前提条件はあると思うのですけれども、そういったことも含めて、なるべく早めにどうしていくかというのはちょっと考えたいというふうに思っております。

以上です。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次は、農業機械助成の拡充について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　農業機械の助成の拡充についてですけれども、農業の生産性向上に資する機械については、以前より検討しているところでございます。

今回、農協から要望案としていただいているものについては、生産者に現在アンケートを行っておりますので、結果が集まったところで、新ためて村で、それを１つの材料として検討したいというふうに考えております。

以上です。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　椿油産業支援事業について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　椿油産業支援事業についてですけれども、椿油のブランド化につきましては、東京宝島事業の活用によるリブランディングや明日葉椿油ソースなどの開発により、以前以上にブランド力が高まっていると認識しております。

村としても学生ボランティアの受入れ支援やワーキングホリデーの実施など、椿産業の全体的なファンづくりを進め、ブランド力の向上に取り組んでいるところでございます。村の買取価格への支援につきましては、以前から議会でも答弁しているとおり考えておりません。

村としましては、椿産業の将来的な課題解決に向けて、草刈りの自動化など、実証実験を進めており、今後も投資的な支援を継続的に行っていくべきと考えております。

また、椿油製油センター運営に関わる部分への支援については、ハード、ソフトともに村として継続的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは私が質問した、質問と答弁との視点が違うのです。村のほうは、いろいろな施設だの、事業費だの、事業費といいますか、搾油料を中心とした諸費用だの、そういう費用の助成をすることによって振興していくであろうと。自動草刈り機もそうでしょう、あるいは天候調査もそうでしょう。そういうことをやることによって振興していくでしょうという認識のように受け止められるわけです。

私のほうは、生産者の立場から、それはもちろんそれでよしとして、必要としてもですよ、今必要なのは、やはり働いて稼ぐだけの、収益に見合わないと。したがって、幾ら設備を整えて、立派な施設を整えても椿の実が入ってこない、品物が、材料が。この材料を増やすためには、耕作面積を増やす、労力的にはですよ。

それから、生産者が意欲を持って、魅力ある商売として取り組める、そのためには組合員が一同のように皆さん、前田議員からもかつて出ましたけれども、なのではない、やはり生産性を上げる、そのためにはやはり料金ですよ、決定的なのは。もっと極端に分かりやすく言えば、もっと椿油が下がってみなさい。幾ら立派な工場を造ったって、幾ら搾油料をただにしたって品物が集まってこなくなる。

だから、そういう点での視点でできるだけ、私は金額まで示しました。150缶と言いましたけれども、組合で聞いてみました。現在ＪＡＳでやっているのは70缶程度なのです。仮に100缶とすれば200万ちょっとですよ、私は315万なんて書きましたけれども。それで、しかも若い人たち、これは私、生産者会議のときに村長もいたと思うし、所管課長もいたと思うのですけれども、会場に。記憶はありませんけれども、所管課長は少なくてもいたと思うのだ。

村長もいたような気がするけれども、そこでも申し述べたのは、やはり若い人たちというのはみんなそこでは専業ではないのです、今。兼業なのですよ。その人たちが兼業として収益が上がれば魅力が出るから、休日を利用するとか、暇なときを利用して、椿生産に携わるであろうと。現にそういう人もいます、取り組んでいる人も。だから、そういう立場を見て、350円程度の助成できませんかというようなお願いをしました。再度伺って、この問題は終わります。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは生産者会議というよりも、ずっと答弁というか、考え方は一貫しているというふうに認識しておりますが、行政として買取価格の上乗せをするべきでないというふうな考えの下、所管課長から答弁しているとおりでございまして、それ以外のところ、間接的な支援ということが、本来行政のやるべきで仕事だというふうな考えの下、これまでやってきたモノラック

ですとか、製油センター維持・運営管理はもちろんのこと、今取り組んでおります、将来に向けての投資的な部分に関して、行政として取り組んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、事例として比較することは、一般的には好まないのですけれども、今、生産地の周り周辺の機器をそろえたり、助成をすることで、買取り価格とか、助成はしないと決めているということなのですけれども、漁協のほうでは、エビは買い取っているのですよ、今は知りませんよ。稚エビは金を出して買っているのです。

同時に、漁業機器、無線だとか、レーダーだとか、そういう機器の装備の補助金も出している。そういう話をすると、今度は桁が違うよと、こうなのでしょう。物は言いようって、よく言いますけれども、今、危機的にあるのは、椿油産業は値段です、決定的なのは。やっと今、芽が出そうな状況、それを踏まえてお願いをしますけれども、時間の関係で、はしょっていきますけれども、本当は時間をかけて30分ぐらい話合いたい、そのための３者会議をやりたいのだけれども、答弁がそういう答弁なら、それ以上の進展はないでしょうから、取りあえず。引き続き検討するということにしていきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（寺田　優君）　議会、行政、農協との３者会議の開催について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　議会、行政、農協との３者会議の開催についてですけれども、村は農協が主催する年２回の生産者会議に出席させていただき、生産者に補助事業などの事業説明を行い、生産者との意見交換を行っております。村、農協、製油センター従事者とも定例会を開催し、情報交換を行っているところです。引き続き、このような場を活用して意見交換をしていきたいというふうに考えております。また、議会の定例会以外でも問合せがある場合は、議員に対して担当課で個別に説明などを行っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも見ていただければ分かるように、文章を全てはしょって、たった１行書いてあります。これが目的です。そのためには若い人たちと、この人たちが、議員や行政、組合、この人たちに訴えたい。そんなにこういう協議を持つことが苦痛ですか。

皆さんは、本当に情報の集めるところが違うような気がする、たったこれだけの島で。こういう

若い人たちの生産者の声を、どう皆さんの中に直接村長さん、議員さん、あるいは農協さんの中で取り上げてもらえないだろうかと。今言ったような、私、350円の助成と言った、どこから出てきたと思いますか。私の私案ではないのですよ、これは。言う人が私しかいない。前田議員のときだって、そうでしょう。前田議員しかいなかった。それは生産者会議で言えと言われれば、それはそれまでかもしれません。

ちょっとそういうことだけ補足させていただいて、それで今、私のことかなと思いながら、ありがたく、ありがくっていうか、聞いたのですけれども、議員との話合い、これは私も初めて話合いました、所管課長と。いいことですね、これ自体は。本当にいいことです。それはどこまで広がるかは知りませんけれども、そういうことは広がります。行政の所管課長と議員が話し合うことによって、個人的にもいいことだと思います。ほかの課でも、ぜひ推奨していただきたい。

では、次へ参ります。

○議長（寺田　優君）　次は、委託事業価格の改定について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

委託事業の価格の改定についてでございます。これまでも村において、議員からのご指摘等々もございまして、業務委託の費用の積算の中には、健康保険組合や退職金に係る経費の積算を含めていくなど、手厚く措置しているところではございます。

また、村内の委託料積算の基となる労務単価を令和６年度から増額改定する予定でございます。これにより業務単価に係る入札予定価格の引上げにもつながるかと考えております。

以上でございます。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　金属探知機の活用とジシンガ沢ストックヤードについて。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　笹岡議員の質問にお答えさせていただきます。

３日間にわたりダストボックスに持ち込まれた可燃ごみについてですけれども、金属探知機でチェックを試行的に行わせていただきました。試行したほぼ全てに金属探知機が反応いたしました。これは中に入っている金属製品だけではなくて、たばこの箱、薬品の包装など、アルミ箔が一部使用されているものに対しても反応しております。この試行の結果でございますけれども、金属探知機を使用したとしても全量の開披検査、こちらが必要になるというところを示しております。

関係機関におきまして、リチウムイオン電池などの危険物を事前に施設等で全て除去することはできないというところですので、危険物を排出しないよう、住民への啓発が必要であるという旨の

説明がございました。そのため、住民の皆様に対して、引き続き分別のご協力についても徹底を周知していまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これについては、ちょっと複雑といいますか、問題があるので、次回改めて質問を、簡単にいかないので、一言だけ予言、予言というか、予告的に申し上げておきますけれども、基本は金属で、爆発物が混入されているかどうかということが、これがメインなので、ところが先般示していただいた現物を見て、うんと思って、私もこれは大変だなと思ったのは、いわゆる俗に言う、正式には何というか知りませんよ。昔の言葉で言うのは銀紙ってやつですよ。

アルミでできているのか、ニッケルでできているのか知りませんけれども、その粉末をどうとかして包装紙に使っているのでしょうけれども、チョコレートだの、たばこだのね。そういうものは混入するなよと。電池なんてもってのほかだということで、そういうものは除去するように指導すると。そういう中で金属も爆発物も除去するよと。だから、やらないのではなくて、だから金属探知機はやりませんというのではなくて、そういうものを除去してくれと。

だって、ほかのものは分別させているのでしょう。ペットボトルのラベルを剥がすとか、カップラーメンのつゆは洗えとか、一方では、そうやっているわけですよ。紙も新聞紙とほかの紙とは別にしろとか、同じ紙なのにね。そういう私は配慮が必要だと思うのですけれども、答弁は結構です。一応それだけ予告的に述べておきます。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　生ごみ処理について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

ＥＭ菌については、事業化している自治体は存在しているものの、現在その効果に対する評価が定まっておりません。また、本村においても以前、生ごみを堆肥化する器具を無償配布した際、堆肥化の器具のメンテナンスに手間がかかることから普及が進みませんでした。これらのことから堆肥化のための器具の配布は考えておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これもみそくそ一緒に併せたような答弁になっているのです、全く質が違うのに。というのは、何が違うかといいますと、ＥＭ菌の処理の問題は、いわゆる実証の効果は検証

されていませんということと、それから過去にいろいろなものを施設したけれども、これは駄目だったよというのは、これは別なのです。全く別件なのだ、これは。過去のことは分かります。

その前に、ＥＭ菌について検証していないから、検証してくれと言っているわけだよ。ところが、効果はわかっていません、それだけだ。誰が分かっていないのですか。利島村が分かっていないのですか、利島村が知らないだけなのですか。自分たちが知らないというだけだ。誰が言っているのですか、あれは駄目だよと。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　取りあえず他の実際の先行事例、ＥＭ菌をやられているところの先行事例も追いかけさせていただいたのですけれども、そちらのほうでも、やはりあまりうまくいっていない方も正直いらっしゃるというところがございまして、私どもにおいても、今やるのは、実際に試行に関しましても、導入については、やはり難しいだろうと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも引き続くしかない、焦った案件ではないので、続けていくしかありませんけれども、次回に。分からないということと、問題が、ほかの自治体でやっているのだけれども、何かあるよということとは別なのです、これは。要は効用があるかどうかというのが１つの接点です、これが。あるのに、いろいろ問題あるでしょう。本村だって、ごみ回収をやらなくてはいかぬけれども、いろいろな問題があるわけで。といって、やらないというわけにはいかないでしょう。

トレーラーハウスなんていうのは、実証結果をやったのでしょう、分からないから、その結果は聞いていませんけれども。だから、そういう意味で実証検査というか、検証というのは、そういうものです。いろいろよそでやっているのは知っている。だけれども、うまくいっていないところもあるらしい。あ、そうですかでやっているわけだ。

私は検証、自分の手でやってみて、目で確認して、それでしかるべきところに問合せもして、実際にそれなりの効果が出ているという人がいるのだから、それを役場だけが否定している、やりもしないのに、実証実験もやりもしないのに、頭から否定しているのだよ。こんなものを、実証実験をやるといったら、500円もあればできるのではないですか、やるつもりなら。500円でできるか、1,000円でできるか知りませんけれども、では次お願いします。

○議長（寺田　優君）　ふるさと納税について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税についてでございますが、都内で現在ふるさと納税により令和４年度については1,376億円の税収が都外に流出しており、東京都特別区長会、市長会、町村会において、総務省に抜本的な制度改正を求めているところでございます。これは長期的な話としてですね。

あと、これまで村でも、ごめんなさい。ここはちょっと誤りがありまして、イセエビについては、ちょっと特産品として返礼は行っていなかったと。どうしても途中で死んでしまうところがありましたので、サザエについてですけれども、特産品を返礼品として活用してきましたが、近年の不漁により取りやめている現状となっております。

短期的には、魅力ある特産品を返礼品としてそろえながら、100周年を契機として、関係人口、利島に愛着を持って訪れる方と住民との交流ができる取組を増やしていきながら、愛着を持っていただければ、当然ふるさと納税とか、やっていただけるのかなというようなところを重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、これは質問して、全島でもって東京都という意味は分かりませんけれども、23区なのか、それこそ全市町村、区市町村なのか分かりませんけれども、あるいは都行政の中だけなのかも分かりませんけれども、都民税だけかもしれませんけれども、都民税ということなのでしょうね。都民税が1,300億円余り流出していると、本来入るべきものが。

ということは、それだけのものがどこかへ行っているということですよね、消えたわけではないのだよ。受けたほうは、ある市が受けたとすれば、1,370億円、ぽんっと入ってきてしまったのだ、東京都から。全東京都民がですよ、本来東京都民が、都民税を納税すべき立場にある都民が、全部その分だけとふるさとをやったと。

そしたら、その人の、まあふるさとというか、そこに1,370億円、ぽんっと行ってしまったと、こういう話ですわ。ただ、東京都民というのは１人や３人ではないから、よく分からぬけれどもね。それを額を見たら想像つくのではないですか。そんなでっかいことをやらなくても、私は、そういう知識を教えてもらうとは、つゆ思わなかったけれども、状況を答弁いただくとは思わなかったけれども、私、質問書に書いた、極めて具体的に書いたのです。ところが、答弁は極めて抽象的なのだ。こういう金銭問題というのは、具体的にどう手だてを講じるかが決め手になるのです。抽象論で、頑張ろうねではなくて。

それで、交通費について、先ほど話ながら述べましたけれども、これは例えばどこかに旅行に行くための券を発行しろということではないのです、私の考えているのは。ちょっとその辺が舌足らずだったかもしれませんけれども、利島の人たちが、関係者が外に出ています。子供さんやら、親

やら、知人やら、親戚やら、いろいろな人が。利島の人口より恐らく多いのだろうと思うぐらい、家族を入れたらね。それにかつて学校にいたとか、副村長のように利島に勤めていられたとか、元利島の職員であったとか、いろいろあろうと思うのだ。教員もそうでしょう。そうした人たちに年に１回ぐらい挨拶を兼ねて、お懐かしゅうございます。どうでしょうかと。島がこうなっています。皆さんのご協力いただけませんかということの訴えが、これがひとつ必要でしょうというのが書いた意味です。

それから、交通費というのは、先ほど述べた、本村以外に居住されている方、この人たちが夏休みだとか、何だとかで里帰りする、あるいは遊びに来る。その人たちに船賃を出す、金額によって。あるいはヘリコプターを出す、運賃を出す。あるいは民宿とセットにする。あるいは自分の親元へ帰ってくる子供たちのために、利島に対するふるさと納税でやれば、券を発行する。手続については、誰がやるか、私はそこまでは言いませんよ、行政マンではないのだから。議員というのは、しゃべるだけって言っても過言ではないと思うのだ。それは皆さんに考えていただく、どこに委託するのか、どういう手続、誰がやるのか、事務所をどこに置くのか。ただ、うちでやってもいいというところもありますよ。うちで請け負ってやってもいいと、それは私の口からは言いませんけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

旅行券ではないけれども、交通費、利島でいくと、基本的に考えれば、東海汽船か、または東京愛らんどシャトルになろうかと思いますけれども、その費用を助成というか、返礼品のものとして扱えるかどうかといったところは、ちょっと私が単純に今懸念しているのは、旅行業法がありまして、以前、修学旅行が旅行業法に引っかかる、引っかからないというのがあって、一時期非常に物議を醸し出した等々がございまして、旅行業の免許を持っていないと、そういったものが販売できないとか、そういったところが多分、そういう法律に抵触する可能性も含めて検討していかなくてはいけないというところもございますので、一概に今すぐコストもかからないのでできますとか、そういったことは言えないので、そこについては、ちょっと検討していかざるを得ないのかなといったところと。

あとは、ヘリとか、船の、いつでもという、そのチケットというか、をもし発行したとしても、当然空席数とか、いろいろなところの兼ね合いが、どういうふうに取り扱っていくのかというのは、当然東海汽船やら、東邦航空と当然協議していかなくてはいけない部分でもございますので、一概に今すぐやれるとか、やれないとかというところは、お答えできませんけれども、そういった議員からのご提案があったといったところは私どもも認識しながら、ふるさと納税の今後の在り方についてというのは、ちょっと各町村、または東京都等々も含めながら進めていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　旅行業法だとか、そういうのは、私は調べているわけではございません。ただ、やり方は東海汽船と話をする必要はあるでしょうけれども、例えば何月何日、切符を買えばただだよって、これは難しいのは分かりますよ。

そうではなくて、乗ってきた人には、税金を払った人には、納税証明と乗ってきたという証明書をいただければ、どこどこに行けば、その費用はお支払いしますよと。例えば東海汽船に乗って、１万円の切符を買って乗ってきたと。そうしたら、どこどこ行けば、１万円を例えばお支払いしますとか、その知恵はいろいろ使ってくださいよ。私は一々、ああしたらどうだ、こうしたらどうだというのは、ユーチューブであるだけに、いろいろな物議を醸すおそれもあるわけだ。簡単に言えば、知りもしないのに何言っているのだみたいな、ただべらべらしゃべればいいというものでもないと思うのだ。いわゆるそういう方式については、方策については、お調べいただいて、実施していただくと、前提です、これは。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まさに私どもというか、答弁骨子のほうは抽象的に書いたといったところは、そういったところも含めて抽象的に書かざるを得ないのかなといったところもあります。ちょっといろいろ検討させていただきながら、事業の拡充は図っていかなければ、短期的には、事業拡充を図っていかなくてはいけないと考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。もう終わりですから。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　はい。これで終わります。時間もちょうど時間なので終わりますけれども、幾つかやはり引っかかりになっていますので、課題も申し上げましたように残しまして、これで全て解決したとは思っていませんで、農協の、農協といいますか、生産者問題も含めて、続けていきたいと思います。

それで、大変でも、奨学金の問題についても、教育長も引き続きご尽力をお願いしていきたいと。いろいろそのため変化もあるかもしれませんけれども、村長をはじめ皆さんに要望はし続けていきたいと、こういう具合に思っています。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、笹岡議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、石野議員の質問を行いたいと思います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　一般質問に入らせてもらいます。

１、見積書を取らずに行われる予算計上及び支出の常態化について。令和５年９月議会、補正予算審議中に車両の修理費の増額について見積りも取らず言い値で支払うのは、村役場では通例だという旨の発言が執行部よりありました。

この件に対して住民から「車検や修理に出すときでも大まかな金額や見積りを出してもらっている。個人でできることが役場にできないわけがない。今までそうやってきたこと自体間違っている。そもそもそれを当然かのように発言できる役場の感覚がおかしい」という意見が私にありました。住民の感想意見は至極当然のものだと考えます。

財源の乏しさを理由に、実施できない、もしくは対象を一部に制限している事業があるにもかかわらず、本件のようにずさんな予算運用が行われている状況は是正されなければなりません。島の内需を支えることは重要ですが、税金の運用はもっと厳正に行われるべきです。

本件以外にも見積りも取らず、行政側の言い値で支払いを行っている事案があるのならば、それも併せて改めるべきであり、役場側が要求しても見積りも出さないのであれば、多少割高であっても見積りを出してくれる島外の事業者に依頼すべきです。

そこで、以下のことについて質問します。１、見積書を要求する事業者の言い値で支払っているこの状況の正当性を環境建設課長が答弁してください。

２、トラックの修理費として約53万円を含んだ補正予算を計上しましたが、これについては見積書が作成されて、他の修理に関しては見積書がない理由を環境建設課長が答弁してください。

２、令和５年９月定例議会一般質問における執行部の答弁とその後の発言について。令和５年９月議会での私の一般質問において、議会書類の配布日に開する答弁がなされました。答弁の概要としては、配布日より前に事務局へ連絡をすれば書類を頂けるというものです。しかし、笹岡議員の発言を機に、その答弁自体が誤りであり、撤回すると総務課長の発言がありました。

答弁内容については、執行部で十分な協議をし、決定しているという発言を村長もされています。議会中に追加質問を受けて、その場でした発言を修正するものと、答弁書に記載されている内容を誤りとして撤回するのでは意味合いが異なります。そもそも私の質問内容に対して回答がなされないという点もありますが、今回は答弁書内容の撤回に関して質問してまいります。

１、十分に検討・確認がされた答弁書に、最終的に議場で答弁された内容と真逆の内容が記載されていたのはなぜか。村長が答弁してください。

２、答弁の内容は誤りであったのならば、質問者である私への訂正がまずなされることが筋だと

思います。「先ほど石野議員の一般質問に対して○○と答弁いたしましたが、○○と訂正いたします」といった対応はありませんでした。細かなことかもしれませんが、あくまでも質問者は私であり、笹岡議員ではなかったはずです。それが今もって、なお対応がされない理由について村長が答弁してください。

３、議会資料の配布日について議長から村長へ申入れを行いましたが、議会当日、このことについて執行部側、副村長、総務課長は初耳の様子で、周りを見回し、休憩を議長に要請する事態となりました。村長からの情報共有がなかったものと推察されます。村長は、議員団からの申入れを軽視しているのではないでしょうか。今回の件についてどのように考えているのか、村長が答弁してください。

４、議会からの申入れに対して具体的にどのような検討がされたのか。また、検討がなされなかった場合は、その理由について、９月議会にて発言をした総務課長が答弁してください。

生ごみ処理について。行政、住民が協力して生ごみの減量化を図るべく、ごみの収集や処理槽の利用など取り組んでまいりました。取組開始から数年がたち、成果とともに課題も散見するようになっております。

今後の生ごみ処理について質問いたします。１、生ごみ処理槽からかき出すし１回目は、試験的に土壌改良材を作るためにかき出した。後にごみの経過観察を行うとしていました。この計画について説明を求めるとともに、試験結果について担当課長が答弁してください。

２、２回目の処理槽のかき出しやごみの減量化を図るために、ごみの埋め込みを行っているとしていますが、土壌改良材の作成試験から変更したのはなぜですか。担当課長が答弁してください。

３、来年度、処理槽を増設するかは実験結果を鑑みて決定するとしていましたが、12月というこの時期、結論が出ているはずです。結論とその理由について担当課長が答弁してください。

４、家庭用コンポストの設置により、生ごみの減量化を図ることは効果的であり、協力の意思を示してくれている住民もいます。しかし、執行部は過去にコンポストを導入したことを失敗事案として取り上げ、貸与に関してかたくなな姿勢を取り続けています。

その一方で、水循環システムや太陽光発電システムなど、自然環境に配慮したシステムに関しては意欲的に取り組んでいますが、ここに大きな矛盾があるように感じています。小規模自治体であるからこそ、住民一人一人の協力が結果に結びつくのではないでしょうか。以上のことを鑑みた上で、執行部の方針を答弁してください。

次、補助金事業の適正運用について。補助金事業については、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの件を取り上げてまいりました。同社の委託事業契約に関して問題を指摘したと同時に、予算内訳についても不適正と思う予算計上があったことからのことでありました。行政側は、非を認めることはありませんでしたが、指摘問題文言を削除し、新契約体制であります「補助金」に変更しました。議員としては、予算決議は重要な案件であります。９月議会にて未確認事項も含め、以下の質問をいた

します。

12月議会で、当該会社の決算報告で、詳細については説明をする旨の答弁を９月議会でいただきましたが、９月議会でも質問したように、資金収支予算書の項目に応じた要望額と決算額の対比を用いて担当課長が予算執行の妥当性について答弁してください。

２、９月議会にて（株）ＴＯＳＨＩＭＡとから返還金1,156万1,000円が、これから返還される旨の答弁がありました。答弁骨子作成時点で入金がされたか。担当課長が答弁してください。

３、(株）ＴＯＳＨＩＭＡ以外にも補助金を出資している団体があると思いますが、ここまでの執行部の答弁を聞いていると、適正に執行されているのか、疑義を抱かざるを得ない状態にあると考えます。３月の予算審議を前に、今年度どのような申請に基づき執行部が審議し、予算執行してきたのかを知らずには、来年度予算に関して十分な審議をすることができません。

そこで、補助金支出をしている団体の補助金申請書類（課目ごとの金額が分かる令和４年・５年度分）を添付された上で執行判断基準、適正な運用がされているかについて答弁してください。

なお､令和６年度予算案が確定する３月議会には､全補助金事業先の資金収支予算書を求めます。

５、島外医療に係る助成について。延泊についての助成拡充をこれまでも要望・質問してまいりました。本村の主要な離島手段は海路ですが、港湾施設の脆弱さから安定した船便の就航が困難な季節が昔からあります。港湾施設の改修は都の事業となるため、要望していくほかありません。

医療環境に関しても大病院のような施設を導入し、島内で診察・治療を完結させることも現実的ではありません。このような状況だからこそ、十分でないものの、住民の負担軽減につながる施策が重要になるのではないでしょうか。

私が要望した、介助が必要と認められる方の助成補助は取り組みいただきました。しかし、財源不足の理由を１つとして、延泊等の助成拡大は実現しておりません。限られた財源の中で村を運営していくためには、望むもの全てが実現するわけではないことは私も住民も理解しています。

そんな中、９月議会において総務課長から、車の修繕費用等の見積りは取らないのが役場では当たり前という旨の発言がありました。これに関して住民からは反響がありました。「限られた財源と言っておきながら、一方では丼勘定をしていたら意味がない。それだったら医療に関する助成も丼勘定でやってくれ」という意見がありました。感情的な部分も大きいとは思いますが、言いたくなるのも当然かと思います。こうしたことを前提に質問いたします。

１、公務員を除くとしている現行の制度ですが、公務員も住民であることは変わりないということは従前申し上げてまいりました。利島で公務員というと、役場職員か教職員、警察官に限られていると思います。百歩譲って、役場職員は村長からの職務命令ということで、利用しないということもあるかもしれません。しかし、教職員や警察官は利用するかどうかの選択肢がないという状況は、何の権限を持って制限するものなのでしょうか。

職業によって住民としての利益を享受できないという状況は改善されるべきと考え、公務員も対

象とすることを望みますが、この意見に対してどのような見解をお持ちなのか。また、検討していくとしていた結果、どのような検討が答弁書作成時までにされていたのか。担当課長が答弁してください。

２、現在、低所得かつ高齢者であることを要件にした助成と、その要件外の方で区別した助成体制については賛否両論があります。住民の方々の希望を全て網羅することは非現実的であります。以下、４点に絞り要請します。

医師が必要と認め、退院を余儀なくする方ならば回数制限の撤廃が必要。

延泊に係る補助の新設、帰路船便欠航時、１泊3,000円。

医師が必要と認める治療において数日を要する場合の増額対応。

現在の条件に不都合があるため、低所得者かつ高齢者の条件を廃止。

６、南ヶ山園地トイレの修繕について。南ヶ山園地のトイレについては、本来雨水を雨水タンクにためて利用する様式であると説明を受けました。しかしながら、現在は排水管の詰まりにより、利用に支障が出ており、それが長く続いております。対処的に清掃委託を受けた方が麓から清掃用及び常設用に水を運んでくださっている状態が継続しております。６月議会一般質問でトイレの状況をお伝えし、その後、水を入れたペットボトル等が設置されましたが、根本的な解決には至っておりません。その状況を踏まえて質問いたします。

１、令和５年度予算にトイレの修繕工事費を要求しているということは、昨年末には前述の状況にあることは認識されていたのだと想像できます。工事着工の当初予定は何月を予定していたのか。担当課長が答弁してください。

２、実際の工事着工がいつになるのか、担当課長が答弁してください。

３、南ヶ山園地のトイレは、周囲が鬱蒼としており、建屋に電灯も設置されていないため、とても暗くなります。枝の伐採と安価な人感センサー付ライト等の設置が必要かと考えますが、担当課長の見解を伺います。

100周年記念事業・式典について。周年式典を終え、全事業の成功点と失敗点について見解を村長がお答えください。

８、都道沿いに面する建屋について。漁協倉庫（旧東海汽船発券所）左隣建屋のひさしが剥がれ落ち、コンクリート片の落下物が認められ、危険な状態であります。コーンの設置も十分ではなく、早急に対応願いたい旨、住民の方よりありました。村役場所有物件と聞きましたので、早急に対応願いたいのですが、担当課長が答弁してください。

トレーラーハウスについて。トレーラーハウスによる実証実験に関しては住民の関心も高く、実験終了後についても注目している方が多くいます。９月議会において車検の件を質問したところ、車検が通らず、移動しなければならないときには仮ナンバーを取得して対応すると執行部からの答弁がありました。

それを踏まえて質問いたします。現在、トレーラーハウスに入居されている方から使用料の支払いを受けていますか。受けている場合、どの項目で歳入処理がされているのか。担当課長が答弁してください。

２、車検が切れた後も入居してもらい続ける旨の説明が以前ありましたが、トレーラーハウスではなくなったものをどのような位置づけとして扱い、歳入処理項目はどのようにする予定なのか。担当課長が答弁してください。

現入居者は、現段階での退去予定年月日について答弁してください。

ジシンガ沢ストックヤードの試験的開放について。12月24日までの試験的開放とし、延長中でありますストックヤードでありますが、申込み時に比べ、量が明らかに増えてくる状態でもあるように感じられます。これは利用したいが、都度申し込む煩わしさもなく、天候・自己のスケジュールに合わせ利用が可能であることから、搬入の増加につながったものと推察します。実際に住民から上記のような声が届いています。そのような状況を踏まえても、住民には12月24日までの期限である旨の通知を繰り返しされている状態である。この状況を踏まえ、以下について質問いたします。

行政が突如試験的開放及び開放の延長した意図。

２、試験的開放の現在の利用状況（分別状況、搬入の量、利用者のマナー）。

３、年末を控えて12月24日までの期限としたことに住民の実生活にそぐわないものであるとの声です。住民に協力を求めての無制限の開放を求めるものであります。

住宅建設と３Ｃ事業について。当初、移住定住促進住宅建設事業と３Ｃ事業は関連性のないものと認識しておりました。しかし、この２つは不可分一体の事業であるとの説明が前回議会でありました。これまでの議会では、３Ｃ事業について既存施設の有効活用を含め、質問・提案が複数議員からなされてきましたが、勤労福祉会館については目的外使用に当たる。交流会館は、いざ別別用途で使おうとしたときに対応が難しいといった答弁でした。

しかし、そもそも不可分一体であるならば、住宅の建設要件において、コワーキングスペース等の建設が必要だという説明がされるべきであり、既存施設についてのやり取り自体が意味をなさなくなってしまいます。何かしら恣意的な理由から説明しなかったのか、他の理由があるのか、現時点では分かりませんが、この点についての説明があるものと期待しつつ、以下について質問いたします。

１、移住定住促進住宅建設及び複合型サテライトオフィスに係る現段階での構想案（予算を含む）及びスケジュール（事業開始時より完成まで）についての取りまとめ。担当課長が答弁してください。

２、移住定住促進住宅の整備に当たって、補助金を特定財源として見込んでいますが、特定財源を確保するための必要要件に住宅内にコワーキングスペースを整備することが求められるとありました。しかし、その要件を近傍地へのコワーキングスペース及び大型サテライトオフィスの建設に

より満たすことができるとの発言が前回議会でありました。住宅建設要件として大型サテライトオフィスの建設が必要なのか。また、住宅に関しての近傍地とする具体的な条件（距離・敷地面積や建坪）は示されているのか。担当課長が答弁してください。

３、建設予定地が単身用であることが、３Ｃ事業の目的の一つである、子育てに優しい住環境の整備といった、執行部が説明してきた事柄とでそごが起きているようにも思えるのですが、援助を受けるに当たり、単身者住宅であることが不都合に当たることはないのでしょうか。担当課長が答弁してください。

４、３Ｃ事業（こども・長寿・居場所）から長寿を除き、２Ｃとしたのは住宅建設に有効だと考えたのか、その場合なぜ有効なのか、それとも他に理由があるのか。担当課長が答弁してください。

12、３Ｃ事業に対する村長発言について。施設の意味としての話の中で、子供が雨の日でも遊べる場がなかったり、受験生の学習を支援してくれる人がいても学習する場所がないといったことを発言されました。現実を見ると、利島の人口構成や今後の子供の数の変動を考えても、あまりにも目的に特化した施設になってしまい、誰でも集える居場所という観点からは遠ざかる一方だと考えます。多目的に使え、時にはパーテーションを利用して小部屋化もできる、村民にとって居場所となることが事業の意図することなのではないでしょうか。以下について質問します。

利用料・運営経費について検討した結果について説明ください。

２、利用見込者数が年2,300人とする根拠を村長が答弁してください。

子供に勉強を教えてくれる人がいるのに場がないということでしたが、施設が完成した場合、そうした方に村から学習支援員の業務として依頼をする予定でいるのか。ボランティアとして参加していただくことを考えているのか。村長の構想を答弁してください。

４、学習の場がないとしていますが、学校、交流会館、既存設備を利用することはできないのか。村長が答弁してください。

５、来年度より利島小中学校は義務教育学校へ移行し、９年間の間に柔軟な教育課程を編成することができるようになります。これは中３までに早めに学習内容を終え、受験対策の時間を設けることも可能となる仕組みであります。現在でも学校では様々な取組をされていると思いますが、今回提案設計予算についてまで進行している学べる場についての学校側との協議がなされたものでしょう。

６、雨の日に遊ぶ場がないとの発言ですが、読書をしたり、賛否はありましょうが、ゲームをしたりすることもできると思います。雨の日には雨の日の過ごし方を模索し、知ることも学びの一つと考えます。子育て世帯の方からの要求ではありますが、そこは短絡的に考えず、熟慮する必要があると考えます。利島は雨が降って外で遊べない日が特別多い地域なのでしょうか。村長の考える雨の日の遊びとは、現状がどのようになっていて、今後どのようなものにしたいと想定しているのか、答弁してください。

２Ｃ、つまり子供、そしてみんなの居場所を掲げた事業を推進するのであれば、その事業によって建設される施設は、子供を中心とする子育て世帯だけでなく、年代を超えて村民全員の居場所となるのが本来の趣旨にのっとることであります。しかしながら、現在示されている方針では、２Ｃ事業を目指すとしているにもかかわらず、子育て世代にばかり目が向けられ、そこに当てはまらない住民が排除されているという印象を受けます。

子供たちの遊び場、つまり集える場であり、学習の場としても施設の利用を考えているのであれば、それは子供に限定せず、今、国が提唱している生涯学習の観点からも様々な年代がＱＯＬを上げ、これからの超高齢化社会をいかに充実したものにできるのかの手助けとなる場、そして多世代交流が可能となる場として活用することが望ましいと言えます。今の方針では、一部の村民だけが施設ができることで恩恵を受け、その他の村民がその恩恵から排除される構図が成り立ちますが、このままの方針を貫くつもりなのか、村長の見解をお示しください。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、答弁に移っていきたいと思います。

１問ずつお願いいたします。

まず、見積書の徴収について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問に回答させていただきます。

見積書の徴収についてでございますけれども、老朽化している車両や設備等、でき得る限り修繕して使用しております。故障があった際は取り急いで対応する必要がございます。そのため事業の緊急性を鑑みて、早急４に対応できる島内事業者に修理を依頼したところでございます。

２番目のフォークリフトや軽ダンプについては、使用できなくなるほどの故障が近々に発生することが予想され、早急に修理することが必要であったため、補正予算において見積額を計上しました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　まず、１番の見積書を要求せず支払いを行っていることについて、その１番の質問に関して、私が言っているのは、見積書を取らないで今までやってきたことが、正当性があるのかということを聞いているのですけれども、老朽化した車両や設備をできる限り補修しているのではなくて、見積書を取らないで、今までのようにやっていたことは正当性があるのかということを聞いているのです。正当性はありますか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

車両に関しても、施設に関しても同様でございますけれども、いつ壊れるかも分からないような状態でございます。だまし、だまし使っております。やむを得ない措置としてやらせていただいていると考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いつ壊れるか分からないという車をそのまま置いておくのですか。壊れてから修理屋へ持っていくということですか。そうでなくて、いつ壊れるか分からないから、先に修理してもらうというのが、普通は先ではないですか。それとも壊れてから持っていくのですか、村役場は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　実際のところでございますけれども、実際に車両、車とかでございますけれども、乗っているところで、何かおかしいなと。それで、修理に持っていこうというのは、多分皆さん同じだと思うのですけれども、それがいつ壊れそうだからというのは、なかなか予防保守としては、確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、現状として、車に乗っているところで、何か状態がおかしいなとなったときに実際持っていくことが多いかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　普通、車が壊れそうだなと思ったときは、一般の人は修理屋へ持っていきますよね、見てもらって、どこいら辺が悪いのか。役場は、そういうことはしないで、壊れてから持っていくということですか、今に壊れそうだといっているのに。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えさせていただきます。

ケース・バイ・ケースにあるかと思います。ただ、役場の中で、ごみ収集車ですとか、患者搬送車ですとか、ほかに替えの利かないものが壊れるとか、そういった場合についても、当然壊れたときにしか対応していないと。ふだん使っていたり、緊急時に使わなくてはいけないといったところで、ちょっと調子が悪いから持っていきますというような、そこについてはケース・バイ・ケース、まさに乗っていて、これは早急にというのは、動いている状態で整備工場に持っていく場合もありますし、本当に動かなくなってしまって持っていく場合もありますし、そこについては、その緊急

性とか、そういったところに応じて整備を行っているといった現状でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　持っていってもいいのです。私は見積りを取らないのかというのを聞いているので、見積りは取らないのですか、役場は。修理に持っていっても。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

見積りを取らないのかというような、見積りの、その徴収する時期がいつなのかというようなご質問というか、見積りを取るか、取らないかと言われると、取っておりますというふうに、この場でご答弁させていただきますけれども、いつの時点で取るというか、実際には今回、車を例に挙げさせていただきますと、整備工場に持ち込んで、整備工場で整備をしながら、結局見積りもその場で作っていただくというか、その場で見積金額幾らというようなお話になってきますので、見積書が最初から、この見積りで幾らですよというようなものができてから修理をお願いしますというようなところではなっていないと、なされていないといったところで、見積り自体は取っているかと言われれば取っております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いや、前議会で、見積りは今までもらったことがないって、役場では。そういうことの答弁があったので、では何も取らないでやっているのかという趣旨ですよ。それで、今回聞いているのは、今まで見積りを取らないで、修理とか、そういうのをやってきたのは、これが正しいのかと、役場側でやっていることが。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　前議会からの関連での質問かというふうに受け止めておりまして、この質問に際し、答弁骨子作成で、改めて幹部の中でも協議をしたといったところで、今回答弁させてもらっているといった状況でございます。

当然いろいろな場合が想定されておりまして、先ほど榎本総務課長のほうから答弁させてもらったとおり、ケース・バイ・ケースで、正直見積りを取っている時間的余裕がないというようなところがあったりします。また、例えば今の時期に、来年度に向けて新しい車を購入したいというふうな場合には、当然見積りを取り、それを基に予算を組み立てていくといったところでございます。

一方で、修繕とかに関しましては、実際は過去の傾向と概算といいますか、実績に応じて予算を積んでいるといったところもありまして、例えば時間的に余裕がない場合には、見積りがない状態

でということが場合によっては起こり得ると。それは皆さんも感じていらっしゃるかなと思いますけれども、島特有の事情もあったりとか、競合するところがないといったところで、正当か、正当でないかといったら、正直なかなか難しいかなといったところもありますが、住民のサービスに資するといった観点では致し方ない措置かなというふうに考えておりまして、その辺りも含めてご理解いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ケース・バイ・ケースというのは分かります。ただ、課長も答弁したように、車がいつか壊れそうだと、６台ぐらいあると言いましたよね、車が、これは１台ずつ修理していくわけにはいかないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほど来申しているとおり、役場に一般通称軽箱、利島でも軽箱、軽箱と言われていますけれども、そういったものについては、ある程度台数が確保されていますので、当然修理の際には交代でほかの車もございます。

ただ、いかんせん先ほど来申しているとおり、トラックですとか、ダンプですとか、ごみ収集に使われる車ですとか、可搬ポンプ車や患者移送車等々ほかに代替が利かないものというのも当然ございますので、そういったものも含めて、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているといったところでございますので、石野議員のおっしゃられるように６台とか、７台とか、台数がたくさんあるから。それは順繰りでやればいいのではないかというようなところが、一概に当てはめられないといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いや、ごみの収集に係る車が６台ぐらいあると、たしか９月議会のとき答弁したと思うのですけれども、産建に６台ぐらい。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

６台というのが、産業、産業ではないですね、環境建設課ですね。環境建設課に６台というのですか、所有している車が６台というか、所管している車というのですか、管理している車が６台で

あって、その中で当然ごみ収集とかに適用できないというのもありますので、ごみ収集車は基本的に２台ないしほろつきも含めて３台で実施していると。そのどれもが、もう既に老朽化している状況で、なかなかこの場で明確に申し上げにくいのかなというようなところもございますけれども、だまし、だましというような表現を先ほど来、課長のほうもしておりますけれども、これはユーチューブ上でなかなか難しい、私どもも答弁しにくい回答でもございますので、６台ある中でも使えるものは当然限られてくるといった中で、その中で壊れたら修理に出しながらというのが現状でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　故障したら取りあえず見積りを取ってもらったらどうですか。見積りを取っている時間がないのですか。例えば部品がないと、そのとき東京から取り寄せる時間があるわけです。そういうときは見積りが取れるでしょう。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

当然部品等々が利島になくて、島外から取り寄せるといった場合には見積り、その間に出来上がると。見積書がないのにもかかわらず実施するというのが適切な表現ではなかったということで、見積書を作成しながら修理も行っているというのが現状のお話かなと思っております。見積書がなくて修理をしたということではなくて、見積書を作ってもらいながら整備をしているというのが現状なのかなというようなところで、ご理解いただければと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　フォークリフトには、トラック53万円の見積りが取れているのですけれども、１台が。もう一方は取れていないのですけれども、これは何かあったのですか、53万円の見積りを取れているけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

取りあえずフォークリフトに関しましては、実際に車両をばらして点検していただくのですけれども、その前に予算計上の締切り等ございますので、当然予算計上前に関して見込みですけれども、そちらのほうで計上させていただいて、実際に、いざ整備前に実際ばらすわけでございますが、車両を。そちらの際に、ばらしてもらって見ていただいて、そこで見積りができてくるというところ

でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そうです。修理する前にどこが悪いかばらして、これこれこういう部品が必要だと見積もりに書くわけです。それで、これでいいですかと。この値段で修理しますよと。ちょっと高いから、どこか削ってくれとか、いろいろあるでしょう、修理のとき。だけれども、今まではそういうことをやっていなかったということで、これからはちゃんとやるようなあれはあるのですか。ただ、壊れてからぼっと持っていって、すぐ直して、それでオーケーですと。それだけのことをやるのかな。見積りはどうするのですか、取るのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えしたいと思います。

見積書というようなところでございますが、では一例を申し上げますと、車検でも何でもいいのですけれども、見積書、ではこの値段で修理してくださいかどうかというのを、見積書というものをいただいてから修理する場合も当然ございますし、ただ緊急的に行わなくてはいけないといったものは、整備をしていきながらも見積書も作っていただくというような当然並行作業になっていくというのもあるので、一概にどっちとも、見積書ができました、はい、修理してくださいというのは、現実的に修理もしながら見積書も、これは幾らだよねという話になってくると思いますので、前回来から答弁させていただいているのですけれども、見積書として完成された書類が出てきてから、はい、整備をしましょうということではないと。あくまでも同時並行的に行っているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午後　２時４２分）

（再開　午後　２時５３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

石野議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

私が前回の議会で、見積書がないと、取っていないというような旨、誤解を受けるような発言をしたことについて、ちょっと訂正させていただきます。見積書は取ってございます。見積書がなく

て実施しているといったことはございません。

以上でございます。

〔「では、次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　９月議会の答弁についてでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　石野議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目といたしまして、答弁にそごが生じましたことにつきまして、おわび申し上げたいと思っております。過去の９月議会の答弁でございますが、従前は議案配布日に議案及び行政報告のデータを村ホームページにアップロードしており、これは９月議会の時点でしたけれども、しており、お手持ちのコンピュータで確認されたい場合は、そのアップロードに、村のホームページのアップロードに確認していただくこととしておりました。

これが９月議会までのルールだったと思うのですが、そこでご質問いただいて、それに対する答弁について、行政報告については、整い次第ホームページのアップロード前にお手持ちのコンピュータに送信すると答弁いたすべきところ、答弁骨子も含めて答弁をしてしまいましたということでございます。今後、答弁骨子の作成に当たり、より精査するように努めてまいりたいと思っております。

２つ目につきまして、石野議員のご質問に修正というところの文言がなかったのではないかというところでございますが、改めまして、石野議員の質問に対する修正として発言すべきであったことをおわび申し上げます。

３つ目と４つ目につきましては、議会資料の配布日の早期化については、事前準備を行い、これは議員さんが議会準備を行い、議会での議論を効率的に行うためという趣旨があるというふうに我々のほうも認識しております。

一方で、執行機関においても資料の調整に時間を要することから、議論の効率化という趣旨も踏まえながら､可能な限りの対応を検討していきたいと考えております｡議会資料の配布については、議会の皆様と協議を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　謝罪は受け付けます。

これは多分管理者同士で答弁骨子を出すのは相談していると思うのですけれども、いて、こういう文言で出しますよと、では受け付けますといったあれを、議会で言った答弁でなく、答弁骨子に

載っているやつが、何で議会で真逆の答弁がなされたのかというのがよく分からなかったので、期日を早くして。書類を出しますと答弁骨子に書かれていた。それで、議会に入って、いや、そういうことはありませんよと。だから、撤回しますと、そのことに関しては。管理職には全て一般質問を出してあるので、そこで相談して多分出した回答だと思うので、ちょっとそごとは違うのではないかなとは思うのですけれども、その点どうなのですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　そこにつきましては、ちょっと日付の捉え方の、我々も認識がちょっとずれていたところがあって、そこでそこが生じてしまったのかなと思っております。

これは、ちょっとなお書きですけれども、そもそも答弁骨子って、どういったものかというと、正直、答弁骨子というのは、正式な書類ではないです。要は、質問の前に議員さんからの一般質問の通告を受けて、こんな質問で答弁しますという調整ペーパーでございますので、そこはちょっと議案配布の在り方みたいなところも、議案配布の時期ですね、在り方のところもご協議というか、ご相談いただいているところでございますが、そういった答弁骨子の、その提供というですか、渡す、渡さないというところも含めて、今回いろいろご提案いただいたので、考えていきたいなと思っております。それは配布の時期も含めてです。これは調整ペーパーでございまして、正式なペーパーではないということだけ申し添えたいなと思っております。

以上でございます。

○４番（石野　治君）　今の答弁で、あれですけれども、議会資料の配布は、これは議会との調整をというのかな、これは。議会の皆さんと協議を重ねてまいりますということは、これは日にちのあれとか、早くするとか、遅くするとかの協議をやりたいということですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　先ほど申し上げたように議会での議論、効果的にやっていきたいというところのお話かと思っておりますので、さはさりながらも、我々も資料の調整だとか、そういったところもありますので、そういったかかる時間とかも踏まえながら、できるものは早期化させていただければなと思っておりますし、ちょっと厳しいものについては、そこはちょっと厳しいですというお話をさせていただきたいなと思っております。そこも今後協議を重ねさせていただければなと思っております。

以上でございます。

〔「では、次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　生ごみ処理について。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　失礼します。

先ほどちょっと答弁骨子のところ、正式でないというお話をさせていただきましたが、ちょっとそこは撤回させていただきます。ただ、事前に、こういった答弁の範囲をさせていただくというところの位置づけのものであるということを言いたかったところでございます。

以上でございます。

〔「動議を出すわけではないけれども、動議を出してもいいのかなと
思いますけれども、ちょっと休憩してもらいたいと思います」と
言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、休憩します。

（休憩　午後　３時０３分）

（再開　午後　３時１７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

引き続き、石野議員の質問を行ってまいりたいと思います。

生ごみ処理について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問にお答えさせていただきます。

１番目、生ごみ処理槽からかき出した資材について、道路清掃にて回収した落ち葉等と併せて土壌改良材ができるかの経過観察を行っています。資材や落ち葉について追加等を行い、見ていく必要があり、年単位で行うことになります。

２番目、２回目においても埋め込みではなく、同様の経過観察を行っているところです。

３番目、生ごみ処理槽を増設するかについては、年単位に係る経過観察の結果を見てから判断したいと考えています。

４番目、コンポストの貸与については、以前の配布の際に堆肥化の作業や器具のメンテナンスに手間がかかることから普及が進みませんでした。また、他の自治体のお話も伺いましたが、堆肥化に失敗する事例も相当数あるとのことであり、堆肥化のための器具の配布、貸与等については、現在考えておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１回目のかき出しというのは、いつ頃ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　具体的にちょっと日付は覚えていませんが、昨年度中でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２回目は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

具体的な日付は、あれですけれども、今年の春か夏だったかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　土壌改良材を作っているということだったのですけれども、前、何か内容物の信用性から、土壌改良材として使うことはないという答弁があったのですけれども、これはまだなお土壌改良材を作り続けているということは何かあるのですか。何かで使う、使わないというのに土壌改良材をなお作り続けているわけは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

いわゆる堆肥としてのものとしてはどうかと思いますけれども、土壌改良材を作っていって、今後どうなっていくか、体積等を含めて状況を確認させていただきたいために取りあえず続行しているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　何かに使う予定があるのですか。土壌改良材としては、もう前に使えないという答弁があったので、去年と今年、かき出して、どこでやっているのかもよく分からないのだけれども、これは何かに使う予定なのですか。ただ、作ってみるだけ。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今は、土壌改良材となるかどうか、取りあえず試験で試していると、その状況を見守っているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　最初の土壌改良材を作りますよといった後、内容物が何だか分からないので、土壌改良材としては使えないという答弁があった。また、今度土壌改良材として試験的にやっているのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　一旦作っていますので、取りあえず状況は見続けさせていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは何に使うのですか。土壌改良材には使えないし、何に使うか、ちょっとよく分からないのだけれども、土壌改良材として今作っているわけですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになりますけれども、生ごみと道路清掃で出てきた落ち葉を基に土壌改良材になる形のものを切り返し等をして整備させて、整備というか、取りあえず試行、トライアルをさせていただいているところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、今度成功すれば土壌改良材として使えるということですか。前は内容物が分からないので、使えないという話でした。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　実際に年単位かかると思いますけれども、年単位で利かないかもしれませんけれども、進めていきまして、物としてできるかどうか、そちらのほう、またそのときの様子を見たいと思っております。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　生ごみ処理に関しましては、以前の議会から何度かご指摘、ご質問、ご要望等あったと思います。

課長のほうから再三答弁があったとおりで、明確にこういう形にする、例えば商品にするとかという目的があるわけではないと。どちらかというと、今現状コンポストにたまった生ごみ、これの容積の減り具合を見ていくといった中で、様々な問題があり、今も容積が足りないとかといった問

題もあり、減容の状況を数値化する、定量化、評価するとかというような観点で実施していると。今、穴を掘り、その中に生ごみ、それから道の草、葉っぱを入れながら、要は微生物を混ぜながら発酵しながら、そうすることによって分解されて、容積が下がっていくのではないかと。

それで、どれぐらいのペースで、どういった形であれば減っていくのかというのを見ていると。その過程で、例えば土壌改良材、肥料とか、堆肥とかで使えればいいのですけれども、そちらの目的は後々というか、そちらが本来の目的ではなく、容積の減り具合を見ていくといった趣旨でやっているものであります。まだ結果として、もうちょっと時間をかけて見ていきたいなといったところですが、後の質問でもあるみたいに、今後コンポストを増設するとか、そういったことも踏まえて、データを取っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　何に使うか分からないけれども、一応作ってみるということらしいのですけれども、これは笹岡議員が言ったようにＥＭ菌を混ぜてみたらどうなのですか、ちょこっと。土壌改良材としてやっているのだったら。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現状については、土壌の微生物において処理というか、ところで続行しておりますので、そこは条件を変えずに、島の土壌にもともといる微生物で分解を続行していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは何年ぐらいかかる予定ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

取りあえずいつというのは、ちょっと具体的に申し上げられないのですけれども、現在、私どもも正直、ほかの仕事を抱えながらやっておりますので、なかなか現場のほうの状況ですか、土壌自体の切り返しがなかなかできていないというところもありまして、そちらのほうの処理自体も、かなり遅れているというのが正直なところあると思います。週１回ぐらい繰り返しをしたほうがいいというのも、物によっては書いてあるのですけれども、なかなかそちらもできていない現状もありますので、いつというのは、正直申し上げられないところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　役場の前のコンポストで、大体１年単位でかき出しやっているのですけれども、これは来年かき出しやって、どれぐらいの大きさのところでやっているのですか。ジシンガ沢の３メートルだか、４メートルぐらいの穴を掘ってあるのだけれども、そこへ入れているのか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

前にもお話ししているかと思うのですけれども、具体的にはあの場所ですけれども、前回かき出ししたものをあそこに入れて、あと道路清掃の落ち葉と併せて、また切り返しを現状行っているというところでございます。

また、次の層も、恐らく今年度中に１回かき出しが必要になるかなという状況でございますけれども、それに関しても、またそちらに入れて、同様なところで、また試行を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いいものができるといいですけれども、コンポストの貸与についても聞いているのですけれども、土壌改良材ばかりにコンポストを入れているのですけれども、これは水分を出してやれば燃えるごみにいってしまうコンポストもあるので、そういうのは考えたことないですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えいたします。

そもそものスタートのところで、令和３年１月からでしたっけ、４月か、分別を替えたところ自体も、生ごみの可燃ごみに回る量を減らしましょうと。生ごみ自体が、可燃ごみに入るものを減らそうというところでございますので、議員の言われた乾燥式のものを導入するという、そこは考えておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　住民に頼んで、減らせば、物を。やってくれると言っているので、普通は住民から言われる前に役場が、行政側が何とかやってくれないですかというのが普通だと思うのですけれども、何で断るの、みんなやってくれるという人がいるのに。今、生ごみを乾燥するコンポス

トもありますよね、自宅で。ただの改良材ではなくて、電源で、ちょっと電気代は食うかも分からないけれども、そういうのは考えていないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、乾燥したところで。その後乾燥した生ごみは当然可燃ごみとして出てくるというところがございますので、乾燥式のものを入れるということは考えておりません。

以上です。

〔「次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　補助金事業の適正運用について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えいたします。

補助金事業の適正運用についてですけれども、１番が補助金対象事業については、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡから事業執行についての説明を受け、村としては適正に実行されたと判断しております。

項目ごとの決算額につきましては、122ページからの報告第１号、監査報告にてご確認いただければと考えております。

（２）の返還金の件ですけれども、令和４年度分につきましては、10月初旬に返還されております。

３番目のそれ以外の補助金の関係ですけれども、各種補助金の支出につきましては、補助の目的や内容、経費の配分等について、申請に関わる書類を適正に審査し、執行しております。また、交付決定後の事情変更があった場合は取消しや返還請求などを行っております。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１の質問については、予算に対した決算など行われたのか、具体的に知ることで、新年度予算への検討がつなげるものでありましたが、９月に提出していただいた、再度確認、具体的に文書名を記して質問したものでありました。

答弁には、別紙を確認とありましたが、問合せたところ、こちらからする次第でありました、問合せを。あと、その旨説明し、結論を答弁していただきたかったのですが、２番の令和４年度分の10月に返還されている1,156万1,000円、これのどの部分が返還されたのか、多分、大方人件費だということだったのですけれども、どの部分、どれがそうなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

この件につきましては、先般石野議員からお電話いただきまして、その際にも電話でお答えさせていただいていますけれども、返還されている部分で大きい部分というのは人件費の部分と、あとは社宅と営業所の建設積立金のところの返還金が大きくなっているというところと、あともう一点はフォークリフトのリースの部分がマイナスになっているところが、返還額の中では大きいというふうにご説明させていただきました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　どれが幾らかの金額は分かりますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　すみません。すぐにちょっと数字が出てこないので、監査報告の前までにお伝えできるように準備しておきます。

〔「では、次行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　島外医療に係る助成について。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

島外医療に係る助成についてでございますが、今年度から助成の拡充を行ったところでございまして、その実績を分析する必要がございます。また、低所得者への支援拡充や公務員を補助対象に加えることについては、今後も検討を重ねてまいります。１番目ですね、ごめんなさい。

２番目について、まずは高齢者の低所得者に対して手厚く補助を行っていくことを目指しておりまして、一律の補助というのは、現時点では考えておりません。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１の答弁について、私が①で質問しているのは、教職員、警察官が住民としての利益が享受できていないという状況は改善されるべきだと考え、公務員も対象とすることを要求していますとだけ言っているわけではありませんと。１つは、この意見に対してどのような見解をお持ちか質問しています。

２つ目は、検討していくと答弁なさったので、検討結果を伺います。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

本事業におきましては、補助金でございますので、当然その対象、また目的等々によって、それこそ補助でございますので、その目的に合致したようなことで、実際に運用している、現在運用しているところでございます。

利益の享受というような質問がございますけれども、補助金でありますので、利益を享受するという考え方が妥当かどうかというところ……

〔「そこはちょっと消してもらえますか。利益の享受」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　分かりました。

〔「利益を受ける」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　利益を受けるということ自体が、補助金でございますので……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　では、そこは全部なくしてしまっていいということですね。分かりました。

公務員を含めて、再三議会でも申し上げているとおり、ほかの補助、助成があるというところも踏まえて、不公平ではないかというようなところもありますけれども、そこについては、あくまでも補助といったところでございまして、差別化を設けさせていただいているといったところで認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２について、お困りの方は、援助する方針は大切なことであるのですが、しかし現在低所得かつ高齢者が生活でお困りで、高齢者でなくても低所得者はいると思うのですけれども、利島にいないかどうか分からないですけれども、いなければいいですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

ごめんなさい。先ほどのもう一点、１番の中でお答え、ちょっと漏れたところがございました。公務員について、どう考えているのかといったところなのですけれども、そこについても検討をしているところですといったところの答弁が漏れておりましたので、ここで付け加えさせていただきます。

２番目の高齢者の低所得者以外の低所得者といったところについても、ここについても再三申し

ているとおり低所得者への支援拡充等々についても、今後も検討を重ねていくといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　実績の分析とありますけれども、どういう具合にやるのですか、分析結果。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

実績の分析というのは、今年度当然今実施している補助金のメニュー拡大と縮小の部分、縮小の部分は当然実績として上がってきませんので、それ以前の実績を反映させなければいけないというところはございますけれども、今年度から新たに実施しているところで、65歳以上の方の低所得者部分も実際に7,000円から１万5,000円、もしくは１万円に上げた部分というのが、どの程度の割合、一定数いるのかとか、また付き添いに必要だった者がどの程度いらっしゃるのかとか、そういったところの実績を基に、今後その費用がどの程度かかったかといったところが、この補助の最大の肝になるところかなと考えておりますので、そういったところを見極めながら、補助の拡充が行えるのだったら拡充を行っていくとか、そういったところを検討していきたいといったのが、この実績を分析するといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今回、島外医療に係る助成について質問したのですけれども、これは先ほど笹岡議員と同じ文言で答弁が返ってきています、一字一句違わないで。私の質問と笹岡議員の質問は、多分違うと思うのですけれども、これは答弁が嫌なので、こういう答弁が返ってきているのか分からないのですけれども、笹岡議員と同じですよと書いてくれたほうがよっぽどよかったです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

一字一句同じだというようなご指摘もありますけれども、総論として笹岡議員のおっしゃっているところと石野議員のおっしゃっているところというのは一緒なのかなと。公務員についての拡充と、あと全体的な、全世帯に分けて支援しなさいといったところで、そこについては、村の回答としてはぶれるところがございませんので、同じ答弁にさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　それでも違う質問があるので、一字一句同じ答弁を返してくるというのは、どうかなと思うのです。類似する部分はあっても、やはり違っているところの質問があると思うので、いいや、こいつらには答弁なんか適当にやっておけと、そういう意図でよこしてあるのかなと思って、一応受け止めました。

だから、やはり一般質問を出すというのは、どうしたらいいかと考えて出すと思うので、一字一句同じというのも、ちょっと失礼ではないかと思います。質問がちょっと違うので、これはこれで次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　南ヶ山園地トイレの修繕について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えいたします。

南ヶ山園地のトイレの修繕につきましてなのですけれども、今年度予定しているのは、トイレの水の流れが詰まっている箇所についての改修工事を予定しております。工場の日程については、現在業者と調整しているところになっております。工事を実施する予定としては１月から３月の間に実施する予定です。

昼間のトイレの状況につきましては、私のほうでも確認しておりますが、曇天時は暗いことを認識しておりますので、そういうセンサーライトとかが必要なのかというのは、ちょっと改めて検討したいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　まず、１について聞きます。

年度当初の計画について質問しています。これは年度当初の予算が組まれていたということなので、いつ頃やる予定だったのですか、当初は。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっとやれる業者の問題もあったりとかもしまして、そこの調整がなかなかつかなかったというところで、早めにやりたかったのはやりたかったのですけれども、ちょっとずれ込んでいるというのが現状です。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　業者との調整がつかなかったということは、これは島内の業者に頼んだのですが、それとも島外の業者。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

調整というか、話をしているのは島外の業者で、実際にそのトイレの改修工事をしている業者に依頼をしているという状況です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１月から３月までの間の工事ということなのですけれども、この間、業者との折り合いがつかなかったのですか。来年の１月から３月の工事に計画しているということですけれども、今までは業者との折り合いがつかない、例えば４月から12月の間には。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、なるべく早くできたほうがよかったというところはありまして、何とか今年度中に、今調整してもらえるように、ほかとの工事の調整もあるということでの話は聞いていますけれども、確実に３月までに工事を実施していただくということで、一応今月中に１度来て、日程調整をする予定にはなっております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　３番の照明の件は分かったのですけれども、枝の伐採はどうするのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

私も見に行った際に、ササですかね、ササなのか、竹ですかね、そこがかなり鬱蒼としているという状況は把握していますので、それに関しても、ちょっと対応を考えます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　人里離れた施設なので、そこしか用を足すことはできない。そこへボトルに水を入れて対応するしかなかったことは分かりますが､何か衛生的観念から好ましいものではない。夏場清掃委託している人には、水を運んでもらっているということは、９月の議会でも言っていた

のですけれども、何とか早くやってもらいたかったです。１月から３月というので、これも期は分からないですけれども３月頃になるか分からないのですけれども、なるだけ早く工事に入ってもらいたいと思います。

次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　100周年記念事業・式典について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えしたいと思います。

100周年の記念事業・式典についてでございます。当日は多くの村民や村にゆかりのある方々にお越しいただきました。これまでの利島村の歴史を振り返ることで、先人たちの苦労と功績を改めて考えることができ、将来に向けて新たな気持ちで村の発展に尽力することを心に誓う機会とすることができました。また、この節目を祝う場で村民表彰を行い、これまで功績のあった多くの方々をたたえることができ、おおむね事業の趣旨を達成できたと認識してございます。

記念動画ですとか、キャッチコピー、またロゴの作成に当たり、村民の方々のご協力をいただき、本事業をつくり上げることができましたが、問題点を強いて挙げるといえば、式典までの企画準備に時間を十分割くことができず、住民の希望者による実行委員会形式などといったような住民参加の要素をさらに加えることができなかったことかと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　おおむね成功であったが、住民参加とする式典にならなかったことは反省点であったということです。

住民の方々も、それぞれ感想を述べていました。子供たちの参加があったのだから、子供たちの出し物があってもよかったのではないかとか、料理についても、それぞれが多様な意見でした。利島料理みたいなのがあればいいとか、いろいろあったのですけれども、あと参加の呼びかけはあったものの、高齢者の参加が少なかった。100年を祝う、100年を顧みるのに、その方々の参加があってほしかった。老人が少なかったということです。

様々でありましたが、何といっても、話題であり、住民から意見をいただいたのが村民表彰であります。表彰された方々ではなく、表彰基準をどう設定して選んだのかという問合せです。議会で決めたわけではないので、私にも基準が分からないとお答えするしかありませんでした。

功労名の自治功労とは何かと質問されましたけれども、ちょっと分からないね。永年勤続か、適当なことは言えなかったので、黙っていたのですけれども、それは分からなかったので、その後12月の広報が配られるや、その声はさらに大きく広がっています。表彰基準に加え、広報に載せた名前

の順番をどう決めたのか。中には、なぜこの方が東京会場で表彰されているのか、皆さん、「なぜ」、「どうして」が膨らんでいる状態で声をいただいております。

あと、住民の意見として、役場に勤めた方は、他にもいるだろうとか、村長をしていた方が１名だけ表彰されましたが、その他の村長は、特に功労があったということですか。１名だけ村長をしていた方が、１名だけ表彰していますが、他の村長に比べて特に功労があったということですかと聞かれています。名前を言えばひこじ、しち、まごえん、じろべえの方々、また村長でなくて寺の総代を長くやられ、島の人たちのために尽力された方などがいます。しんきだとかね。建設功労ならば、これは直接あれしてない、利島建設を大きくした故前社長、そういう人が住民の声としては上がっています。これは基準が分からないので、こういうことになったのだろうと思うのですけれども、どういう基準でやられたのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

過去、これまで平成12年ですかね、そのぐらいのときから村民表彰を行ってございまして、基準とか、そういったところについては、村が勝手に決めているものではなく、これは村が決めるものではなく、委員会において、条例において設置させていただいている委員会で、その各委員に案をお示しさせていただいて、決めていただいたという経緯がございます。

自治功労とか、そういったところの他の市町村を見ますと、勤続何年だからとか、国なんかもそうなのですけれども、よくそういうのがございますけれども、村利島村において、そういった決めるに当たっての詳細な基準といったものは存在はしておりません。

ただ、私のほうで住民の方、過去20年、30年のリストアップした方々の中と、それに付随して、これまで受賞されてきた方々の部分は、当然２度受賞ということはないと思いますので、そういった方々は除外というか、当然表を委員の方々にお示しして、その候補となられるだろう方々と、それに準ずるだろう方々をお示しして、委員の方にご選考いただいたといったところでございますので、笹岡議員のときの質問にお答えしましたけれども、恣意的に私どもが何かをしたといったところではございませんといったところを申し添えますし、先ほど石野議員が住民の方々からお聞きになったというようなところでございますけれども、過去歴代の村長については、全員というところが、何代前まで遡るとか、そういう話になってきてしまいますので、そこまでは、ちょっと遡れないという現実ございますけれども、近年、平成から村長になられた方については、歴代村長、皆さん各受賞されているといったところでございまして、何かこの人が不適切であったとか、そういったようなお話があるようでしたら、それは直接村に言っていただきたいなというようなところでございますし、また今後も当然、今まで勤務されてきた、自治功労でいきますと、今後も当然今回で村民表彰は終わるわけではございませんので、今後受賞される方というのを、当然候補者としては

残っていると思いますので、そういったところで、毎年、毎年表彰ができていければいいのかなというふうに考えて、表彰していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　住民の方は、どういう基準かというのは、基準はあるのだろうという考えで聞いてきたのだろうけれども、私も選ぶには、何か基準か何かあろうだろうと思って質問したのですけれども、基準はなくて、選ばれた人が表彰する人を選ぶと、そういうことなら、分からないけれども、一応納得しておきます。

次行きます。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

基準が全くないのかというそこの話は、ないだろうと言われてしまうと、各自治功労、それぞれの選考基準というか、では勤続25年がよくて、20年が駄目とか、そういう詳細な基準はないのですけれども、ある程度の村に貢献されてきた方といったところで、今回リスト化を１度させていただいて、その先は委員の方々に、あくまでも選考していただいたので、そこについて基準が全くないのかって言われると、ちょっとそこも語弊があるのかなといったところで、ちょっと私のほうで補足させていただきます。

〔「次行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　都道沿いに面する建屋について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

都道沿いに面する建屋につきましては、清水橋上の漁業施設との認識でございます。状況につきましては村も把握しておりまして、現在建て建て壊しに関する見積りを業者に依頼している状況です。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　取り壊すということですか、一応予定は。

〔「予定で見積りを取っている」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　あと、これは一般質問に全然なくて、同じすぐ近くにあるはしけと海の歴史

広場というのかな。そこに第三しらゆり丸が置いてあるのですけれども、そこの建物は瓦が割れて、雨漏りがして、第三しらゆり丸の中に水がたまると。これは一般質問にはなかったけれども、見てくれたのかな。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

そういったご連絡を受けて、私のほうで実際現場を見てきました。雨漏りの状況としては２か所穴が空いているのかなと。１か所は、それなりの範囲の瓦が落ちて、そこの下の木の部分が、隙間が見えている状況だというところまでは確認しました。

実際あれをどう修繕できるのかとかも含めて、ちょっと昔、５年ぐらい前に台風で瓦がちょっと飛んだよというときは工務店屋さんに１回見てもらったのですけれども、あの瓦自体が、かなり特殊で、今もうないというような話は受けたところまでは私も記憶がありますので、どういった修繕をするのかというのも含めて、ちょっと今後検討したいと思います。

以上です。

〔「では、次行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　トレーラーハウスについて。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウスについて、歳入処理は行っているところで、今回貸付料で処理を行っているところでございます。

続いて、扱いは、車検の切れたトレーラーハウスとなる認識でおります。歳入項目は引き続き貸付料として扱う予定でございます。ただ、令和７年２月に車検が切れることについては、現在実証実験にご協力いただいている入居者の転居状況次第で、車検の取得について検討を行っていきたいと考えているところでございます。

３番目、現時点で令和６年度中に完成を目指している住宅に転居いただくことになると考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１について、令和５年度予算の中に款使用料及び手数料、項使用料、目総務使用料、区分２、トレーラーハウス使用料22万円が入っているのですけれども、とあります。この件の説明と貸付料というのがよく分からないので、ちょっと説明を。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

当初予算では、おっしゃるとおりの科目に計上しておりましたが、今回ご質問いただき、再確認、精査したところ、貸付料が適正だというところで、現在貸付料に科目更正を行って作業を行っていくことになっています。

以上です。

〔「貸付料ってどういう」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　貸し付けたものに対して徴収するとかです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　貸付料ってトレーラーハウスを貸したということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ご認識いただいているとおり、トレーラーハウスを居住として貸し付けているという認識でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　このトレーラーハウスの貸付料が22万円になっているということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおりでございます。年度当初見込んでいる歳入額としては22万となってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あと、２番の車検の切れたトレーラーハウスになる認識ですというのですが、車検の切れたトレーラーハウスは物です。要は、言えば違法建築物というか、物だという話です。トレーラーハウスとは言えないそうです、車検が切れると。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

私もそれなりに調べて、トレーラーハウスの会社とかに問合せしていったところなのですけれども、車検が切れたからといって、トレーラーハウスでなくなるということは一切ないという回答をいただいておりつつ、そのものが違法建築物だという、おっしゃっている、ちょっと根拠が私には理解できないところもございまして、私の認識では、車検が切れたトレーラーハウス、お示ししているとおりでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　役所から聞いたわけではないので、トレーラーハウス協会の人から聞いたら、トレーラーハウス協会の人は、車検が切れれば物ですよ。住宅でも何でもありません。トレーラーハウスとは言わないという説明だったのですけれども、どこで車検の切れたトレーラーハウスのことを聞いたのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっとどこでというところは、この場で申し上げにくいところがあるので、ご容赦いただきたいなと思います。ただ、信頼のできるトレーラーハウスを扱っている会社さんでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　会社が言ったのか、私はトレーラーハウスの協会から聞いたのですけれども、造っている会社が言ったかどうか分からないのですけれども、どっちかは、今は分からないですね。

〔「答弁は大丈夫ですか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ちょっと私が聞いたのはトレーラーハウス協会なので、それはそっちでまた聞き直しますけれども、あと造っているところの会社が言ったので、それはどうだかちょっと分からないのですけれども、これは役所でいけばどこなのか、ちょっと分からないですけれども。

○議長（寺田　優君）　トレーラーハウスでないものを使ってもいいのかという質問かな。

○４番（石野　治君）　そうですね。トレーラーハウス的なあれで貸し付けているから。

〔何事か言う人あり〕

○４番（石野　治君）　次は、ジシンガ沢ストックヤード。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　それでは、ジシンガ沢ストックヤードの試験的開放について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問にお答えさせていただきます。

草木ごみの持ち込み状況について、さらに数か月様子を見ることとしたため、期間を延長しました。

２番目として、現状においても草木以外のプラスチック、ビニール、空き缶、ペットボトル等は散見されているところです。

３番目、持ち込みの状況など、今回の試験開放の結果を踏まえ、改めて期間延長について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　試験的開放は、いつ始めて、当初の期限はいつだったのか。また、開放は、なぜ行い、当初期限とその日に決めた理由を説明ください。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。具体的な日付までは、ちょっと覚えていないのですけれども、９月中に１回開放しております。そこからまた３か月、12月24日まで延長させていただいております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２番、私は３項目聞いているのですけれども、分別の状況と搬入の量、利用者のマナー、これは２番のお答えが利用者のマナーだとしたら、分別の状況とか、搬入の量はどうだったのですか。多くなっているか、少なくなっているか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

実際に計量をかけているわけでないので……

〔「見た目でいいです」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　体積としては、正直なところ、もともと入れていいという話ではな

かったわけですから、そこから比べれば当然増えているというところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ビニール、プラスチック、ペットボトルと入っているというのですけれども、役場は、量はどれぐらい、もう１個もない。１個あったら駄目だということですか。ビニールが混じるかも分からないですけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　当然草木ごみのみを受け入れるというところでございますので、ビニールが入るのはよろしくないと思います。

量に関しましても、具体的にそれも計量は測っていませんけれども、大体そのときにもよりますけれども、ざっと拾えるところだけ、もう物もいっぱい入ってきているので、取りに行けないところも多うございますので、それでもビニール袋、１ないし２は、１週間に１回行ったときに取れるかなというものはございます。物としては、先ほど申し上げたところの空き缶、ペットボトル、プラスチック類、物によっては、生なんかも実際入ってきていました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　結構多いですか、ビニール、プラスチック、ペットボトル、空き缶なんていうのは。例えば昔みたいにビニール袋を置いて、ビニール袋いっぱい置いてあったとか、そういう状態ではないけれども、１個、２個、２つぐらいぽんっと置いてある。どれぐらいの量を役場側としては、これはぐらいだったらいいのかなというのはありますか。１個もあっては駄目だということですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

１個もあってはいけないというところは、正直なところ、それはそうしていただきたいというのが本音でございますけれども、実際のところは散見されて、ちょこちょこ拾っているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　３番について、12月24日を期限となっている今、開放続行を求めている質問に対し、今回の試験的開放の結果を踏まえ、改めて期間延長について検討するとはどういうことで

すか。今現在検討中ということでしょうか。12月24日を過ぎなければ検討しないということですか。また、12月24日を期限としたのはなぜなのか。行政側の都合だけのスケジュールで、住民無視とも取れる扱いです。持ち込み量が増加している現状を鑑みて、再度開放を求めますが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになりますけれども、現状を踏まえさせていただいて、検討させていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　利島特例のあれだと、28日頃まで片づけをやっているので、そこら辺まで開けてもらいたいと思うのですけれども、24日で駄目だということですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになりますけれども、24日までの状況を見て検討させていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　さきにも申し上げたように、不法投棄するマナーの悪い住民がいるために、常時開放ができないとされてきたなら、試験的開放でも、このように開放に向け取り組みいただけたことは感謝します。問題が発生した場合は、行政、議会、住民で解決策を模索するということはどうでしょうか。１件でも多く搬入していただき、野焼き、たき火を減らしていくことが、温暖化対策の小さな小さな一歩にも結びつくことだと信じております。終わります。

次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　住宅建設と３Ｃ事業について。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

住宅建設と３Ｃ事業について、１つ目でございます。現在残している古民家については、３Ｃの居場所の補助を活用し、コワーキングスペースを兼ね備えた島内外の人材交流拠点としてリノベーションを行う予定でございます。

また、３Ｃの子供の補助を活用し、古民家の東側に乳幼児を対象とした遊び場、子供たちが集中

して勉強できる場、地域の住民が子供たちに勉強を教える場を備えた２階建ての施設を新規に建設し、古民家の北側には子供たちが雨の日でも体を動かして遊べる平家の施設の建設を予定してございます。

事業は、今年度より開始しており、古民家及び平家の施設の基本計画、基本設計等を行っております。令和６年度は、古民家のリノベーション、平家の施設の建設、２階建て施設の基本計画、基本設計を行い､令和７年度は２階建ての施設と各施設を結ぶ渡り廊下の建設を予定してございます。

現時点ではございますが、事業費は３年間で約５億円を見込んでおります。東京都の３Ｃの補助の子供及び居場所の枠で２億4,000万円の内示を受けているところでございます。

２番目なのですけれども、東京都の要綱には地域住民と移住希望者の交流拠点とするための交流施設を設置すること、ただし既存の交流施設等を活用して整備した住宅と一体的に運用できると認められる場合は、この限りではないと記載されております。東京都と協議を行った結果、住宅の建設予定地から徒歩２分ほどの距離に建設する予定の本施設ですね、複合型サテライトオフィスが要綱上の一体的に運用される施設として認められているところでございます。

３番目、３Ｃの補助で整備する施設は、建設予定の住宅の住民のみに対してではなく、村全体に効果を発揮するものでございます。したがって、単身用住宅の建設とそごが生じるものではございません。

なお、移住定住住宅の建設補助を受けるに当たって、単身者用住宅であることは現在東京都から内示を受けていることから、この点でも不都合はございません。

４番目、３Ｃ補助の子供及び居場所を活用することで、住宅建設に有効、無効といった考えはございません。子供や子育て世帯のニーズを実現する方法を考えた際に、３Ｃ補助のうち子供及び居場所の活用が可能であり、採択を受けることができたところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　現在古民家の建物をリノベーションしてコワーキングスペースを兼ねるということなのですけれども、セイベイへ建てる住宅、これはコワーキングスペースがあれば、何か建てられるようなことを言ったのですけれども、それは違うのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっとご質問は、セイベイへの住宅は、コワーキングスペースがあれば建てられる。

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　そこに書いてあるのは、先ほどご説明させていただいたとおりで、移

住定住促進住宅、住宅を建てるに当たって補助金を活用する。その補助金の要綱の中に、その住宅の中に、先ほど言ったように交流施設というか、コワーキングスペースを備えなさいという要綱の文書があったのですけれども、それは歩いて、徒歩２分ぐらいのところにコワーキングスペースと交流施設を兼ね備えた施設を造ることで、その住宅の中に建てなくてもいいですよというところを東京都さんと協議して決まっているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ということは、サテライトオフィスも建てないと駄目だということ、建てなくても何か９月議会でいいような話を聞けたのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えしますけれども、サテライトオフィスを建てないとセイベイの住宅を建てられないとか、その関係性が、ちょっと誤解されているのかなと思っていて、もともと最初独立した、それぞれの事業だったのです。その独立した事業の中でセイベイの住宅を建てるに当たって、その中にコワーキングスペースというか、交流施設を造らなくてはいけないですよという、補助金を活用するため要綱に書いてあったのですけれども、１世帯でも多くの住居、スペースを確保したいというところで、移住定住促進住宅に関しては、近くにサテライトオフィスを建てる事業があるので、そこで交流施設に代用できますよというふうに認めていただいたところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ということは、サテライトオフィスとコワーキングスペースを造らないと移住定住促進住宅はできないということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

もし複合型サテライトオフィスを建設しない場合は、移住定住促進住宅の中に交流施設を造らないといけないというふうになります、現在の補助金を活用すると。そうなってしまうと、そのスペース、その敷地内に居住できる人の数が減ってしまうので、そこは避けたかったので、たまたまと言ったらおかしいですけれども、徒歩２分のところにサテライトオフィスを建設する事業がありますと、住宅内に建設する必要がある交流施設を複合型サテライトオフィスで代用できないかと東京

都さんと協議したところ、認められたところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この東側に２階建てを建てるとあるのですけれども、これは乳幼児の遊び場と、子供たちが集中して勉強ができるところとあるけれども、これが乳幼児だとうるさいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっとまだ構想段階というか、基本計画にまだ至っていない、そこの２階建て施設に関しては来年度基本計画とか、基本設計をやっていくところなのですけれども、現在考えているのは、２階建てになっておりまして、１階部分は乳幼児とかが遊べる場所、２階は子供たちが勉強できる場所。乳幼児たちが遊べる場所に関しては、乳児の子らって日中がメインで使われるかなと思っているので、夜に関しては、そこはちょっと大人が使ってもいいのかなと思っておりまして、例えば楽器の練習とか、映画鑑賞なんかもできるスペースとして使ってもいいのかななんて考えているところで、そこをちょっと防音施設にしようと考えているので、子供たちの声に関しては勉強に支障がないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　北側へ平家を建てるとあるのですけれども、ここが遊び場か何かになるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおりなのですけれども、平家施設に関して、子供が体を動かせるような施設にしようと思っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは鉄筋か何かで造るのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

平家施設のほうですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　そちらは今現在木造で考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ここは木造で、壁に登るとか言っていたのだけれども、そういうものができるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ボルダリングのことかなと思うのですけれども、お見込みのとおりで、ボルダリングを入れる予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　東京都が２億4,000万出して、利島が２億6,000万出して終わるかどうかも分からないけれども、そんな大金を出して雨の日の遊び場を造らなくても、別に勤福もあるし、交流会館もあると思うのですけれども、どうしても造らなければならないのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

雨の日の遊び場だけではなくて、子供たちが集中して勉強できる場所とか、乳幼児のお子さんたちが遊べる場所、またはお母さんたちが交流できる場所、強いては高齢者の方々とか、地域の方々とか、人材交流できるような場所、さらにはコワーキングスペース、仕事ができるような場所、いろいろな目的を達成できるような複合型施設を考えておりまして、確かに現状５億ぐらいの金額は見込んでいるところなのですけれども、住民の皆様からの、特に子育て世帯、子供たちからのニーズもあったところから、造るべきだと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ここには、もし始まったときには誰かいるのですか、役所の人とか、それとも鍵は開けっ放しで、いつでも入ってくださいというような施設になるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

運営計画に関しては、これから来年度かけて考えていく予定ではございますが、交流会館のような形での運営は現在考えてはおりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今後誰か常駐するということですか。８時半から５時頃までだか、９時頃までだか分からないですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

常駐するかどうかは、現時点でちょっと明確にはお答えすることはできないのですけれども、来年度、その運営計画を立てていく上で、なるべく人が常駐できるような運営計画にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　できた後のメンテはどうするのですか。造った後、電気代とか、いろいろかかると思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現状まだ明確に決まってはおりませんけれども、村の施設として造るので、村が出資することになっていくと考えております。

以上です。

〔「次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　住宅建設と３Ｃ事業について。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

１つ目に関してなのですけれども、利用料は現在無料とすることを検討しているところでございます。また、運営経費については、現在導入ソリューションの検討を行っているところでございます。

２番目に関して、勤労福祉会館の年間利用状況を基に、交流施設については１日約５名程度掛ける340日、子供の施設については、１日に大体１名から２名程度掛ける340日により算出しております。

なお、運営日数については検討中でございまして、仮に340日と設定して算出してございます。

３番目、現在勉強を教えていただいている方に関しては、村から学習支援員として依頼しているのではなく、ボランティアとして行っていただいていると聞いています。現時点で村から学習支援員としてお願いするかどうか、検討は行っておりません。

４番目、図書室の地域開放等において子供が学習している例はあります。一方で、現在学校や家庭とは違う場所において、居場所となる場所の重要性が指摘されているところでございます。今回建設予定の施設を子供たちの居場所の一つとして効果的に活用することで、子供の学習面、心理面等に様々なメリットが生じると考えております。また、既存の施設がある中で、子供や子育て世代から学習の場のニーズがあったことを考えると、既存の施設以外にも学習ができる場が必要であると考えております。

５番目、令和５年３月に実施した子供からの意見聴取については、学校との調整を踏まえて意見聴取の場を設定しております。学校を設置する教育委員会とは、本事業の企画段階から協議を重ねております。関係部署が連携しながら今後も取組を進めていこうと考えております。

６番目でございますが、遊び方は子供それぞれある中で、村としては、雨の日でも体を動かして遊ぶことのできる場所の選択肢を子供のために増やすことが必要であると考え、現在基本計画、基本設計を実施しているところでございます。

７番目ですが、３Ｃの補助の居場所を活用して整備する施設については、多様な人材交流の場としても検討を行っております。その中にですが、生涯学習の視点でも検討を行っておりまして、例えば地域の住民の方から郷土料理を学んで、交流する機会の創出や、魚のさばき方教室の実施などが可能な環境を考えているところでございます。また、新たな通信手段を用いた島外講師による生涯学習についても今後検討していく予定であり、教育委員会とも連携して進めていくところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　すみません。運営経費について、現在ソリューションの検討を行っていると

ころですというのですけれども、具体的に分かりやすく説明してもらえますか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

具体的に分かりやすくというご質問ですが、どういったソリューションを検討しているのかと推測してお答えさせていただきます。

現在検討しているのは、デジタル機器を活用することによって人の手が要らないような仕組みを整えられるかどうかというところを主に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この施設ができて１名、子供の施設について１名か２名、交流施設については５名程度という１日があるのですけれども、これはそんなに入るのですか。例えば勤福だと、ボーリングができたりとか、本があるとか、雑誌があるとか、いろいろあるけれども、これは造って入りますか、人は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

入るか、入らないかというところは、施設の許容範囲、キャパシティーと推測してお答えしますけれども、一応３つの施設を造るので、それぞれ大体10名程度は入るような広さにはなるかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　10名以上入る広さはあるのですけれども、最初の一月は、これら来るかも分からないのですけれども、その後入るのかなって心配があるのですけれども、例えば勤福もできたときは物すごく人が入ったけれども、今は１日四、五名だということなので、メンテナンスとか、そういうのにかかって、電気代も人が来なければ、ただの、悪く言えば物だよね。できて一、二か月は入るかも分からないけれども、その他、雨の日とか、村長は言っていたけれども、雨の日は、あそこに行かないでしょう、車の駐車場もないのだから。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

車の駐車場に関しては、現在２台ほど造る予定でおります。あとは、住民だけではなくて、観光でいらっしゃった方なんかの利用も想定しております。おっしゃるとおり造って、ただできたよというだけでは、人も飽きがきてしまう可能性はあると思いますので、飽きがこないような工夫を今検討しているところで、例えばボルダリングに関しては、年に１度コースを変えて、難易度を変えてとかという方法で飽きをこさせないようなことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　４番、子供の学習、図書室の地域開放において、これは学校だろうと思うのです。その一方で、現在学校や家庭と違う場所において居場所となる場所の重要性が指摘されているところですということで、これは村長の答弁があれなので、ちょっと村長、答えてもらえますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　９月の議会でご答弁させていただいたことかなというところでおりまして、９月の議会答弁、先ほど来、主幹のほうから説明したとおりで、今後利島村において、子育て政策を充実させていくといったところも踏まえて、学校施設、もちろん大事ですが、子供が集い、遊ぶだけでなく、学習して向上していけるような施設、場所、雰囲気を造るといったところも重要であるというふうに認識している中で、東京都の今、子育て政策に手厚い支援があるといった流れに乗っているというところでございます。

昔、昔というか、これまでやってきたことを維持継続していくことは、もちろん大事なこともあるし、それを今後どういうふうに生かしていくのかということを議論、検討が必要なのかなと思いつつも、新たなことをやっていかないと生き残っていけないのかなというような危機感のようなものもある。

そういった中で、教育長のほうからもありましたが、選ばれる島、利島に移住したいなと、利島で子育てしたいなというような武器というか、アイテムの一つになり得るかなというふうにも考えております。まだまだ議論が未熟な部分もあるかと思いますが、よりよいものにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　よく分かりませんけれども、居場所となる場所の重要性を指摘されているところでしたので、これは居場所というのは、ここでないと駄目なのですか。例えば交流会館もあるし、勤福もある。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　もちろん、交流会館、勤労福祉会館がありますが、それぞれ目的、また使い方が違うといったところで、勤労福祉会館に関しては当然読んで字のごとく勤労者のための施設というところです。交流会館、交流する施設なのですが、いかんせん鍵管理に関して役場に来ていただくといった、手間といいますか、申請手続、またほかの団体等が利用するといったところもありまして、なかなか完全に合致しないと。手軽に行って、ちょっと勉強しようかな、本を読もうかなっていって行けるところでもないといった中で、そういう施設が欲しいといったニーズに応える形で今目指しているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２番目の子供の学習面、心理面等に様々なメリットが生じると考えると、この心理面って、どういう意味なのか、ちょっと分からないのです。これは村長に答えてもらいたい、村長の意見なのだろうから。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私が答弁したということですが、主幹のほうが答弁したことにも連動するので、意思疎通というか、共有はしているので、変わりはないところですが、様々な面で効果が出るというふうに認識しております。

具体的には、様々なソリューションを導入したことによって、デジタル技術に触れ合うことによって、先端的な教育が受けられると。具体的には、以前もお話ししたと思いますが、長期休暇中の冬季休暇とか、夏季休暇中のウェブを使った講習を受けられたりとか、あとは雰囲気が変わったことによって、家とは違うところで学習に集中できるといったところ、また私も学生時代、学生時代って内地の学生時代ですが、その場所でいくと、役所の自習室等をお借りしてやっておりましたが、みんな一生懸命集中していると、家でやるよりも、やはり集中できると。様々な効果が想定できるかなと思っております。

子供だけでなく、そういった雰囲気のところでいくと、今、大人の方も学び直しということで、資格取得ですとか、そういったところで気分、環境を変えて勉強できるといったところに寄与するかなというところも、それは副次的な作用かもしれませんが、いろいろな面で効果があるのかなというふうに考えている次第でございます。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　それでは、本日は、これで終了したいと思います。

明日は９時半から石野議員の一般質問から行います。

ご苦労さまでございました。

（午後　４時５９分）

令和５年第４回利島村議会定例会

議事日程第２号　　１２月１３日午前９時３０分開議

日程第　２　一般質問

４番　　石　野　　治　君

５番　　井　口　　保　君

１番　　前　田　　清　君

日程第　３　議案第５２号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第　４　議案第５３号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例

日程第　５　議案第５４号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第　６　議案第５５号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第５６号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例

日程第　８　議案第５７号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第５８号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例

日程第１０　議案第５９号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例

日程第１１　議案第６０号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例

日程第１２　議案第６１号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更について

日程第１３　議案第７０号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

出席議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口　保　君	
６番	寺　田	優　君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	村　山　将　人　君	副村長	菅　瀬　優　生　君
教育長	弟子丸　知　樹　君	総務課長・住民課長（兼務）	榎　本　雅　仁　君
環境建設課長	上　野　崇　君	会計管理課長	出　口　貴　司　君
産業観光課長	荻　野　了　君	総務課主幹	隅　智　孝　君

職務のため出席した事務局職員

課長補佐	入　恵　子	書　記	五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和５年第４回利島村議会定例会の２日目を開会いたします。

ちょっとここで休憩を取りたいと思います。

（休憩　午前　９時３０分）

（再開　午前１０時１９分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２　一般質問

○議長（寺田　優君）　それでは、昨日に引き続き石野議員の一般質問に入っていきたいと思いますけれども、昨日終わった話ではあるのですけれども、トレーラーハウスの案件で一言付け加えて質問したいということなので、先にそれを行いたいと思います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　おはようございます。昨日、私はトレーラーハウスの車検切れのことについて一般質問をして､協会では車検が切れたらトレーラーハウスではないということを説明しました。行政側は大丈夫ですよということだったのですけれども、ちょっと納得がいかないので、また行政側の人に答弁を求めます。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　おはようございます。よろしくお願いします。石野議員のご質問にお答えします。

石野議員がおっしゃっているトレーラーハウス協会が示している基準についても理解しつつ、一方で車検が切れたトレーラーハウスという捉え方もある中で、村としては現在実証実験に参加いただいている入居者のことを考え、転居先が決まり次第、車検を取得するか検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　それでは、引き続き昨日の案件に戻りたいと思います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　先日に続き、残り時間にて最後の質問に入ります。

残りは12番、３Ｃ事業に対する村長発言についてであります。しかしながら、答弁書における12番の題名表記には、住宅建設と３Ｃ事業についてと変更されております。内容は、行政側が質問に対して率直に答弁いただければいいのです。しかし、表現はあくまでも村長発言に対しての質問です。答弁も村長からのお願いだとありますが、答弁書は総務課主管が書いたものであろうということで確認している様子が映像に残っています。村長発言ということを何とか隠したいのかと感じました。

これはこのくらいにして、私が申し上げたいことは７の質問に集約されておりますので、再度読み上げたいと思います。２Ｃ、つまり子供、そしてみんなの居場所を掲げた事業を推進するのであれば、その事業によって建設される施設は子供を中心とする子育て世帯だけでなく、年代を超えて村民全員の居場所となるのが本来の趣旨に図ることであります。しかしながら、現在示されている方針では、２Ｃ事業を目指すとしているにもかかわらず、子育て世代にばかり目が向けられ、そこに当てはまらない住民が排除されているという印象を受けます。

子供たちの遊び場、つまり集える場であり、学習の場としても施設の利用を考えているのであれば、それは子供に限定せず、今国が提唱している生涯学習の観点からも様々な年代がＱＯＬを掲げ、これから超高齢化社会をいかに充実したものにできるかの手助けとなる場、そして多世代交流が可能となる場として活用することが望ましいと言えます。今の方針では一部の村民だけが施設ができることで恩恵を受け、その他の村民がその恩恵から排除される構図が成り立ちますが、私も今回初めて勉強したのですが、ＱＯＬはクオリティオブライフ、これは一人一人の人生の内容を質や社会的に見た生活の質、人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見いだしているかを尺度として捉える概念という意味であります。人の幸福はそれぞれであります。考え方も違います。施設ができ利用するだけの幸せと、その奥にある利島行政が安定し、将来の利島の住民に、これは要は負いの遺産です。なるものを残してはいけないものです。この大好きな利島で生涯を終えられる、そして子供を生める島であること、この施設で人を呼ぶことはできません。もっと地に足をつけ、利島を必要とすることを再度考えていただきたいと思います。

まだあるのですけれども、今５億円の予算ですけれども、これがまた焼却施設のように６億から12億に上がるようなことがあって、これが６億、７億になったときはどうするのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

子供居場所の補助を使っているところで、一部の村民のみに恩恵がというところでございますが、昨日も答弁させていただいたとおり、居場所に関しては３Ｃの補助の居場所を活用して整備する施設となります。多様な人材交流の場としても検討を今行っているところというところと、あとはＱＯＬに関しては生涯学習についても今検討しているところで、例えば昨日も申し上げましたが、郷土料理を学ぶ場とか魚のさばき方を学ぶような教室の開催とかを考えているところです。あと、新しい通信手段を用いて島外講師による生涯学習の促進というところも今検討しているところでございます。よって一部の島民のみに恩恵が与えられるというところはないと考えているところでございます。

財源、事業費に関して膨らんだ場合というところですけれども、今ちょっとこの補助事業とは別に補助金の検討をしているところで、そこの活用も含め考えていきたいなと思っているところです。

以上です。

○４番（石野　治君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、石野議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、井口議員の一般質問を行います。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、私のほうの４回目の定例議会の一般質問をさせていただきます。

１番目、島外通院助成について。会計年度任用職員が都内に通院する際の助成がありませんが、今後の取組について質問いたします。

２番目、学校校舎建て替えについて。今の校舎は随分と古くなってきているものと思いますが、建て替えを検討されていますか。

３番目、利島村100周年記念式典について。11月５日に記念式典が竹芝及び利島の２会場で行われました。次の100年に向かって村民一体となって次世代につないでいくべきと考えます。現村長の今後の利島が歩んでいくべき方向性をお伺いいたします。

以上３点でございます。１問ずつお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは１問ずつ、島外通院助成について、榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　おはようございます。井口議員のご質問にお答えさせていただきます。

島外通院についてでございますが、本村では診療所において幅広い疾病に対し、一般的な医療を受けることができる環境にありますが、反面、高度な医療を必要とする場合など専門的な医療に関しては本土の医療機関を受診する必要がございます。費用と時間を要するために、交通費等の助成

を継続していくことは極めて重要と考えております。また、低所得者ではより負担が大きくなっているのが現状となっています。本村では、特に低所得者の高齢者、年金生活者等に対して補助を厚くしている方針を今年度から示しております。今年度から補助の一部拡充を行ったところでありまして、その実績を分析する必要があり、低所得者への支援拡充や議員のおっしゃっている会計年度任用職員を含めた公務員への補助の対象を加えることについては今後検討を重ねていきます。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今、住民課長から答弁をいただきましたが、実は私の自宅のほうにある住民の方が訪ねてきました。その方は、要するに急遽都内の病院へ行かなければならないということを言われまして出たわけなのですが、そうしたところ、出る前に島嶼会館のほうに予約を行ったところ、満室で予約が取れないという事態になりまして、他の施設に電話したところ、要するにそこでは何を勘違いしたのか、ちゃんと割引ができますよということで、本人はそのつもりでそこへお伺いして宿泊の手続を取ったところ、証明ですか、その書類を、診察のあれを出したところ、いやこれでは割引ができませんということで、そこへもう宿を取ってあるもので、そこで全額、一円の割引もなく宿泊されたみたいです。それで、次の日に病院へ行って病院のほうで手当てを受けて、その夜の船ですか、それに乗って帰ってきたみたいですが、そのときに会計年度職員のために、島嶼会館に宿が取れれば2,500円の割引があるのだと、ところが島嶼会館がいっぱいなもので取れなかったと、要するに2,500円のあれがいただけないと、差引きができなかったと、結局は交通費、宿泊費、医療費全額自分で支払うことになっているのですけれども、そういった場合、何らかの手だてがないのか。結局ご本人も、私どももあれをするときにはお支払いしてちゃんとやっているのだと、ところが実際島嶼会館が満杯のために2,500円の割引が利かないということは、何の補助も得られないと、これはちょっとおかしいのではないのですかということを私のほうに言われまして、私のほうもそれは気の毒だねと、だけれども、私が今ここであだこうだと言うことはできないと、ですからこのことについては一般質問でちょっとお聞きしてみますということで今回質問させていただいているのですが、こういった場合に何らかの助成ができないのか、そこら辺、住民課長にご答弁いただきます。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

島嶼会館以外にも2,500円の助成が利く施設は都内にも何か所かありますので、そこは共済組合のほうのホームページ等々でご確認いただければと考えております。また、その後でどうにかならないのかというようなところについては、最後の答弁にもしていますけれども、低所得者の支援の拡

充も含めて、公務員の補助対象に加えることについては、今後検討を重ねてまいりますというのが私の答弁となります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま答弁していただきましたが、結局その割引が利くところというのはわざわざ遠くへ行かなければいけないのか、本人は要するにいつも皆さんが通う都立病院に行くわけなのです。そうすると、近いところに宿を取りたいというのは人情だと思うのです。そこで、そこがいっぱいなもので、結局そういった先ほど話ししたようなことになったのですが、ただ別にこれを何とかしてあげなくてはいけないのかなと私は考えました。要するに病院へ行くがためにわざわざ遠くの宿に泊まらなければいけないのか、そういったことはちょっと矛盾が生じてくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

確かに遠くとか、ほかの個別のどこに2,500円の助成が利くかと、そういったところにつきましては、これは共済組合の個別的な案件になってしまいますので、それはご相談された方に村役場の共済担当に確認するようにお伝えいただければと考えております。公務員の助成については、先ほどの答弁のとおり、今後検討を重ねてまいりますといったところでございますし、島嶼会館が宿泊がなかなか直前だと予約取れないというのは、これは何も公務員に限った話ではなく、住民の方も急遽出島する場合に島嶼会館の予約がなかなか宿泊ができないというようなお話は、私どもも、私自身も思っているところでございますので、そこにつきましては島嶼会館等々にでもちょっと要望というような形で検討させていただきたいと思います。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そうすると、けがをしていようが何をしていようが、ちゃんと割引の利くところを自分で探していけというような形になってしまうと思うのです。診療所のほうからは、もう船がすぐ来るので、すぐ行ってくださいというようなことになっていて、それでなおかつそういったところを調べなさいと言われたって、当人は調べるわけにはいかないのです。ですから、私は何らかのあれができないかなと、要するに村のほうでそういったご英断を下していただいて、なるべくそういったあれがないような形を取っていただけないかなと思ってお願いしているのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

急遽出島しなければいけないといった場合につきましては、そこは公務員であろうと住民であろうと一緒かと考えております。島嶼会館が取れない、取りにくいといったところは、ここは共通の課題であるかなというふうに考えておりますので、そこは先ほど答弁申したとおり、島嶼会館等にどういう方向で要望とかするのか分かりませんけれども、ちょっと検討は重ねてまいりたいと思っております。

あとは、公務員についての助成の拡大については今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　なるべく会計年度職員も一生懸命ふだん働いていて、仮に急な病、けがなどで出かけるときには、そういった問題が多分に今後も起きると思うのです。ですから、そのために今課長がおっしゃったように検討を重ねる、これは検討検討検討、はっきり言ってできる限りの検討をしていただきたい。

それともう一つ、ある人がもう一人の方からも相談を受けました。要するに今まで島嶼会館は自分で予約ができたと、ところが業者を通さなければいけなくなっているということを言われたのです。何で業者を通して予約しなければいけないのか、そこら辺はどういったあれになっているのか、私もちょっと信じられないことなので、説明をお願いします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

井口議員のご質問は、あくまでもちょっと個別案件となりますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは、個別案件に関わるから答弁は控えるということなのですが、ただし実際に我々住民が島嶼会館はできると、それでその方は今まではできたのだと、ところが近頃はそういったあれがあるので、どうにかならないのかなということでしたけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

井口議員のおっしゃられている方が、この場でちょっと出してしまっていいのかというところもあるのですけれども、共済組合の組合員ということでよろしいですか。共済組合の組合員は、個別に島嶼会館に予約することもできます。2,500円の助成をする際には、その2,500円の助成を受けるために予約サイトというのですか、共済組合の加盟している会社を経由して予約をするといったところでございますので、そこの方式が違うというようなところで、そこのことをどうしてなのだというようなお話をいただいているのですけれども、そこについては共済組合で決まっていることなので、私どもが答弁するところではございません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは、共済組合のほうで定められているから、こちらではできないという答弁ですよね。そうなってくると、実際にそこへ電話して予約取るにしても結構混んでいるのだと、それでなかなか取れないと、それで連絡が来たときは満室ですという連絡があったということでした。このことについては、当人にも私のほうから説明はしておきます。そういった形になっているみたいですよということで。だけれども、こういったことは今まではできたらしいのです。ところが、何年に始まったのか私自身も分かりませんけれども、そういったご相談を受けられたので、当人のほうにはそのようにお伝えいたしますが、できる限り住民のマイナスになるようなことはできる限り避けたほうがよろしいのではないかと思います。

○議長（寺田　優君）　答弁しますか。

○５番（井口　保君）　次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、学校校舎建て替えについて、弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　井口議員のご質問にお答えをいたします。

学校校舎の建て替えについてですけれども、学校校舎については最も古い校舎の部分で築50年を迎えてございます。これは部分ごとに増築を重ねているところでございまして、その最も古い部分が今大体50年ぐらいというふうな状況でございまして、毎年修繕に多額の予算を計上してございまして、教育委員会の予算の中でも一番大きな事業は学校校舎関係であるというのが例年続いてきているような少し状況でございます。

そういった状況の中で、老朽化が大きな課題であるという部分は同じ認識なのかなというようなところです。そのために、６月の議会において行政報告と補正予算の説明の際にご説明をしたかなと思うのですけれども、今年度、国の委託事業である新しい時代の学びに向けた環境整備先導的開発事業というような委託事業の採択を利島村受けてございまして、学校校舎の建て替えであったり、改修等について今検討を進めているところでございます。これまでこの事業において専門家が参画

する協議会であったり、住民向けのワークショップであったり、あとは教職員へのアンケート、ヒアリングであったり、加えて先進地域の視察という部分も進めてございまして、具体的には青ヶ島にお邪魔をしてきたりとか、最近日本で一番新しいいい校舎なのではないかなって言われている福島県の大熊町ゆめの森というところの校舎も拝見をしてきたところです。そういったことを今実施をしてございまして、今年度内を目途に利島小中学校の校舎の在り方をまとめた基本計画というものを策定できればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　実は私、議員になってから、今から十二、三年前ですか、１回都議会の先生が利島に見えられまして、そのときに私ども議会から、その当時学校校舎も大分北側も傷んでいるし、廊下もこうでああでといういろんな話をしたのです。それで、そのときに、ところが年数がまだ建て替えるには早いのではないかというようなことを言われまして、それでほかに何か困ったことはありますかということを言われたので、運動場を何とか人工芝ではなくて生の芝にしていただけませんかと、というのは子どもたちが駆けっこや何かで転んだときに足が大分跡が治りが悪いあれがあったのです。そういったことも話をして、学校の庭を人工芝ではなく自然の芝を植えましょうということでご協力いただいて、それが実現したのが今現在なのです。それで、それが十二、三年前だったと思うのですが、それからもう大分たつので、学校の建て替えをしたほうがいいのではないかというようなことを思いまして、それで今回質問にさせていただいたのです。

それで、今教育長のほうのご説明を受けましたけれども、今まで小学校、中学校という形だったのですが、この間の説明で前期、後期みたいな話をお聞きしました。それに合わせた校舎を建設していただければと思うのです。要するにほかのところから利島の学校はすばらしいよというような目線で見ていただけるような学校建設の計画をしていただいて、それで子供たちからもよかったなと思われるような校舎にしていただければと思います。そこら辺のご答弁をお願いします。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

利島小中学校の校舎についてですけれども、議員にご指摘をいただきましたように、義務教育学校というふうに、この後に条例改正の上程もさせていただきますけれども、移行を今の段階では検討している状況の中で、それに見合った校舎にしていきたいなというようなところは、思いを一にしているところかなというふうにございます。学校校舎の改修を検討するに当たっては、そういったこれからの学びを踏まえた上での校舎の在り方を考えていく必要もございますし、利島村の場合は学校校舎が機能として持っている役割はかなり大きいなというふうに思ってございます。具体的

には、村営の体育館、例えば市民体育館のようなものがない中で、学校体育館で社会体育活動をやっていたり社会教育の活動も行っていたり、図書室、図書館のこともそうですけれども、かなり大きな役割を学校校舎が担っているというところであったりとか、あとは平たんな地が少ないですので、とはいっても全て建てればいいかというと、そういうことではなくて、限られた地域の中で何を建てていくかというようなところも検討していく必要があろうかと思います。加えて、ほかの施設との複合化の視点も必要になってきたり、様々な論点があるかなというふうには考えてございます。その上で、井口議員から子供たちからもこれはいいと思う校舎をというような期待の言葉をいただいたのかなというふうに考えてございまして、ほかの自治体では実際に学校校舎を新しくしたことによって、どんどん今人口が増えていっているというような自治体も幾つか見られているような状況でございますので、その辺りも踏まえて検討していきたいと。

一方で、１点だけ実際に校舎を建設していく、建てていく、改築していくということになれば、その間子供たちがどの場所で学ぶのかであったりとか、例えば体育館を大きく改修するということであれば、その期間社会体育活動ができなくなるのではないかとか、様々な制約は実際に生じるわけですので、子供たち、教職員に加えて、地域住民の皆さんに与える影響も少なくない事業になってくるというふうに考えてございますので、その辺りは丁寧に検討を進めていって、理解も重ねた上で進めていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今、教育長のほうからご答弁いただきました。私たちも、一番最初私自身が利島に来たのは昭和50年です。そのとき初めて利島に足を踏み入れまして、それからずっと今現在、こうやって利島で人生を送っていますが、その中で校舎はどんどん、どんどん増築増築という姿を見ています。それで、増築というのは継ぎはぎですよね、早く言えば。ですから、そういった中での校舎というのは、おのずと不便が生じてくると、それに雨漏りもしてくるし、そういった中で今後校舎を建て替えていく計画をつくっていくときには、やっぱり１つの校舎でもう増築しなくてもいいのだよというぐらいの校舎づくりをしていただきたいなと、それと子供たちが喜ぶべき校舎であれば、またほかから利島に子供を連れて、ぜひ利島の学校に通わせたいと思うような人も出てくるかと思うのです。そうなってくれば利島の人口も増えますし、またＩターンの人たちも希望を持ってくれるのではないかと、そういった考えを持っているので、なるたけよい計画をしていただいて、そこへ向かって進んでいっていただければいいなと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは、次お願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、利島村100周年記念式典について、村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　利島村100周年記念式典についてということですが、もう１か月が経過して、100年と１か月が利島村村政が始まって経過したといったところでございますが、当日は村民の皆様をはじめ、村にゆかりのある方々が多く臨席していただきましたいうことで、改めまして厚く御礼申し上げますところです。

利島村は、関東大震災発生の１か月後、帝都復興の歩みが始まろうとしているそのときに産声を上げたと。利島100年の歴史は、暗い影を落とした第二次世界大戦戦後復興から大きな飛躍を果たした高度経済成長期など激動の時代とともにありますが、利島の厳しい自然環境の下で艱難辛苦をたくましく乗り越えてきた人々の痛みの歴史であるとも言えます。東京から伊豆諸島の核と結ぶ航路は、今も昔も変わらず、人や貨物を運ぶ重要な大動脈ですが、かつて荒ぶる波濤の中、島の青年らによって一致団結してはしけ作業に当たっています。今では港湾整備が進み、このようなはしけ作業もなく、大型船が定期的に接岸するとともに、ジェットフォイルの運航もあり、東京までのアクセスは格段に向上しています。また、ヘリコプター、当日のご挨拶でも述べさせてもらいましたが、就航しており、海峡にかかわらず移動ができるようにもなりました。さらに加えて、海底光ケーブルの敷設により高速通信が可能となり、島内外が瞬時につながることで様々なサービスを享受できるようになりました。一方で、便利になった現在においても、厳しい自然に助け合いながら立ち向かう利島の人の魂、これは生き続けていると考えております。

このような利島の礎を築いた先人の努力、それに連綿と積み重ねたことによって実現された今の恵まれた生活に心から感謝し、次の100年に向けて今を生きる我々世代が強い責任を胸に刻みながら、誠心誠意島づくりに取り組んでいかなければならないと決意を新たにしました。

私はこの間、持続可能な島づくりをモットーに日々取り組んでまいりました。現在、東京サステナブル・アイランド創造事業などにより、住宅建設や子育て環境の整備、人材交流の拠点づくり、農漁業の振興など島の課題解決に対し、最新のデジタル技術を活用しながら多角的に取り組んでおります。また、人づくりは次の百年の計と考える上でも重要な要素の一つであることから、その指針ともなる教育大綱の策定に向け、教育長とともに鋭意検討を進めているところでございます。これらの取組などを推進することで、現在の住民の方々、将来移住して住民となる方々が島をこよなく愛して島での生活をとこしえに楽しめることができるよう、100周年記念のキャッチコピーである「としまとずっと」、これを具現化し、次の100年のにぎわいにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私も100年のお祝いの席に参加させていただきました。二元中継でにぎやかに

行われたと思っています。本当に職員の方たちの努力、大変だっただろうなと思います。あれだけの規模、竹芝、利島で両方で行わなければならないということで、よくやってくれたなという思いをしながら参加させていただきました。ちょうど現村長は、100年目を迎えるのと同時に次の100年に向かっていく現村長ですから、要するに次の100年に向かって、やっぱり利島ってこういったあれを踏んできているのだなと、大変だろうなというようなことを感じられるよき島になっていけたらいいなと私も思っています。そのためには現村長、大変なご苦労だろうとは思います。今後の島の取組や何かについても結構苦労されていると思いますけれども、やっぱりそれが次の100年に向かっての土台となって、力強く利島を支えていくことになろうかと思います。そういった点でできる限りのことをしていただいて、このとき100年を終えて、また次の100年に向かって新しいこともやっていかなければならない、古いことも守っていかなければならない、本当大変だろうと思います。そういったご苦労は重々分かります。とにかく大変だとは思いますが、今後の利島の100年に向かって強く村長のリーダーシップの下に、利島という島を大事にしていきたいなと私も思っています。私は、あと何年かでこの世を去るような人間ですから、村長はまだまだ若いので、大変な努力をしなくてはならないと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。できる限り利島の将来に向かって力強い歩みを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　激励というふうに受け止めさせていただきまして、ありがとうございます。100周年に関しましては、私というよりも職員の皆様がすごく苦労されたかなというふうに感じています。やっぱりなるべく多くの方に参加していただきたい、関わっていただきたいという思いもありつつ、実際利島の中でそれを本当に回せるのかといった検討を重ねてきた結果、２会場をデジタル技術を使いながら二元中継でということでありました。昨日、住民の皆様から厳しいご意見もあったということもありますが、このように職員の方を激励していただけると、職員のモチベーションにもつながるのかなというふうに考えております。

また、これから先に関しましては、現時点でもそうですが、まだまだ課題がたくさんありますといったところで、当然うまくいかないところもたくさんある中で、現在、過去からのことを継続していくことがなかなか困難かなというところもあって、そういう場面に直面してきています。その都度悩み、検討し、判断をしていかなければいけない中で、やはり先々に向けて挑戦もしていかなければ生き残っていけないというところもありまして、教育長が再三述べられているように選ばれる島を、私もそういうふうに共感しておりますし、そういうふうなところを目指していくべきだというふうに考えております。これは我々執行部だけで当然できることではありません。やっぱり住民の皆様はもちろんですが、住民の代表である議会の皆様のご協力なくしては進まないというところもありますので、ぜひとも我々も当然頑張りますが、議会の皆様もご協力いただけたらなという

ふうに思っております。よろしくお願いします。

○５番（井口　保君）　以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、井口議員の一般質問をここで終了いたします。

引き続き……

〔「休憩入れてください」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　５分間休憩いたします。

（休憩　午前１１時０５分）

（再開　午前１１時１２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

次は、前田副議長の一般質問を行います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それでは、一般質問入らせてもらいます。

３つ議題を上げさせていただいています。まず、住宅問題について。住宅不足が叫ばれ始めてからはや３年以上が経過しますが、いつ解消されるのでしょうか。着工すれば１年程度で竣工とは伺っていますが、その間必要人材の採用が滞り、移住、定住のアピール度も弱く、島の経済にも悪影響が出るのだと危惧されます。近い将来を見通せば、子供の数がさらに減少していくだろうことは自明の理であり、学校の運営、さらには島の人口維持、人口構成、産業等の後継者等を考えると、若年層の移住希望者、または学童を抱えた移住希望者を迎え入れる施策は喫緊の課題と思えるのですが、立ちはだかるのは住宅問題です。そう考えるのは私だけでしょうか。現在、空き家となっている家の改修を行政が緊急的に行って、住宅を増やす等の対応は考えられませんか。

２つ目、ふるさと納税返礼品開発への補助金支援について。新聞、テレビ等でふるさと納税額が何百億円という報道を目、耳にするたびに、我が利島の実績との差の大きさに愕然とします。いろいろと条件があるのでしょうが、利島の地場産品を使った返礼品として使える特産品開発を行政が支援するというのもあってもよいのではと考えます。異常気象による潮流の変化、黒潮の大蛇行というのですか、よく言われていますけれども、の変化によって漁業を取り巻く環境の悪化が続き、漁不振による海産品の減少で、返礼品不足の状態では、これ以上の納税額の増額は望むべくもありません。一歩踏み込んだ行政の対応を求めます。

３つ目、村内一斉清掃の在り方について。以前から有志による村内一斉清掃が行われてきましたが、清掃だけではなく、村民の交流促進など二次的なつながりの深化など、意義ある行事とは思いますが、高齢化の進展によって参加者の減少は避けられず、肉体的な負担も増えているように思われます。この際、ボランティア精神に依存した清掃作業はでき得る業者に任せるなど、廃止する時

期に来ていると思いますが、行政の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁をお願いしたいと思います。

初めに、住宅問題について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田副議長の質問に答えさせていただきます。

平成28年度から空き家バンク制度を導入して、定住化に資する住宅の確保を図ってきたところです。本制度は、空き家の持ち主が登録を行い、その登録された物件の購入や賃借を希望される方がいらっしゃる場合取り次ぐものです。村では、その購入、賃借のために必要な改修経費に対して一定の補助を行っています。空き家の活用に当たっては、持ち主の売却や貸出しの意向が前提であり、その喚起を行うためにも今後本制度の周知を一層図ってまいります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　昨日の笹岡議員の質問の中にも文言としてありましたけれども、グループホーム制というのがありました。それの答弁として行政から言われたのが費用とか人員の確保という答弁もありましたけれども、費用は別にして、人員の確保というのはやっぱり住宅問題が絡むのです。違う質問の中にたしか2024年度中には住宅着工するとかという話もありましたけれども、今の課長の答弁の中にも空き家制度云々という話がありましたけれども、待っているだけで、来てくださいと、登録してくださいと待っているだけでは今の現状は変えられないと思うのです。やっぱり積極的に、民間でよく言う営業して回るとかという話がありますけれども、空き家があるのであれば役場から出向いてって貸してくださいと、改修は役場の費用でやりますからという話というのは、本当にそういう活動というのは行政側でやっているのかどうかというのが、ちょっと住宅問題とは話変わりますけれども、昔私が利島に戻ってきた当初、10年前ですか、やっぱり椿産業に関して同じような話があったのです。更新事業というのがあったのですけれども、要は椿の古くなった木を切って新しい苗木を植えていくと、そのときに私、当時の担当課長に聞いたことあります。あんたら、営業活動ではないけれども、そういう説明会というのをやっているのかと言ったら、いいや、言ってくるのを待っているだけですと。住宅問題もしかり、空き家制度をつくったから言ってこいと、村人が言ってくるのを待っていると、その挙げ句が今のこの不足状態の現状です。この辺は、積極的に行政が動いて何とかしようという気はないのかというのを聞きたいのと、もう一つ、学校絡みでいいますと、教育長から義務教育学校、小中一貫校をつくりたいと話がありました。そのとき私思ったのが、今日本国中不登校問題が問題にされていますけれども、どこの学校にもいるのです。小学校で４、５年生、５、６年生になると不登校になるとか、中学でもやっぱり同じような問

題が発生しています。そういう環境にある子供たち、何とか救っていきたいというのが親の気持ちなのですけれども、そういう子を抱える親御さんというのは、小中一貫校があるのであれば、それが利島にあるのであれば利島の学校に転校させたいと多分考える親って出てくると思うのです。ただし、今は全部断るしかないと、住む住宅がないわけですから。そういうところに子供一人でやる親なんていません。普通は母親がついてくるとか、子供に生活させるために親がついてくると、父親まで来るとは仕事の問題もあって思いませんけれども、母親ぐらいはついてくると。そうすると、やっぱりネックになるのは住宅、せめてあと１軒でも２軒でもそういう対応できるような住宅を取りあえず造っておくと、どうなるか分かりません。本当にそういう人が来るかどうかというのは分かりませんけれども、少なくとも受入れの体制ぐらいはつくるべきではないかって思うのですけれども、それが私が取り上げた住宅問題についてという議題なのですけれども、そういう観点から、行政として新たに積極的に行政から打って出るというような考えはないのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　空き家バンク制度の活用の促進というご質問かなというところで、もっと活用したほうがいいのではないかというようなお話かなと、この件に関しまして、この件といいますか、住宅事業全体に関しまして、今確かに住宅不足であるというところを鑑みて、その場を何とかしなければいけないというところはもちろんあります。そういった中で、空き家をどのように行政として活用していくのかといったところが一番ポイントになってくるかなと、積極的にもっと活用していくためには、当然空き家であるところに足を運び、お話をしていくべきか、ごもっともかなといったところであります。言い訳になってしまうかもしれませんが、なかなかそこまで手が回らないといったのが正直なところ、それが１つと、あとは空き家制度活用に関して非常に細かな制約、課題等があると、例えば持ち主、大家さん、家主の方が、基本的に空き家なので、島内に居住していないといったところで、その方にどうやってコミュニケーション取るのかというところもあり、またその方、いろいろなケースが想定されますが、例えば夏休みとか冬には帰ってきたいから、その時期だけというような制限といいますか、持たれるとちょっとなかなか厳しい。一方でまた、もう空き家いいから買い取ってくれというような話も想定されると、行政としてはやはり管理の観点でなかなか難しいといったところで、現状なかなか進んでいないといったところでございます。よって、受け身と言われてしまえばそれまでかもしれませんが、申請、活用したいよといった方に対して対応していくというのが現状の方針と言うまでもいかなくても、現状認識であるといったところです。

それを踏まえて、今後どうしていくのかといったところでいくと、行政としてはその制度はもちろんあるにしても、やはり住宅の整備を急ぐことが第一であるというところの考えになり、担当し

ている職員も所管、担当１名の職員の方といったところでいくと、どちらに業務のリソースを割くかといったら、新築のほうに割くというような方針といいますか、考えで動いているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　話は分かるのです。新築のほうに重きを置いてというのは分かるのですけれども、本当に24年度、来年度、令和６年度中に完成するのかと、セイベイさんのあそこの土地に住宅を建てると、まだ擁壁もできていない、あそこ擁壁しないと住宅建てられないって聞いていますけれども、いつ頃、まずは擁壁です。住宅を先に造って建てて、それから擁壁工事に入るということはないと思うのですけれども、どっちが先なのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　住民の皆様からも同じような、特に事業者さん採用に当たって、一体いつできるのだという厳しいご意見は確かに私のほうにも来ております。ただ、本当に申し訳ないと言うしかないのですが、様々な理由によってうまく進んでいないといったところ、世の中の物価高騰とか、あとはコロナが収まったことによる作業職人の方の賃金の高騰とか、そういったいろんな面でなかなか進んでいないといった中で、今どういうふうに建てたらいいかと、基本計画、実施設計に向けてやっているところです。今その場所に関しては、令和６年度完成を目指して取り組んでいるといったところで、当然計画なので、そういうつもりで取り組んでいるところです。まだ契約、詳細な積算等が上がってきておりませんので、金額等もなかなかお示しできないのかなというところではありつつも、できるだけ急いでやりたいといったところまでのお答えしか現状ではできないというところです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　以前から行政側の答弁の中に、技術屋さんがいないから、もうコンサル丸投げだという話を伺ったことがあるのですけれども、私前回だか前々回の議会でも提案させてもらったことがあるのですけれども､何も現役の技術屋さんを採用する必要はないのだと､リタイアした、一線を退いた、言ってみれば高齢者です。まだ働く意欲があるというＯＢを採用したらどうかと、安くつくよという話をしたことがあるのですけれども、それについてもやっぱり住宅がないので、住まわせることができない、そうすると採用もできないと、もう悪循環に入っているのではないかと思えるのですけれども、先ほど言いましたように、学校の制度が変わってくると、来年の４月です。そうすると、先ほど言ったように、不登校の子を抱えた親御さんとすれば、そういう学校に入れてみたいと望むはずなのです。ところが､それすらできないと。確かに議員の皆さんがごみ問題、

ごみ焼却場が優先度はナンバーワンだとかという言い方しますけれども、確かにそれはそれとしてあるのですけれども、私は本当に住宅、人間が住む住宅です。だから、仮にどこかの倉庫が空いているというのであれば、そこを改装してでも普通の住宅として住める、それも長期にわたって住んでくれというわけではないのです。１年後、２年後には正規の村営住宅ができるのでしょうから、その間そういった仮の宿舎とは言いませんけれども、住居を用意して、どうぞ来てくださいという姿勢も必要なのではないかなと思うのですけれども、お金の問題ももちろんあるのでしょうけれども、いろんな施策を打っていく中でも、昨日の石野議員の３Ｃ何とかというやつありましたので、あの中にも移住定住促進という言葉があるではないですか。住宅がないのにどうやって移住定住促進を図っていくのだと、いやそれは２年後、３年後の話なのだよと言われれば、ああそうかと私も聞きますけれども、実際にそんな悠長なことを言っていられるのかということなのです。私、さっきも触れましたけれども、学童の数の問題とか、そんなのも含めて利島をどうしていくのだという基本方針に何かぶれがあるのではないかという気がしてしようがないのですけれども、本当にこれ私だけが思うのかお願いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　進捗等に差異はあるものの、基本方針のぶれはありません。住宅を造るのだというところに変わりはなく、全ての問題が住宅がないことによって、焼却施設にしろ、何にしろ、なかなか進まないといったところも十分認識しております。３Ｃの事業ということも述べておられましたが、今同時に進めていると、この同時というわけではないのですけれども、サステーナブル事業、それから移住定住事業とともに進めてきていると、２か所、それをやったからって全てが解決するとも思っておりません、今のところの試算によると。それによって取りあえずの現在の住宅居住の不均衡という表現がどうか、なかなか難しいところではありますが、大きな部屋に単身で住まわれている方、狭い家に世帯で住まわれる方のバランスを取りたいというところ、それからあと現在なかなか修繕が滞ってしまっているといったところ、要は壊れているけれども、空いたらすぐ入居されてしまうといったところのまずは改修をしながら、住宅全体を整備して維持していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　小さな自治体なので、小さなというか、極小と言ったほうがいいのかもしれないですけれども、お金がないというのは私も理解しています。先ほど村長の答弁の中に家主が利島に住んでいないと、都会に出ているという話もありましたけれども、私は確かにその家主に話をしに行くといったらお金かかります、費用かかります。５万、10万はかかると思うのですけれども、不足状態を解消していくというには５万、10万のお金ってそんな惜しいものではないと思うのです。

それと、行政に金がないのであれば、それこそ我々がよく口にする借金してでも先行してやったらいいではないかと思うのです。それが後々の回収につながってくると、投資した分の回収につながってくるというふうに思えるのですけれども、そういう先行投資的な考えというのは役場にないのかどうか、ちょっとお話をお願いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　島内の空き家の状況なのですが、現状空き家を民間の方で活用されている事例が何件かあるのかなと、ここで述べるのがどうなのかちょっと、大丈夫。

〔「大丈夫だよ」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　社会福祉協議会なんかは結構空き家を活用させていただいているほうかなというところで、今後、今住まわれている方が例えば離島してとか施設に入ってとかということもあるのかもしれませんが、繰り返しになりますが、そちらよりも新しいところにというところで、これは職員のというよりも私の政策判断の中で、そちらに力を注いでいると、選択と集中をしているといったところが現状です。

○１番（前田　清君）　次お願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、ふるさと納税返礼品開発への補助金支援について答弁をお願いいたします。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。ふるさと納税の返礼品の開発への補助支援についてでございます。

ちょっとほかの議員の方の一般質問の中とかぶるところがあると思うのですけれども、都内ではふるさと納税において令和４年度1,376億円の税収が都外に流出しており。東京都特別区長会、市長会、町村会において、総務省にふるさと納税の抜本的な制度改正等を求めているところでございまして、利島村としてもそこに倣っているところで、長期的な話としてはあるところでございます。これまで村でも漁業でいいますとサザエの特産品を返礼品として活用してきましたが、議員のおっしゃるとおり、不漁により現在取りやめている状況となっています。短期的に魅力ある特産品を返礼品としてそろえながら､100周年を契機として関係人口の利島に愛着を持って訪れる人と住民とが交流できる取組を増やしていくことで、ふるさと納税の魅力等々を発信していければと考えております。

あと、東京都島しょ振興公社において地域振興の補助金というのがございまして、そちらはまさに、返礼品ではないです。地域振興のために行う特産品とかの開発のために補助が用意されていますので、そういったものを活用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私も以前振興公社に申請を出したことあるのです、却下されましたけれども。理由はいろいろあったみたいですけれども、新商品という取扱いが非常に複雑で、過去にやったことがあるとかないとかという話になると当然却下と、しかもあれはたしか振興公社だから、島在住者かその企業かという制約があったと思ったのですけれども、私想定しているのが例えばアシタバの特産品を作っていくと、新たな特産品を作ると、そうすると原料がアシタバなので、ほかの島にもごまんとありますよね。お茶があり、麺類があり、何がありという感じで。そうすると、単純にアシタバの新商品というのは無理なのだなと。では魚介類はどうかと、例えば利島でも今でもエビ網入れたりしていますけれども、ただエビが取れるかどうかというのは別の問題として、雑魚の魚が取れてくると、そうすると利島の人はみんな例えば海から船に上げるときにもう捨ててしまうとか、本当は食べられるのだけれども、後処理が大変なので、もう船上で処分してしまうというような話も聞いています。そういった魚を特産品化してというのも私考えたのですけれども、そうするとそんなのももう今までにあったということになると、魚の特産品化、そういうのになると却下されてくると、そうすると特産品を考えるという意欲そのものが減退して、やっぱり駄目なのだという話になるので、村の補助金をもらえないのだろうかという、そういう質問だったのです。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　前田副議長のお話で島しょ振興公社の特産品の開発のところに高いハードルがあるというようなところのお話の中でちょっと補足というか、私のほうであれしていただくと、まさに私自身がこの部会の部員というのですか、担当でもありますので、今年度でいきますとアシタバを利用したパンの作成ですとか、あとは某島でいきますとパッションフルーツを使ったサイダーを作成するとか、そういった中で新商品というか、既存のものを利用して違うものを作っていくのであるならば、全然地域振興に対する補助というのがそんな狭められているところでもないというようなところもございますので、ぜひ島の中で興味というのですか、関心がある方とか、そういう方がいらっしゃれば、そこについては村のほうも協力しながら、申請作業でございますので、そういったところは協力ができるのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　前田副議長のご質問に対してお答えします。

現状東京宝島サステナブル・アイランド創造事業で農業振興と漁業振興に取り組んでいるところで、農業、漁業それぞれ特産品になるようなものの開発も含めて、もうまさに今現在開始している

ところです。漁業に関しては、先ほど前田議員がおっしゃったような雑魚というのですか、ふだん市場に出回らない魚なんかも活用して、何かしら特産品が作れないかというところも検討していく予定でおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　なお、先ほど私が述べさせてもらったのは、まさに農業振興であり、漁業振興でありという、その範疇を超えるものでも何でもないのですけれども、考案者というか、その制限というのは利島在住でないと駄目とか、そういうのってあるのですか。例えば東京在住とか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　前田副議長の質問に回答させていただきますと、当然振興公社のほうの要件は、考案される方は誰でもいいのかなと、ただ実際に実動される方というのですか、申請を行っていただいたり、そういったのは島内の団体とか個人で有志の方というふうに限定されているかと考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　分かりました。私も七、八年前ですか、申請して、さっき却下されたと言ったのですけれども、まさに却下されたのです。そのときの思いがずっとあったので、ちょっとお聞きしてみたのですけれども、もう一回トライはしてみるつもりでいます。ただ、上限がありましたよね、振興公社って。100万とか200万とか、その範囲であればやってやれなくはないかなと思うのですけれども、製品の中に例えば国内で販売するのではなくて国外に持っていくと、いきなり国内販売ではなくて国外に販売したいというような制約はオーケー、全然大丈夫。

〔何事か言う人あり〕

○１番（前田　清君）　分かりました。実ははっきりこれは利島の特産品なので、問題ないと思って私もあえて言いますけれども、ユリ根なのです。ユリ根というのはユリの球根ではなくて根っこ、これ漢方に使えるのではないかというのがあって、国内で流通させるより、例えば中国とか台湾とか、あっち方面に持っていけば薬膳として使ってもらえるのではないかという思いがあって、それの実は商品化も考えているのです。だから、多分利島以外では……

〔何事か言う人あり〕

○１番（前田　清君）　だからアシタバの商品化とか魚の商品化というのは、この話が漏れてしまうと俺のところで先行してやってみようかというのもあるのですけれども、ユリ根に関しては利島にくらいしかないので、オーケーかなと思っていますので、そういうのもあって今回いろいろとお聞

きさせていただきました。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　村内一斉清掃の在り方について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田副議長の質問に答えさせていただきます。

村内一斉清掃の在り方について、村内一斉清掃は条例に基づき集落環境清掃美化の日として、住民の方々の多大なるご協力の下、６月、10月の年２回実施をしております。住民の皆様の多大なるご協力につきまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。本取組において繁茂する草木を刈り収集することで、島内の美観の保全に効果を発揮しています。また、島内を挙げて集中的に清掃を行うことで、集落環境の美化に対する意識の高場を図ることも期待され、この点については実施に当たっての重要な趣旨の一つとして認識しております。そのため、今後無理のない範囲でご協力をお願いしながら、引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の答弁を聞いて言わんとすることは分かるのですけれども、私が言いたいのは結構今村民の中で清掃に参加してくる方というのが数も減ったし､それと高齢化されていると、私なんかも実際に清掃に参加させてもらっていますけれども、きつくなっているのです。確かに草刈り機を持って草刈れとは言われていないです。ただ、効率を考えたら草刈り機を使わざるを得ないと、鎌で一々刈っていたら、鎌で刈るというのもあるのでしょうけれども、一部は。そんなことを考えたら半日や１日では終わらないと、だから草刈り機を持ち込んで刈っているのだということになると､それこそ肉体的な負荷が大きいと､次の日休むとか､そういうことはないですけれども、それで業者が代わりにできるのであれば、そういった場所とかそういうものは任せたほうがいいのではないかという問いなのですけれども、私のこの質問の意図は。その辺は考えられませんか。村内全部をやってもらうというわけではないです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

今のところは、現状の形で続けさせていただきたいと考えております。

○１番（前田　清君）　言うことないです。

○議長（寺田　優君）　それでは、前田副議長の一般質問を終了いたします。

ここで昼食の休憩を取りたいと思います。

（休憩　午前１１時５０分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて議案を進めてまいりたいと思います。

◎日程第３　議案第５２号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　次は日程３、議案第52号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第52号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

令和５年10月20日付で閣議決定された人事院勧告に準じ、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率の改定による改正を行う必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　そうしたら、利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

７ページを御覧ください。こちらに書いてあるとおりでございます。まずは、それぞれの給料に関するところで月給のところ、そこのアップを図っているといったところでございます。当然まずは、初任給の動向を踏まえてというふうに書いてあるとおり、金額が低い方たちというか、そこについてまず今回若年というか、入ってばかりとか、そういった若い方たちのほうを主に重点的に上げているというふうになっておりまして、利島のあれになるのですけれども、一般職で高卒の方の場合１万2,000円アップと16万6,600円と、大卒の場合は１万1,000円上げて19万6,200円というふうになっていまして、その他一般職、新卒だけではなくて段階的に各世代とか、法に応じて上げさせていただいているといったところと、あともう一点、ボーナスの部分について令和５年度につきましては、６月もう支給終わってしまっているので、12月期について0.1か月分アップさせていただく

といったところでございます。また、令和６年度以降についてはそのまま0.1か月アップして、これまで4.4か月分だったものを4.5か月分にさせていただくといったところで、今回の条例に関しては４月１日に遡って支給させていただくといったところでございます。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは通常の条例改、毎年行われるような恒例的と言ってもいいぐらい、遡及を含めた改正だと思うのですけれども、給料表の。ちょっと先ほど説明もありましたけれども、今までに例を見ないベースアップだろうと思いますけれども、給料表の、管理職者待遇ぐらいのは１％そこそこ、1.1％ですか、５級というのは。

〔「全体で1.1」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　全体で、それで全体で1.1％。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

全体でベースがアップしたのはどうかというと1.1％と、１級でも１から96でしたっけ、ぐらいまであるのですけれども、当然１に近い若いほうの方が5.2％程度で、５級になると0.3％ということになっています。

○３番（笹岡壽一君）　括弧づきで分かりました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、早速採決を行いたいと思います。

議案第52号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議員の皆さんは投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　それでは、投票が終わりましたので、全員が賛成ということで、ただいまの議案第52号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎日程第４　議案第５３号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　続いて、日程４、議案第53号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　29ページをお開きください。

議案第53号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

利島村立学校において小中一貫教育をさらに推進する観点から、義務教育学校への移行を行う必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　よろしくお願いいたします。ご説明いたします。31ページに移っていただければというふうに思います。内容について掲載をしているところです。ご説明をさせていただきます。

利島小中学校の義務教育学校への移行についてということで、利島村立学校設置条例の改正をご審議いただければというふうに思ってございます。利島の学校のよさである９年間を見通した小中一貫教育をさらに推進する観点から、来年度から、具体的には令和６年４月から、利島小中学校を義務教育学校に移行したいというふうに考えてございます。現状、島の皆様から含めて多大なるご支援をいただいている学校ですけれども、小学校、中学校の２校体制に組織上なってございます。それを９年間を通した義務教育学校という制度にして、１校に統合するということを行うというところが概要でございます。

義務教育学校についてですけれども、９年間を通した小中一貫教育を実現する新しい学校種ですということで記載をしてございます。終了年限が９年間になってございまして、小学校段階に当たる１年生から６年生を前期課程、中学校段階に当たる７年生から９年生を後期課程というところで区分をしているものです。最近比較的新しい制度でございまして、平成28年にスタートしたもので

ございます。小中学校が別々の学校制度として設計されていたことによる限界を克服するための制度になってございます。近年設置数増加しておりまして、先行事例によれば何か例えば短期的に成果が出るというよりも、じわじわと効果が出てくることが多いというふうな評価を得ている制度でございます。東京都内で前例があるのかというところで申し上げますと、品川区であったり江東区、八王子市に設置をされておりまして、実際に八王子にお邪魔して見せていただいたことも私自身はございます。

そういった中でメリット、何がよくなるのかというところですけれども、３点に整理をしてございまして、１つは利島だからこそできる教育活動が推進しやすくなりますということで書いてございます。具体的には、利島の環境に適した柔軟なカリキュラム、教育課程というのですけれども、の実施が可能になってございます。

２つ目として、教職員の働き方改革にも寄与するかなというふうに考えてございます。組織として小学校、中学校が別々に並存していることで発生している事務負担、例えば同じ書類を小学校、中学校でそれぞれ作成する必要があることなどを軽減することが可能かなというふうに考えているところです。

３つ目でございますけれども、小学校、中学校の制度上の壁というものを取り去って、小中連携がさらに進むということが期待できるかなと考えてございます。利島の教育については、内地の学校よりも既に小中連携かなり進んでいるのです。さらに進めていくためにというところで考えると、現状小中組織が別々になっていることが壁になっているのではないかということで、今回の提案をしているところでございます。教職員に関しては、制度上も小学校の先生、中学校の先生ということではなくなって、利島の学校の９年間の先生なのだよというふうなところで捉え直されるかなというふうに考えてございます。

最後に、１点でございますけれども、例えば学校名についてどのように変わるのかというところで記載をしているのですけれども、皆様がなれ親しんだまま進めていくべきかなというふうに考えてございまして、現状利島小学校、中学校というものを、学校の校舎の記載もそうですけれども、様々皆さん村の中では既に利島小中学校と呼んでいるわけなのです。それらについて来年度から、同じく利島小中学校という名前の義務教育学校を設置するという形で、外見から見ると特に何か大きな名前の変更があるというところではない部分があったりするというところでご理解をいただければなというふうに考えてございます。校歌と校章に関しても同じことが言えるかなというふうに考えているところです。

繰り返しにはなるのですけれども、なかなか小中一貫教育既に進んでいる中で、なぜこの手を打つ必要があるのかというふうなところもお考えとしてはあろうかなと思いますけれども、繰り返し述べているように、新しい取組にどんどんチャレンジをしていくことで、もともと利島の環境にこの義務教育学校という制度がかなり適しているというふうに考えてございまして、新しくチャレン

ジをしていきたいというものですので、ご理解をいただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　小中一貫校という話を伺うまでは、私なじみがなかったのですけれども、中高一貫というのは結構なじみがあって、私の子供なんかも小学校時代いじめに遭って地域の中学には行かないと、やむなく私立の学校へ進学したという経緯もあったのですけれども、そういうのもあって、中高一貫というのは私も結構承知しているつもりでいたのですけれども、世界に小から高まで12年間一貫という教育制度ってあるのですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ありがとうございます。なかなか網羅的にあります、ありませんというところをお答えすることは難しいかなと思うのですが、一般論として学校教育制度は国ごとに様々になってございまして、例えば義務教育に関しても小学校、中学校が義務教育になっているというところが世界各国かというと、そうではない例もございます。具体的には、もうちょっと幼い年限から義務教育の枠に入っているところもございますので、世界中各国、学校教育制度を見てみると様々なところがあるかなというふうには考えているところなのです。

少し話を戻すと、中高一貫ももちろん日本の場合は制度としてございますし、小中一貫をまさに一つの学校として扱う義務教育学校という制度は平成28年にできた上で、当然利島村立学校ができてきた歴史上、もともとそういう制度はなかったものなので、つまり小学校、中学校というのが様々日本の場合は必ず設置すべきだよというふうになっていたものがこれまでの制度だったものを、それをくっつけて小中一貫というふうにしてもいいよというふうになったのが平成28年の改正でございまして、日本では今こういう状況になっているというところでございます。網羅的にというか、ご質問に少しお答えになっていない部分があったら申し訳ございません。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

○１番（前田　清君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は先般、議員と行政との協議会というのでしょうか、議案説明会というでしょうか、分かりませんけれども、そこで初めて報告を受けました。そこでるるいろいろお尋ねを

したのですけれども、改めて議場で伺っておきたいと思うのですけれども、ついては先だって教育委員会のほうにはこういう質問をしたいということで文書でお願いしてあります。それは、今日は私自身は持ち合わせてきませんけれども、内容は１つは小中一貫校という、実質的にはこの数年やっているわけです、実態的には。名称はそれよりずっと前から小中学校ですけれども、利島は。小学校、中学校ってなっているのですけれども、制度的にはもう10年近いのではない、六、七年ぐらいたつ、どのくらいたちますか。

〔「そのぐらいたっている」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　もう実質的には六、七年はたつよね、報告受けてから。

〔「小中一貫校になって」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　一貫校となって。そういう経過もあるわけですけれども、改めて今般こういう改革をするということで文書で出してあるのは、これによる利点といいますか、長所といいますか、改めてそれをお伺いしたいということが１点、それにつきましては今議案説明いただきましたので、了解できましたので、それはご答弁いただかなくて結構です。

残された、全部で５点ほど質問してあります。もう一点は、教員の減少はないのかと、合理化的なことで。今まで別々だったから二十数名いたけれども、これによって２名減るとか３名減るとか、そういうことは将来に及んでないのかということと、それから校長さんはもちろん今までも１名ですけれども、ただそういう意味では小学校には校長いない、中学校には校長がいないと言っても過言ではない、どっちが校長なのだということもあるわけです。小学校の免許を持った先生が小学校の校長をやったり、中学校の免許を持った先生が校長をやったりしているだろうと思うのです。その免許問題は触れませんけれども。そういう経過もあると思うのですけれども、さて副校長だけは２人いるわけです、小学校と中学校と。校長は１人だけれども、これはどうなるのかと。それから同時に、もう一点目は事務職が２名いるわけです、中学と小学校と。これも１校になってどうなるのかということもお伺いしています。

それから、さらに言えば、メモを出してありますので、お答えいただけると思うのですけれども、これによって先ほど校歌、校章というのが話が出ましたけれども、学校の表札というのですか、門の利島小学校、利島中学校と書いてある、あれはどういうことになるのか、学校名の話は小中学校と出ましたけれども、あれはどういうことになるのかという、その点だったかなと思うのですけれども、記憶違いが私起きていたら、質問文書を出してあるのでお答えいただければありがたいなと思います。

それから、もう一点なのですけれども、これ全く教育委員会には出していませんけれども、これは変な話といえば変な話かもしれませんけれども、初めて正規の新しい学校ができるのです。ある意味では類のない小中学校という学校ができるわけです。これに対する何か式典というか、イベントというか、記念行事というか、そういうものは考えられませんか。創立ですよね、まさに。利島

小学校創立記念、創立日です。４月１日だか何日だか知りませんけれども、その辺の構想はありませんでしょうか。今のは付け加えまして、事前には通告してありませんけれども、よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ありがとうございます。お答えをいたします。

順番にというふうに思いますけれども、最初に教職員の定数の話があったかというふうに考えてございます。端的に言うと、教員の定数に関して減らされることはないのかというご懸念に関しては、ないというところが結論になってございまして、学校の副校長もおっしゃっていただきましたように、現状は２名の体制になっておりまして、事務職員も２名になっていると、それらについては制度上も実際に上級官庁等々に確認をしましても、減らないということで回答をもらっているところですので、教員の定数に関してはご安心いただければいいのかなというところが回答でございます。

もう一点、事前にご質問いただいておりながら、今お話しいただいたところから抜けていたところだと、例えば小学校は児童と呼んでいて、中学校は生徒と呼んでいるというふうな日本の学校教育の現状がある中で、それらが小中学校になるとどうなるのかというふうなご質問もいただいてございました。それらについては、現状でも児童生徒の皆さんというような呼び方を学校の先生方はされること多いかなというふうに考えてございまして、実際に様々、既に義務教育学校として運営をされている学校にも聞いてみたのです。そうしたところ、児童生徒というふうにやはり呼んでいますというふうなご回答をほかの学校からもいただいているところですので、同様に利島でもそのように運用していくことになろうかなというふうに考えてございます。

また、校門の表札の話がございました。今、想像いただけるかあれなのですけれども、校門に行くと２本柱というか、立っていて、左側だったと思うのですが、利島小学校と、右側に利島中学校というふうに記載をされた表札が今かかっているところです。それらについては、どちらか片方を取り外してもう片方に寄せて新しく配置をしながら、新しく表札については利島小中学校というものも作りまして、もう片方の空いたところに表札を張っていきたいなというふうに考えているところです。そうすることによって、これまでの利島の皆さんが積み上げてこられた積み上げも残しながら、新しく義務教育学校を設置するというところも打ち出していけるかなというふうに思ってございますので、そのようにやりたいなというふうに考えてございます。これについては、いつやるのかという話でいくと、また後ほどご説明をさせていただくのですけれども、春休みに少し工事のようなものができないかなというふうに考えてございまして、また別の議案でご説明する12月の補正予算において関連の経費を少し計上させているようなところでございます。それが校門の表札の話です。

最後にお話をいただいた……

〔「イベント、式典」と言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君）　すみません、式典の話ですね、失礼をいたしました。

最後にお話いただいた式典については、現在検討中ではあるのですけれども、あまり大規模に、例えば冊子のようなものをつくってやっていくかというと、なかなか様々な職員の負担の面もございますので、現時点で考えているところで申し上げますと、来年度のこれまで入学式というふうにしていたところに少し兼ねまして、開校式というふうな形でも実施すると、そうやって開校式と入学式をセットで行っていくような形を実施できればなというふうに考えてございます。これらについては現状の案ではございますけれども、今そのように行うことでどうかということで、学校と調整をしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件の原案には賛成いたしますが、課題とすれば残るものもあるのだろうと思うのです。これからそういうことで、比較的慣れている、先ほど申し上げましたように、慣れてはきていると思うのです。この間ずっと小中一貫校をやっていますから。何ら見た目では変わらないと、実態的にはほとんど変わらないだろうと思うのです、経過的に見て。ただ、記念すべき日になるのだと、新しい学校ができるという意味で。そういう点で事改めて何かいろんな課題が出てくるのかなという、くるかこないか分かりません。という感じもしますけれども、教職員をはじめ、教育委員会、あるいは我々村も挙げて差し障りない、うまく運営されていくように、効果が発揮できるように努力を一緒にしていきたいなと、こう思います。

以上です。賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第53号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　それでは、投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第53号　利島村立学校設置条例の全部を改正する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

◎日程第５　議案第５４号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程５、議案第54号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　35ページをお開きください。

議案第54号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）の成立に伴い、利島村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。37ページを御覧ください。ここにこの条例の改正の概要が示されてございます。

まず、産前産後の期間の妊婦さんの所得割額と被保険者の均等割額の減額を行うといったところでございまして、令和６年１月１日から、来月から実施させていただきたいといったところでございます。

内容といたしましては、出産予定日、もしくは出産日について、そこから前１か月、後ろ２か月、合計のその月も含めて４か月、多胎の場合といって、要は双子とか三つ子とかといった場合については、それが前が３か月で、後ろ２か月そのまま変わらずで、全部で６か月といったところの保険税の減額を、所得割と、あとは均等割分の４か月分とか６か月分を減額するといったのが本制度の趣旨でございます。

ここにつきましては、11月22日に国民健康保険運営協議会を開催いたしまして、委員の方々にご

審議いただきまして、全会一致で了承をされているということを申し伝えさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第54号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第54号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎日程第　６　議案第５５号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第５６号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例
日程第　８　議案第５７号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例
日程第　９　議案第５８号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例
日程第１０　議案第５９号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例
日程第１１　議案第６０号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例

○議長（寺田　優君）　次の議案第55号より議案第60号、その前に日程の数字の振り方が日程５がダブっておりましたので、１つずつずらしておいてください。

議案第55号から議案第60号までは公営企業会計関係の条例改正でございますので、一括して上程し、審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それでは、一括で上程させていただきます。

まず、47ページをお開きください。

議案第55号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

本村における簡易水道事業並びに浄化槽事業について、地方公営企業法の適用されることに伴い、利島村監査委員条例の一部を改正する必要があるため。

続いて、53ページをお開きください。

議案第56号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため。

続きまして、57ページをお開きください。

議案第57号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

給水区域について、利島村簡易水道事業の設置等に関する条例において規定するため。

続きまして、63ページをお開きください。

議案第58号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため。

続きまして、67ページをお開きください。

議案第59号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

下水道事業（浄化槽事業）に地方公営企業法の財務規定等を適用するため。

最後に、71ページをお開きください。

議案第60号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

下水道事業（浄化槽事業）に地方公営企業法の財務規定等を適用するため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　よろしくお願いいたします。今回のこの条例に関しましてですけれども、公営企業会計のほうに移行するところの経緯からまずお話しさせていただきたいと思います。

平成31年１月に総務大臣より「公営企業会計の適用の更なる推進について」という書類が出されました。人口３万人未満の簡易水道事業、下水道事業についても公営企業会計の適用を推進すると、こちらのほう要請がございましたところでございます。要請時期に関しては、令和６年４月までの適用をしてくださいというところでございます。この動向を受けまして、私どもにおいても移行手順の検討、固定資産台帳のほうの整備、こちらのほうを着手して完成しておりますけれども、そして公営企業会計システムのほうも２か年かけて導入しております。今回の例規整備というところで、条例を提案させていただいているところでございます。これからまた公営企業会計による予算の編成、打切り決算など移行業務を実施してまいります。

制定についてです。もともと今の会計自体が地方財政法に基づいた会計になっておりますけれども、今回上程させていただいている新規条例２本で、地方公営企業法に基づいたものとして制定させていただいているところでございます。

簡易水道事業、浄化槽事業のほうの条例の各第２条のところにそれぞれ地方公営企業法のところの財務規定等の適用、こちらのほう、俗に一部適用と言ったりするのですけれども、適用範囲は総則と財務と雑則の規定を適用するというところでございまして、組織体制としては現状の村長部局のまま、管理者も村長で現行どおりになりますけれども、職員の身分に関しましても地方公務員、現状どおりでございます。仮に今回は適用しないのですけれども、全部適用となると組織と職員の身分のほうも規定が変わりまして、村長部局とは別の組織になってまいります。管理者も公営企業管理者を原則として設置することになります。職員の身分も企業職員ということになりますけれど

も、今回は財務規定等適用、一部適用、こちらのほうになってまいりますので、組織体制、管理者、職員の身分等は変わらないままというところでございます。

財務規定等適用を採用する主な理由でございますけれども、経営内容の明確化と公営企業会計適用の効果は財務規定等適用でも発揮することが可能であること、本村は自治体としての規模が小さく、全部適用した場合、人事給与計算等、他部署で行ってきた事務の移行が発生し、事務の煩雑化や経費負担増を招くというところでございます。

それぞれの条例第５条にありまして、会計事務の処理に関しましては、簡水事業、浄化槽事業の出納、その他会計事務のうち、会計管理者に行わせるものを第５条でまた規定させていただいております。

取りあえず駆け足になりましたが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終了いたします。

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。もう一点なのですけれども、監査委員条例に関しましては、公営企業会計のほうの今のところの内容ですと適用されませんので、監査委員条例についても、そこに関して追加させていただくところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　以上だそうです。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いいたします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　質問をさせていただく前に、議案の審議についてフリーというか、全案を通してということになっていますけれども、これは若干議事の進め方で事務局にお伺いする筋なのか分かりませんが、全部今様の言葉で言うとリンクした一体の案件なのですよね、それぞれがばらばらのようで。ただ、今お伺いした監査委員だけは、これだけは別件なのかなと、こういう認識にあります。ただ、できないものがやれるようにするという改正のための監査委員の職務設定みたいなということで、これはこれでこれだけは別件なのかなと、似たようなものだけれども、このための監査委員改正で。以下については、全てが上下水に関する一体的な、いわゆる今様の言葉で言うと何とかリンクしたような、これについては採決も一緒でいいのかなと。ただし、それができるかどうか、ちょっと事務局のほうにお伺いしたいのです。私、可能であれば、監査の案件については、これは別件だろうと思います。独立したものですから、監査委員とは全く別で。だけれども、公営企業会計に関するものは上下水一体のものだから、どれもこれも、それが合体したようなものでしょうから、その辺が一括採決ができるのかどうかという、それをまず確認したいと思うのです。それで、それが一つの提案と言えば提案なのですけれども、提案というより、提案でもないのだよね、お伺いしたいわけです。

もう一点質問というのは、先ほど職員について出向扱いになるのか、管理出向がどうのというのがちょっと分かりにくかったのですけれども、そこの身分は分かりました。身分は何ら変わらないと。だけれども、ここに従事する職員はその間、一定期間村職員であり、かつ給与あるいは身分も全く変わらないだろうと、昇給昇格もあるだろうと思いますけれども、それは説明で分かりますけれども、この間の職務は出向型になるのか、どういうあれになるのか、行政職になるのか事業管理職になるのか、それを伺っておきたいと思うのです。その間です。人事異動はもちろん長のあれであるのでしょうけれども、そこがちょっと説明が分かりにくかったので、お伺いしたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきたいと思います。

身分に関しても同様でございますので、行政職員として当然異動等あると思うのですけれども、そこはもう私のあれでないので、すみません、あれですけれども、その中で異動が行われて、公営企業の業務に携わっていくといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　どこもそうなのです。身分は変わらないのです、身分証とすれば。ただ、公営企業という企業で行くわけです。よく分かりやすいのは交通機関なんかを預かる職員、あるいはバスを運行する公営企業とか、島嶼部でもあるのです。村がバスを運行していると、三宅島なんかそうです。新島は臨時的にやっているのでしょうけれども、そういう企業へ行くときは、もちろん村あるいは町の職員であることに変わりはないのだけれども、そこへ村長が派遣を命じた場合、行った場合、管理は一応そこの職員になるということになるような気がしているのですけれども、ただそんな普通の人事異動的にある会計事業へ行ってそのままと、もちろん指揮権は町村長に、要するに首長さんにあると思うのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えになっているかちょっとあれですけれども、例えば東京都さんとかでも水道局さん、下水道局さん、交通局さん、公営企業会計を適用されていらっしゃいますけれども、その中でだと局長さんがそれぞれ公営企業管理者ということで立っていらっしゃいますけれども、そこの指揮監督下の中でやってまいりますけれども、今回に関しては公営企業法の絶対適用ではなくて一部適用、財務規定等適用でございますので、私どもの組織改編が今後あるかちょっと分からないですけれども、今環境建設課がございまして、そちらのほうで上下水道会計をそれ

ぞれ持つことになっております。そちらの中の村長の指揮下の中で地方公営企業の会計のところが適用されるということでございますので、身分に関しては現状どおり、指揮監督権も全く現状どおりというところになっております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。分かりまして、公営企業ではなくて公営企業会計の会計だけが、公営企業の設立ではなくて公営企業の会計そのものが合体するということなのですね。公営企業化はしないのだと、ただ会計だけがそうなると。

〔「上水と下水が合体するわけじゃないですよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、要するに水道事業は公営企業には入っていないのでしょう。村の事業でしょう、単純な。公営企業と診療所もそうですし、公営企業とはなっていないのでしょう。公営企業というのは、別に村が、あるいは町が、あるいは市がバスの運行をするためにつくるとか、船の運航をするためにつくるとか、何らかの事業をやるためにつくるとか、企業化するわけですよね。そうして、そこの会計を公営企業会計として特別会計に組むなら組むと、一般的にそうではないのですか。ただ、そうではないのだと、会計だけを公営企業扱いすると、一緒に合体して。今までは下水会計、上水会計ってやっていたけれども、事業としては変わらないのだということなのでしょう。会計処理上の問題だけだと、違うのですか。条例がそうなっているような気がするのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

会計上はそれぞれ公営企業法を適用した簡易水道事業会計という会計が１つはできます。浄化槽事業、下水道事業という会計が１つできます。会計としては、現状の会計が２つというところは変わらないのですけれども、いわゆる組み方というか、地方公営企業法にのっとった財務、ちょっとあるのですけれども、そちらのほうが適用されるという形でございます。

○３番（笹岡壽一君）　そうなのです。それは分かるのです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　こう言ったら分かりやすいのか分かりませんけれども、公営企業というのは村とは別に独立してしまう、一つの企業体として。それは専門にバス運行ならバス運行専門と、そこはそこで独自性を持つと、しかし、そこの指揮管理権は長にもちろんあるのです。そうではないのだと、ということは公営企業体をつくれば、その公営企業体が独自に事業をやるということです。その指揮監督権はもちろん長にあるのです。そこのある公営企業体に社長がいたり、管理者はいる

かもしれませんけれども、そういうことではなくてその事業は変わらないのだと、ただ会計処理だけが一緒になると、公営企業法に基づいて。本村での適用は、条例ではそのように受け止められるわけです。どちらかと言えば、それについては職員は派遣型になるわけです、一応形の上では、公営企業体というものをつくれば。だから、本庁とは離れるわけですね、ある意味。そういうことになればです。本庁の業務とは離れるわけです。しかし、話を聞けば職員は変わらないので、身分は同じなのですよ、ちっともどこ行こうと。そういう意味で聞いているのですけれども、どっちでもいいと言えばどっちでもいいけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほどお伺いした話の認識でよろしいかと思います。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それで、私もちょっと気になったのですけれども、先ほど笹岡議員が監査条例の変更は別扱いではないかという言い方をされていましたけれども、その件に関してなのですけれども、要は財布は変わらないと、今までと。

〔「変わる」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　財布そのものが変わるということ。ただ、今までは上水、下水という感じで別個の財布だったので、それを監査するという形だったのかなと思っていたのです。それが今度一緒になるからと。公営企業会計と言いましたっけ、そっちに移行するから、個別の監査というのは必要ないのだよという話かなと私取っていたのですけれども、違うのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません、51ページを御覧いただいてもよろしいですか。現状の法律が地方財政法というところに基づいた２つ会計がございますけれども、今回地方公営企業法、こちらのほうのベースになります会計に２つがなりますので、現状の趣旨のところへ行きますと、地方公営企業法のところの監査がここに当てはまらなくなってまいります。ですので、地方公営企業法をここに追加させていただいて、今回改めて根拠のほうがちょっと変わってまいります、会計が成り立っている根拠が。ですので、こちらのほうでそこの会計２会計、それぞれ別の会計ができるわけですけれども、を追加させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今前田議員から質問がありましたけれども、それが引っかかるのです。だか

ら、一見別ということで分けてもらったのですけれども、私はそういう提案しているのですけれども、何ら変わらなければ、この監査委員の改正をする必要がないわけですよ、実態が変わらなければ。公営企業会計をつくるときに公営企業体というものができれば、そこには及びませんよと、一旦村の行政から離れますと、それは公営企業体として。今まで別のときには、合体したといったって、それは内部の問題だから、上下水課とでもつくったって、これはいいわけです、それだけなら。それなら両方とも会計一本でいいわけです。浄化槽もなくなる、上水法もなくなる、上下水課長、所管で言えば。水道課といって水道課の中に上下水入りますと、東京都だって上水もあれば下水もある。だけれども、上下水課とやれば一本になってしまう。そういう課があるかどうか、できるかどうか知りませんけれども、それなら従来どおりの監査はできるわけです、監査委員の改正しなくても。ところが、公営企業法に基づいて改正するがために、そこには手が及ばなくなると。それで、一方では村の機関だ、村の機関に監査委員の手が届かないということは普通考えられないのです。議会も呼ばない、監査委員も呼ばないなんていうのは。議会とは言っていないけれども。ところが、公営企業法になったから監査委員の手が及ばない、これはまずいから、それはそうでしょう、同じ村がやっているのだから。本来改正しなくたってできるのだろうと思うのですよ、私は。会計だけなら。合体すればいいのだから、会計を。ところが、公営企業法に基づいて合体だというから改正いろいろ条例が出てきていて、私は結論から言って、この条例そのものには反対はしていません。

〔「文言を持ってきたという話でしょう、要は簡単に言えば。今まではその文言が何だったのを、その文言を公営企業法というものに持ってきたというだけ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

地方公営企業法の総則、財務、雑用のほうを今回公会計のほうで適用させていただくわけですけれども、この規定を当然しなければ、そこのところが適用がされなくなると、そちらの地方公営企業法を引っ張ってきたところを監査としてはできなくなるといったところで、今回地方公営企業法ですか、簡水事業と下水道、それぞれ適用させていただきますので、そこの範囲を追加させていただいたというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これ公営企業法を適用しなくてもいいでしょう、別に。会計を一本にしたらいいのではないのですか。趣旨はそうなのでしょう。公営企業法を適用するというメリットは何ですか。何の利点が。要するに聞けば事業は変わりません、職員も変わりません、何も変わりません、ただ名目が公営企業法とうたったがために、いろんなもろもろ条例改正しなければならぬと、上下

水課とつくってしまったほうが早いのではないのですか、例えば。

○議長（寺田　優君）　休憩しますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　少し休憩をいたします。

（休憩　午後　２時０３分）

（再開　午後　２時４７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

〔「議長、私のほうで先ほど質問したことに答えてくださいと述べますから、そこで。」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　繰り返しませんけれども、先ほど述べた質問について改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほどのお話でございますけれども、令和６年４月１日までに国のほうで適用してくださいというところがございましたので、国の方針にのっとりまして、そちらのほうを進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

採決と討論については一個一個、１議案ずつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第55号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　るる本件について質問してまいりましたけれども、このご時世になって国の方針ということがあるわけでということなので、最終的に伺いましたけれども、これによって利点やら、あるいは弱点があるのか、私は今述べませんけれども、国の方針ということはある程度その後の村政の運営にも影響を与えかねないという判断をします。そういうことならやむなしなのかと

いうことを踏まえまして、本件何でしたっけ、会計監査でしたっけ。

○議長（寺田　優君）　そう。

○３番（笹岡壽一君）　については賛成をいたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了して採決を行います。

議案第55号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第55号　利島村監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

引き続き、議案第56号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論ないようですので、採決を行います。

議案第56号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、よって議案第56号　利島村簡易水道事業の設置等に関する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

引き続き、議案第57号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論ないようですので、採決を行います。

議案第57号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、よって議案第57号　利島村簡易水道給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

引き続き、議案第58号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例を討論いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論ないようですので、採決を行います。

議案第58号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

全員賛成ですので、議案第58号　利島村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

引き続き、議案第59号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例を討論いたします。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論ないようですので、議案第59号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第59号　利島村浄化槽事業の設置等に関する条例は原案のとおり可決、承認することといたします。

引き続き、議案第60号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例を討論いたします。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論ないようですので、議案第60号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第60号　利島村合併処理浄化槽事業特別会計設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

◎日程第１２　議案第６１号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更について

○議長（寺田　優君）　それでは、引き続き、日程12、議案第61号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　75ページをお開きください。

議案第61号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更について。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務を変更し、東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。大丈夫ですか。

〔「75」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　ページでいくと多分77になるかなと。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　ごめんなさい。表紙とその裏表紙がページ振っていないので、２つ足していっていただくと、ＰＤＦ上は……

〔「75ページは合併浄化槽だもんな。77」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　今説明しているのは77ページです。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　失礼しました。よろしくお願いいたします。東京都島嶼町村一部事務組合の規定の一部変更についてでございます。

現在行われている島嶼町村の一部事務組合の中で、第３条に組合で共同する事務のところがうたわれてございまして、そこの中に島嶼会館の設置とか、島嶼の振興を図るため共同で実施する調査研究とか、そういったもの、一部事務組合で実施する事務の中にこのたび事務共同化について児童手当及び児童育成手当の効率的な支給のため、共同で実施する申請処理ですとか支給、報告に関することと、また給与事務に関することを共同で処理するためのことについて付け加えさせていただくといったところが今回の趣旨となりまして、これまで１号から第６号まで各島嶼の９町村で行わ

れてきた事務で、加えて７号のところの先ほどの児童手当のところについては、利島村を含めて６町村で実施すると、また給与事務については利島と新島について事務を共同で実施するといったところが今回の改正でございます。これは村の条例の改正ではなくて、一部事務組合の規約の改正が該当９町村の議会の議決が必要といったところで、議会のほうにご承認いただきたいといったところで、説明は以上になります。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

何か質問ありますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、まず前提として伺っておきたいのですけれども、度々事務組合の規約改正等について、案件で各自治体に求めてくるのですけれども、これって決議権は事務組合自体にあるのではないのですか。というのは、例えばの話、利島村が仮に反対と、他の町村は賛成といったとき、１町１村でも反対があったときはどうなるのか。何で我々が、各単位自治体が一部事務組合の規約について審議、何でというとおかしいけれども、審議権がそもそもあるのかという感じがするのです。それで、この構成メンバーは、大体町村長、あるいは議長、一部委員長が入ったりしているのですか、一部事務組合は、役員さんは。そこで議決行為があるのではないかと、よく分からないのです。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、どうして各町村議会の議決が必要かと、議決というか、承認というのですか、議決が必要なのかというところですと、提案理由のほうにも書かせていただいているのですけれども、地方自治法の290条にこういった一部事務組合の物事を変えるためには、構成自治体の議決を得ることと、議決を要するというふうになってございまして、これは議決がないと変えられないといったところがまず大前提となっています。

もう一個の質問で、１町村でももし反対というか、議決が可決されなかった場合どうなのかというと、当然全自治体の全会一致というのですか、全自治体がこれを認めると言わない限り変更ができないということで、今回島嶼の町村の一部事務組合については、各町村でご了承いただけない限りは改正ができないといったところになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　自治法は調べていませんでしたけれども、私もつい思って、今さらという感もなきにしもあらずなのだけれども、何回も何回もこれを取り上げてくるのです。何でこれを一々

持ってくるのかなというあれがあったわけです。今伺うと、やっぱり構成メンバーが、事務組合に参加する単位自治体が例えば10あれば10、30あれば30、これは一種の事業組合なのです、一部事務組合というのは。例えばごみを処理するとか、保育園、福祉施設を共有するとか、いろいろなスタイルあると思うのですけれども、そういうのは島では海で離れていますから、なかなかホテルというか、宿泊施設ぐらいしか利島で持てないだろうと思いますけれども、島嶼では。最大の課題、義務というのは、ここは島嶼会館の運営のほかに何かあるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　島嶼一部事務組合に関しましては、先日10月の理事会、組織団体長会議の中で私が管理者として推挙していただいたという中で、その業務として何があるのか、先ほど言った事務共同化のやつは新たに加わったというところなのですけれども、それ以外に島嶼会館の運営、それからごみの部分、焼却灰の最終処分、八丈島と大島に焼却灰をそれぞれの島が持ち込んでやるといったことがメインです。それ以外にもいろいろ細かいところはあるのですけれども、そういった中で先ほどの議決に関しましては、小笠原村が焼却灰を八丈島とか大島に持ち込んではいないにせよ､やはり同じように議決が必要だといった事例もありまして､ほかの自治体でも広域的な組織、焼却施設ですとか火葬場とか、そういう医療施設とかというのも同じような扱いをするということで、今回私もそういう立場に就任して同じような疑問を持ったので、調査してもらったところ、総務省のほうからはそういうものなので駄目ですというふうに明確に回答いただいたということもありますので、ご理解くださいといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今ちょっと組織論みたいなのでお伺いしたのですけれども、それは分かりました。

それで、内容的に３条ということで、３条関係で別表というのが３つありますけれども、これがことごとくよく分からないのですけれども、最初の３条第１号から６号までとか、７号以下とか、それから８号とか、これは何がどうなっている、何を意味しているのですか。簡単にでいいですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

３条がまず共同で処理する事務のことが書いてあるのです。３条の１号から６号までというのが、ちょっと口頭で読み上げさせていただくと、まさに先ほど村長も私も申したとおり、１号というのが島嶼会館の設置、管理及び運営に関することなの。２が島嶼の振興を図るために共同で実施する

調査とか研究に関すること、３が救急患者の搬送に伴う添乗及び短期派遣の医師、従事者に関する傷害保険等に関することとかというようなことでありまして、６番目に行きますと、義務教育修了者のうちの島外進学に対する島嶼会館及び必要な確保の支援とか、そういったところに関することというのが１から６までございまして､そこについては９町村全部で共同で事務取り扱いますよと、ただ７からについては、９町村に島嶼の事務共同化で参画しますか、しませんかというアンケートというのですか、調査を行ったところ、６団体だけがこの事務の共同化について参画すると、ほかの３つはうちはやらないという話になってしまいまして、ご理解……

〔「それが何ですか」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　それがまさにここに書いてある児童手当に関するところ、ここの７というのが児童扶養手当の事務に関するところ。

〔「児童手当の事務といったって何ですか」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　児童手当を支給するとか、そういったときに申請を受け付けますよ、受け付けて、その処理を、審査をしなければいけないです、児童手当というのは。

〔「それと事務組合と関係あるの」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　そこを共同で一括で事務をやると、児童手当について。そこは一括でというか、職員をそこに、村として考えれば職員を割かずに、そこで共同的な事務を行っていただいて、その結果をフィードバックしていただく、村が。

７番目が給与の事務に関すること、給料、８番、ごめんなさい、８号というのが給料を……

〔「それって誰の」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　村役場の職員でございます。村役場の職員の給与を、事務を支出するに当たって、現金でぽんというわけにいかないではないですか。いろんな事務が発生するのです、給与に関する事務というのは。

〔「それは当然」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　そこを共同で処理していただくと、うちは結果だけを返していただくというような事務があって、それが新島とうちだけがやりますよというようなところで、そもそもとして村の中の何かの一部の事務について一部事務組合というのを設立して、そこの中でやっていただいて、現在でもやっていただいているというような中に今回その事務を新たに追加させていただくと、その事務を追加するのですけれども、それは９町村全部が行うのではなくて、手を挙げたところだけがそこに参画して実際にはやっていきますよというようなところで、今回このように、今までは９町村で全部同じ事務だったので、別表が要らなかったのですけれども、事務ごとによって参画する団体が違うので、そこのところについては表できちんと明確にこの事務についてはこの町村の分のをやるよというのを示しなさいと、先ほど村長がおっしゃったとおり、総務省からのそこは指導があって、今回こういうふうに分けて出させていただいているといったところでござ

います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　読んで字のごとしで、事務の一部を執行するために、そういう組織体を別途町村とは別に、自治体とは別に共同でつくり上げ立ち上げるというのが一部組合だと思うのです。事務の一部、本来その自治体がやるべきこと、やっていいこと、できること、それを広域的、あるいは費目的にその事務の一部を仲間でやりましょうと、これは第１条に書いてある趣旨ですよね、事務組合の本来の。そういう意味では、それは分かるのですけれども、さていわゆる島嶼で言えば島嶼会館は分かるわけだ。これはまさに全村が、そこに参加した人たちが一堂に会するから、ここで島嶼会館の窓口をやっているわけではないのだよね。宿泊を受け付けたり、料金を徴収したりはしていない、ここでは。それは事務組合でやる。事務組合で独自の職員を雇用というか、雇い入れてやるということでは分かる。さて、そのほかの、一番分かりやすく言うと、一番下の給料を一部事務組合でやっているのは、取り組んでもらっているのは、一部組合の業務としてやってもらうのは利島村と新島村ということなのだよね。これってどういうこと。給料は、新島と利島村だけについては一部組合が利島村の職員の給料について何をやるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

給料でいいますと、まず源泉徴収所得税の計算ですとか。

〔「意味は分かります」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　そういったような当然計算とか、システム自体をこちらに移すというか、給料を支払って給料額の報告を行ったりも当然します。今、私どもも昔と違って標準報酬月額等々で、３か月ごとの給料の変動があった場合には、また報告を出さなければいけないとか、いろいろな事務作業が発生している、そこについて一部事務組合でシステムというのですか、給与関係のシステムを構築していただいて、そこで処理、計算を行っていくというような事務を一部事務組合の中に設けるといったところで、当然新島と利島では給料表違いますので、そこは別で、給料が一斉に同じふうになるとか、そういった話ではなくて、あくまでも事務、給与を支給するための事務というところを一部事務組合に担っていただくというようなところになっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、一口に給与といってもつけたり引いたりというのはいろいろあるわけです。保険料から、税金から、さっき源泉という話がありましたけれども、あるいは残業代から、残業代は人件費ではない、物件費ですか。旅費は物件費でしょう。

〔「旅費は関係ない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　たしか物件費です。それはともかく、人件費に関する給与に関しては一部事務組合で計算して、それで一部事務組合から送金手続まで、各職員に振込なら振込で、村から振り込むのではなくて、合計を利島村役場から一部組合に送金してやれば、例えば１億だとか3,000万とか振り込んでやれば、そこで計算して各職員の給与についてはそこから個々に分けて振り込むと、いろんな足すものは足し、引くものは引いて。そういうシステムですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そこはまさにどこまでというところで、議員のおっしゃったように、要は分担金みたいな、負担金みたいな形で一括で一部事務組合に村からお支払いすれば、職員まで給料を支給することもできなくはないかと思います。そこはどこまでを、振込までを一部事務として取り扱いますとか、そこは中の決めの話になってくると思うのですけれども、今、村が想定しているのは、給与のデータで誰の分が、私で挙げると私、榎本に幾ら支払って、源泉徴収としては幾らですとか、共済組合の手当というか、負担金は幾らですみたいなのまでを計算して、それをフィードバックというか、村のほうに持ってきて、当然村の財務会計にも取り込まなければいけないので、そのデータをもらって村の財務会計から当然各金融機関、うちのほうではみずほ銀行さんのほうからとか、ゆうちょ銀行さんのほうから各職員に振り込むという手続は村のほうで実施しなければいけないのかなというふうに考えていますけれども、どこまで、振込まで全部含めて実施できるのかとか、そういったところについては今後協議というか、その中の一部事務組合のどの業務までというのは、細分化した業務の細かいところまでは今後詰めていくところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　２点伺いますけれども、組合でそういうことならば、組合の職員を増やすということ、増やさなければならないということはもちろんあるわけですけれども、素人的に考えますと、全部やってもらったら楽でしょうと、振込から先まで全部。何の村長名で振り込む、郵便局だか銀行だか知らないけれども、職員に振り込まなくても、思うのです。それが１つと、何を遠慮して半分やってもらったり、３分の１やっているのか、全部やるなら全部やってくださいと、面倒くさい。もう一つの疑問は、そうなると費用の負担行為はどうなるのだと、ただでやってくれれば一番ありがたいわけです。それで見ますと、各自治体ごとにばらばら、島嶼会館においては全部ばらばらですよね。だって、給与の計算というのは今初めて聞きましたけれども、新島と利島しかない。余計なことかもしれないけれども、皆さんやってもらったらいいだろうなと、島嶼会館の宿泊料みたいに。何がどう違うのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、どこまでがやっていただいてというところなのですけれども、そこは当然費用が、負担金というか、今現状でもただで一部事務組合が運営されているわけではなく、村も負担金を支払って実際運営していただいているといったところで、その費用負担のところについては固定費の中の４割は均等割で各９分割するとか、６割については応益で案分、人口別でとか、いろいろな計算式に基づいて負担金は村のほうも支払っているという中で、今回のこの業務についても負担金に該当するものが発生しますといったところと、当然全部の業務をやってもらうと幾ら、ここまでの業務だと幾らというところが多分というか、明確に分かれてくると思いますので、そこについては一部事務組合と私どもたちと協議しながら、どこまでが一部事務組合でやっていただくのかというようなところは費用等も相談というところで、全部をやってもらうのですけれども、全部をやってもらえば当然高くなると、半分だったら半分でいいよというようなところで、負担金のほうが変動しますので、そこについては適宜というのですか、職員の負担感のところと費用面のところというのを考えながら委託というのですか、業務の一部をお願いしていきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ある程度事務組合が独立採算取る、先ほど来出ているように、ちょっと先の案件が話したように、独立採算を取るのが基本なのだろうけれども、実際にはそうもいかないと、島嶼会館の宿泊にしてみれば結構な料金で安く対応していただいていると、それでその収入だけでは、独立採算というのはその収入だけが頼りになるわけですけれども、だけでは運営が厳しいだろうということで、東京都あるいは各町村の負担金がどの程度あるかは問いませんけれども、予算書になれば本村の負担金も出てくるのでしょうけれども、それとは別に利島と新島だけが例えば給料でも何か便宜を図ってもらっているというか、ありますよね。すると、これはこれで独自に負担金が別途出ると、それでその上のは６つ、７つ、全島ではないかもしれませんけれども、これは共同事業でごみと灰だっけ、何だっけ、灰があるのでしたっけ。

〔「焼却灰、最終処分」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　焼却灰の。

〔「５号が焼却灰の最終処分」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　真ん中のあれよ。

〔「７号は上に書いてあるとおり、児童手当と児童育成手当です」と
言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　７号は児童手当その他で。そうすると、これは児童手当の計算は、取り仕切

りはやってもらっていないところもあるけれども、１村か２村になろうと思いますけれども、これはこれでもってやってもらえば負担金が出ると、そういうことなのですね。そういっては変ですけれども、単価は決まっているのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

当然先ほど申したとおり、一部事務組合に係る手間に応じて負担金が発生するといったところでございまして、当然利島と新島については、今回上げさせていただいている児童手当に関するところと給与事務に関するところといったところが、今回の当然ほかの他団体、あと残り３自治体は増やさないといったところにありますけれども、そこに比べれば負担を強いるといったところで、負担金の当然増加というのは発生するといったところでございまして、そこの金額が幾らかというところについては、今精査中というところでございまして、そこについてはちょっと今お示しできる段階ではないといったところでございますが、費用負担のところもございますが、特に小離島における事務の軽減というか､職員の事務軽減といったところでは非常に有効なところでございまして、なるべく共同化できるようなところについては共同化の必要性があるのではないかといったところと、共同化で事務の効率化が図れた上には、当然住民の福祉のほうに力が使えるのではないかというような観点から、今回改正させていただいたところです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の笹岡議員の続きなのですけれども、給与って最もプライベート色の強い部分で、利島と新島が共同事務をお願いしていると、それは分かったのですけれども、もちろん取扱いに関しては絶対的な守秘義務とかを課しているとは思うのですけれども、罰則規定とかって当然設けられていると思うのです。もしよかったら、万が一漏らしてしまったらどうしてくれるのだという話もあると思うので。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　前田副議長のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

プライベートな業務であるといったところございます。実際に村と一部事務組合のほうでは守秘義務とか、そういったものについての取決め事項、協定事項等々を交わさせていただくといったところでございますし、また一部事務組合のほうでも業者に委託を出す案件であると思いますので、そこについても当然一部事務組合とその業者さんとの中で守秘義務に関するところとか、そういったところは担保されている業者さんと契約していただくということは、村のほうからも一部事務組合のほうにはきちんと説明させていただきながら進めていくといったところでございますし、また

この業務については東京都も一緒になって取り組んでいただいているといったところもございますので、そういう視点からも東京都のほうにもご助言、ご指導いただきながら事務のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要はこの改正は、条例によると７の児童手当並びに育成手当ですか、これが設置されたと、それでそこに６町村、大島町は抜けているな、町村の加入というか、申込みがあって、これは今までになかったのだと、今までこれまで、簡単に言うと島嶼会館しかなかったと、一部事務組合の仕事は。ところが、児童手当並びに次の給与問題、これが新たに加わったのだと、追加されたと、この改正案は。それで、それをそれぞれ７号にはこういう希望があり、申入れがあり、８号には利島と新島の申入れがあったと、今までなかったのだと、これは。私の認識も正しかったのですね、島嶼会館しかないと言ったのは、そういう意味では。そういうことなのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　ごめんなさい、79ページ、ちょっと下のほうに２ページ先進んでいただくと一番分かりが、新旧対照表ですか、いただけるといいのですけれども、まさに第３条の１から６というのが先ほど笹岡議員のおっしゃった島嶼会館の運営とか､そういったところも含め、いろいろなものを含めて現行のとおりというか、そこの部分については今までどおりなのですけれども、そこというのは今までそこしかなかったものですから、当然そこは９町村全部でやっているので、この下の別表が要らなかったと、９町村全部でやっているので、それは別に特にどことうたわなくても当然９町村でやるものだと、ただ今回７号と８号というのが児童手当等と給与と、この２つについて追加しているので、そこについては９町村全部でやらないということになってしまったので、９町村でもしやっていれば下の別表要らなかったのですけれども、９町村全部がやりますとなっていれば下の別表は要らなかったのです。

〔「何で」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　そこは、今までも１から６もそうなのですけれども……

〔「６がなくなっちゃう」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　１から６で、違う、ごめんなさい、１から６までは９町村でやっていますよね、今現状。９町村でやっているときは別表は別に要らないのです。９町村でもうやっている事務だから、一部事務について。今回７と８を新たに追加して、そこは９町村全部でやりませんと、先ほど笹岡議員がおっしゃったとおり、手を挙げたところしかやりませんよなのです。希望したところしかこの共同事務についてはやらないよと……

〔「それは分かります」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　なので、この下のところに３条の７号に関する事務については、利島村、新島村、三宅村、御蔵島村、八丈町さん、小笠原村さんというような、この６団体でやりますと、８号の給与については利島村と新島村さんでやりますよというだけなので、そのためだけのこの表というか、そこは明確にちゃんとどこの事務はどこの団体がやりますよというのは明示しなさい、明確化しなさいというのが総務省からの指導というようなことで、そのためにこの表をつくっているといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは分かるのです。それは質問したとおりで分かるのですけれども、理解していますけれども、私が聞いているのは、今説明してくれたけれども、また分からなくなってしまったのだけれども、９町村がやるならば改正は必要なかったのだと、１から６までいいのだと、そういう説明だったでしょう。

〔「９町村やるなら別表は要らなかったというだけです。改正は要ります」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　別表は要らなかった。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、ご懸念のところにちょっと私の説明が足らないところというか、混乱を招いたところは申し訳ございません。

まず、７号、８号の事務をやるために今回改正をさせていただくというか……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　７号、８号は、全部の９町村ではやらないのです。そのために別表を今回つけさせていただいていると、もうそれ以下でもそれ以上でもないというようなところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、それは分かるのです。要するに９町村が全部これをやると、給料から何から島嶼会館と同じに。今はやっていないから、７号を起こしたり８号を起こしたりしたのだけれども、この事業を９町村が全部やるとしたら、島嶼会館と一緒で、そうしたらばこの改正は要らない。

〔「要るんです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　要るのでしょう。

〔「要ります」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　要するに事業がないものを事業をつけたのでしょう。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、その事業を１から６に何が入っているか知りませんけれども、それの中に７も８も入っていれば改正は要らなかったはずでしょう。該当すれば。

〔「なかったから。該当ないから……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、１から６の中に該当しないから７をつくり、８をつくったわけでしょう。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、募集してみたらこういう町村が手を挙げたということでしょう。ところが、もともと９町村が入っているのだと、これに手を挙げたのだと。

〔「違う違う、６まで」「６までが９町村」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから６まで、要するに７、８の事業にこれに９町村が手を挙げたのだと、そうしたらば改正は要るのか要らないのかと聞いているのです。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

最後の端的に申しますと、当然７と８の業務は新たに追加されている業務ですので、改正は必要となります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　反対する理由もないし、特に賛成をいたします。賛成をするのですけれども、るるお伺いしまして、一部事務組合に対する理解が一歩進んだような気がします。時間をかけていただいてありがとうございました。

原案には賛成いたします。賛成なのだろうね。同意ではないのでしょう。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第61号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更についてを

採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第61号　東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部変更については承認することといたします。

ここで５分間休憩いたします。

（休憩　午後　３時２６分）

（再開　午後　３時３３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程の変更について

○議長（寺田　優君）　次は、日程の変更をお願いしたいと思います。

先ほど議案第70号を追加したのですけれども、これを次の日程13に入れて先に審議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎日程第１３　議案第７０号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　それでは、日程13、議案第70号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　差し替えたファイルの３ページを御覧いただけますでしょうか。

議案第70号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるため、利島村事務手数料

条例の一部を改正する必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いいたします。急の議案の追加で皆様にはご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

戸籍法の一部改正に伴って、こちら３月１日から戸籍法の改正に伴って戸籍、一般に言われている謄本とか抄本とかって言われているものと除籍の謄抄本について今まで、概要版のところで左側の部分を見ていただくと分かるのですけれども、これまでは本籍地に皆様謄本とか抄本とか必要だった場合は郵送請求ですとか、そういったので請求で行っていたものを今後３月１日以降、改正後については最寄りの市区町村ですので、自分の好きなところで謄本の請求をしていただくと発行ができるよといったところで、電子化されるといったところについて、今回その手数料がいただけるというか、徴収するために手数料の条例を改正させていただくといったところでございまして、一番最後から、12ページを御覧ください。今まで左側が古いほうでございます。戸籍の謄本等々に係るものというのが450円ですよと、そこまでは変わらないのですけれども、その後に戸籍の電子証明で、要は電子的なもので発行しているというか、マイナンバーとか、そういったものを活用して発行していただいた場合については、手数料450円ではなくて400円を徴収させていただきますといったところと、そこが１行今までから追加になっているところと、その下へずっと行きまして、今までの、左側でいきますと21の除かれた戸籍の謄本というのが、これが除籍謄本とか、一般的に言われているお亡くなりになられた方の部分の謄本を取る場合に行っていると思うのですけれども、そちら戸籍はもう全員亡くなられてしまったとか、そういった方の部分のところに除籍された方の部分の謄本やら改製原といったものを750円で今まではその本籍地で取っていたものを今度別のところでも取れるよと、その場合には700円になりますよというようなところで、ここが今回付け加えさせていただいて、広域というのですか、交付いたさせていただいた際に、村のほうで徴収ができるといったところが今回の改正のポイントになっているところでございます。

説明のほうは以上になります。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　二、三点伺うことになると思います。

今度一見便利になるということで、まず支払いは当然、例えば利島村の住民票を品川なら品川の区役所で取るというときは、どうしていけば、手ぶらで行くわけですよね、取りあえず。それで、

氏名を名のって住所を名のって、それで戸籍謄本でも抄本でも住民票でも異動証明でも転出証明でも何でも、何が対象になるか知りません。恐らく印鑑証明を含めて、本来村役場で取れていた証明書のどこまで取れるのか分かりませんけれども、それではそこから聞きましょうか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

何がまず今回取れるのかというようなところは、今回に限っては戸籍謄本だけでございます。今回の改正において戸籍法の改正でございますので、戸籍謄本、除籍謄本とかいろいろございますけれども、そういったものの中で戸籍謄本について他の市町村の窓口で、先ほど笹岡議員が述べたとおり、利島村にいる本籍地の方、当然転居されていても本籍は住所と違って、本籍については利島に残っている方も当然いらっしゃいますので、それは自分の住んでいる市町村の市役所に行っていただく、窓口に行っていただいて利島の戸籍が欲しいのだと、自分の戸籍を言っていただければ、それは取得できるといったところでございまして、今回に限っては戸籍謄本と除籍謄本とか、そういったものが対象となっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　抄本は駄目なのですね。

〔「いや、一緒で」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いいのですね。それで、取り方とすれば手ぶらで行っていいと、簡単に言えばですよ。何の証明も要らないと、身分証明も何も要らないと。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

何も持っていかなくて証明書を発行してくれる業務は村においてもございません。必ず本人確認書類というのは必要になっておりまして、利島村の場合、職員がご本人様を確認できるすべがあるので、特段窓口で証明書が不要と言っているだけでございまして、職員が本人確認ができない方には当然身分証の提出を求めるというのは、各全国の自治体の通例というか、大原則なので、何の証明書も持っていかなくて、俺は榎本雅仁だと言って港区行っても、それは通用しないと、あくまでも必ず顔写真入りの身分証は持っていっていただかないと通用しませんという。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が含みとして聞いたのは、今はやりの大問題のマイナンバーです。これと連携しているのかなと、例えばそういう意味で手ぶらと言った意味なのですけれども、ただ他人の

抄本は取れなかったのですか、謄本は。身分を名のって、例えば榎本課長の戸籍謄本を私なら私が取ると、他人の謄本を。他人の証明書だと何が取れるのでしたっけ。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

委任状があれば取ること可能です。取られる方、今の実例で申し上げますと、私が笹岡議員に私の戸籍謄本を取っていいですよと、取ってくださいという委任状さえあれば笹岡議員が取ることは可能かと思いますけれども、基本的には当然戸籍謄本の場合は、配偶者ですとかお子様とかが載っていることが考えられますけれども、家族内でしたら取ることは可能ですけれども、謄本の中で、自分も載っているので、取ること可能ですけれども、第三者が戸籍謄本を請求しても発行できないといったところになります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　手ぶらと言ったのは一つのポーズで、私も取れるとはもちろん思っていませんけれども、マイナンバーが今はやりの、それと連結していて、それのナンバーを登録しないと出てこないのかなと思っていたのです。ただ、証明書さえあればというのであれば、例えば健康保険証だとか、よく使われるのは。あるいは運転免許証だとか、これを持っていけば発行できると、請求できると、マイナンバーは関係ないですね。マイナンバーを登録した人に限るということではないですね。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、保険証で大丈夫かというようなところのあれだと、保険証１枚だと、まず発行できません。というところは、顔写真入りのある程度運転免許証ですとか、マイナンバーカードのほうにも顔写真載っていますけれども、そういったものについては顔写真入りの公的機関が発行しているものについては１点で本人確認ってできるのですけれども、保険証というのは顔写真入っていませんので、基本的には１点だけだと幾ら自分が本人だと言い張っても、そこは別のものを何かお持ちではないでしょうかというようなことは聞かれるかと思います。基本的に村においても戸籍謄本等々を発行する場合には、本人確認として身分証として顔写真入りのもの１点とか、または顔写真の入っていないものについては２点以上の提出を求めているといったところでございますので、そこについてはやはり保険証だけだと用が足りないといったところになります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あわせて、村というか、島嶼部が発行している島民票というのですか、住民票、何とか証というのがありますね、空を飛ぶときに使う丸いカードが。あれは使えるのですか。利島では村長が発行しているのあるでしょう、写真入りだよ。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そこが写真と言っていますけれども、そこが公的な身分証として、公的なのですよ、当然。ただ、広く一般に知られていないというところの観点からいくと、なかなかそこが他の、特に本土の区市町村、特に区とか市とかになってくると、そこが幾ら利島村長の公印が押印されているものとはいえ、適当であるかという言い方が正しいのかちょっと難しいのですけれども、そこがどうかというのはケース・バイ・ケースではないですけれども、区市町村の判断になって、そこの担当者が村のほうに電話をかけてきてくれれば､それは公的なものですというようなご回答はできますけれども、そこはあくまでも窓口を受けている区市町村の判断になるのかもしれないと、そこは曖昧な回答で申し訳ございませんけれども、そこはちょっと試してみないと分からないといったところが正直なところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村で分からないと言われたのでは誰も分からないですね。保証つきでないのだから。分かったのは、そうすると今通常判こつきの身分証明書といったら運転免許証だけ、ほかに何かありますか。パスポートがあるか、パスポートは外務省が発行するから効果があるのか。といいますか、毎回立ったり座ったりあれですから、１つは免許証を持たない人たちは相手にならない、対象外だと、運転免許証を持っていない人。パスポートを持っている、今の若い人たちに限らないのでしょうけれども、私なんかはパスポートを取っているの見たことないけれども、持ってもいないし、テレビで見るぐらいで、そういう人たちは別としても、島に住んでいて本村の今条例改正するに当たって、本村が発行している身分証明書、写真つきの、これは対象外ですと、条例とはいえ法律なのだと、これは。条例だったらおかしなものでしょう、発行しなければ。ところが、法律なのだから、これは運転免許証とかパスポートは、これは国が発行しているから、言わせれば。確かに各地域の都道府県の公安委員会が免許証を発行するでしょうけれども、これは国の認可の下に代理でやっているようなもので、各地方の公安委員会が。そういう意味で聞いているのです。駄目なら駄目と言わないと。東海汽船も乗れると思うのです、私あのカードで乗ったことないけれども。運転免許証を持っていない人は証明のしようがない。あのカードはあるけれども、あれを駄目よと言われたのでは。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

本人確認のところでパスポートが有効かどうかと、まず１点目のところでございますけれども、パスポートにつきましては本人確認としては有効であろうといったところは言えるのですけれども、現状というか、パスポートの性質上、住所って自分で書くのです。住所地は東京都とかまでは書いてありますけれども、利島村何番地まではパスポートに記載は自分で書く部分になっている。

〔「それはいいじゃない、誰が書いても」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　だから、そうすると本人確認として適切かどうかというところで、榎本雅仁というところは分かりますけれども、利島村の何番地に住んでいるものだよというのは分からないわけですよね、本人確認。

〔「そうすると、今言えるのは免許証だけですか」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　免許証と、あとは先ほど申したとおりマイナンバーカードというところと、あとは本当にこれはそれぞれの市町村の窓口で何が使えるのか、私が言っている写真つきというのは１点あれば、それだけ持っていれば問題ないと言っているもので、別に顔写真つきではないもので、各保険証１つともう一つ別な証明書で顔写真のないものを持って２点でいけば本人確認は完了するので、別に１点で全ての業務を、証明業務をしなければいけないというものではないので、２点組み合わせる、そこは学生証とか社員証プラス保険証みたいな形でも構わないですし、顔写真がないもの、国民年金手帳とか国民年金の証書とか、そういったものでも別に、２点何かしらあれば問題ないというのが本人確認の通説になっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　くどいようで恐縮なのですけれども、例えば２点という意味は、写真があれば１点でいいわけですよね、免許証なら１点でいいと。ところが、それがないときには２点という意味は、写真のないものを２点そろえて持ってきた場合は対象になるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　質問の趣旨が、まずここはもう本当にどこまでがどう認められるか、この場で私が申して、各区市町村の窓口がそのとおりのことをやっているかどうかというのが私は確認できませんので、ぜひ必要な方はそこに行くときに何が必要ですかと、何だったら通用しますかというのをご確認していただいてから、窓口に行っていただけるのが一番適切かと思われます。村でいけば基本的には先ほども申したとおり、住民の方でしたら大体の皆さんの顔パスといっては悪いのですけれども、そこというのはきちんと、そこには戸籍のほうにもちゃんと確認してまいる、逆に前田副議長が笹岡壽一さんの保険証と何か顔写真の載っていないものを２点持ってきた

から、俺は笹岡壽一だと言ったって、これは通用しないというのと一緒で、そういったような一例を挙げさせていただくと、やはりそこは職員がきちんと笹岡壽一さんはこの人だというのは分かっているので、そこは本人証をわざわざ提示いただかなくても、村のほうとしては職員が知り得ている人であるならば発行してもよろしいというふうになっていますので、できますので、そういったところとは、ここと23区のように何十万人もいるところというのは同じように一概に言えませんので、そこは行く際にきちんと確認していただいて、これだったら通用するのかとか、そういったところはちょっと確認していただければなと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ところで、意地悪い質問になるのかどうか知りませんが、利島村としては村長、新島の村民が島民票を持ってきて、免許証がないと、写真が貼ってあると、新島村長が発行した。それを持ってきて戸籍謄本を利島さん発行してくれませんかといったら、利島はどうしますか、拒絶するのですか、発行するのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そこにつきましては、申し訳ございませんが、東京法務局に確認しまして、発行していいものかどうなのかというような照会をちょっとかけたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、最終的に確認しますけれども、無条件で発行するといったら運転免許証だけですね、早い話は。ほかにはもう通用しないと。ほかにはないのでしょう。だって、地方の何かで身分証明書を会社が発行している、学校が学生証明書を発行している、それはそこの会社、そこの大学、高校が発行しているだけですよね。利島村長が発行した島嶼の住民であるぞという証明書は通用しないと、しかし民間企業が我が社の社員であるぞと発行したものは通用すると。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど申しているところのまず国とか地方公共団体が基本的に発行した身分証明書というものは、１点で事足りるだろうというようなお話をさせていただきました。それが果たして区で通用するかどうかというのは、区の職員が利島村のことを全部分かっているかどうか、利島村って本当にあるのというところから始まると思いますので、地方公共団体が発行したかどうかの確認というのは職

員一人一人が全部できているかというのは分からないので、在島証明書というか、そこについて顔写真がついていたとしても、１点で確認が足りるものとして対応できるかというのは、区に確認してみないと分かりませんというお話をさせていただいたのがまず１点としてあります。

運転免許証しかできないのかって、そんなことは決してございませんので、先ほど申したとおりマイナンバーカードも当然ありますし、パスポートも最近というのですか、2020年から発行されているパスポートについては１点でオーケーだというふうになっている。

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　2020年前に発行されているのはオーケーなのだけれども、逆にパスポートも2020年以降に発行しているのは１点確認書類にはならないといったところもあったり、ここの本人確認というのは今本当に厳格化されている中なので、市町村によって本当はあってはならないのかもしれないのですけれども、何をもって本人確認とするかというのは、その担当した職員によっても違ってきてしまう場合もございますので、きちっと確認してからしていただきたいというのが１つのところと、先ほど私が申したのは、新島村の当然発行した在島証明書というのは公的機関が発行しているものでございますので、１枚で事足りるとは考えてはいますけれども、さらなる確認のために東京法務局に確認させてくださいというお話をしたので、そこについては確認させてください。今ここのところでこいつは大丈夫だとか、これは駄目だとかというふうに言えませんので、そこは確認させていただきたいというお話をさせていただいたといったところでございます。

あと、そのほかいろいろなもので国とか地方公共団体の中の機関が発行した身分証については、顔写真があれば１点でも確認できるものというような、ほかにも多々ありますので、そこはこういうものを持っているのだとか言っていただければ、村のほうでも当然他島の方とか、ほかの区市町村の方が来た場合には対応させていただきたいと考えております。

〔「村のスルーだね、自治体が発行したものは。今の答弁だと」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、もう一回補足させていただきます。

全てのものについて本人確認として１枚で事足りるかといったものは、私どもも全ての地方公共団体等々の機関とか、そういったものも確認できませんので、そこについては東京法務局に確認させていただきながら証明業務を、当然一番今やってはいけないのは他人に別の人の証明書を発行するとか、戸籍謄本とか発行するというのは一番やっていけないことなので、そこは厳格に対応させていただいて、発行間違いとか、そういったことがないように対応させていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確認です。要は結論的に言いますと、自治体であれ、民間会社であれ、大学、高校、学生であれ、その人たちがたとえ自治体、東京都知事といえども、都民票といって発行しているとは思いませんけれども、各区の区民である、町村民であるという公の自治体の長が発行している証明書といえども、写真つきの、これは法務局に確認すれば写真がなくたっていいわけだ、極端に言えば、法務局がオーケーと言えば。そうなのでしょう。ただ、法務局はオーケーとは言うまいという前提に立っているわけだ。だから、それらの論はさておいたとしても、自治体が発行した証明書といえども、民間が発行した証明書といえども、これは効果なしと、そのように認識してくださいと、ただしどうしてもというなら、その申請を受けた自治体が法務省に問い合わせてみましょうと、それで法務省の法務局がいいですよと、法務局がその人は誰だか知っているわけがないのだけれども、いいですよと言えば発行しますと、村長がそのたびに何かほかの証明書を持ってきたけれども、大学の学生証明、あるいは会社の社員証明、それと保険証と一緒に持ってきた、そうしたら一々一々村長は法務局へ問い合わせて、オーケーならば発行する、駄目ならば駄目ということになるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

１点だけ、そのものだけを持ってきて……

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　だから、２点だったらある程度写真なくても何でも、何でもと言っては語弊があります。そこに確認ができるのは、先ほど申したとおり健康保険証ですとか年金手帳ですとか介護保険証ですとか、また厚生年金とかの年金証書ですとか、そういったいろいろな、また学生証ですとか社員証等々でも２点さえ持ってきていただければ、当然法務局に確認するまでもなく、そこは発行いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今のことで最終的に証明書、免許証がなくても２点身分を証明するような文書を持ってくれば発行すると、これは各自治体どこにでも持っていけば、港区の区役所でも発行してもらえると、この制度は。そういうことであれば、それはそれでそのように教えてあげればいいわけで、知らしめればいいわけで、そういう意味ではもし２通りの証明書がない場合にはほぼ運転

免許証以外、今るる説明されてきている公が発行する証明書、公というのは国です。自治体は駄目なのだから。運転免許証って東京都の公安委員会ですから、自治体と言えば自治体なのでしょうけれども、それが発行する写真つきの証明書ならば、何ら支障なくどこでも発行すると、違うなら違うと言ってください。今賛成の意見を言おうとしているので。違うものを賛成というわけにいかなくなるので。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、他のものについては、写真なきものについては２枚持っていけば日本全国どこでも区役所で発行すると、市役所、あるいは町役場でということですよね。そういうことであれば誠にこれは便利なのです。免許証のない人はちょっとてこずる、面倒くさいけれども。それで、多少の面倒はありますけれども、そういうことで発行できるならば、わざわざ利島村まで来なくても戸籍謄本が取れると、あるいは抄本が取れるということなので、これは何ら反対する理由もないですし、便利だろうと思って賛成をいたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。議案第70号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第70号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認いたします。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　本日は、ちょっと時間が早いですが、ここで休会とさせていただきます。

明日９時30分より開会しますので､皆さんお集まりくださいますようよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

（午後　４時１１分）

令和５年第４回利島村議会定例会

議事日程第３号　　１２月１４日午前９時３０分開議

日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について

出席議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山将人君	副村長	菅瀬優生君
教育長	弟子丸知樹君	総務課長・住民課長（兼務）	榎本雅仁君
環境建設課長	上野　崇君	会計管理課長	出口貴司君
産業観光課長	荻野　了君	総務課主幹	隅　智孝君
代表監査委員	村上勝巳君		

職務のため出席した事務局職員

課長補佐	入　恵子	書記	五味恵介

◎開議の宣告

（午前　９時３２分）

○議長（寺田　優君）　おはようございます。定刻となりましたので、令和５年第４回利島村議会定例会の３日目を始めたいと思います。

◎日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について

○議長（寺田　優君）　本日は、代表監査に出席いただきまして、議案第62号の認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定についてを議題とし進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　81ページをお開きください。

議案第62号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について。

上記議案を提出する。

令和５年12月12日。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由。地方自治法第233条第３項の規定により、令和４年度東京都利島村各会計歳入歳出決算を監査委員の報告を付けて、議会の認定に付す必要があるため。

詳細に関しましては、各所管より説明いたします。

〔「ちょっと待って。映ってないんだよ。休憩しようかちょっと」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午前　９時３４分）

（再開　午前　９時３７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、続行していきます。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　おはようございます。よろしくお願いします。

今回のまずちょっと概要というか、ご説明する前に、決算書はお手元の冊子のほうに、各一般会計から後期高齢者特別会計までの決算等々についての資料は添付されているのと、議案書のほうには概要をお示ししてございますので、そこはこちら、今回何ページからというようなところについては、議案書のほうのページ数と決算書のほうのページ数というのは、ちょっとごちゃごちゃになってしまうと分からないと思いますので、私のほうで一応ご報告する前に、ちょっとご説明させていただきたいと考えておりました。

まず、決算書のほうの概要について、私のほうからご説明申し上げます。議案書の85ページです。

〔「これは別ですね」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　それは別です。決算書のほうの中の詳細については、各議員よりのご質問を受け付けるよというふうに考えておりますので、議案書のほうを御覧いただければと。

〔「85」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　87ですかね。

〔「やってくれてるんだから」「自分でやらないと」「ページがないよ」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　ページ打ってなかった。そうしたら前のがちょっと、古いほうの。もう更新してしまったのか。ごめんなさい。議員の皆様方の部分については、事務局のほうで操作させていただきます。

〔「自分のほうでは操作できないんだよ。やりたくても」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしいですか、概要説明について。

まず、87ページでございます。各会計における決算概要について、議案書資料として概要を作成し、お配りさせていただいておりますので、総額や財政指数についてご報告をさせていただきたいと考えております。

まず、87ページに、一般会計の決算についてでございます。歳入は17億1,718万円で、前年度より１億4,268万円、9.1％の増、歳出は16億472万円、前年度より１億1,994万円、8.1％の増となっております。

歳入から歳出を引いた額でございますが、１億1,247万円となりますが、翌年度に繰り越すべき事業費が1,935万円あり、実質収支額は9,311万円となっております。

各会計の状況についてでございますが、次ページの87ページから90ページに掲載していますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、特別会計についてでございます。91ページに国民健康保険事業勘定特別会計がございます。

こちらのほうから説明させていただきますと、歳入は7,843万円で、前年度より1,271万円、19.3％の増、歳出は7,194万円で、前年度より1,168万円、19.4％の増となっております。

また、国民健康保険事業直診勘定特別会計の歳入でございますが8,370万円で、前年度より781万円、10.3％の増、歳出は7,286万円で、前年度より609万円、9.1％の増となっております。

引き続き、簡易水道事業特別会計の歳入でございますが１億6,299万円で、前年度より3,189万円、16.4％の減。歳出は１億5,856万円で、前年度より1,060万円、6.3％の減となっております。

合併処理浄化槽事業特別会計の歳入でございますが7,168万円で、前年度より417万円、6.2％の増、歳出は6,152万円で、前年度より1,192万円、24％の増となっております。

介護保険事業特別会計の歳入でございますが4,953万円で、前年度より365万円、6.9％の減、歳出は4,464万円で、前年度より543万円、10.9％の減となっております。

後期高齢者事業特別会計の歳入でございますが826万円で、前年度より193万円、30.5％の増、歳出は814万円で、前年度より225万円、38.2％の増となっております。

次に、主な財政力指数でございます。94ページを御覧ください。財政力指数は0.125で、0.009ポイント悪化しており、経常収支比率は84.8で、昨年度と比較して0.1ポイント改善はしておりますが、財政の硬直化が改善している状況ではありません。

続きまして、基金の状況でございます。95ページをお願いいたします。基金残高は17億6,057万円で、前年度より4,909万円増加しております。

最後に、村債の状況でございます。96ページにございますが、地方債残高は６億308万円で、昨年より6,999万円の減となっております。かいつまんで、以上が概要の説明となります。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　説明は終わりかな。

質疑を受けてしまっていいのかな。

〔「多分、監査」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　監査報告をして、それから質疑に入るということかな。

それでは、報告第４号　令和４年度財政支援……。

〔「それは次。その前に令和４年度の会計監査」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　中に入っているのだっけ。

では、監査報告をお願いいたします。

村上代表監査。

〔代表監査委員（村上勝巳君）登壇〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　それでは、これより報告したいと思います。

〔「97」「監査委員のほうで分からないです」「97ページ」「議案書の97ページです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　最初から出ているでしょう。

〔「議案書の97ページです」と言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　それでは、これより地方自治法第233条第２項の規定に基づき、令和４年度利島村一般会計・特別会計の歳入歳出決算を審査した結果を報告いたします。

では、お手元の資料を御覧ください。まず１、審査の概要です。審査の対象は、お手元の報告書にあるとおり、一般会計と６つの特別会計、16の基金、歳計外現金、健全化比率となっています。

これらに係る歳出歳入決算書、実質収支に関する調書、現金出納表、歳入表、歳出表、契約書類、提出書類並びに報告書類等及びその他の決算に関係する必要な証書類を審査いたしました。

審査の期日及び場所ですが、審査の期日は、令和５年７月10日から11月17日まで、利島村役場２階、議員控室で監査を行いました。

審査の手続ですが、審査に当たっては、提出された決算書の計数に誤りがないかどうかを検証するため、関係諸表及び証書類と照合を行い、さらに収入、支出が予算の定める目的に従って合法かつ効率的に、かつまた正確に執行されているかどうかを契約書類等に基づいて報告書類等がきちんと提出されているかどうかに視点を置いた上で、各関係担当者にヒアリングや説明を受け審査を行いました。

また、過去の監査において指摘した点についても、改善または改善努力がされているかという部分を重点的に審査実施しました。

審査の適否。審査に付された決算諸表は、各会計の基金と地方債の現在高、投資及び出資並びに債権の現在高及び予算の執行状況が適正に表示されているものと認められました。

実際の収入、支出が支出命令、歳入調定額通知書及びそれらの計数の根拠を示す資料に基づき適正に実施されているということが確認されましたが、一部委託業務において書類の不備が見受けられており、これの是正を求めます。

各会計別審査の結果です。一般会計の状況について。一般会計歳入歳出決算額及び執行率、歳入総額は17億1,718万円で、予算現額に対して100.28％の執行率となっています。

また、歳出総額は16億471万円で、予算現額に対して93.71％の執行率となっており、歳入歳出差引額1,247万円となっておりますが、令和５年度に……。

〔「単位が違う」「１億」と言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　１億。１億1,247円となっておりますが、令和５年度に1,935万円を繰越ししたため、実質収支額は9,312万円になりました。

これを前年度に比較すると、歳入総額は１億4,269万円の増、前年度1.14％減、歳出総額は１億1,993万円となっており、歳入歳出とも前年度と比較して増額の決算となりました。

〔「何ページ」「今読んでいるの99ページです」と言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　いいですか。

令和４年度一般会計歳入決算額の状況は資料の表のとおりです。歳入で、前年度で大きく数値に変動があった項目は、国庫支出金1,634万円、財産収入2,682万円、繰越金1,444万円の減でした。

〔「1,544万円」と言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　1,544万円の減でした。歳出は、前年度決算時に比べて１億1,199万円増加の決算額となっています。これは総務費が１億5,205万円増、これ主にオフグリッド型トレーラーハウス整備に5,200万円、携帯電話不感地域解消計画策定に2,900万円、固定資産税等システム改修に2,500万円、住民基本台帳システム改修に1,600万円等の実施のためです。土木費が2,653万円増は、無電柱化推進計画策定によるものです。また、衛生費6,820万円減は、簡易水道事業特別会計、合併処理浄化槽事業特別会計への繰出金が減少しており、また農林水産費1,424万円減は、椿製油センター設計業務委託がなかったため減額となっています。

令和４年度決算における３つの健全化判断比率のうち、実質公債費比率は6.5％となります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため対象外です。将来負担率も村債借入額より基金保有額が大きいため対象外となります。健全な水準にあると言えます。

特別会計の財政状況についてです。特別会計の財政状況の一覧は、資料の表のとおりです。特別会計決算における決算額の変動では、前年度に比べて簡易水道特別会計が大幅な減となっています。これは、水道施設の更新工事が削減されたことで生じたものです。

次に、基金についてです。今年度も基金全体は前年度繰越金による積立ても含めて4,094万円増額となりました。なお、基金の一つである住宅建設基金は、４年度当初予算において住宅整備事業のため全額繰り出ししたため廃止となりました。ただし、４年度中に住宅整備事業を行うこととなり、移住定住促進住宅建設基金を設置し、新たに基金として管理することとなりました。

最後に監査の意見です。委託事業に関して監査を実施したところ、一部業者において虚偽の契約履行書が提出されており、それに基づいて委託料が支出されていました。ただし、実際に履行されていたかについては、提出されていた資料では事実確認ができない状態でありました。本件の問題は、受託者にあっては履行を証明する確実な資料の提出がなされなかったことと、役場にあっては資料提出の指導や事実確認が不十分であったことであります。

受託者は、業務を忠実に履行することはもとより、その履行を客観的に確認できる書類を提出するべきであります。一方、役場においても、提出書類に疑義がある場合は指摘や是正を指示して、その履行が確実に確認できた場合に委託料を支出するよう、履行確認を適正に行ってもらいたいと思います。また、委託業者において違反があった場合は違約金が生じることを発注時に周知徹底してもらいたいと思います。そして、今後同様の事案が発生しないよう、本件について職員にも十分に共有されたいと思います。以上です。

あともう一枚、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの監査を行ったので。

〔何事か言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　次は、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの決算報告の報告なのですけれども。

〔「116ページ、すみません」と言う人あり〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　いいですか。それでは、これより地方自治法第199条第７項に基づき、村が補助金交付団体である株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの令和４年度の決算を審査した結果を報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。それでは説明させていただきます。

監査日は、令和５年７月24、25日、利島村役場議員控室で行いました。

監査の対象となる書類は、決算報告書、会計伝票、証憑書類、各種預貯金通帳、税務申告書を審査しました。

総勘定元帳に基づいて、預金通帳にて入出金を突合しました。監査の結果、補助金の執行や会計処理について是正、改善を要する事案はありませんでした。

以上です。

○議長（寺田　優君）　監査報告を終わります。

それでは、質疑にまいりたいと思います。質問のある議員は挙手をして質問してください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　決算報告についての質疑についてなのですけれども、概要ということで、総務課長が極めて短時間で、雑駁と言っていいぐらい報告を受けまして、説明を受けました。それで、資料としては事前に提出を受けています。それなりに私も見つつしてきたつもりでいるのですけれども、なかなか質問をどこからやっていいのかという戸惑いがあるのも、皆さん議員が、私が言うことでもないですけれども、戸惑いがあるのかなという気がします。

質問をする前に、関連するので、ちょっと一言村長にお伺いをしておきたいと思う案件があります。実は昨日の村長のブログに、これは議会と村政、行政との信頼関係といいますか、在り方の問題について私は懸念を持ったものですから、これは何としてもこの際伺っておきたいなということで伺いますけれども。ブログの中に、おとといのほうがいろいろ書かれていますけれども、それはさておいてですね、昨日のブログの中で気になったことが、昨日の冒頭、開会冒頭、休憩に入ったわけです。案件は皆さんご存じのとおりです。その案件で、村長室というのでしょうか、議員と数人の幹部職員が出席して話し合って、これは非公式ということで認識していたわけです。私もそのときに、これは非公式ですかというようなこともお伺いしたようなところを、そうですというようなことであったのですけれども。ところが、ブログを見ますと内容が書かれているのですね。さすがに議員が何を言ったかというのは書いてないのです。私ども、私どもというは行政が、私どもはこのような話をいたしましたと、説明をいたしましたというのが書いてあるのですね。内容は、私がここで話をするよりも読んでいただければ、消していない限り読んでいただければ分かると思う

ので、省略、割愛しますけれども、これはちょっとどうなのか。何でもかんでもブログに書けばいいということでもないのかなと。

というと、もう以後非公式と、私はあんまり非公式、正直言って好きではないのです。極力それは避けたいと思っています。思っていますけれども、時と場合によっては、議員も発言の失敗もあるでしょうし、事実に基づかない発言もすること、危険性というか可能性もあり得るわけで、そうしたときにどう取り計らうかというようなところなんかは、非公式に話し合うということも、これは否定しません。

しかし、一般政治といいますか、行政の中で、何か不都合が起きると非公式と言うのもどうかという点はあります。やはり主人公は住民ですから、住民の前に何か明らかにできないことがそんな多々あってはいかぬだろうと思っています。そういうことを含めまして、昨日のブログを見て、あれっ、そうかと、それでは本議会でやったって何も変わりないではないかと。住民だって分かりやすいし。そう思って、ちょっと気になったものですから一言聞きました。

今後そういうことで、非公式の会議がブログの中でどんどん、どんどん書かれていくのかどうかですね。だとすれば、勘違いしてはいけないのは、非公式、全議員による協議会というのは、議員だけの集まりであれ、あるいは行政が加わろうと、それは公式なのです。ですから、これは何ら秘密ではないのです。私も時々議会で、議員協議会でこういう発言があったよということは述べます、公の席でですね。述べるけれども、これは非公式だとなったところについては、ちょっとこれは、今後議会と行政との関係で、こういうことはあり得るのかなと。これからも非公式、非公式というふうに、議会休憩して、確かに前段で村長申し上げています。議会を中継して、住民の皆さんには何があったのだか分かりにくいと思いますということで、クエスチョンマークがぱっぱっぱっぱと並んでいるのですね。それはおっしゃるとおりだと。そこまでは全く否定しません。休憩して、前段の質問から後段再開されたという質問が、そういう非公式の会議を経てパーンと変わるということは、これままある、現実にあるわけです。さっきまで答弁してきた後が、くるっとひっくり返った答弁になってしまうと、再開したら。あれ、何があったのだと。聞いている住民からすれば、訳分からんと私も批判を受けています、過去に。過去といっても近年で、何があったのだと。

これは、ひたすら謝罪するしかないのです、私にしてみれば。謝罪しました。しかし、その方が納得したかどうかとは別問題なのです。あなたが質問して、そうしたら休憩に入って、再開したら何か黙っていいのではないですかみたいなことで、何があってあなた納得したのだと言われました。もっと厳しいことも言われました。がっかりしたと。そういうことを踏まえますと、我々も皆さんから、住民の皆さんから選ばれた議員ですし、口先だけで村のため世のためと言っているわけではないと思うのですよ。だからそういう点で、やはりこの取り計らいについては今後の課題であるので、この決算という認定で、そういう話題の場ではないということが言えるかもしれませんけれども、あえて喫緊の課題というか、緊急動議的な思いで発言させていただきました。

ぜひ、これは今後も続くのか、あり得るって、当然非公式とはいえども、そこは非公開ではないのだと、必ずしも。村長だけが公開できて我々は非公開と、これはへんてこなもの。非公式会談はやるけれども、しかしその収拾策については公にするということであれば、それはそれでいいと思うのです。むしろそれのほうがいいかもしれない。答弁いただければ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員の時代から、私の政治活動の一つとして情報発信をしているところであります。ご主張というか、御覧なっていただいてありがとうございますというところです。

私のタイトルにも書いてあるとおり、非公式でやっておるところで、この場で発言すること、また役場の方々にこの貴重な議会の時間を割いて、議員の方々にもいただいて申し訳ないなという気持ちもありつつ、私議員である前に政治家でもあるというところでありまして、自分の責任の下、情報発信しております。政治家とは、当然政治活動の中で、自分の考え、情報を発信していくべきだというふうな、私の師といいますか尊敬する方に、議員になった当初に言われたことを今でも続けているといったところでございます。

昨日の件に関しましては、当然非公式であるという、議会開会中、ユーチューブ中継では流せないような、流せないといいますか、以外のところで、改めて昨日の件だけれどもということでご説明をしたといったところに関して、この場でお話しする前に、休憩だということで、ご視聴になっていた方々から、何名ではありません、数名ですが、いや、分からないというところもありまして、全てではありません、概括的に記させていただいたといったまでです。

信頼関係というようなお話があったかと思いますが、売り言葉に買い言葉ではありませんが、これまでも我々行政として、議員の皆様に協議会等で、ここだけの話というのは何度かお願いし、示してきたこともありました。にもかかわらず、議場で数値的なもの、金額的なものを述べられたということもありまして、私としては反省していないというわけではないですが、金額的な詳細な、例えば不利益を被るようなところまで記してはいないと。配慮して記しているというふうに考えております。

今後こういうことを続けていくのかというご指摘だったかと思いますが、私の考える限りはやっていきたいと、それが務めだというふうに考えております。それは笹岡議員も広報紙のほうでやられていることで、同じ政治家としてやられていることで、多分ご自身の責任の中でやられていることで、それと同じものでありまして、議会、議長含め、この議会に５名、このようにお時間割いてご迷惑をおかけしたかとは思いますが、私としては間違ったことをしていないというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。終わりにしてください。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の村長の答弁、考え方、全く同感です。誠に結構だと思うのです。お互いにやはり政治家として、住民から村長は代表と言えるかどうか、村長自身は村の代表で、我々は住民の代表ですけれども、これをもって二元代表というわけでしょうけれども、相お互いに政治家として、住民に責任を持つ政治家として、非公開だとか、いわゆるそこの内部で申し合わせたここだけの話をとか、あるいは非公開としてとか、議会に来ては厳守しなければならない規定はあるのですね、秘密会という。それで、皆さんにも知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務がある、同時にですね。職員にはですよ。

事政治家については、どうかなという疑問あります。村長が知り得た秘密を漏らしては、それはプライバシーに関する問題は別ですが、これは大いに意見として、政治家として訴えていくと。今のようにブログであれ、私のようなやり方であり、あるいは会話であれですね。これは大いに奨励こそせよ、秘匿するような問題ではないという認識は、全く村長と同感です。

そういうことで、今後非公開といえども、休憩したときの間の、仮に休憩したとしても、これは全てオープンにすると。その人の責任において、そこに参加した議員もしくは職員の……職員は別です、補助職員ですから。そういうことでやっていきましょうよ。それさえ理解できればいいのです。全く同感ですよ。

○議長（寺田　優君）　村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　解釈の話で、全く同感と言われましても、いまいちニュアンスが違うかなと。先ほど来の説明と重複しますが、私が書いたところですと、30分、40分ぐらい休憩があったのですね。その間の事細かな内容を記したわけではありません。なぜその休憩中に、どういうことで休憩したのかというタイトルといいますか、この議事には載らないような内容で、トピックス的なことで記させていただいたと。大体のこういうような話をしましたよということで記させていただいただけで、数値的なもの、もしくは先ほど言ったみたいに、相手方にご迷惑をおかけするようなものは控えております。そういうつもりでやっております。

なので、全てオープンにすることが正しいとは考えておりません。全てオープンにする前提であるならば、それこそ、こちらというか、行政側の示す内容に関してより制限がかかると、なかなかこう、要は腹を割った話といいますか、議会ではなかなか示せないですけれどもというようなお話がなかなかしづらいと。つまり透明性というところがどこまでいくかと。それは全てユーチューブで公開される数値含めて、公開されることが完全なガラス張りの行政運営になるのかなと。そこを目指せればもちろんいいかもしれません。ただ、そこに至るまでにはいろいろな問題が出てくる。例えば業者との折衝ですとか、予算編成による見積りとか、そういった数字的なところに関しましては、やはりなかなか信頼関係の上でやっていくと、相手方の数字を見てこっちがこうするとかというようなことになりかねないというところで、そこに関しては慎重を期していきたいという考え

もあります。

この扱いに関しましては、ちょっと時間を割いてしまって申し訳ないのですけれども、改めて議員の皆様と協議をさせていただいて、先日の一般質問等でもありました議会との関係で、答弁行使ですとか、ああいったことも含めて、議案書の配布もそうですけれども、整理をさせてもらえたらなというふうに考えております。

繰り返しますが、私の記した内容に関して、大きく他に影響を与えると、被害を与えるようなことは慎んでいるというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長だけが特権ではないでしょうし、その裁量、考える範疇だけで、何が守らなければいけない、何が慎むかとかいう判断は、村長は村長なりされていると思うのですね。だろうと思うのです。

○村長（村山将人君）　常識の範囲で。

○３番（笹岡壽一君）　ですから、そういう点では、議員といえども、議員も個々の議員の判断の中で、その責任をどう取るかは別としてですよ、議員の良識といいますか、議員の個々の判断によって裁量されるべきと。それが何ら問題もないと。基本的にはそこは、これは拘束しましょうなら、特別なことをやればいいですよ。議会は議会で秘密会にすればいいのです、もし案件とすれば。いみじくも業者との関係というのは、それはこういうところで発言すべきでないと思います、私は。現実にオープンしていないのです。今まで協議会もやりましたし、秘密会ということではないでしょうけれども、協議会だか非公式だか、あるいは本会議だか含めて、業者名いまだに分かりません。皆さんが何々業者さんということになっている社長の名前、誰、専務が誰、職員が誰、社員が誰でも知っているかもしれませんけれども、我々はどこに発注しているのだか全然知りません。いまだに秘密になっているのです、はなから。それを我々が、どこどこの非公開の会議で聞いたから、あの会社だ、この会社だと言っているわけでもない、言えるわけがない、知らないのだから。いわゆる何がこれによって村壊しになるのか、あるいは住民のためになるのかというのは、それはお互い相政治家として許容されているのではないのかと。その区別は分からないですよ。後で協議するというから、私も続けたくないのですけれども、どうぞ言うならば、やっている問題はそこにあると思うということで。

○議長（寺田　優君）　村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員として、地方議会また二元代表制を考えて、いわゆるよく言われている一般的、一般論で整理をできたらなというふうに考えております。私の中では、基本的には整理はできているというふうな認識ですが、その辺は私だけ整理できてもしようがないではないかという

ことかもしれないので、整理していけたらいいなと思います。

議会の運営も含めてになってくるかと思いますが、考えといいますか、こっちはよくて、各議員の個人の判断によるというところがいいのか悪いのか、私はいいと思うけれども、私は駄目だというところで差異があっては当然いけないと思いますので、それこそ一般的にはこうだというところが何かしら基準みたいのがあるのかないのかちょっと分かりませんが、一般的なところで整理できたらいいかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　こういう問題というのは、両方でそごがあったのではいかんですから、擦れ違いがね。だから、相共通するためには、村長提案のおっしゃるとおり、私も後日、後日って午後、機会はともかくとして、協議を皆さんとでお願いしたいと思うのです。それでこの問題は終わります。

ついでと言ったら恐縮なのですけれども、２点、３点ほど申し上げたいと思ったことがあります。監査に関係ないということでも必ずしもないです。

○議長（寺田　優君）　監査ではない、決算。決算に沿ってやってください。

○３番（笹岡壽一君）　沿ってというか、ペーパーのとおりではないです。足し算引き算の問題ではないです。

昨日、石野議員の見積りに対する質問がありました。それについて答弁がなされているのですけれども、どうも聞いていて不自然な答弁だと思っていたところが休憩に入りました。例によってですけれども、私はその席には参席してないのですけれども。かいつまんで言いますと、見積りは初めは取らなくてもいいというような答弁で、石野議員が再質問を繰り返す中で、途中には経過の中で、要するに車の話でしたけれども、蓋を開けてみて、点検していく中、あるいは修理していく中で、その見積りは出してもいいのではないかという話があったかと思っていたらば、それは休憩が終わった後だったかどうか知りませんけれども、私初めてその一般の人の立場で冷静に聞くことができたのですけれども、見積りは取っています、そういう話になったのですね、結論は。何をおっしゃってきたのかなと。

それで、私調べてみました。後に提出しますけれども、このつい最近の９月の議会において、どういう所管職員が答弁されているかと気になったのです。覚えていらっしゃるかどうか分かりませんので、私昨夜、夜遅くまでかけて起こしてみました。ユーチューブを検索して、それで文章化してみました。せっかく夜をかけというわけではないけれども、作成したので、ここで読み上げます。

９月議会の一般会計補正予算（案）、これ９月ですね、今年の。予算案審議における石野議員の見積書の質疑に対する答弁要旨、９月21日、ユーチューブより転記載しました。責任が私です。笹岡です。

それで、所管職員、これは紙には書きましたけれども、後で行政には届けますので、確認してください。所管職員、利島村の車検においてですが、これ答弁です。利島村の車検においてですが、車検整備に関わるところというのは、実際は車を預けて、整備後に金額が決まってくるところが多い。事前に幾らの見積りがかかるか、そういった整備を行っているところは非常にまれである。ほとんどない。現実的に今まで、整備を行う前に事前に金額は分かっていたということはほとんどないかと思っております。はい。以上ですと、こういう答弁なのです。つい３か月前です。にもかかわらず、取っていますとなるわけですけれども、それでこの決算に関係ないということではないのです。というのは、ずっとこれやってきているということです。監査委員の指摘こそないけれども、行政自体が答弁で答えている。監査が指摘するまでもない。ずっとやってきているというのだ。だから、見積り不要ですよ。何でにわかに取ることになったのですか、不要なものが。私は、民間ならまだしもと思いますよ、個人なら。

それで、私も現に修理工場さんにもお世話になっています。最近も私も車を出しました。紙こそもらいませんけれども、このぐらいですと言われました。見積りですよ。そうしたら、蓋開けてみた。そうしたら、ああは言ったけれども、このくらいかかりますと親切に教えるのです、聞けば。前の経営者に至っては、私の個人的な、人のことは言えませんが、私個人の体験だけを申し上げますけれども、紙こそもらえません。しかし、私廃車するということで届けてしまったので、車検は取りませんと。そうしたら、あるとき前の経営者さんが、もったいないよと。車検取ったらどうですかと言うから、いや、もう使わないしと断ったの。いや、もったいないなと言う。それで、もったいないって、まだ見てないのですよ。もったいないと言うだけ見たのですね。これで幾らぐらいかかりますかと聞いたら、まあ10万円ぐらいでしょうと。もうちょっとかかるかもしれぬがと言ったかどうか知りませんけれども、覚えていませんけれども。実際その言葉を借りて、車検取りました。11万何ぼでした。業者さんは真面目なのです。答えるのです。ただ、やらないのは行政だけ。やる必要はないという認識だ。だって、そう言っているのだもの。いや、これ下手に答弁されると困る。答弁するなら、弁解なら答弁でやってください。

そうすると、私は所管職員とだけですよ。これは、こういうことで聞いています。職員をつるし上げるとか、そういうことではないのです。質問書は出ている。行政の中の幹部会の会議の結論でしょう、これが。見積書は取っていないから取らないというのは。これは、所管職員に預けてしまっているのです。何か所管職員だけが一人でもって演じているのかと。これこそが、井口議員が、いなくなってしまったけれども、いなくなったって、席外した。井口議員が昨日村長に励ましの言葉、ねぎらいの言葉をかけて、村長も謝意を述べていました。私は、その限りは全く同感です。職員たちは、みんな一生懸命やっている。一々言わなくても私は認識しています。だけれども、こういうことを上の人たちがやったのでは、一生懸命仕事をしている職員こそが、私はかわいそうと言ったら言葉が悪いですけれども、俺たちは仕事をやっているのだと。だけれども、議会やあっちで

でもこういうことを言っているのだと。信頼取れませんよ、これ。身分の差はあるかもしれませんけれども、同じ職員です。もっとしっかりしましょう。職員に信頼されなかったら駄目ですよ、頭から物を言ったって。私はそう思う。

だから、そういう点で、私は今の村政で一つの問題かなと、これは。俺の言うことを聞けという時代ではないのですね、上司といえども。命令は確かにそうでしょうよ、業務命令は。やはり職員にも信頼される、頼りにされる上司であり、幹部会であるというところの構築は非常に大事だろうと思うのです。

それで、ちなみにもう一点、言っておきますよ、この際。申し訳ないけれども。９月だったか６月だったか記憶はないのですけれども、これもユーチューブを起こせば分かると思いますけれども、トレーラーハウスについての利用について、その後、言われました、私。皆さんが南ヶ山へ持っていって、宿泊施設に、観光客に使うと言っているよと、こう言っているわけだ、私が質問したときも。その質問を受けて私もそう言った。ところが答弁は、そんなことは言っていませんと。これ記憶あります。そんなことは言っていませんというのは。そうしたらば、住民の中ではどういう話が出たかということで、それを聞いていた、ユーチューブだか何か知りませんけれども。どういう話が出たと、住民の中では。そうしたら、何の目的も当てもなくて買ったのかと、そういう話が出ました。

さて、問題はこれからです。ところが、皆さん答えているのですよ。説明しているのです。ここに持ってきました。皆さんが作ったペーパーです、これ。ここには何て書いてあるか。トレーラーハウスですよ。ここには、読み上げます。整備する場所、要するに置く場所だ。議員さんも皆覚えていると思う。整備する場所については現在検討中であるが、候補地としては勤労福祉会館下、今の駐車場です。もしくは交流会館駐車場を予定していると。これは間違いない。そのとおりやったのです。それで、あと今後どうするのだと。今後どうしますかと、この実証検証が終わったら。住宅整備が完了した際は、移住体験、一時滞在施設、宿泊ですよ、言葉が違うだけで。施設もしくは観光施設、物置ではないのでしょう、これ観光施設というのは。お客さんを泊めるということです。確かに南ヶ山とは書いていないのだ。ところが議会では、南ヶ山にどうして持っていくのだと話まで出ました。車検の話まで出ました。置く場所なんかないのですよ、南ヶ山ぐらいしか。確かに南ヶ山とは言っていないです。ここには書いていない、場所は。あのまま交流会館に置いておくのか、あそこは観光施設として。

こういう、私はあえて決算に当たって、ここは慎重に、かつあと後に監査意見もありますけれども、やはり厳しい反省必要なのではないでしょうか。責任問題ですよ、こんな答弁していて平然しているのなら。質問しなかったら、このままいくのでしょう、よしとして。何の責任もない。その時々の思いつきで答弁しているのかどうか知りませんけれども、一体幹部会では何を検討する、検討するとして、検討しているのだと。夢ばっかり、未来ばっかりでは駄目です。いきなり未来が来

るものではないのだ。未来を構築するのは過去、現在です。過去があり、現在があって未来がある。どうですか。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その見積り等に関する発言に関して問題があったというようなご指摘かなと、１点目ですが。ただ昨日、一昨日も含めて、一昨日か、見積りに関してですが、基本的には取っていると。ただ、利島の事情、島特有の事情として、見積りを取る、車両に限らずですけれども、基本そういう原則でやっていくものと、見積り取っていくと時間的にタイムラグが出てきてしまう事例があると。また、実際見積りを取りに行くと、なかなか、例えば車の例で言いますと、全部ばらしてみないと金額が分からないと。もっとかかってしまうかもしれないとかというようないろいろな事象がある中で、そういうように運用してきたという説明を含めて、９月にお話ししたと。今回改めて質問を受けて、同じような趣旨でご説明させてもらったと。

行政としてそれでいいのかというご指摘かと思いますが、当然見積りを取り、金額を確定し、予算を組み、執行するというのがまず大前提でありつつも、そのように運営していくことで、住民の皆様に不利益を被ってしまう場合があると。場合というか、そういうことに関してちょっと時間の短縮のためにいろいろな措置をさせてもらったという説明でありまして、それが反省しろということであれば、それはそれで運用上また見直さなければいけないのかなと。ただ、現状は、ご指摘もありつつも、住民の皆様にご迷惑をかけないようにやっていきたいなというところであります。それを上、私ですね、がよしとしているのかと。それを職員に負担を強いているのかというところであると、私の責任になるかもしれません。申し訳ないなというところでありますが、職員も私も含めて、住民の皆様のためだと思ってやっているというところであります。

ただ、その公平性、公の観点からして、それがまかりならぬというのであれば、今後要見直し、検討はしていく必要があるのかなと。議会での指摘を受け、やっていかなければいけないかもしれませんが、ちょっとこの場では、それこそ幹部会等で協議をし、決めていきたいなというふうに考えています。当然その際には、議員の皆様にもご相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、後のもう一つの指摘であるトレーラーハウスに関しましては、導入に関する補正の説明からお話ししているとおりで、世界で初めての事案だと。目的としては、住宅問題もそうなのですが、水問題解決のアプローチとして世界で初めて取り組んでいるということで、ご協力をお願いしますといったことを繰り返してきています。方向性に関しましては、確たるものが決まっていない、いろんな可能性があると、その実証が終わった後に関して。その中で、例えばその南ヶ山の利活用も宿泊、一時滞在用の利活用も一つと。いろんなところでこうしますといったことは、なかなか難しいと思いますし、その当時も発言をしていないのかなと。もし発言しているようであれば、なかな

かそれに裏づいた予算とかもなければいけないのも、当然まだ先々の話ですし、それを飛び越えてこうやりますというのは、あくまで構想とかいう段階で、決定ではないというふうに認識しております。なので、大きくぶれるということはないと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は率直に言って、村長、この期に及んでそういう答弁しますかという印象で聞いています。この期に及んで、まだそういう答弁するのかと。私にしてみれば、これこそユーチューブさんですけれども、何か結論的にはどうなのだと言えば、だからいいのではないですかと、こう聞こえるのです。だから仕方ないのではないですかと。

というのは、住民に対して迷惑がかからないように対応するのだと。ならば見積りを取らなくてもいいのかと、こういう論法に聞こえるわけです。特に見積りではね。言っているのは、そういうことではない。住民さんが言っているのはそういうことではないです。鉛筆１本買うのも見積りを取れなんて、誰もばかみたいなこと言っていません。おのずと限度はあると思うのです。

もしあれでしたら、工事や物品買うときには見積書を取れとか、あるいは数社入札をどうするとかという、議会の承認を得るとか得ないとか、これが法律上決まっているのです。鉛筆１本はいいけれども、３本はどうかという話にもしするのであればですよ。今鉛筆欲しいのだと。それで見積りを一々取っていたのでは、今欲しいのに書けないと。だから、見積りなんかやっていられないのだということの基準は、ある程度もしそれが必要ならつくるべきです。利島の条例なり、規則なり、要綱で。会計規則でも何でも。

私をはじめ、住民はそんなことは言っていない。問題は、何十万だか何百万だか知りませんけれども、車の修理するときには一口に言っていろいろあると思うのですよ。例えばタイヤをぽんと取り替えてくるとか、パンク修理しておったら幾らだなんてすぐ分かるのだ、こんなものは。300円だか3,000円だか３万円だか。それも見積りが必要かなということまで言っているかどうかという問題があります。だけれども、数十万円あるいは100万円、数百万円というときには、見積りを業者さん出します。聞いてみてください。車検なんていうのは、急に今日車検なんてないのだ。少なくとも10日や１か月前には、もうこの車は車検だと分かっている。私なんかも、さっきも繰り返しませんけれども、聞きます。そうしたら言います。廃車したものまで、もったいないとまで言ってくれます。個人が言うけれども、役場に言わないなんてばかなことないのだ。これは、業者さんに対するそれこそ不信感です。急ぐなら急ぎますと言えばいいではないですか。この車、緊急なので急ぐのですと。申し訳ないけれども、ほかの一般の車さんと民間、お客さんと何とか都合つけてやってくれませんかと。救急車です。消防車です。それぐらいのことは融通利くのではないですか。

車検なんて、少なくても極端に言えば、業者さんは１年前に分かっています。自分が分からなくても、来年車検だよというのは。教えてくれました、お宅車検ですよと、ナンバー何番の車が。私

なんか、自分の車のナンバーさえ知らない。それでも業者さんが教えてくれるの、車検だよと。そういうのとみそくそ一緒と言いますけれどもね、混ぜ合わせて、何か結論的にどうしたらいいのだと。いいのですかと、こうなるわけだ。協議するとか相談する案件ではないでしょうがと言いたいの。答えてください。

○議長（寺田　優君）　それでは、ここで休憩を挟みます。

（休憩　午前１０時４１分）

（再開　午前１１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。笹岡議員のご指摘について、見積書の件についてお答えさせていただきます。

９月の答弁において、私の言わんとしていたところは、事前に整備を依頼する前に、見積書の提出をもらってから整備を依頼していると言ったことはなく、車検、整備を行う際には、整備のもうお願いをしている最中、整備を依頼していた後という、この後のあれですけれども、整理をしている最中に見積書をもらうことを今まで行っていたと言ったところでございまして、議員のご指摘のとおり、整備に高額な費用がかかる場合には、当然業者さんのほうから口頭では、これ車検通らないよとか、買ったほうが安いよとか、そういったところは事前にお聞きしていたといったところでございます。

整備中と言うべきところを整備後と答弁してしまったところについて、答弁に不十分があったことについて訂正させていただきながら、おわびいたします。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この辺は、しかとお互いに吟味し、かつ認識されたいと思って、私は自分自身も含めて、ほかの議員さんはともかく。行政だけには物が言えるわけで、議員には物が言えませんけれども、原則的に。発言には気をつけたいと思うのです。

それで、ここだけで、かつてこの画面が全国に放映されないという、利島のここだけの話という議会という時代は、くどいようですけれども、村長も度々申し上げているし、各議員からもそういう発言ありますけれども、もう皆さん認識した上でこの議会やっていると思うのです。僅か短期間ですよね、まだ中継され始めてから。そう３年も５年もたっているわけではない。だから、ついそういうことも眼中から抜けると思うのですけれども、抜けがちになるかと思うのですけれども。そ

れで、指摘するときに、私もそうなのですけれども、住民の皆さんもそれを通じて指摘するのです。それで、それが何にもなく、次から次から次へと変化でいくと、何がどうなったって。そうすると、これくらい不信感は、余計油を注ぐように燃え上がってくると。やはりけじめをつけることは大事なのだと。否とするところを認めたら、認めたなりの責任感を持って対応すると。ごめんなさい、すみません、あしたから頑張ります、これで済むときもあります。ところが、実際に、それがいろんな影響を及ぼしているときには、それはそれなりのやはり責任というものをどう取るかということは、お互いに認識したいものなのです。

私は、ひとつこういう場所を借りて恐縮ですけれども、一言言いたいことがあるのです。怨念の恨みということではありません。つい最近職員が処分されているのです。一生私は忘れません。懲戒処分を食っている。今の村政ではありません。彼に私は罪がないと認識します。ただ、その当時の幹部職員が、東京都に議員の色分けして、注進に及んだと。これは、利島の公務として何の関係があるのだと。東京都の職員ですよ。その挙げ句は、それやった職員は懲戒処分されました。公平委員会で審査されますと、私のところにその記録が、これはこのぐらいあります。五、六百ページ送ってきました。見ると情けないです。口先だけ職員を守る守るなんて言っているだけでは駄目なのだよと。実際に職員を、自分に都合が悪いとぶった切ってしまっているのだ。何の罪もない、私に言わせれば。非常に真面目な職員だったのだ。住民の中でも評判もよかった。何で辞めたのだと。皆さんの中では、それこそいじめがあったのか、たたきがあったのか知りません。そういうことも踏まえて、私はやはりいろいろな職員とお話しして、私のところへも辞めるときにも、寸前とか辞めた後にご挨拶に、儀礼的も含めて来られる職員が多々ありました。

そういう見せしめ的な、職員に対する見せしめ的な、恐怖心をあおるような、そういう対応を、私はよっぽど職員にそれらしきミスがあった、あるいは犯してはならない事案があったというなら別です。パソコンに映っていた画面をコピーして、印刷プリントアウトして、私のところに持ってきました。それが、私は言いました、本人に。だけれども、そうは言いませんでした。持っていらっしゃいと私は言ったのですと、そう言いなさいと言ったら、彼は言いませんでした。笹岡に頼まれたとは言いませんでした。

私は、これはそういうことに、たかが１人の職員と言ってしまえば、それはそれまでかもしれません。皆さんの中でいろいろ批判もあったでしょう。しかも幹部職員が見せしみたいに懲戒処分した。本村の歴史の中で初めてですよ、後にも先にも。それほどの罪とかがあったのかということを、今まで言う機会もなかったのですけれども、彼の名誉のためにも、私はどこかでは言いたかったのだ、これは。あと皆さんがどう判断するかは別です。職員を守ろうと、守る義務があるとでも言うなら、口先だけではなくて、自分の自己の利益のためではなくて、真面目に働いている職員たちを、本当にそういう点で、業務命令とは別に慕われるように努力をいただきたいと発言させていただきます。

そういうことからして、今の答弁ではこれ追いつかないです。また手直しです。ここを読んでいただければ、確かに言葉尻って言えばそれまでですけれども、村長は緊急、緊急と言っていました。修理なら分かるのです。パンクした車が、これは緊急ですよ、すぐ直さなければ。車検です。車検なんて、さっき言ったように、業者さんに聞けば１年前にはもう既に分かっています。緊急も何もあったものではない。みそくそ一緒にするなということで。

それと、その答弁に責任持ってもらいたい。後で答弁があるのかもしれませんけれども、待っていますけれども、まだ何か弁解がありますか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問等々について、再度私のほうから訂正とおわびといったところでございますが、答弁においても当然慎重を期して答弁しなければいけないところ、この整備、車検の整備について、不十分な答弁、間違いというのですか、不十分な答弁であったと。決して見積書を全くもらっていないと、そういう話ではなくて、本来ちゃんともらっているところを、そのもらう時期についてそごというか、私の発言が誤っていたといったところでございますので、議員のご指摘されている見積書を全く取ってなくて整備を行っているのかというような話というのは、やはり自動車の整備とか修理とか、そういったところについては分解してみないと分からないところも当然あってくるという中で、きちっとした見積書、では今回の車検については10万円だったら10万円でできますという見積書がある中で整備を依頼しているわけではなく、これまでの当然概算とか、そういったもので予算積算させていただいている中で、車検の中で、当然車検の時期は分かっているものですから、そこは依頼をさせていただいて、当然分解してみて、その都度見積りというのですか、金額をご提示というか、いただいていて、当然全体的なところは車検、もうこれは車検通らないとか、そういったところは買い換えたほうがいいとか、そういったところは業者さんからも指摘は受けて、その都度対応させていただいているといったところでございますので、ちょっと私の発言が、再度言いますけれども、ちょっと不適切というか、９月議会で全く見積りを取っていなくて車検を依頼というか、車検整備が終わってきたみたいな認識を、誤解を与えてしまったといったところについては訂正させていただきながら、おわびさせていただきます。大変失礼いたしました。

また最後に述べますけれども、発言には十分注意していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　申し訳ないですけれども、誤解ではないのです。書いているのです。誤解を与えてしまったかもしれないと言うのですけれども、誤解ではないのです。取ってないのです。

前段はどうやらその説明で取り繕いそうです。最後の２行、現実的にというところです。以下、今まで整備を行う前に、事前に金額が分かっていたということはほとんどないと。見積りを取りもしないで、分かるわけないのです。ないと思いますと。だから、取っていないのだ。誤解でも何でもない。見積り取らなくては分かるわけないのだ。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、そこの最後の２行とおっしゃるところについてなのですけれども、そこについても先ほど来申しているとおり、事前にという、その事前の場所というのですか、時間軸というのですか、そこのところになってくるかと思います。事前というのが、車検をお願いしますと依頼したところが事前になるのかというようなところで、その時点では確かに見積りとしては、見積書としては徴収できていないといったところについては、車検を依頼する際に、では車検をお願いしますと、11月車検でした。11月車検なので、10月に車検をお願いしますというお話をするのですけれども、その際については当然見積書というものができておりませんので、その際に見積りができていないですよというお話はさせていただきましたけれども、当然車検依頼した後の最中に、整備を行っている最中に見積書が頂けるというか、作成できると。整備していく最中に見積書が出来上がっていくといったところで、整備後というか、車検終了と同時にというのですか、車検の費用自体は、整備費用については、結局最後の最後まで費用的なところというのは、見積書として最後整備する直前に出来上がるみたいな形になっていると思いますので、そこについて見積りを、今まで最初の時点では見積りをいただいていなかったといったところを私のほうで９月のときにはお話しさせていただいたつもりで私は言いましたけれども、そこがちょっと誤解を与えてしまったといったところになっているのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　見積書というのは事前に取るのです。修理が終わってから取るのは請求書と言うのです、これ。当然見積書というのは、車検に出す車は分かっている。これを直した場合、業者さんに持って行く。業者さんは真面目に見積もってくれます。それは、ぴったり何百何十万円までではないにしてもです。先ほどから私、個人的な事例を、私自身の事例をもって各業者さんに、今の業者さん、あるいは前の業者さんまで、わざわざ失礼かと思いましたけれども、あえて事例まで出して申し上げている。終わってから幾らでしたということではないのですよ、聞けば。修理が終わってしまってから、幾らでしょうか、見積もってくださいと、こんなばかな話ではない。それは請求書だ。

だから、何を言いたいのかが分からない。事前というのは、見積りは事前に決まっているのだよ、これ一々説明しなくても。事前とは何ぞやなんて言わなくても。修理は置いたとしても、車検に出

す、その前に見積もってもらうのです。やってしまってから、修理が終わってしまってから見積りくださいなんてばかなことはない。そのときもらうのは請求書。何かいいよみたいな話に聞こえますわな、それでは。見積書、依然として取らない。だって、終わったら見積書なんか要らないのです。請求書と領収書さえあれば。何をおっしゃっているのかよく分からない。だから、何を言いたいのかなという。あまりやるとぐちゃぐちゃやると、だんだん何か、これ見ている人もいるでしょうし。もう一回幹部会で検討してみませんか。私は、見積書というのは事前に出すものだということを言っているのです。それが事後でもいいの、終わってからだと。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問に、ご指摘について答弁させていただきます。

事後に見積書をもらうといったことはないのですけれども、その最中といったところについて、議員のご指摘をいただきましたので、そこについては事前に見積りをもらうように今後改めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おこがましいですけれども、議会に指摘を受けたから仕方なしにやるのではなくて、当たり前のことなのです、これ。しかも公金扱いです。後にも出てくるでしょうけれども、たかが見積書ではないのです。されど見積書ではないのです。

皆さんが、いわゆる公務執行の上で、どういう感覚、どういう認識で公務を執行しているのかと、日常、公金の取扱いについて。同時に、そのことが皆さんの各課の部下に伝わっていくのです。いいよ、いいよ、これでいいよとなれば、その気になってしまうでしょう、職員も。現にいます、そういう職員の方は。だけれども、彼らが不真面目だということではないのです。自分たちの城だけだと思わないでください。皆さんの城というのは、住民のための城なの。お城、この役場というところは、公金を扱う。自分のお金ではない。自分の金というのは給料だけです。そういう点で、何か人ごとみたいに扱うのでなくて、言われたからやる。それは言われたからやるということもあるでしょうけれども。ですから、私言いましたように、やはり責任が伴わないと軽いのです。ごめんなさい、あしたから頑張りますになってしまって。以後気をつけますで。

そういう中で生まれた犠牲者がいるよと、さっきあえて言いました。間違ったのは彼ではない。間違った扱いされたけれども。もっとやはり、私は監査委員にも、それは監査委員だって指摘したくて指摘しているとは思わない。ある意味では言葉幅、私も監査昔やったことありますけれども、何も根掘り葉掘り、あるいはそういう重箱の隅をつつくようなことで、何かクレームつけることはないかと、そういう視点でやっているとは思いません。公正に住民の立場から見て、公金がどう扱

われているのか、予算がどういう具合に執行されてきているのか、その経済効果はどうなのか。そういう視点で監査していると思うのです。大まかに言えば。もちろん、足し算引き算は当然です。足し算引き算なんて、機械がやるからほとんど間違いない。そろばん玉でやってきた時代とわけが違う。それらの一々の指摘がうざっといような感覚で捉えられている嫌いすらあります。監査委員の指摘が、もううざっとくて邪魔だと、何とかならないか、これ何とかなりませんかと。もうちょっとこうしてくれませんか、ああしてくれませんか。これは闇の世界です。

それこそオープンにしてもらいたい。何を求めたのか、監査委員に。過去の実績、その経験というのは現村長が直接携わってきている事件もあります。現村長は監査委員やっていたのだから。私はこれをもって、恨みがあって責め立てているとか、そういう認識でやっていません。ひとえにやはり職員の問題もありますし、真面目に働いている職員たちを、信頼を得ながら幹部が施策を講じていく、議会答弁は対応していく。それを見て、職員たちは頑張りもなお励みがつくはずなのだ。そういう点で、こればっかりやって、いつまでやっているのだという、もういらつきが見えないでもないですけれども。

そのついでにですけれども、もう一点のこともお答えいただきます。トレーラーハウス、どうするのだと。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご指摘に対してお答えさせていただきます。

南ヶ山園地等での活用については、あくまで活用方法の一案であると記載しておりますが、議員にご理解いただけるような書き方、答弁ができず、誤解を招いてしまったことについては、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これもいいかげんにしてください。誤解ではないのです。誤解でも何でもない。そういう言っているというの。ところが、そんなことは言っていませんと言ったのだ。これが誤解ですか。私は、そういう姿勢こそ踏ん切ってもらいたい。もういい加減で。

そこは、今は我が村政としては、私は行政ではありませんけれども、村政とすれば、まず基礎の基礎ですね、これは。村長を前にして恐縮ですけれども、いろいろお願いしたこともあります。言いませんけれども。ここでは言いませんけれども。夢物語を論じるばっかりでは駄目です。未来、未来といって。未来のためには現在がどうでもいいみたいな話では。皆さん未来思考持っているのです、それぞれが。利島の将来、あああるべき、こうあるべき、ばら色の考えもあるでしょう。本当にここを私は正念場として捉えて、そのためには何が必要かと、まださらに明らかになっていく

と思うのですけれども、していかなければいかぬと思うのですけれども。監査委員の指摘もあります。これも軽々な問題、ごめんなさいでは済まないと見ています。それでは蓋をかぶせますかと。あえて今回お断りしました、先ほどは。村長との話が、非公開なら非公開という話の、協議会が終わったときにでも改めて考え直しますけれども、今はどんな相談があっても、ああそうですか、では別室でというわけにいかない。

そういう意味で、本当に今私の講釈、話ばかりではなくて、住民の中に監査の問題について意見書、問題といういうの皆さん知っていますよ。住民は知らないだろうともし思っていたら、それは行政だけです。ここの中にいるだけで。皆さん知っていますよ、もう。それは後にやりますけれども。それなりに意見も言っています、住民は。私も、またそれも、先ほど村長からご紹介いただきましたけれども、機関誌ですけれども、それなりに私なりに報道せざるを得ませんけれども、全て臭いものをつくっておいて、それに蓋を求める議会、それはもう通用する時代ではない。

村が困る、村が破壊されるといったら、その破壊する原因は誰がやったのだということです。そこをはっきりしてもらいたい。議会に責任はないのだと、これは。はっきり言えば。もちろん議会に責任もあるものもあるでしょう。絶対ないとは言いませんけれども。多くは行政の失態を覆い隠しているのです。従来もそうです。特に監査意見については。ここだけの話と。もう懲り懲りだ。そういう点で、相お互いにあしき慣例ではなくて。

それこそ副村長おっしゃっていただいているありがたい言葉ですけれども､歴代の副村長の中で、当たり前といえば当たり前なのだけれども、口を切って議員に対して、議員の質問についてはリスペクト､要するに最大限尊重しますと｡言われてみると､そういう言葉は当たり前なのだけれども、物すごく金のごとしに光り輝いて聞けるのです。そういう副村長もいるのだなと、職員もいるのだなと。それを言う副村長って、私は本当に感動しました。よく言ってくれるなと。歴代の副村長います。誰がこうだと評価するつもりはありませんけれども、そういう副村長いまだかつていない、私は何回か議員やらせてもらっているけれども。

教育長にも前に申し上げました、奨学金の問題で、利島の教育実態、経済的にどうだという表現をした教育長はいなかった。それも評価して申し上げました。現教育長が初めてですと、そういうところは認めるのです。本当に責任なき対応というのは、これぐらい始末のないことはない。ごめんなさい、あしたからというのは、そういうことが済めば世話はない。いと簡単だ。村長、何か言いたいことありましたら。

○村長（村山将人君）　ないです。

○議長（寺田　優君）　それでは先に進みます。

よろしいですか。

〔「行政さんも何もない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　行政はないそうです。

それでは、では本題のほうへ行きましょう。

決算書の中身を吟味していただき、質問があれば挙手をしてください。

ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　質問が、なかなか正直言うと、私自身もそうですけれども、いきなりこれの中からピックアップしてこれはというのは、なかなか現実難しいような気もします。質問が、私自身が。監査議員はともかくとして。

そこで、一、二点ということになろうかと思うのですけれども、お伺いしておきますけれども。ページはちょっとめくるの大変なので言いませんけれども、どこかで申し訳ないけれども、探してもらいたいと思うのですけれども。まず、冒頭にある決算の歳入歳出額の決算額で9,300万円ぐらい余っているのです、余剰金が出たのですか。収支決算でですよ。表書きのところの九千幾らか。要するに調定額から歳出額を引いた、歳入調定額から引いた歳出額は幾らになっていますか。

○議長（寺田　優君）　その金額が何。

○３番（笹岡壽一君）　これの概要ということです。これは、質問がちょっとするほうが、私のほうもさりとてという感がありますけれども、この主立った、相当１億円近い金が、議会で議決した予算額、これは歳出額は変わらないのだと、予算どおり、ほぼ。言うなら歳入額だけが変わったのだと、予想より、予定より多かったと、調定してみたら。そのどちらに要因があるのかです。

金が余るのは両方あるのです。歳入額はもう予算どおり、現額どおりだったのだと、ほとんど調定してみたら。ところが、歳出枠を減らしたのだと。そうすれば、当初予算では、ツーペイ、ゼロで予算を組んであるはずなのです。歳入歳出、予備費を入れてです。初めから余剰金を計上するということはない、予算書では。これだけ余りますよということは。最悪余れば予備費に組み込んでいくわけだ。その要因を聞きたいのです。概要の中で出ていないものですから、なぜ余ったのかと、これだけ余剰金が出たのかと。歳入が多かったのですか、歳出が少なかったのですか。

さのごとしで、どうなのでしょう、これ。皆さんもお困りだよね。我々議員はなお困ってしまっているのだよ、質問の仕方に。皆さん、この決算書を各課で作ったのでしょうけれども、何々課の決算、何々課の決算で。そのトータルはどこですか、総務課ですか。本村には財政企画というのはないから、総務課ですよね。そこでさえ、にわかに質問されると爆弾発言みたいになって、ぱあんと出てこないと。さのごとし、我々は皆さん以上に困惑しています、正直言って。どこから質問しよう、何を質問しようかというのは。それが今の議会運営の状況です、この審議に当たって。住民から見れば、我々の責任とすれば、決算やったけれども、議員から何の一つの質問もないのかと、それで手だけ挙げるのかと、こういうことになるわけだ。１年間の決算を提案してみたら、何のせきも声もなかったと。採決してみたら手だけが挙がったと。分かって手挙げたのかなと。住民から

すれば、それこそそう思うのはごく当たり前だ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

歳入歳出どちらの要因かというところで、歳入歳出両方とも要因はあるのかなと思うのですけれども、大きなところでいうと、歳入のほうになります。ある交付金に関して、見込んでいた額より相当増加しているために大幅な繰越金が発生したというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　際立ったのを見ると、交付税が調定額としていつ入った、確定したか知りませんけれども、大体これは２月頃確定するのですか、最終は。これが二千数百万円ありますわな、予算額より。2,300万円ぐらいでしたか。際だったのは収入で、そのほかに何とかというのが53万円だけれども、そんなものありますけれども、細かいのは。これは、確かに歳入が増えてきたというのは、そういう点があるのだけれども、際立って１億円近い9,300万円。これだけの財源ってどこから出てきたのかというと、収入を見る限り、私は一々全部立ち上げた、計算したわけではないのですけれども。

それで、ついでにお伺いしますけれども、その中で一番大きい歳出は何だというのもあるし、その全部網羅するというのは大変です。これ全部足せば、そんな計算は、さっき言ったようにコンピューター、計算機は狂っていませんから、足し算引き算やればこうなるのは分かります。だけれども、大ざっぱに言って、何がこういう１億円の剰余金が出たのかと、9,300万円のね。議会の議決案件からすると、結構１億9,300万円の開きがあるのです、僅かな十七、八億の予算額の中で。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

決算書のほうの10ページ、11ページ御覧ください。

〔「歳出ですね」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　歳出です。ここで歳出合計という一番下の欄見ていただくと一番あれだなと思うのですけれども、予算現額が17億1,200万円とありますよね。そこから実際に歳出、支出したよと、支出済額16億円というので、ここで結局予算現額との比較というのは一番右に書いてあると思うのですけれども、１億円ちょっとあるというのが、ここが肝なのかなと。

要は、だから歳入と、歳入はほとんど全額というか、きちんと入っているというのが、歳入のほうも見てもらうといいのですけれども、歳入のほうを見ていると、６ページ、７ページなのですけ

れども、予算現額が17億円ですよね。収入済額も17億円なのですよね。なので、基本的な歳入は出っ込み引っ込みがあるのですけれども、予算に対してはほぼほぼ収入が起きていると、17億円の。最初笹岡議員が申したとおり、歳入と歳出というのは一緒ですよね、当然予算書上は。17億円というところで、歳入はきちっと17億円で入ってきたよと。ただ、歳出のほうで、17億円の予算組んでいたのだけれども、16億円しか支出していなかったよと。そうすると、１億円当然余りますよねというのが今回のところなのですけれども。

では、１億円何で余ったのというようなところのお話になってくると、これが８ページ、９ページからのところになってくるのですけれども、８ページ、９ページで、要は最初歳出の一番左側で、予算現計で組んでいたものに対して、実際に支出した額、右のページというのですか、一番ページ真ん中寄りというのですか、ページの左寄りのところに歳出済額というのがあるので、そこのところで差引きしたものが一番右の部分に入ってくると。そこのところに各項目に従っていくと。要は議会費でいうと1,786万9,000円予算組んでいたけれども、実際には1,637万円しか払っていないよと。そうすると、そこで149万8,000円浮いてしまったというようなのを全部足し上げた総額がいくのが、さっき申したとおり10ページ、11ページのところで１億円あったといったところで、歳出のほうが、予定していた歳出について、歳出していないというようなところが主な原因というようなところになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　従来ですと、例えば歳出でいいますと、私のやり方、質問の仕方とすれば、ちくちく細かいところにシールして、これはどうなってこうなったのですかということをお伺いしてきたのですけれども、今回こういう、主なものは何でしょうかと聞いた意味は、取りあえず全体的にあれもこれもというのを避けて、概括、総体的にこういうものはこうなったと。そのことによって、これだけの9,300万円の余り金が出たと、剰余金が出たということの説明をしていただければいいかなと思ったのですけれども。

例えばの話ですよ、これ一個一個やっていくと結構大変になると思う。従来そういう聞き方をしました。例えば民生費なんかで、これで551万5,000円の81万5,000円の、例えばですよ、一番頭でもいいです。議会費の頭で、不用額は150万円ぐらい出ていると。こういうことを聞いてきたのです。何で余ったのですかと。だから、そこをやって、今回はそれを省略して、皆さんのほうの裁量によって、こういうものによって１億円近い金額が余りましたと。それが何か言えることがありますかということで、足し算やれば分かるのです、それは。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと私どもの説明が足りなかったところ等々あるのですけれども、タブレットのほう御覧いただいてよろしいですか。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　88ページ。ＰＤＦのあれでいくと90ページになるのですかね。まさに笹岡議員の、今たまたま民生費というお話出ましたので、この辺がそこの肝になるのかなという。

〔「88ですよね」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　88。民生費で今回の増減の要因とか……上に表がある中の下の段ですかね。88ページで、上の段に令和４年、令和３年と載っているようなところなのですが。

〔「88」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　90ページ。皆さん90ページで、ごめんなさい。

90ページでいくと、上の段に令和４年、令和３年のそれぞれの支出のところが書いてあってというのはあるのですけれども、まさにこれ、令和３年と令和４年の比較にはなってしまうのですけれども、今年度において何が突出したとか、増えたとか減ったとかというところは、主にここに総務費については､令和４年度は令和３年に比べて１億5,206万円とかいうような書き方していると思うのですけれども。

〔「何で１億5,000万円」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　総務費の最初のところ、１億5,206万円プラスでという、これは前年度比になっているのですけれども、その下のところに書いてあるものが、要は増額になっているところの主なあれになっているのですね。令和４年度に新たに事業を行ったとか、前年度に比べてこういう出っ込み引っ込みがありましたよみたいな。ここの概要を見ていただくと、今年度主に行ったところの急激に増えたところとか、そういったところというのはお示しできたのかなというふうに、事業的なところでいきますとですね。従来そういうふうにこれまでも説明してきたと思うのですけれども、こういったところが今年度主な増加の見込みでしたとかいうようなご説明を今までも、これまでの議会というか、決算の中でもご説明させていただいていたところを、この概要としてお示ししているといったところでございまして、実際の予算と、予算現計と歳出額の綿密な差のところの部分というのとはちょっと違うのですけれども、大体令和３年度と比較して、こういったような形で事業を行っているのが多かったり少なかったりというのは､ここを見ていただけると、一般会計のほうについてはこの後、後ろのほうへずっと行っていただくと、今年度の事業、大体のところが網羅されているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それからもう一件、ページはちょっと分からないので、あれなのだけれども、焼却場の業務委託費、設計だか測量だか知りませんけれども、これが3,700万円ぐらいと思うのですけれども、歳出されていますけれども、確認してみてください、3,699万7,000円だか。要するに3,700万円です。これは何をやったのか、お伺いしたいのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　96、97ページですか、決算書の。私の手元のやつだとそうなっているのですけれども。ごみ処理施設整備費のところで、焼却施設実施設計業務委託3,699万3,000円ですか、こちらのほうで整備地の測量、地質調査、あとは実施設計、こちらのほうをさせていただいております。

ざっくりでいくと、以上ですか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、予算案のほうで減額が出ています。改善予算出ていますけれども、それはそれとして、この3,700万円相当で今ご説明いただきましたけれども、これらの当然支払いが終わっているのですけれども、支払いが終わっていることは分かりますけれども、それはどうなるのですか。やったはいいけれども、今後どう生かされるのですか。

○議長（寺田　優君）　環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

地質と測量に関しましては、整備地は変わりませんので、そのままそれを生かしてまた再設計することができるところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、その他は幾らぐらいかかったのですか。調査費だか、地質調査費だか、測量費だか、それが幾らで、その他は3,700万円そっくりそのまま全部そうではないと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません、具体にこれが幾らというのは、今手元にないので申し訳ないですが。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、各事業で今答弁いただいた測量、現地の予定地の測量、地質調査のほかに、これは一覧表で資料を作ってくれませんか。何に幾らかかったと、決算内訳を。歳出内訳。この業者名はこの際いいとします。できれば、業者名もあっていいと思うのですけれども、皆さんがお好きな言葉で、業者名は言えませんということになるのでしょうから。本来なら公開していいと思うのです。悪いことをしているわけではないので。何に使ったかだけ知りたいということです。

○議長（寺田　優君）　環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　確認をさせていただきますけれども、契約としてはこれが１本の契約になっていますけれども、その契約の中身の内訳を示すということでよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　大丈夫、どうぞ。

〔「作らなくちゃいけないので」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そもそも１本という意味がはやり言葉なのかどうか知りませんけれども、そういう業務体系、あんまり私経験がないので分からないのです。例えば焼却炉を買うとします。これもあるその業者でオーケー。家を建てる業者もその業者でオーケー。測量でメジャーを、測量機を当てる業者もその業者で１件、設計も１件、土地調査の地質調査も１件、総合的なそういう会社があるのかどうか知りません、何でもやりますと。そういう認識が私疎いものですから、ある業者にやれば、総合的にそこでもって全部やってくれると。完成までお願いしますと、それでやってくれると。分からない。

それならそれで、恐らくそういう丸抱えの業者っていないのだろうと。想定です、これ私の。その業者が下請に出すのだろうと思うのです、それぞれ。ある測量会社に幾らで出すと。下請です。そうすると、もしそうだとしたら、その総合商社だか総合会社は、当然マージンを取ります、下請に出すときに。ところが、測量なら測量会社に直接発注すると、いわばマージンは取らないのですね、その商社がいませんから。測量会社がそのままの費用がもらえるわけ、頂けるわけです。あるいは場合によっては安くできるわけだ。建築もそうです。建築は建築屋さんに頼む。機械屋は機械屋に頼む。何もコンクリート屋さんと鉄筋屋さんと型枠屋さんを別に頼むとまでは言っていない。

驚いているのです。何で総合商社でぽんと預けて、全部やってくださいと。草刈り機から何からみんなやってくださいと、掃除から何から。その挙げ句は、建築もそうなのかと。完成まで責任が持つのかなと。その会社が建築屋を呼び、測量屋を呼んで測量して、建築屋に頼んで建築をさせ、焼却炉の機械屋に機械を頼む、電気屋に頼んで電気配線をする。もらうほうは、腕組んでいればそれで出来上がりと。要は、測量から完成まで全部その業者さんがやってくれるということになるの

か。建物は建物屋が造る、測量は測量屋がやるということではないのかなと。ここはどなたでも、ちゃんと答弁してください。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えいたします。

まさに議員のおっしゃっている、要は分割してというのですか、その業務業務ごとによって委託をできれば一番コストが安く済むと私どもも考えておりますが、いかんせん村の職員の中で技術職がいないと、通年、通常からも申しているとおりですが、出来上がった測量した結果を村に渡されても、村でその測量した結果をどう扱うのかというか、その技術的なところというのの知見を有している職員が今現状いない段階で、東京都とか、ちょっと大きな島になりますと、当然技師さんというのですか、技術職の方がいらっしゃって、その方が当然そういうものを見れば、そういったもので分かるというようなところで工事を進めていけるということなると思うのですけれども、利島村においてはそこの技術屋さんがいないといったのが、まさに今回の委託を行うに当たって、当然そこの委託をお願いしたところの中で、内部調整とか、当然その中に職員も、担当職員も入っては打合せを行うのですけれども、そういった中で調整をしていただいて、成果物として上げていただくというところが村の今の現状というか、現在の職員でやってもらっているというのですか、そのほかのところと違ったところで、一括で要は委託を出しているといったところでございまして、そこは議員のご指摘のとおり、先般議会でも、退職された方を雇用すればいいのではないかとか、そういったようなご意見もいただきながら､村のほうでもいろいろと検討はしているのですけれども、やはりなかなか技術職の方が島に来ていただいて、その方が陣頭指揮の下、そういった個別に発注とかというまでにまだ至っていないといったところでございますので、そこは業者さんというのですか、総合的に、商社ではないですけれども、設計等々から全般的にやっていただいている会社に委託しているのが現状でございます。

○議長（寺田　優君）　それでは、ここで昼食の休憩を取りたいと思います。午後は１時より再開しますので、お集まりください。

（休憩　正　　午）

（再開　午後　１時０２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

答弁のほうから。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　設計業務のところの内訳でございますけれども、基本実施設計で

2,750万円。測量のほうで……。

〔「すみません、ちょっと待って」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　いいですか。

はい、どうぞ。

○環境建設課長（上野　崇君）　測量のほうで181万5,000円、地質調査が767万8,000円です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　なかなかぱっぱっと言われて覚え切れないのだけれども、基本設計というのはどこからどこまでですか。素人で、それこそ皆さんと同じように、あるいはそれ以上に素人なので分からないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　基本設計においても、大体この規模で、このタイプというか、施設のものであればこういうところのものが必要であろうと、概略設計というところでございます。実施設計に関しては、もう実際にこういったものを建てますよというときに、実際例えばコンクリートをこのぐらい必要になりますねとか、そういったところを細かく、細かくと言うとちょっと語弊があるかもしれないですけれども、そこを積んで図面とかを書いてもらっているものでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、メモする間もなかったのですけれども、基本設計が2,750ですか。測量が合わせて、それと地質調査ですか。これが合わせて3,700万ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　基本と実施設計が合わさっています。ちょっとごめんなさい、ここはもう分けられないです。すみません。それと地質調査と測量ですか、それが合わさって3,699万3,000円。ですから、税込みで。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、この3,000万、担当者が細かく言っていますから、3,699万7,000円、3,000円足せば3,700万ですけれども、これをもって完成なのですね。完成ですか、これで全て。あとはもう立ち上がりというか、供用開始を待つばかりということですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えいたしますと、3,699万3,000円というものが設計業務として完了ですか、実際建てる等々はまた別の話でございますし、建てるものは実際別に工事を発注するわけでございますので。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、建てるための設計というのはしたのですか、しないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　実際の建築するためのものが今回出来上がってきております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今回できている。それは幾らですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほど申し上げたとおりですが、基本設計、実施設計を合わせて2,750万円。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私質問したのは、これをもって供用開始まで費用はもう要らないのですかと聞いたのです。要するに、今はやっているのは3,699万3,000円ですか、これは支払っているのですね。これを支払ったことによって、あとは供用開始を待つばかり、自動的に。そういうことになっているのですかと聞いているのです。そうしたら同じ答弁が、その範囲内ですみたいな今答弁がありましたけれども、これでいいのですね。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません、確認させていただきますけれども、供用開始というのは、もうあくまでその建物が建て終わったという意味でよろしいですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　それは、当然また別に工事を発注しなければいけませんし、その工事自体も、その施工監理を別にやっていただかなければいけないので、そこは別でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうですよね。そうすると、その仕事はどうなっているのですか。その仕事

は、どこまで終わっているのですか。というのは、６億円までの予算は組んだのですね、建設費を。その設計図がなくて建物が建つはずがないですよね。それは今説明のとおり、これは別ですよと。施工監理も必要でしょう。当然です。それは、この3,699万3,000円の中には入っていないのでしょう。これからでしょう。別途でしょう。これは幾らですか。それがなければ、６億円の建物が建つはずがないのだ。行政がそう言っているのだから。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　内容として、今年度のほうの補正予算で、そこを皆減させるというところの話でございますので、設計まで終わって、いざもうこれで建設工事に入りましょうというところまでが令和４年度の事業でございますので、あとはもう工事を発注して、またそれは別に６億円の見込みであったところの工事、あとは施工監理で1,265万円ですか、こちらのほう見込んでいたところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりやすく言いますと、あと1,260万円の費用を投じれば供用開始できるということですね。建物も建って、いつでもオープンして、あとは建築屋さんにお任せと。だから、住民とすれば、あと村が1,260万円準備費をかければ、準備費ということは、建築設計だか何だか分かりません。そうすれば、建築屋さんが来て、機械屋さんが来て、建てて設置して、あとは運転するだけと。工事費は別です。工事費は別なので、これは分かっています。基本設計、実施設計まではやったのだと。これを基にして、では建てましょうと。さあ、どういう建物を建てるのですかと。その建築設計も、あるいは機械設計も含むか含まないか知りませんけれども、どこまで含むのか。図面を起こして、それで建てる経過の中で、施工監理者を頼んで、普通にまともに、まともと言ったらおかしいけれども、正しく設計図どおり施工がなされている、建築がなされているかどうか管理監督してもらうと、これは施工監理士の仕事です。

村はそれによって、前田議員からも話ありましたけれども、そういう技術者がいないわけだから、まともに建物が建っているやら、建っていないやら分からない。図面どおりできているのか、できないのか分からないと。だから、施工監理者を通常頼んで、そこにお任せしてあると、お願いしてあると。あとそうすれば、今日で終わりましたと言えば、あしたからトラックのみを運んできて、搾油できると。終わってですよ。建物ができないうちは運べないのだから。

〔「焼却場の話ではないの」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうそう焼却場、ごめんなさい。焼却場の話、ごめんなさい。

ごみを持ってくれば焼けると。時々それを間違えるのだ。

〔「年だから」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうそう。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えいたします。

工事費は別に、取りあえず６億円と今回見込んでいたところでございますけれども、そちらは別として、それを実際に図面と合っている、先ほどおっしゃったとおりですけれども、その図面と合っているか、どう建てるかというものは、当然令和５年度の予算に、現在のところ、今回上程させていただいている補正予算で皆減させるというところございますけれども、そちらのほうで実際この図面と合っているかというところを監理していただくというのはありますけれども、あとに関しましては、もうこれで発注、いざ、先ほどの言葉で言うところの、その工事さえ終わってしまえば、実際に施設として稼働するというところまでの設計等々をここでやっていただいたと。それは、令和４年度の予算で執行が終わっていて、図面等が上がっているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かにその帳簿というか、案件の上では補正予算に引っかかってくる、補正予算というのは予算ですから、今年度ですよ、決算は去年の。それは分かりますけれども、一体のものとして、この1,260万円、設計図、建築設計とでも言いましょうか、仮に。それは執行されているのですか、いないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　どう説明したらよろしいか、ちょっと先の案件ですので、今ここのページにというところは……

○３番（笹岡壽一君）　仕事でやったのかどうかだけ言ってくれれば。

○環境建設課長（上野　崇君）　単純に申し上げれば、そこの施工監理に関しましては、当然執行はしていないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　というのは、こういう問題を伺ってみたいと思って聞いています。もともと既にできるはずがないのです。皆さんは造ります、造りますと言ったけれども、既にそこの建築設計は執行しなければならないのです。そうしなければ建築にかかれるわけがない。図面がないのに。そうでしょう。

〔「図面はあるのだよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、建築設計1,160万円というやつです。

〔「それは施工監理費」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　施工監理費だけではないでしょう。

〔「施工監理費です」「施工監理です。令和５年度の予算です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　施工監理費だけ。設計図と言わなかった。建築設計って言わなかった。

〔「それは令和４年度の話」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうだけれども、それはそうだけれども。その1,260万円というのは施工監理だけですね。５年度の。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　ちょっと整理しましょう。先ほどの設計に関しては、基本と実施合わせ2,750万。ちょっと具体的な数字また飛んでいましたけれども、2,750万円。あと、3,699万3,000円の中に入っているわけですけれども、こちらのほうの図面はもう上がってきている。そこは設計が終わっていると。

施工監理に関しましては、当然工事が図面どおりになっているかというのを監理するわけでございますので、ここは工事が落札して、工事をしているときに発生する業務でございますので、そちらに関しましては当然未執行という、未執行というか、今回予算としては後の案件でございますので、あれですけれども、そこに関しては使っていないというところでございます。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　施工監理の前に、午前中に車検の話が出ましたよね。見積りで、今回この3,700万円という金額の桁が違うのですけれども、もちろん相みつって取られていると思うのですけれども、相みつ取っていないですか。どこかのコンサルか設計会社に一存で決めてしまったという話なのですか。ちょっと先にそこら辺を。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員の終わりしてからにしましょう。

〔「関連だからいいのではないの。継続だもの」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　相みつ取っているかどうかだけを確認したかったのです。

〔「関連って、違うよね」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　いや、同じ。それで、議員の発言の中で、一括云々という話の中で、当然その設計会社であれば、測量だとかボーリング調査とか、下請使うだろうと。当然彼らは手数料を抜くか何するかは知りませんけれども、当然請け負った額より低い金額で、下請を使って金を出すだろうと。では、直に村が契約できたらという話があったではないですか。そこまではさんざん私も聞かされていますように、技術者がいない、誰がいないというのを聞かされていますので、そこまでは言いませんけれども、それでせめて相みつぐらいは取っているのかなということを聞きたかっ

たのです。

それと、施工監理というのは、これ確かに建築ですよね。この間和歌山県のトンネル、皆さんも耳にしたことあると思うのですけれども、トンネルの厚さが本来30センチなければ、コンクリートの厚さが30センチなければならないのが、５センチしかない、３センチしかないと。全てやり直し、業者がその費用は全部負担するという話が、ニュースが流れていましたけれども、施工監理というのは本来業者側がやるものではないのですか。業者の責任において。それで不良箇所があったら、そのトンネル工事ではないけれども、全て業者のお金でやり直してもらうと。という、私施工監理というのはそういう認識でいたのですけれども、その辺違うのですか。別個に施工監理士というのを、採用ではないけれども、雇ってやってもらうという話なのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　事業者でございますけれども、令和３年度に基本構想を受けていただいた会社に特命随意で発注かけております。したがって、相見積り等は取っていないです。

施工監理に関しましても、東京都さんでもそうですけれども、結局実際には職員が現場に行って施工状況ですか、工事会社さんがやられているところの確認は実際できませんというところがございますので、工事に関しましては、整備工事を発注しているときに合わせて、施工監理をまた別の建設の設計会社さんとかコンサルさんですか、建設関係をやられているコンサルさんに別に発注して、そこの監理をお願いするというところが多いと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　随契でやったという話なので、それ以上は聞きませんけれども、いろいろ流れもあって、それこそ細かく詰めてきた中でそうせざるを得なかったというのは分かるような気もするし、それと私言った施工監理士、確かに国ぐらいのでかさになれば、それこそ何十人という技術職員がいるのでしょうけれども、東京都もそんなにいるとは思えないので、私も話を聞けばそうかなと思うのですけれども、私の認識だったら、こんなウン億円、何十億円という工事は経験なくはないのですけれども。いまさっきも言いましたけれども、その責任というのは、施工責任というのは施工会社が負うという私認識でいたのです。

〔「そうです。実施監理もします」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　いやいや、施工会社が実際に建物を造るところが責任持ってやるという私認識でいたのですけれども、やはり今の流れとは別個に、別会社が監理するというのが当たり前なのですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　よろしくお願いします。

自社は自社で持っていますけれども、その専門知識を持った第三者的なところが設計図どおりにその品質でできているかどうかというものをチェックしてもらうというところが外に出さざるを得ないというところで、それは東京都も一緒ですし、多分どこも一緒だと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　実は私も同じような質問を、全く同じではないですけれども、別に打合せしてきていたわけではないのですけれども、考えていたのですけれども。ちょっと違った角度からお伺いしますけれども、いわゆる皆さん業者名はなかなか公表しませんけれども、金額でだけ申し上げますと3,699万3,000円。この支払った業者は１社であると。それから、この業者の責任範疇といいますか、受ける範疇というのはお伺いしておきたいのですけれども、今施工監理者という話が出ましたけれども、1,260万円、今年度予算がカットされるわけですけれども、ここの監理者も含む、本来は3,699万3,000円、行政の答弁にお付き合いしていますけれども、3,000円の業者さんに支払われる予定だったのですか、別件ですか、別ですか、これは。

というのは、それと関連するのですね、前田議員の質問と。いわゆる実施設計までやってもらったのですね。測量から、3,700万円近い金を払って、それで終わったわけです。それで細かいことはともかくとして､それをもって６億円で建設費用としたのですね｡それで建設をするに当たっては、施工監理者が要すると。その費用が1,260万円であるぞよと。そうすると、この実施設計を依頼した会社、某会社、その会社が1,260万円の事業を受けると、こういうことになっていたのですか。それとも全く別ですか。どこまでこの3,700万近い会社は、責任を持ってやるつもりだったか。もっと端的に言えば、建築で完成するまで、たまたま金銭が費用別で分かって、3,700万が別口なのだけれども、建築して納めるまではこの会社の責任だと、一体型だということなのか、６億円まで。

ここには機械代も入れば建築費も入るし、測量費も入れば……測量費と、それは除けなくても、しかしそれはその会社が建築屋から機械屋から全部手配するのだと。そういう構想で進んできたのですか。普通は別ですよね。建築屋、土木屋さん、作業会社と設計会社というのは、測量会社というのは。だけれども、すごい会社なのですね、これ。何でもありだから。どこまでやるのですか、この会社は。どういうことで進んできたのですか。これ言えませんか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

施工監理に関して、当然まだ出していないわけですけれども、設計と測量と地質調査やっていた

だいた、そこは同じ会社、会社名を出しても大丈夫ですか。パシフィックコンサルタンツ株式会社に当然発注しているわけです。当然と言うのはおかしいな。出しているわけですけれども、こちらの中でそれぞれ設計やっていただいて、地質調査やっていただいて、測量も併せてやっていただいたいうところでございまして、あと施工監理は当然今年度別に発注を考えておりましたので、そこに関してはまた別、同じ業者になることも当然あるかもしれないですけれども、そこは置いておいて、別でございまして、当然工事はまた別の、全然別の会社がやるというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、建築会社、これはこれで建築屋さんと契約、それから機械屋さん、焼却施設、焼却窯とか、これはこれでもってそういうメーカーとの契約、こういう個別の契約になるということですね、考えているのは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そこの発注方式はまた実際決まっておりませんので、これから先がどうなのか、ちょっとお答えできないのかなと。実際にまだ執行になりませんので、今回落としますので。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だって、お答えできないということなのだけれども、それすら不思議なのです。だって、機械と建築屋とは全く別ですよ、機械とは。ところが、ある業者に頼めば、セットでもってもう完成までできますと。機械も据わるし、あるいはバキュームカーも買ってくれるかもしれません、入っているかもしれません……バキュームカーではないや、何とかトラックも。これ余計なことですけれども。

皆さんの今度取り組んできた経過が全く分からないわけで、何か質問しているほうも、皆さんからするとちょっと違うのではないのとか、何を聞きたいのだよということがあるかもしれませんけれども、その辺は知らないだけに、知らないままに質問しているだけに、ちょっと違うのかなというのはあったら言ってください。分からないのだ。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　会社に関しては１つの会社に取っていただいて、実際、例えばほかの工事の例でいけば、浄水場とかの例で言ったほうが分かりやすいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

○環境建設課長（上野　崇君）　６月に１回入札発注したわけですけれども、１つの会社に取っていただくというところで発注をかけておりました。今後に関しましては、また設計のほうがちょっと条件見直しますので、そこに関しては分からないと。

〔「何に関して」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今後また発注することになるわけですけれども、それがいつの年度というのはちょっと分からないですけれども。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今後は聞いていないのです。別に今後は、これは大変、とにかく６億円、予算がゼロになりますから、まだ決まったわけではないけれどもね。どうするか、3,000万円の焼却場にするのか、やめるのか、10億円にするのか分かりません、これは。それはそれでいいのですけれども、いいというか、そこを論じているのではなくて、これまで取り組んできた経過を聞いているのです。業者の名前は皆さんが言わないから。だけれども、物すごい業者だなとは思っています。測量から少なくとも設計までやる、これはあり得ますわな。だけれどもコンサルまで、コンサルというか、施工監理までやると。やるかやらないか分からんと。全く別口かもしれませんと。

いいですか、あしたにも発注しようとした、６億円で建設依頼しようとしていたのですね。９月には少なくとも予算が成立しましたから、工事にかかろうとしたのです。予算が成立したから９月に、６億で。そうでしょう。予算なかったのですか。ちょっと待ってください。予算がなかったら何も減額する必要ないではないですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　すみません、ちょっと整理させていただきます。

まず、最初のところのお話でいきますと、まず実施設計を行いましたというのは、そもそもの令和４年度のお話がありましたと。そこについて実施設計ができたものについて、令和５年度の当初予算において６億円の建設費を計上させていただいたといったところがまずあります。

その６億円の建設費というのは何かといいますと、当然焼却施設を建設するといった費用が６億円だったと。６億円で予定していたと。実際に６月に入札というか、やりましたけれども、要は入札不調ということになりましたというようなのが経緯でございまして、６億円というのは当然建物から焼却の炉ですか、そういった機械も含めて一括の工事で入札を行っていただく上で、入札の条件というかを提示しているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、こんがらがっている、混同しているつもりはないのです。はっきり申し

上げておきますけれども、案件は確かに補正予算です。

〔「違います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　６億円はね。

〔「それは今年度の」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうそう。補正予算というのは去年のではなくて。

それで、決算の審議についてお伺いしているのは、要するに3,700万円、この金が連動してきているのです。この金はもう済んでいるわけで、設計は終わっているわけだ。それを、今年度施工するばかりになっているわけだ、言わせれば、この間まで。それは、確かに補正予算で１億数千万円ぐらいだったかどうか記憶ありませんけれども、それが９月だか何かに6,000万円に補正されていると。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いつでしたっけ。

〔「当初予算」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　当初予算でしたっけ。

〔「当初予算で６億円計上して」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　６億円でしたか、補正されている。

〔「当初予算です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうだ、当初予算は補正とは言わないものな。計上されていると。ところが、それが昨年度の決算に基づいて、決算の関係に基づいて、3,700万円の金を投じて出来上がっていたものをただ造るだけと。その金が６億だよと。プラス1,260万円が計上されていて施工監理をしますよと、これだけの話です。

だから、それは補正予算の中で審議すればいいではないかと言わんの分かれば、そうしたらそれでもいいです。いいけれども、今度それやると、さっき終わった会計決算の話ですよと、こうなるわけだ。つながっているということです、これ一体で事業が。その間どう取り組んできたということを聞きたいのです。この金は、3,700万円は一体どうなってしまうのだと、これは捨て金かと、結論から言うと。そして、聞けば、先ほどの答弁聞けば、いや場所の地質調査費と。測量費は生かしますと。生かすといったって、そこで使うしかないのですよ、それだとすれば。動かしようにいかないのだ。だけれども、そこで今度建物をどうするかと問題出てくる。建物が高い、６億円、12億円、それでやめたと。

それは、皆さんの感覚からすれば、それはやめたというのをどうするかというのは来年の話で、今言うべきことではないよと言うけれども、3,700万円去年使った金、これは捨て金ですかと言っているのだ。あしたにつながるのだよ、過去は。あれはないことにしましょうというわけにはいかないのだ、簡単には。何やってきたのだと。公金を、あんた方は軽いかもしれぬけれども、3,700万も使って、あれはあれでおしまいよと、あとは知りません。誰が使ってきたのだって。3,700円ではな

い。利島で見たら莫大な金です。よく役場だからできたなと思う。個人なら、下手したら潰れてしまうよ、個人の会社が、ちっちゃい会社なんか、そんな金ぽんと捨てたのでは。だから、それは来年の話よとか、どっかの小説ではあるまいし。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　改めて整理させていただきます。

先ほど来、所管課長、それから総務課長のほうから説明していることと重複するかもしれませんが、令和４年度のお話です。手元に令和４年度当初予算の資料しかなかったもので、そこを基にお話しさせていただきますが、ごみ処理施設の整備事業として、焼却施設基本計画策定予定業務、それから用地測量、また地質調査ということでそれぞれ計上されておりまして、総額3,900万円の予算でやっていましたと。先ほどの説明の中で、それから3,700万一括でお願いしたと。それまでが令和４年度のお願いしたお仕事だと。

それがないと、当然先ほど来ありました見積りといいますか、金額、その設計の中には積算という業務がありまして、お金を積み上げていく業務がありますと。それを基に、今年度の、令和５年度当初予算を編成したと。ただ、その中で、その金額を基に予算を執行、事業執行していく過程の中で、応札業者がなかったと。そのため今困っているといった状況でございます。

今後に関しては、取りあえず今後の予算審議の中でのお話になってきますが、まだ方策に関してはお示しができませんが、現状は取りあえず今年度の当初予算の事業執行が難しいということで取下げをさせていただくという予算を上程させているといったところでありまして、この令和４年度の事業で出された成果物ですか、これを基にいろいろな話をしていくものであって、全く無意味だ、ゼロだということでは決してありません。

ただ、このとおりに事業執行、建設執行していくということに関しては、現在協議、検討中であるといったところです。もともとは、そのとおりに当然執行していかなければいけないところですが、なかなか様々な課題があって、予算の措置としてそういうふうなことをさせてもらうといった現状でのところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もう私の質問でお分かりだろうと思うのですけれども、今さら経過聞いたってしようがないのです。だけれども、経過聞きましょうよ、何でこうなったのかというのは定かではないけれども。それはそれとして、私が言いたい、取り上げて、ここでこの案件で取り上げてきたというのは、とにかく3,700万円の金が捨て金になっているのではないですかと。いろいろ考え方で、いや財産になりましたと。頭の中に知識が入りましたとか、勉強させてもらいましたと。それにしては授業料が高過ぎはしませんかということです。勉強の機会も必要ですけれども、公金だか

らいいですよ、いいと言えば。誰もどうともしない、負担行為も出ない。誰も損害を受けない。受けたのは、あえて言えば村というか、住民というか。こういう執行の認識、感覚の、責任ある公務執行です、早い話が。これに対して、くどくど何回も言うけれども、あしたから気をつけますで済みますか、これ。あしたから、やってみたけれども駄目だったよと。過去を見て将来見るというのはそういうことなのです。

またもやこんな予算を組んできたら、いいかげんな格好で、ああそうですかと認めて、あれはパアよ、ああいう事業で、こういう事業でパアよと、次行きましょうかと。過去の教訓を生かそうとするのかしないのかということを、私はあえて言えば、格好よく言えばそういうことです。それに議会もお付き合いさせられているよと。６億円は認めたのだ。しかし、執行しない。それで物は言わない。業者の名誉が傷つくとかつかないとか。私どもには、そういうのこそ闇の世界でさまよい歩いているということになるのです。住民なんかにしたら一層なお分からない、何が何だか。皆さん方が天下で歩いているだけですよ、はっきり言って。どうしてそうなったのかというの、誰も納得するようなデータが出されていないのだ。物価が上がりました。だけれども、６億円は半年足らず、９か月で倍の12億円、100円が200円になったというのはまだ分かる。どこに倍になりますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、当然予算の執行、税金を財源にいろいろなものを予算執行していくといった中で、決してどぶに捨てるとか無駄にするとかと、そういったつもりは一切ありません。私だけでなく、当然役場職員皆さんそういうつもりで、当たり前です、そういうつもりで仕事をしていますので、そういったところは本当に理解していただきたいなと。そのように言われると、なかなか職員の方も仕事をやりづらいかなといったところがありますので、ちょっと控えていただきたいなと思います。

これ経緯は、先ほど説明させてもらいましたが、経緯は要らぬということでしたが、当初予算６億円から入札不調であるといったところまで、住民の皆様にお示ししているところでありますが、それ以降のお話に関してはお示しをしておりませんと、公式には。そういった中で、現在いろいろな方策を探っている最中でありまして、業者がどうのとかというところでも今ないと。方法に関して協議をしているところでありまして、その辺りはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長、問題をすり替えないでください。私は、いや村長聞くと、ここまで頑張ってきた職員がかわいそうだ。かわいそうしたのは誰ですか。議会ですか。すり替えないでください。私言いました。職員は一生懸命頑張っているのだと、頑張ってきたと。だって、今日こういう状態を招いたのは誰なのだと。職員ではないです。あなた方ではないですか。職員が期限取って、

これ対応してきたのですか。そういうぐあいに、職員に変なところへ責任転嫁をしないこと。使われている職員はたまったものではない、これでは。にわかに何だか知らないけれども、議会で俺たちの責任になったみたいな。責任を問われているみたいな。議会がです。そして、村長は職員を守る義務があるみたいな観点で、職員は一生懸命やっているのだ、今さらそんなことを言われたのではかわいそうだと、分かってくださいよと。この答弁で、ああそうなのですねと言うことできますか。そういうことに納得する職員がいると思いますか。ここにあなた方のちょっと立ち位置が違うというのがあるのです。職員は一生懸命やっている、井口議員もそう言っていました。こういう答弁したら、職員は本当につらいのではないでしょうか。何か議会にいじめられっ放しな、俺たちだ。俺たちは一生懸命やっているのにと。だから、答弁も何か責任逃れで、職員におっつけみたいに、こんなことを言われると職員がかわいそうだよ、職員は一生懸命やっているのだよということで、まさに責任逃れ以外の何物でもない、これは。よりによって職員に責任転嫁する。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういうつもりで発言したわけではありませんが、そのように受け入れられるようであれば申し訳なかったなと思っております。

〔「言いたいところを言っているのだけ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、言いたいこと言っているのだけれども。

〔「そういうことかい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、言いたいことを言っているのだけれども、そういうことで、決算について元へ戻しますと、その3,700万円について皆さんはどう思いますかと、この１点に絞っていいのです、私は。ところが職員が出てきたりするから、そこで。そういう中で、一生懸命頑張っているのだよと。要するに3,700万円という金が消えていることについて、職員から答弁のあったのは何かといったら、地質を調査した場所であり、かつ測量した場所、あそこの金が1,000万円ぐらい差引きすれば、生かされると。あとの2,700万円ぐらいというのはどうなのですか、これ。それは別です、これからですと。だから、あそこに造るのですかと。ところが、これ言うと、またそれは来年の話、再来年の話と言うかもしれぬけれども、あそこに造るなんて決まっていないのでしょう、まだ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　場所に関しては、当初の予定地の変更はありません。また、先ほど測量、地質調査を活用すると答弁させてもらいましたが、それだけでなく、設計の前の基本構想の中で、焼却施設の考え方とか、将来にわたっての村の焼却施設としての在り方みたいなものも含めて成果物

として上がってきておりますので、ゼロというわけではなく、それらを活用しながら今後の方針に生かしていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長、それだから聞いているのです。聞く質問が分からないと思うのですけれども、もう場所は決めていますと、これこそが問題ではないのですか。

〔「問題ではないと思います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　誰が決めるのですか、これ。私が決めるだけでしょう。何で住民の声に耳を貸さないのですか。あそこでなければならないという何かあるのですか。住民もあそこに造ると、いろいろな異論があります。ましてや、あそこへ造ったら、今度どういうものを造るのですか。おのずと６億、10億、12億になるのではないですか。例の設計が正しかったのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほどお話したとおりで、基本計画の中で様々な要因を調査、それから評価してもらったと。また、住民の皆様から懸念の声が上がってきていることも踏まえ、住民説明会を前に、いろんな場所に関して現地へ行って調査をしたり、煙の流れ方と、地形も含めて調査をして評価をした結果、今の予定地に決まっているといったところで、それをまた巻き戻すということは現状考えておりません。

〔「決算でやりましょう」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、決算。ですから、巻き戻すとか巻き戻さない問題ではなくて、もともとそこには異論があるけれども、ただそれを行政のほうが耳を貸さないだけです。俺が決めたのだと。俺の政策だと、あそこは。あそこでやった限り、同じような費用がかかって危険性があるのですと思うのだ。コンクリートの質問、違うのでしょう。なぜなら潮風が当たる、西風も当たる。おのずとさびの対策もしなければならぬ。同じような費用がかかるのではないですか、建物だけで。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういった工事の手間、施工手順、施工方法を踏まえて、現在の場所が最適だというふうに評価したまでで、ほかの場所がもしもっとよい場所があるのであれば、事前に候補地として俎上に上がっていたかとは思いますが、現在今の場所に至るまでに上がってきたところ、ほかの候補地よりも運搬、施工の性質上最適だというところで今の場所に決めたというところでございます。

○議長（寺田　優君）　この問題は、補正でやったほうがいいのではないですか。

○３番（笹岡壽一君）　議長がいろいろ気にしているようですから、これは後の補正予算にします、

ここで。

一応この焼却問題について、焼却場問題に関する3,700万円に近い金額に関連する予算については、やはりいまだにこの認識の、あるいは責任のいろいろおっしゃっているのは、それなりの耳というか、聞いていますけれども、納得できる答弁ではないです。やはり場所に含めても、その他もそうでしょうけれども、もっと民の声、住民の声を聞いた上で、また鉄筋コンクリート、本建築でやったら大体今の物価で来年何か下がるかどうか知りませんけれども、同じような６億、７億、あるいは10億を超えるような、何をどこをぶった切るか知りませんけれども、その価格内にですね。だから、それらを含めて課題とすれば、ゼロに戻して、予算もゼロだけれども、検討課題も元に戻して、再度検討し直しましょうという合意をしているような気がするのです、少なくとも議会と皆さんとの間で。それは、後の補正予算に話を移しますけれども、監査委員ということで議長が気にしているので、ここでこの問題、私は中断しますけれども、決算についてね。

○議長（寺田　優君）　決算について。

〔「決算の後は監査の」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　監査ね。

質問があれば質問してください。

ないですか。

〔「意見」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　質問。

質問ございませんか。

〔「意見に関しての」「意見に対しての質問ないですよ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いきなり監査意見に対する質問なってしまったけれども、１点、一般会計に入る前に、企業の負担について何か問題があるので指摘しましたというのがちょっとありましたね。意見書でなくて、意見のところに入る前。次に、一般会計の何かに入りますと言ったところの前で。

○議長（寺田　優君）　分かる。

質問は何かな。質問は何ですか。

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと耳に挟んだあれで恐縮なのだけれども、聞きそびれたもので、会計だか何かの書類の上で、指摘しましたみたいな表現があったと思うのですけれども、一般会計の説明に入る前、次の質疑は一般会計の説明に入ったのです。何かありませんか。

〔「ページ数を示した上で言っていただかないと、タブレット配って

いるから、それに従って」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ページは分からないのだ。何ページ。

○議長（寺田　優君）　それで質問内容を言ってくれないと分からない。

○３番（笹岡壽一君）　では、ちょっと貸してくれませんか。

審査の適否……

〔「99ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　99ページだそうです。99ページ、タブレットでね。そこの３番に、審査の適否というのがあるのです。そこの末尾のほうに、いろいろなことが確認されましたがというところの次に、一部委託業務において書類の不備が見受けられており、この是正を求めますというのがあるのです。

〔「質問は何か」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それはどういうことですか。

〔「監査意見書に述べているとおりです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　どういう意味ですかという質問。

〔「６番の監査意見書」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　その部分、代表監査分かるかな。

何を指しているのかねということなのだろうけれども。

〔「だから６番の意見書を受け、それはここを求める」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　そこの、だから一部委託業務において書類の不備が見受けられており、これの是正を求めますと言っていますけれども、これはどういうことを指しているのですかという質問なのだろうと思ったけれども。

村上代表監査。

〔代表監査委員（村上勝巳君）登壇〕

○代表監査委員（村上勝巳君）　質問に答えます。

これは意見書で書いてあるとおり、受託者にあっては証明する確実な資料の提出がなかったとか、また役場にあっては疑義があったのだけれども、委託料を支払っているので、これを訂正してもらいたいということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、末尾にある意見書と重複する、重複というか、同じなのですね、その意味は。それは分かりました。

そこで伺いたいのですが、これは行政とはどうなのですか。行政は、この指摘は、数字が違うのか、そんなことはないのか。あるのか言われたけれども、指摘は受けたけれども。これは大事な分

かれ目ですよね。監査委員は、そう思って意見を述べたまでです。もっと詳しい話聞いています。極めて簡潔に書かれているけれども。これは行政はどうなのですか。そんなことありませんということなのかどうかお伺いしたい。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

行政としてどうなのかというようなご質問のところになるかと思いますけれども、令和４年の一部業務において支出がなされた時点においては、当然その書類のものは適正であろうというふうに私どもも調査というのですか、支出する段階において適正だというふうに判断をして支出を行っているところでございまして、監査委員のほうで調査、今回令和４年度の支出について調査したところ、一部漏れがあるというご指摘を受けたといったところについては、そこを確認したところ、確かに確認はできていない部分というか、村のほうでも確認が漏れている、確認が漏れているというのか、厳格な確認が漏れている、書類上の調査だけで終わっていたといったところについてご指摘を受けまして、今後再発防止というか、職員に対しても、またこういった業務委託についての適正化というのを今現在検討しているところでございます。

笹岡議員の最初の質問でありますけれども､村として指摘事項がどうなのかというようなところ、令和４年の支出時点においては適正なものだと思って支出してございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の聞き違いだったら申し訳ないと思いますけれども、何が適正な、監査委員の指摘は適正な、適切な指摘だということですか。それともそうではなくて、令和４年度において、私たちの会計上、ここに指摘されているような指摘事項については当たらない、適正に処理しているということの意味ですか。どちらですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

当時、令和４年の支出時点については適正だと思って支出していました。そこは適切だと思って支出しましたが、監査委員のご指摘を受けまして、再度調査というか、書類を確認したところ、やはり一部の書類の不備があったといったところは認めていますが、監査委員のご指摘は私どもも受け止めておるといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、随分変な答弁すると思って聞いています。助け船出すわけではないですけれども、適切だと思っていたのですね、言われるまで。言われて初めて気がついたと。何ですか、それは。何が適切で、何が言われてみたら、これはなるほどまずいのだなと思ったのですか。ここではちょっと分からないから聞くのです。

それで､前段でお伺いしました｡委託事業の一部というのと連動するのかなということでしたら、連動するというから。それまで私どもは適切だと思っていましたと、何だか知らんけれども。だけれども、指摘されてみたら、なるほど違うのかなと。要すればそういうことですか。監査委員のおっしゃるとおりなのだなと、そういえば、そう言われてみると。そういう答弁なのです。たまたま指摘はなかったかもしれませんが、村長だって監査委員ですよ、元。指摘はしなかったかもしれぬけれども。それこそ怒りますよ。

〔「休憩お願いしていいですか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を挟みたいと思います。

（休憩　午後　２時１１分）

（再開　午後　３時２３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

改めて質問のほうからお願いします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　答弁なのだけどな。もう一回言いますか。繰り返しますか。

○議長（寺田　優君）　はい。

○３番（笹岡壽一君）　同じことが言えるかどうかは分かりませんけれども、要は監査委員の指摘について伺ったところ、昨年度の決算ですけれども、もちろん決算というのは昨年度の会計をやっているわけですけれども、それの中で、そのときまではこれでよしと、認識でいましたと。監査委員の指摘を受けて、初めてとは言わなかったかもしれませんけれども、監査委員の指摘を受けて、その指摘の内容もごもっともだと思いましたと。気がついたというのか、そういう答弁があったことを前提にして、私はそれは少し違いませんかと、その答弁でいいのですかと言ったのです。要するに、正直と言えば正直なのですね、ありのままを答弁されたと思うのです。確かに気がつかなかった。人間誰でもあります。だけれども、そういう答弁をいただいて、私はまたの答弁求めますけれども、求めますけれどもというより、求めたほうがいいですか。それで確認していいですか、答弁は。そういう答弁をしましたということで。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そういう答弁をしたかといったところについては、そのような答弁をいたしました。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、どういう今後対応されるのか分かりませんけれども、私はそれは少し違うのだろうと思うのです。極めて不適切な認識だし、かつて、先ほど言いました正直と言えば正直ですけれども、そういう答弁がなされる実態、行政の実態、あり得ないことが実態として存在しているのだと。その存在の何が問題なのかということは監査委員の指摘のとおりで、皆さんがよく承知していると。私冒頭から聞きました。監査委員はかくのごときの指摘をしたのだが、これを受けた皆様方は、これをよしとして受け入れたのか、あるいはこれは監査委員がそう言ったって、これはちょっと監査委員さん違いますよと、我々はそんなことはしていませんと、指摘されるようなことはしていませんと。どちらですかと言ったら、今言ったような答弁が出てきて、それで、したがって指摘のとおりの状況にあったということはお認めになったのだ。正しいと思ったということはついているけれども、正しくも何ともないでしょう。言われて気がつくような問題ではないでしょう。

それまで気がつきません、正しい、よしと思っていたとすれば、それが本村の公金を取り扱う行政の実態です。監査の指摘の内容分かっているのでしょう、言わんとするところは。私が説明するまでもなく。説明しましょうか。お分かりなのでしょう。文章読んだら、短絡的に出ているから分かるでしょうが。私だってそんな理論家ではないけれども。それでは分かっていないのですよ、皆さんまだ。首をかしげているようでは。まだ監査委員の指摘が分かったふりをしているだけ、監査委員をなだめるために分かったふりをしただけ。あなた方のものになっていない。まだ何を指摘されているか分からないと。何だってそんなところで反省するのですか、分かりもしないのに。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　事を認識していただいて、先ほど私が言う筋合いではもちろんないのは分かっています。分かっていますけれども、しっかりした答弁してください。

今後この問題というのは、非常に私は重大だと認識しています。そんな、まあまあどっちに流れてもいい、どうなろうと結論はいいやと。何とかならあねというような認識でもって質問台に立っていません、この案件については。ですから、脅迫するつもりも何もありません。ひたすら我が行政体を見て案じています。その観点から、皆様方の答弁の一言半句が、このユーチューブを通じて、議事録を通じて、広範囲にかつ後世に残っていくと。何をいわんやと言いますと、軽々にのらりくらり逃れようするようなことは避けてもらいたい、しかとした答弁を残していきたい、もらいたい。その場しのぎは駄目だと。どうこう発展していくか分かりません、この問題は。皆さん方のひとえにかかっていると、皆様方の行政体の対応にかかっていると言っても過言ではないと思っています。

何とか適当にというようなことは通用しません。本当は議会の、今我々議会で休憩中にいろいろ話合いしましたけれども、そこを私の口から、あるいは議員の口からは述べることはないと思います。何が話し合われたのか。専ら今皆さんの肩にかかっているのです。議員は何を質問するかではないのです。それによってどう対応するかではないのです。これが本質です、今の事態の。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　先ほどるるご指摘いただきました。我々といたしましても、今回その委託、清掃委託のところでご指摘をいただいておりまして、そこにつきましては管理の在り方というところにつきましては重々承知をし、認識をしております。重々受け止めておるつもりでおります。

まず一方で、まずその受託者の証拠書類、実績報告書を出していただくですとか、そういったところがまずあるというところが前提で、それをしっかり出してもらうというところが前提で、一方で我々も報告書についての督促ですとか、あと疑義があったときの管理のありようだとか、そこは足りていなかったのかなと思っております。ここにつきましては、今後委託管理の在り方につきましては我々としても改めていきたいと思っていますし、また今回いただいたご指摘を教訓といたしまして、役場内でしっかりと協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今後はいいのです。当たり前です。またも繰り返されては困るのだ、これ。同じようにやられたのでは。当たり前ですよ、それ。今までが当たり前でなかった。

それで、私どものこれは議会、議員の中で、これまで今日の話合いばかりではなくて、これまでの経過、私が口幅ったくて恐縮ですけれども、申し上げますと、これは業者について、いわゆる受託者だ。受託者については、これは問われないと、関係ないと、議会は。それは、行政と専ら受託者の関係なのだ。この関係が、我々が存するのは業者ではなくて行政なのですと。公金を支出するのは業者ではなくて行政なのです。ここの認識がありますかということです。もちろんあるのでしょう。ありますかと言えば、ありますということでしょう。

その交付金の支出の在り方に問題があった、ある。この認識はありますかということです。それが先ほどの答弁では、今まではそれでいいと思っていた。何十年だか知りませんけれども。監査委員に言われて初めて気がついたみたいなことを言っているわけだ。それではないでしょうと言っているわけだ。受益者を引っ張り出すことは関係ないのだ、受益者は。あなた方のほうで対応すればいいの。議会は関係ない。皆さんのほうでペナルティー科そうが、あるいは指名停止にしようが、どうこう処分しようが、それ皆さんの勝手、裁量。それの以前の問題です、皆さんが金払っているというのは。それも含んで、ぜひ自らの責任はどうあるべきなのかということも、私が言うのも口

幅ったいけれども、あしたから気をつけますで収まるのかどうか分かりません。

ほかの議員の皆さんも、他の議員さんも放置できないという認識あるかどうか分かりませんけれども、質問もしていただきたいと思うし、また私が言う立場ではありませんけれども、皆さんどう考えているのかもあるでしょうから、私ばっかりがしゃべっていて、何か一手に私だけが受け止められるだけで、そういう能力も体力もありませんので、私はここで一休みさせていただきたいとは思いますけれども、いずれにしましてもこの問題は皆さんが認識している以上に、以上にと言うと私には分かりませんけれども、どういう認識されているのか分かりませんけれども、公金が長年にわたって、悪い言葉で言えば訳が分からないまま、ノーチェック、ノーマークで支出されていたと。この実態を、あしたから気をつけますというような手合いのものなのかどうか。大いに皆さん、住民の皆さんも非常に高い関心を持って見ている人はこのユーチューブを御覧になっているのではないでしょうか。下の職員たちもそうだろうと思います。皆さんがどう答弁されるかと、もし見ていれば、職員の皆さんが。見ていなければ分からぬけれども。

私は個人的に言わせてもらうと、やはり職員の皆さんもちらちら、ちらちら下で見ていらっしゃるのではないかという、この期待、期待と言うと変な言い方なのかな、期待もしているし、そういうこともあるのだろうなと思いながら、認識しながら、質問もこれまでもそういう意識の、認識の下に質問していますし、職員さんばっかりではなくて、村中、日本全国が見ているでしょうということで認識し、そうこう勘ぐりながら質問してきていますけれども。

一休みさせていただければ、ここで私の質問は一休みさせていただいて、他の議員にお預けして、また何かあれば質問台に立ちたいと思いますけれども、副村長手挙げられていますので、何かありましたら。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　先ほど議員のほうから、公金支出の大切さですか、重要性、そこにつきましては、やはり我々村役場といたしましてもそこは強く認識もしていますし、今後も引き続きそこは大切にしていきたいなと思っております。今回のことへの教訓も受けまして、より強くしていきたいなと思っております。

先ほどちょっと榎本総務課長の答弁に対する議員のご指摘というか、お話で、今までもそういうふうにやっていたのではないかというふうに捉えたとも思われたと思うのですけれども、あれはそうではなくて、我々は令和４年度のときに実績報告をいただいたときに、要は、これはちょっと補足でお伝えさせていただきたいと思うのですけれども、これは職員も見ているというお話だったので、補足でさせていただければと思うのですが、実績報告いただいた段階ではこういうことだったのです。要は外観上、我々のほうではこれがまずいというところが分からないものだったのですね。外観上。そういうことだったので、別にそれを何かないがしろにしていたというわけではなくて、

その当時はその当時で、その執行を適正にやった結果、外観上でしか判断できなかったのでそうなってしまったというところはちょっと補足させていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おこがましいですけれども、職員さん皆御覧になっているということでしょうか分かりませんけれども、その職員さんでもお認めになっているのです。私お伺いしました。前からやっていますと。今頃箝口令ではなくて、それは否定せざるを得ないでしょうな。それを指摘したのが監査委員です。この指摘は。職員がそう言っているということではないのです。そういう実態があるということを指摘しているということだよ、職員の中で。不都合な発言だと思うでしょう、誠に。本当なのです。皆さんはまだいいですよ、笑顔で笑っているゆとりがあるから。へへへへ、そんなことはないよと。私の顔見てください。にこにこ笑っていないのです。

そういう意味で言えば、私は、私ばっかりではない、さっき休ませてもらうと言ってまた出てくれば世話ないとあるのですけれども、これで本当に休ませてもらいますけれども、もう少しやはり聞く耳を持つというか、下の職員も見ているということがあるかもしれませんし、見ているか見ていないかはともかくとして。間違った発言するかもしれませんよ、私ばっかりで、ほかの議員のことを言うことはないけれども、ほかの議員さんも間違った発言するかもしれません。そういうときに、私が言うのもおこがましいけれども、へへら笑いをしないでください。他の議員必死だと思いますよ、この問題は。

これで休ませてもらいます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　一議員としてちょっと話しさせていただきますけれども、先ほど午前中の話か、専門家ではないという話、私何回もこの場でさせてもらっていますけれども、よくそういう言い方されて、だからコンサルにお任せするとかという話を何回か伺っているのですけれども、同じことが今回の件でも言えるのではないかなと思うのです。確かに皆さんは法律の専門家ではないと思います、私を含めて。私何かは、逆にもう素人もいいところです。

でも、物事をチェックするとかといったら、まず台本ではないですけれども、契約書だったら契約書、仕様書だったら仕様書というのがあって、それに基づいてチェックしていくと。現場に行ってチェックするという、それにこしたことはないのですけれども、まずそれに基づいて、提出された資料が合っているかどうか、これ誰でもできるはずなのです。でも、監査の指摘でちょっと疑義があった場合とかという変な言葉を使っているのですけれども、疑義なんて差し挟む余地なんてないのです。取りあえず出されたものが、紙ベースで出されたら疑う余地なんかないですよね。

例えば今回の件にしてもそうなのですけれども、３人、４人の作業員が２週間、３週間作業していると。誰だって判こ押します。ただし、添付されてきたものが仕様書に合っているか、契約書上にうたっている内容と合っているか､その検査ぐらいはできるのではないかと思うのですけれども。それを怠ってきたがために、不要なという言い方はちょっと失礼ですけれども、指摘しているとおり余分な公金が出たのではないかと。それを私冒頭議員としてと言いましたけれども、ちょっと議員監査と交ざるかもしれないのですけれども、それを指摘して、おかしいだろうという指摘してというか、それはおかしいだろうという指摘になったと思うのです。だから、その辺が総務課長の答弁ともちょっと違うのかなという気がしないでもないのですけれども、そこを、ではどうしていくのだと。

今回の件だけではなくて、昼前の焼却場の件にしても、専門家ではもちろんないから分かりはしないですよね。コンクリートの強度がどうだの、セメントの量がどうのなんて言われたって分かりはしないと。外見で見て、砂利が随分出ているねとかというぐらいは分かるかもしれんけれども、それ以上は知りようがないと。だから、それは専門家に任せるとして、今回の件についても全く同じで、取りあえずは書類でうたっているものと同じものが出ているのかどうか。それぐらいだったらできるのではないかという気がするのですけれども、いや、それすらやっていなかったのだと言われれば、それはそれまでなのですけれどもね。

だから、そこを逆に、今度は議員の立場としてお聞きしたいのですけれども、そこすらやっていなかったのか。もう全て、事はもう全て性善説だと。全てを信じるということでやってきたのか。疑いを差し挟む余地はもう全くないのだということでやってきたという解釈。答弁を聞いているとそういう解釈になるのですけれども、その辺はいかがなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

うちの業務でございますけれども、書類としてはもうこれを出してくださいという仕様のところは満たしていたかなというふうに思っております。

○１番（前田　清君）　満たしていたと言い切れるのですか。契約書上でうたっている、契約書上の文言と違う内容があったのではないですか。違う内容というのは、例えば日付がなかったとかあったとかという話で、要はその部分は見落としていた、いやミスしましたという感じのことなのか。いや、それはもうどうでもよかったのかと。写真だったら、写真がついてくれば、富士山の写真だろうが大島の写真だろうが関係ないと言っているのと同じような感じに聞こえるのですけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　写真において、確かに日付が入っていなかったのはございまして、

それが範囲において、日付いつやったかというのは分からないだろうというのは、おっしゃるとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今課長が前田議員の質問に答弁したのですけれども、書類はそろっていたという答弁だったみたいですけれども、書類がそろっていたら、何もこんなことにはならなかったと思うのですけれども。本当にそろっていたのですか。写真もちゃんとあって、日付があって。日付がなければ分からないでしょう､いつやったか｡今まで役場はそういう写真をやっていたのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　日付のほうは、写真に入っていないというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　日付が入っていないから、いつやったかも分からないということですよね。去年切ったやつをそのまま出しても、日付がないのだから。それで、今まで日付のない写真で公金を出していたと、そういうことでいいですか。もう一度言えば、去年の写真で今年のことを出していたのか、仕事。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　添付書類のほうで履行確認調書というのがございますけれども、この日に作業しましたというところで、その写真、日付がなかったですけれども、その写真を頂いていたので、併せてこの日に行われたのだろうというふうに見ていたところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　だから写真に日付も入っていなくて、いつやったか分からない仕事に金を出していたということです。何も、今年やったものなのか去年やった仕事の写真なのか。それで現場にも見に行っていないというような話も聞いているので、仕事が終わった後。公金を出して、それで今回監査で指摘されているわけです。

何でそのまま公金出したのかといえば、ずっとやってきましたと。たしかそういう話をしなかったかな。したような気もしたけれども、聞いたような気もしたけれども、ではそこはカットしてください。書類が全部そろっていたって課長は言っていたので。そろっていなかったのです。写真には日付が入っていない。今回やった日付を、今から切りますよといった写真と、終わりましたという写真があれば、何もこういうこともなかったのです。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。

石野議員のご質問とかご指摘というかについてお答えさせていただくと、書類がそろっていたかいなかったかといったところになるかと思うのですけれども、書類はそろってはいたのだけれども不備があったというのが事のてんまつだと思うのです。その不備というのは何かというと、日付が入っていないというようなところになりますけれども、当然仕様書上、写真をつけることというふうにはなっているのですけれども、日付を書けというふうには確かになっていないというのは、そこが議員のご指摘のとおり、日付がなければ分からないのではないかというようなところについては、私どもの反省すべき点というか、きっちりしなければいけなかったといったところでございますけれども、その前に上野課長が申したとおり、調書の中で実施しているといったところを、私どもは業者から出されたものをうのみにしたといったところで、そこが私どもは当然やってくれているものだろうというふうに判断していたといったところでございますので、そこについてはきちっとというか、今後業者がやっていたかどうかのチェックというのは厳格化していかなければいけないといったところになっていると思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　書類がそろっているという答弁だったのですけれども、写真が一番大事なものではないのかと思うのです。その写真に日付が入らないで仕事をさせるというのはどうかと思うのですけれども、今までずっと日付の入らないやつで10年、20年やってきたということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

そこにつきまして、本来写真をつけるということは以前、ちょっと何年前かというのは忘れてしまったというか、失念してしまったのですけれども、監査から指摘を受けまして、仕様書としてきちっとしたものをつけ、仕様書がない契約が村の中であるというようなところございまして、そういった仕様書を厳格化しなさいといったところで、初めて仕様書の中に写真の話を、くだりを入れさせていただいていると。それ10年、20年やって、写真はつけていなかったのかというか、写真に日付はなかったのかというようなお話しさせていただくと、それ以前につきましては、10年というか、その監査の指摘がある以前については仕様書がなくて、履行確認調書ですか、調書のみをもって支出していたと。実際の草刈り前と草刈り後の写真という、そういったものについては添付はなされていないというか、そこは調書のみで判断していたといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、今までは紙ベースでやっていたということですね。

〔何事か言う人あり〕

○４番（石野　治君）　ずっと指摘受けるまで。

〔何事か言う人あり〕

○４番（石野　治君）　今回の監査があるまでは全然もう問題なかったと。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

私の失念というか、今調べていないところではございますけれども、過去５年程度ですか、それまでその仕様書というものが、清掃委託に関して、きちっとした仕様書というのですか、場所とかそういう、この広さをやってくださいとか、そういったところについてはうたわれてはいたのですけれども、その中の完成後の写真ですとか、そういったものについて添付しなさいというのは仕様書の中にうたわれていなかったので、業者さんもそこは出していなかったと。

以前、今の監査委員でない監査委員の方から指摘を受けたときに、仕様書というのはもうちょっときちっと作りなさいと、役場の契約の在り方についてご指摘いただいた際に、初めて仕様書の中で写真の添付というところをうたわせていただいて、きちっとした写真を添付してくださいというようなことを仕様書の中にうたい込みまして、業者にも指導していたと。ただ、写真の中に日付をきちっと入れなさいとか、そういったところまでの指導が足りていなかったといったところが今回の原因になっていると思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　書類上の不備は、これ明確に表れているものと思います。ただ私どもは、議会は行政との話ですから、それこそ行政に対して私たちは、一体何でこういったことで支払われたのか、そこは私ども議会としては物すごく不信感持っています。こういったことはあってはならないことだと思います。実際に機械でも何でも、使用前、使用中、使用後、これは全部どこどこ現場、何年何月何日、どういった作業ですということを書いて写真撮るのですよ、それは。だけれども、そこまでは業者さんのほうにはお話ししていなかったのだろうと思います。だから、それを今さらああだこうだと言ったって、そんなことはもうしようがないと思うのですが、ただ私が考えるのは、行政のほうがやはり忙しい忙しいにかまけて、結局現場の確認にも行かないということが一つの問題だろうと。終わったら終わったで報告してくださいねと、何で業者さんに言っていなかったのか。

そうすれば、そのときちょっと見に行ってこよう、調べてみようということができたのだろうと思うのです。そういったことをしないで、ただ書類上の不備ということでは片づけられない問題です。

やはり公金を扱っている以上、それなりの覚悟を持ってやっていかなければならないと思います。この問題について、今から業者さんのことをああだこうだと言ったって、もう終わっていることですから、それはそれでもうどうしようもないと。だけれども、やはり議会と行政との話合いはずっと続くのです。やはりそれは担当の方に責任を負わせるではなくて、そこはやはり担当課長さんなりなんなりが指導して、ちょっと見てきてくださいと言って調べるのが普通の作業ではないのですか。

こんなことを言って大変私も嫌なのだけれども、やっぱり行政は忙しい、確かに分かります。いろいろな仕事を抱えています。ただ、それだけに仕事をするわけにはいかないというのも重々分かっています。いろんな仕事を抱えている。だけれども、やはり100円や200円のお金を支払うのではなくて、何千万のお金を支払うのです。支出するのです。そのためには、やはりそれは住民さんに対しても申し開きができるようなことをやっていかなければいけないと思います。私ちょっときついことを言わせてもらっていますけれども、確かにこういったことはもう起きないようにしてもらいたいし、そこは行政職として、何らか自分たちのことをどうしたらいいのだろうということも少し考えていただければいいなと私は思います。

私のほうから、ああしろこうしろとは言いません。それは、おのずと自分たちのほうで考えていただくしかないと思います。やはりこういったこの問題が起きて、どこがつらいと言えば、私どももつらいのです。行政をこうやって話をして、嫌なことも伝えなければならない。本当に私どもも、議員皆さんもそうだと思います。何も行政をいじめようとかなんとかって、そういったあれではないのです。やはり長く利島村のためにやっていくには、行政の皆さんと一緒になって物事を進めていかなければいけないので、そこはやはり自分たちでどうしたらいいのかということは、ひとつ考えていただきたい。私どもがこういったことを言うと、嫌なことを言うなと思っているかもしれませんけれども、そこはよく考えていただければと私は思っています。

ただ、こういったことがもう二度と起きないように気をつけていただきたいなとは思っています。嫌ですよ、こんなことは。私たちも職員さんに苦言を呈しなければならない。したくはないのです。だけれども、一体何が悪かったのか、自分たちでよく考えていただきたい。私たちは、ただけちをつけるために議員になっているのではないのです。やはり行政と一緒になって進んでいこうというのは、私たち議員です。ただ、間違いのないようにやっていきたいなと思っているので、一生懸命やっているつもりではいます。そこいら辺をよく酌んでいただいて、よく考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　ありがとうございました。ご指摘ありがとうございます。

先ほど申し上げているとおり、我々も公金の重要性ということも鑑みながら、今回の教訓を踏まえまして、例えばその仕様の在り方だとかチェックの在り方、今ご意見いただきました刈った後に行くというところも、それは毎回、毎回はちょっと難しいとは思うのですけれども、それは広かったりだとか、それ毎回毎回、ではその都度その都度というのはなかなか回数とかもあってなかなか難しいとは思うのですが、例えば抜き打ちで行くだとか、そういったところの仕組みも少し考えていきたいなと思っております。なので、そういう意味では、我々役場の中のチェックの在り方もそうですし、受託される方の受託されるに当たっての覚悟というか、当然ちょっと厳し目にはせざるを得ないところもあろうかと思いますので、そういったところのバランスも考えながら今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今副村長のほうからご意見をご答弁いただきました。本当に副村長も答弁するのは心苦しかっただろうなと察しています。

ただ私、実は議会で、仕事をやって始めと終わりとか真ん中については写真を出してもらったらどうですかということは、私何期目のときだか、議会でここで述べたことがあります。自分自身が言っている言葉ですから、私覚えているのです。私は、そのときからそういったことを、写真を撮っていただかなければ分からないと、やったかやらないか。まして利島の草というのは、知ってのとおりすぐ伸びてくるのです。だから、１か月、２か月検査へ行くの遅れさせて、後から行ったって、もうそのときは既に切ったところも草が伸びてきている、そういった現状ですから、ですから忙しいのは重々分かりますが、やはりある程度の確認は必要ではないかと思います。これは、担当課長もつらい立場にいるかもしれませんけれども、やはりこういったことは言わせていただかないと、お互いに気持ちを凛としてやっていくためには、言いたくないことも言わざるを得ない、こういった覚悟で今質問させていただいています。

ただ、住民の方々からは、確かに何か役場あったのということは私も聞いています。だけれども、いや別に何でもないよということしか私はそのときは言わなかったのです。だけれども、笹岡議員の話を聞くと、結構知っているよということをお聞きして、いやそこまで広がってしまっているのかなと思っています。こういったことを住民に、議会もそうだし、行政も一体何をあんたたちやっているのと思われることも、何かつらいなと思っています。まして、今現在若い村長が一生懸命やっている姿見ているのですよ、私も。だけれども、その中でこういったことが起きるということは、やはり村長にも苦言を呈さなければならない。そこいら辺は、よく重々酌み取っていただきたい。そういったところで、村長のほうから一言、私に対して何かありますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これまでの間、監査委員さんからの委託事業に関して、ちょっと確認が取れないので説明してくださいということで、資料をもってお示ししたといったところ、これでは客観的にその書類だけでは難しいのではないかというところもありまして、我々としてはそういうご指摘を受けて、では次にどうするかといったところで、そういう指摘を受けても、そうだなと、これではまずいなということは、それは真摯に受け止めて、次年度以降に向けてどういうふうに取り組むかと。今年度、既に執行中の事業もありますけれども、どうしていくかということでいくと、先ほど副村長から答弁あったとおり、やはり厳密にしていくことがまず第一だと。ご指摘があってというのでは遅かった、遅いのかもしれないけれども、改めて厳密にしていかなければいけないなというところを､気持ちを新たにというところで､では具体的にどうするのかというところでいくと、次年度へ向けての各委託事業に関しての洗い出しを今やっているところでありまして、精査をしている最中でございます。

その上で、やはり先ほど総務課長のほうから答弁があったとおり、仕事を頼む上で具体的にミッションといいますか、仕様書と我々表現しておりますが、やること、それからそれを客観的に評価するもの等を整備していくことが、正直これまで重きを置いていなかったというわけではないのですけれども、今後はよりそういう、今回の事案も含め、より重きを置いていかなければいけないというところで現在仕様書の精査をしているところでありますが、厳しくというところももちろんそうなのですが、業者さんに求めるところを結構負担になりつつも、大きくしていく方向で現在検討しております。

ただ一方で、島内の業者さんのリソース、働き手、そういった問題もあります。そういったことと、あとはご懸念のあるとおり、職員のいろんなものを兼務して業務に当たってもらっているというところで、ぎゅうぎゅうに厳しくしてしまうと物事ができなくなってしまう、事業自体ができなくなってしまうという、そういうところでバランスを取りながら、どういうことが現実的に利島村においてやっていけるのかというところも含めて、それは当然役場側の執行管理、現実的に現地へ行く、抜き打ちで行く、仕様書を確認する、業者に指導する、そういったことはもちろんなのですが、業者さんそこまで受けてやってもらえる前提でやるのですが、それにはやはり単価の問題ですとか、あとはそもそもの委託の範囲、幅、期間、そういったものも含めて精査をしていきたいなというところであります。

繰り返しになりますが、我々としては適正に事業を執行していただいたという前提の下お支払いしたところ、監査委員さんの指摘を受けてどうなのといったところで、これを基にやりましたというところで、なかなか先ほどの具体的な日付の問題とかありましたが、そういったものを含めて、やった証明を出してと言ったときに、これを基にやったということにしましたということを目指し

て、反省してやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま村長のほうからご答弁いただきました。村長に改めて頑張っていただいて、とにかく村役場を引っ張っていってもらいたいなと思います。そのためには、住民も応援してくれると思います。

そこで、やはりこの問題をどうやって解決したらいいのだというところがあるのです。どこで落ち着かせるか。それは議会のほうから言いません。それは行政側で考えていただくしかない。これは、私はきつい言葉だと思っています。私は、こういった嫌な言い方したくはなかったのですが、やはりそうしないと、この問題については解決していかないなと思います。そこをよく考えていただければと思っています。

以上で私のほうの質問は終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　どう締めるかということになってきているのでしょうけれども、少し口幅ったいことを言わせていただきたいと思います。

聞いていまして、あした論は、皆さんいとも簡単ではないでしょうが、論じられています。どうやってやっていこうかという点ではですね。私は、こういう事件というか事態を招くときに、どうして、要するに長年、昨日や今日ではないでしょう。言うならば、また決算だか補正予算だか分からないよという言い方するかもしれませんけれども、今日まで続いているのでしょう。昨今は別ですよ、昨今は。昨日のとおり監査の指摘以降は。そこは別ですけれども、つい先日ぐらいまで、昨今まで続いていた。早い話が、今年度の事業計画もそのまんまと。そうなのですね、恐らく。何も去年でおしまいになって、今年の契約から立ち直っているわけではないだろうと思うのです。

そこで、いろいろ論じてきましたけれども、私この問題をどう取り組んでいくところで、最も大事な視点というのはどういうことなのだろうと考えてみますと、これは当たり前と言えば当たり前だし、どこでも言われるのですけれども、どうしてこういう事態が起きていたのかと、我が村では。この認識が共有されなかったら、あれやこれやの手だてを講じても、さっき村長いみじくも言っていただきましたけれども、いたずらに規制が厳しくなったり。それで、不可能なことを論じようとしてみたり、対策で。そういういろんな障害出てくると思うのです。こういう事態を、物事を、対策を講じようとするときには、昨日や今日でも、それでもいいのですけれども、どうしてこういう事態が我が村にはあったのかと、わが行政体には。ここを共有することです、まず皆さんが。村長

以下全職員が。そうすれば、おのずとそこから改善策というのは、半ばおのずと見いだせてくると思うのです。そこが曖昧なまま分からないまま、あしたこうしましょう、今度こうしましょうというと、わけ分からなくなって、また元の木阿弥になって、いろんな弊害が出てきたりする。過ちを繰り返さないという点では、なぜこういうことが続いてきたのか、起きたのか、これの吟味と、それが皆さんが持ち合えたら、それを全て我が村の行政体の共用体制にすること。

そこで伺いたいのは、なぜ起きてきたと思っていますか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、なぜ起きたかというようなところでございますが、先ほど私がちょっと述べさせてもらいましたけれども、清掃業務委託に対する仕様書の作成というのは、令和２年から本村において作成がなされていると、仕様書自体が。それ以前については、仕様書のない状態で実施されていたと、業務委託を行っていたというようなところがまずございます。

当時の監査委員からご指摘を受けまして、仕様書の厳格化というようなものを行っていく中で、写真等の添付とか、そういったものを進めていった中で、そこを業者に求めていった中で、今回のことが発覚というのですか、監査委員の指摘で分かったといったところでございまして、そういったところも含めて、どうしてそういうところであったのかというところを考えると、やはり執行に当たって適正というか、仕様書がない中で業者に当然何を求めるとか、そういったことはできなかったのですけれども、仕様書を作成後、ようやく進んだといったところの中で、業者に対して求めるものというのが明確化されたという中で、明確化された完了の報告物というのですか、そういったもののきちっとした適正な管理、私どもで言えば管理がそこに追いついていなかった、仕様書に追いついていなかったといったところが一番の原因でありますけれども、そこについては仕様書すらなかったときからそういうのが常態化していたかとか、そういったのは確認するすべもないというようなところで､本当に何でなのだというようなところでいくと､そういった業務委託に対する、地元の業者さんだから当然やってくれているだろうとか、そういった私どもも甘えがあったのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もちろんそれもあるでしょう。あるでしょうけれども、行政体の中での疎通といいますか、点検疎通、それが一つは欠けていたと。それから、これを私はなぜお伺いするかといいますと、形は違えども、同じような事態は並行的に進んでいるのです。

それで、これは言っていいかどうかという問題もあろうかと思いますけれども、あえて述べさせてもらいますが、これも決算は去年のことと言うけれども、これぱっかりではないのです。監査指

摘はありませんけれども、同じような案件で契約事務、これは私以前に議会で発言したことがあります。契約はどうなっているのかというと、監査委員が書面見たときは４月１日になっているのですよね、多分。あるいは２日になっているか知りませんけれども。

さて、実態はどうかと。遡りですよ、契約が。監査委員が見たって分からない。今度は何で分かったのか私も分からないです。何で監査委員が分かったのかなと、こんなことが。それだったら当然、契約事務なんかでも４月１日と書いてある書類を見たらね。だって、今までのその認識だと思うのですよ、歴代々。何も今の監査委員ばっかりではなくて。４月１日に契約されている委託事業が。入札でやる請負事業は別です。一個一個やると、何が原因でそうなっているのか分からないと、ばらばらになるから訳分からない。したがって、今の行政体のことを一々、一々あれもこれもと取り上げると、そんなところまでやるのかみたいな話になってきて、井口議員の言葉を借りれば、そのまま言いたくはないことまで言わなければならぬのだけれども、なぜこういうことが起きている根本がつかめなかったら、今言った書類がどうだとか、写真がどうだとかというのはその次の問題です。技術的な問題、単に。書類なんか見ればいいし。現場を見に行くことも一つです。

まず、我が行政体として、こういう起こるべくして起こっていることは依然としてあるし、ここのことを皆さんが認識しなかったら改善が、これは片づいたからその場はしのげたかもしれぬけれども、こっちの問題はどうなのだよと。知れないからいいのだと。それで、知れると、ちょっと待って、それまずいのだと。名誉に関わる、村が壊れる。こういう村政つくっては駄目です。

契約で言えば、もし遅れたら、６月、７月になったと。しかし、仕事はやってもらわなければ困るのだと。しかし、契約はないと。この間に事故でも発生したらどうなるかという問題一つ。その契約も、後追いかもどうか知らぬけれども、それでも金は払われているのです、契約なしで。受益者は食わなければいけないから、飯を。仕事をしているのだから。だけれども、それも運悪く証拠はありません。証拠はないけれども、実証的な証拠はあるのです。書類の上で監査委員が見たって分かりません。この今の事案だって分かるはずがないのです。たまたま運の悪い人が監査委員になった、私に言わせれば。本人が認めているのだから。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、それ皆さんに関係ないでしょう、それは。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いいのです。それは、私はそう思いますとこの前も言いましたけれども、あなたは監査委員とやってください、あの発言はどうなのだと確認してください、必要なら。

私はあえて言えば、これで議員の発言が問われるのであれば、懲罰対象になるなら、そのまま議員として懲罰を受ける、皆さんが除名だと言えば除名になるかもしれませんけれども、原則的には発言は問われないと、責任はね。まずければ、行政に訴えられるという話は聞いたことはないけれども。

そういうことでお願いするとして、本題は、原因をこの歴史的なものを含めて調査、精査して、認識を持って共有しない限り、次のステップには入れませんということを言いたいのです。そこで聞いているのです。あの書類がこうだった、写真を何か日付入れますとか、あしたから現場見に行きますとか、付け焼き刃だ。その当たり前のことが何で今までできていなかったということは分かっていますかと。皆さんのなぜいけなかったのですかと。そこには何か要因があるのでしょう、要因が。現場にも行かなかった。写真の話が出ましたけれども、写真もどうだかよかった、書類もどうだった、それでよしとしてきた。なぜよしとしてきたのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　厳しいご指摘かなというところで、内容の細かいところよりも、そもそもこういった事案がなぜ発生したのかという総括の部分かなと。完全にまだ私自身まとめ切れておらず、それも共有し切れてもおりませんが、今までの経過を見る限り、表現が適切かどうかちょっと分からないのですけれども、よく言えば信頼関係の下の事業執行だった、悪く言えばなれ合いになっていた部分もあったのかなと。やってくれるだろうというところの関係が過去からあったのかなというところがあります。

それは、なぜここまでになったのかというところになりますと、突き詰めていくと、やはり職員の今定員に満たないリソース不足、そういったことが大きな要因、それだけではないのですけれども、大きな要因があるのかなと。今募集もできず、欠員状態で仕事を回してもらっているといった中で、チェックする時間がない、ほかの業務がある、そういったところもあって、これは本当に担当のほうにも申し訳ないなというところであります。

なので、先ほど井口議員からの質問に対して述べたとおりで、そもそも業者さんの問題もありますけれども、行政の執行体制としてどこまでチェックできるのかというところも今精査をしていかなければいけないかなと。もっと具体的に言いますと、ビルド・アンド・スクラップというところで、何かを諦めていく、やめていくということも必要なのかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　スクラップ・アンド・ビルドの話はこれからの話だと思いますけれども、前半の部分では、村長お答えになっている、ほぼご理解いただいた答弁のように受け止めていますが、今言ったように、そこのところが例えば今言った一つでしょうけれども、職員の体制の問題が出てきますと、それが要因だということが、それ見ますと、ここのことを手をつけない限りやはり難しいのですね、それが原因だということになれば。これが私はさっき言ったのです。どこに原因があ

ったのだと、それを抜きにしてあれやこれや対策だけ述べても、結局無理言うなよと、こういうことになると。一生懸命頑張っているのだけれども、できないよと。なぜ。人手がない。そうすると、人手がない限りは駄目なのですね、極論的に言えば。１人が３人、５人分の仕事をしろと言ったって、それは無理です。いかに有能な人間といえども。やはり１人は一人前の仕事ですよ、誰様も。二人前、三人前の仕事ができるわけがない。そういうことを言う人がいますけれどもね、俺は３人分働いていると言っていて。それはそれでいいとしてもですね。

そういう意味で、私が言っている原因はどこにあるのかということをやはり吟味して、反省してみると。今聞けば、私はおのずと解決策は出ると言ったけれども、村長の答弁をそのまま復唱するような格好で述べさせていただくと、結構厳しいなと、これは。職員を採用しなければいけない、手は忙しい、家はない。採用するなら採用するで、財政はどうだのこうだ。なのに指摘だけして、あしたからこうやれよと、あるいはこうやりますと。それこそ長もちしないです。それこそ職員にあつれきがかかる。だって、今までやらないことをやるようになるのだから、大変でしょう。今までやらなくてよかったことを新たにやるようになるのだから。もちろん他に方法がないかということを検証したり、いろいろ精査することは必要でしょう。何か抽象論のようなことを言っているような気もしないでもないけれども。

やはりここは一つ井口議員が述べていましたけれども、責任を持った態度を取りつつ、この問題についてはどう責任を取るのだということも踏まえつつ精査して、その上、自信のある対応策を講じて、示して。今日はそこまでできるかどうか分かりません。幹部会で今まで論じてきたかどうか、論じてきたのでしょうけれども、まだせきとしたお答えもいただいていないので、それ以上ここでやるのかどうかと思いますけれども、やはり言葉悪く言えば必死、死に物狂いと言っては言葉はあれですけれども、こういう事態を再び招かないためには、どうしてこういうことをやってきたのだろうと、何で長々と続いてきたのだろうと。ほかにはどうなのだろうと。我が実力というのはどこまであるのだと、今現状の。誰かではないけれども、あんまり無理を言ったって、無理を言うなよということになって潰れてしまいます。職員が共倒れしてしまう。そう思うのです。

まず明らかにして、責任も明らかにする。それから、こういうところにこういう問題があった。それで、これについてはいろいろ策を練っているけれども、人手がないことによって、これはちょっとここのところは厳しい、ここまでだと。あるいは、ほかについてはこうやるようにできると、やっていくと。それでなお厳しいのは、私はしゃべるうちは厳しいなんてものではなくて、こんなのは易しいうちなのです。実際に厳しいのは、これから仕事をしていく上で取り組んでいく皆さんが厳しいのです。話をして聞いていただいているうちは、嫌な思いをするという感情はあったにせよ、そんな厳しい問題ではない、私に言わせれば。これからが厳しいのです、皆さん。どういう責任を取り、どういう責任の下に、どういう体制を取っていくかと、これこそが厳しいと見ています。

そこでだ。皆さんだけが、行政だけが、自分たちでやるべきだということでなくて、そういった

検証、検討の中で策を練る中で、我々議会を含めてやるべきこと、判断すべきこと、取り組むべきこと、対応すべきこと、同じような言葉ですけれども、これがあるならば、やはり取り組んで、それを活用していくと。それこそ私は二元代表制による村づくりと、相対して、あえて期待するものではないのだと、基本的にはそう思っています。

あとは皆さんの出方です、大事なことは。皆さんの、私は質問書に書きましたけれども、皆さんの対応の仕方によって議会はいろいろ出てくるのです。主は住民ですけれども、行政の主は、村の政治の主は皆さんと言っても過言でないと思うのだ。皆さんということは、村長以下職員ですよ、行政体。我々は附属だとは言いませんけれども。そういうことで、まず一朝一夕にはならぬかもしれぬと思うのですけれども、まずは何をおいても、なぜ歴史的にこんなものが長々と続いてきたのだと、どこに問題があったのだ、なぜ当たり前のことができなかったのか。それの認識ができないうちは、私はいろんなことを論じられて言われても、やはり、そう、うんと聞くしかない。そこのところは、何か皆さんの中で、そう言ったらおこがましいですけれども、議会は議会で一定の判断ももうしています。さっきそれらしく井口議員が述べていましたけれども、どう対応するかと、これを。だけれども、分別はしています、議会は、議員は。議員のおのずと限度といいますか、限界といいますか、それは一致しています。知らないわけではない、議員のなすべきところはここまで、あそこまでというのは。むやみやたらと土足で踏み込むようなことはしません。私は聞いていて、井口議員の話はあれが精いっぱいの話だったのだろうなと思っています。私もそう聞いていました。あとは皆さんです。

本当に議長に相談したいのです。これ本当に、いつまでこれをやっていきますかと言いたくなって、私自体どこへ落としていいか分からない。議員も分からないと思うのですよ、どこで落とすか。それほど大きな問題なのです、これ。議員自身が困ってしまって、どこで落としどころをつくるか。今様の言葉で言えば着地点だ。議会自身は困惑している。だから、誰も結論言えないでしょう、こうしましょうと。

まずステップの、今さらワンステップかよと言うかも知れませんけれども、やはり一つは、なぜかこういうことが起きたのか、それを明らかにしていくことがスタートでしょう。なぜこういうことが長年続いてきたのかと、我が行政体では。それをやはり共有し、かつ明らかにして、これは議会には分かりません。現象だけは分かる。監査のほうも現象を見てこうだと言ったわけだ。なぜ起きてきたかまでは、監査も指摘してないのです。この背景には何々がこうあったというのは。ただ、ああいうこと言えば、チェックしなかったのだろうとか、見回りに行かなかったのだろうとか、帳面をつけなかったのだろうとか、こんなものはあるでしょう。それは原因ではないです。

○議長（寺田　優君）　それではちょっと早いですが、そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　代表監査はあしたも。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　まだ結論というか、取れていないので。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　それでは、本日はここで終了して、あした９時半よりまた開会したいと思いますので、お集まりください。

（午後　４時４４分）

令和５年第４回利島村議会定例会

議事日程第４号　　１２月１５日午前９時３０分開議

日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について
日程第１５　報告第　４号　財政援助団体に係る経営状況について
日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）

出席議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村　山　将　人　君	副村長	菅　瀬　優　生　君
教育長	弟子丸　知　樹　君	総務課長・住民課長（兼務）	榎　本　雅　仁　君
環境建設課長	上　野　　崇　君	会計管理課長	出　口　貴　司　君
産業観光課長	荻　野　　了　君	総務課主幹	隅　　智　孝　君
代表監査委員	村　上　勝　巳　君		

職務のため出席した事務局職員

課長補佐	入　　恵　子	書記	五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和５年第４回利島村議会定例会４日目を開会いたします。

◎日程第１４　議案第６２号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定について

○議長（寺田　優君）　引き続き、決算書の質疑を行っていきたいと思います。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君）　おはようございます。よろしくお願いします。

これまでの島内の事業者における清掃等の業務委託についてでございますが、令和２年度以前においては、仕様書に業務記録の写真の提出等も求めていなかったため、実施の有無についての確認は担当者しか行っておらず、事業者の提出された履行確認調書と監督職員の確認のみが記名押印されて、検査等々がなされていたと確認をしていたといったところでございます。令和元年に当時の監査員から仕様書の適正化についてご指摘がなされまして、令和２年度から仕様書の厳格化などの精度を上げる作業を行ってきてございました。仕様書の精度を上げる過程において職員研修等の実施を行っていなかったため、徹底ができていなかったことにより、完了時の提出書類において事業者への指導が行き届いていなかったことが原因になるのかなと考えております。

島内事業者は、利島の住民ということもあり、信頼関係の上から、業務の履行確認についても、忖度とも受け取られかねない状態となっていたことは大いに反省すべき点と考えてございます。今後仕様書に沿った完了時の提出書類の提出の徹底を業者に求めていきます。また、令和６年度以降について、当該委託業務の在り方について役場内でも様々な検討を進め、再発防止に向けた改善を図っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　ご質問ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　昨日の休憩というか、議会が休憩中に幹部会で検討した答弁だろうと想像しますけれども、今の答弁というのは抜き差しならないといいますか、聞き捨てならない、本村の幹

部会の決定とすれば。というのは、問題のすり替えです。もちろん関係者がそういう事態があったとしても、一部触れていますけれども、職員が点検してきたのだけれども、十分ではなかったと。かいつまんで言うと、長々と述べましたけれども、弁解がましく述べましたけれども、もちろん業者との関係については、これは行政内部で対応すべきなのです、内部で当事者と。議会で公表すべき問題ではないと、それは。住民との信頼関係がと言ったって、信頼関係と自分たちの手落ちとは全く別件なのです。ごちゃごちゃにしている。信頼しているのだから、こういう支払いの仕方もいいのだという、こういうことになる。信頼していたというのは、全く皆さんの主観的な問題です、客観性を欠いた。忠実に公務を執行するということとは全く別件です、これは。私的に私が信頼していたと。これはあってはならない答弁だと思います。一方では、住民の将来、あるいは何とかを考えてと、こう言っている。と言いながらも発表しているではないですか。責任転嫁ですよ、これは。自分たちの責任を棚上げして関係者に責任を押しつけると。まさに責任転嫁だ。何を考えているのですか。もっと謙虚性を持ってもらいたい。

昨日も言いました。監査委員が指摘しているのは、我々との関係では後段の部分です。業者を指導するとかしないというのは、あなた方の問題であるのです。議会とは関係ない。監査委員はいいです、まだ。そういう個々の事業者との関係で何かあれば、それはあなた方の能力、責任の問題です。信頼していたとか、いないとか、信頼はすべきでしょう。だから、どうだというのだということです。だから、やったのだ、いいではないかと言わんばかりです。俺たちにも責任はあるかもしれないけれども、相手にもあるのだと。だから、ちょんだと。だから、五分五分なのだと。何で俺たちだけ責めるのだと。責めるというか、追及するのだと。あくまでも自分の逃げのための弁解論の立場から発想した行政の今の考えをさらけ出した。こんなことだったら、住民がそれこそ、うかうか仕事なんか受けていられないです。行政に何言われるか分からないのだから、議場で。私に言わせますと、そこの基本にはあなた方の要するに自己の保全です。保身のあまり、まさに住民を犠牲にしたと。犠牲に持ち上げて引き出した。端的に言えば、公金を根拠なくして交付したという、この行為を言っているのです、相手がいいか悪いかではなくて。

例えば皆さん、相手に不正があれば公金を出してもいいのかということだ。公金を握っているのは業者ではないのだ。あなた方なの。それは、ある人間が横領というか、詐欺でも働いたというならまだ別だ。これはもっとほかの事件だ。全く窮した策なのかどうか知りませんけれども、姿が丸出しになってきた、あなた方の体質が。監査委員、それから議会、どういう話をしてきたか。あなた方とは180度逆です。関係者の名前は、これは伏せますと、一貫してきました。監査委員も冒頭からそう言っていました。確かに名前は言わなかった。だけれども、すぐ分かるではないですか。分かる、分からぬは二の次です。何が業者ですか。持ち出すなというの、ここへ。後になって格好いいことを言っているつもりかもしれないけれども、住民との信頼関係、もう壊れています。本当にいい加減にしてくださいと言いたいです、自己保身策も。基本が保身のところから発想しているの

だ、これは。少しでも自分たちの責任を軽減するため、あるいはできるならば問われないために合理的にやってきていますよと。ただ、若干間違ってしまったみたいな程度、そんな軽いものだ、あなた方の立場というか、考え方は。俺たちも多少悪かったみたいな。こういう答弁がそのまま生かされていく限り、行政を私は少なくとも信頼できない。いつ住民が殺されるか分からない、あなた方の都合によって、保身のために。

○議長（寺田　優君）　どうする、答弁。

○村長（村山将人君）　ないです。

○議長（寺田　優君）　ないですか。

どうしましょう。答弁はないです。取りあえず同じ答弁なのだからね。

○村長（村山将人君）　そうです、内容に関しては。

○議長（寺田　優君）　どうしますか。ほかに質問ありますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、答弁がないことに対してこれ以上答弁しろと言ったって、答弁がないということは全く分からないのです、認めたのだか、認めていないのだか。それは、あなたの見解ぐらい頑張ってやっているのか。俺たちは言ったとおりだよと、我々は。先ほど総務課長が答弁したのが幹部会の一致した見解なのだと。昨日の午後から何時間やったか知りませんけれども、これが統一見解だということで、代理として、スポークスマンとして総務課長が述べたにすぎないと。これをほかに質問ありませんかと言われたって、質問のしようがないです。だって、答弁しないのだから。言われて答弁するのでは、つくりものです、仕方なしに答弁するみたいな。こういうところでは、私は無理を強いない。答弁しないと言っているのに、いや、答弁しろと言ったってしようがない。仕方なしに答弁したって、まともに聞いてはいられないです。

そこで、議長、私の動議というか、提案なのですけれども、これ以上進めることは無理です、これは、この案件で。議会もいつまでこんなことやっているのだということになる。見ていらっしゃる。村民ばかりではないと思う。全国で見ていらっしゃる方々も何が何だか分からぬと。何がそんなに問題なのだろうなと、皆さん自身もそう思っているのではないですか、下手したら。議会は、何がそんなに大きな問題なのだよと。これだけのことではないのかと。俺たちは反省して、あしたから直しますと言えば、それで駄目なのかよと、こんな程度ではないですか。議会との温度差が非常にある。埋め合わせがつかないようなほどの温度差がある。

そこで提案というか、これは議会の問題としてお諮りいただきたいのですけれども、ちょっと議員間でもって再協議したいと思っているということを提案したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。お諮りいただければありがたいと思います。

○議長（寺田　優君）　協議会を持つということですか。

○３番（笹岡壽一君）　そうです。行政はいいです、答弁しないのだから。

○議長（寺田　優君）　どうですか。

〔「午前中だけ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　代表監査は今日午前中だよね。どうしますか。

〔「１時間ぐらい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。今の動議、賛成でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ただいまより休憩します。

（休憩　午前　９時４６分）

（再開　午前１０時５６分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

決算認定の議案からまた始めていきたいと思いますけれども、ちょっと質疑を継続して行いたいと思います。

質問のある議員は挙手願います。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　朝、他の議員に対して答弁はしないということが言われました。これは本来たとえどうであろうと答弁はしなければいけないことだと思います。要するに答弁はないですとやってしまうと、質問議員は本当に独り相撲になってしまうのです。だから、やっぱりそういったところは避けるべきだと思います。

それと、この決算認定について、私は昨日自分の考えをるる述べさせていただきました。そこではいろんなことを行政に投げかけたつもりでいたのです。ところが、行政のほうはそれをどういったわけか水漏れ状態なのかなということを私は今朝感じてしまったのです。たとえどうであろうと自分たちの仕事の中で落ち度があったのだ。そのことに対して、自分たちが自らある程度の覚悟を持って議会に対していかなければいけないと私は思います。ところが、総務課長の答弁では、いやいや、これは困ったなと私自身は思いました。私はあれだけ言ったのだがなと。だけれども、それがどうも私の意に反するものになってしまいました。何か情けないなというところもあります。確かに私どもは行政に対しての意見を述べます。業者を相手に意見は述べないのです。業者に対して意見を述べるのは行政なのです。そこは間違えないでいただきたい。だから、監査委員からこういったことがありましたよという問題が出ているわけですよね。監査委員も一生懸命監査した結果、こういったものが出てきたと。これに対して、行政にこういったことがあるのだと。ここをちゃんとしなければいけないよと。だけれども、ちゃんとしなければいけないと言ったところで、もう公

金は支払われているのです。だから、行政の責任は重いというのはそこを言っていたのです。

私も一人の人間として、議員として、いいものはいい、悪いものは悪い、これはある程度は持っています。それを行政側のほうが私の昨日言った言葉に対して何のお酌み取りもいただけなかったなという気持ちで、残念な気持ちでいます、今現在。この後どうやっていくのか分かりませんが、議長だって代表監査だって内心困っています。ここで私があだこうだとこれ以上言っても答弁するあれもないでしょうから、あとは議長さんがどういった判断をしていくのか、それに対して我々議員がどう対応していくのか、そういった形になっていくと思います。正直私もある程度がっかりはしました。行政を担っていく人たちは、それなりの覚悟を持ってやっていただいているものと私は前から思っています。一生懸命、職員さんたちは昨日も言ったとおり仕事をしてくれています。そういった中でこういったことが出てきたから、私は昨日も私の言葉で訴えかけたつもりでいたのです。何回も言うようですが、酌み取っていただけなかった。残念です。

あとのことは、議長がどのように采配を振るっていただくか分かりませんけれども、このことに対して、行政のほうから私の言ったことに対して答弁してくるのか、してこないのか、他の議員に対して答弁はありませんと言った言葉、これは大変なことなのです。だから、私はあえて質問台に立ったのです。どういった答弁をしてくるのか、してこないのか、そこら辺を自分たちで考えていただきたい。答弁するならする、しないならしない、どちらでも私は結構です。それなりの私なりの考えは持っています。たとえどうであろうと、答弁ありませんということはないと思います。他の議員が言ったときに、現在のところ答弁をするにも、自分たちのあれが間違っている、だからもう謝るしかございませんというような答弁でもよかっただろうと思います。それを答弁がありませんというのは、質問者に対して失礼な態度、そこは考えていただきたいなと思っています。

もうこれ以上何を言ってもどうしようもないと思いますので、一応私はこれで質問を打ち切りますけれども、あとは答弁する、しないは行政側の考えです。他の議員に対して答弁ありませんと言った以上、ちょっと答弁しにくいのかなとは思っています。その辺どうやって行政側が対応していくのか私は分かりませんが、そういった考えで私はいます。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　行き違いがあったのかなと。行き違いではないのかもしれませんが、総務課長のほうから冒頭答弁という形でお話させていただいたというところで、答弁ありませんと言ったことに対してどうなのかという投げかけかと思いますが、変わりはないというところでありませんと言ったまでで、お気持ちを乱してしまうような不快な思いをさせてしまった、その対応に関しましては謝罪させていただきたいなと思います。ただ、昨日から同じ話をずっとしております。監査委員さんからの指摘を受け、また朝冒頭に総務課長のほうから述べたように、これまでの経緯、経過、それから指摘を受けての対応に関して今後の方針として示していくと言ったと、ある程度のと

ころで。一方、業者さんに対してですが、仕事をやってもらったと。やってもらったということを前提に当然公金を支出しているといった中で、今何が問題かというと、その支出した根拠のところが、我々からしたら正しいと思って公金を支出したのですが、監査委員さんからのご指摘の中で客観性に欠けるといったところで、そこに関して協議をしたのですが、今後に関して、その部分はより客観性を持たせる。透明性を持たせる仕様、もしくは書類にしていかなければいけないというところで改善を求めるという意見書に対して、誠意を持って、昨日の終わった後、協議をし、今朝答弁させてもらったというところで、対応に関してお話をしているところで言いますと、昨日から変わっていないし、これ以上もなかなか難しいのかなといったところでございます。なので、そういった意味で答弁変わらずありませんと言ったまでで、同じお話をすればよかったのかなというところでもありますが、それはまた失礼にもなってしまうかなというところで、ありませんと言ったまでです。決して拒否とか、そういったものではなく対応していると。

また、井口議員からの昨日のお話で、職員に対してとかというお話もありましたが、昨日お話ししたとおりで、今後に向けてきちんと取り組んでいく覚悟でございますし、公金の取扱いに関しましては、当然職員も皆さん責任感を持ってというお話がありましたが、責任感を持ってこれまでも対応してきておりますが、さらに今回のことをきっかけに厳しく襟を正して業務に当たっていただくといった考えでおります。誤解を招いてしまったことに関しましてはおわびいたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま村長のほうからご答弁をいただきました。先ほどの他の議員の質問に対して答弁の在り方、それに関しては今村長のほうから謝罪がありました。これは、質問議員にそれなりの気持ちを酌んでいただければと思っています。あと、こういったことがもう二度と起きないように気をつけてやっていただきたいなと。そういったあれで行っていただければと思っています。さて、この後の取扱いは、あとは議長のほうの判断でどうやっていくのか私は分かりませんが、他の議員も質問があればやるでしょうし、私は一応自分の考え方を行政に対して述べましたので、私のほうはこれで質問は終わります。これについては、それこそ答弁は結構です。

○議長（寺田　優君）　質問する人はいますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今朝一番の笹岡議員からの質問に対して答弁があったのですけれども、これは行政は何か悪くなくて、業者が一方的に悪いというような答弁の感じだったのですけれども、昨日井口議員からオブラートに包んだような話で行政は責任があるのですよと。これ何も責任を取らないのかというような質問が昨日あったのですけれども、今日の答弁を聞いていると、行政は何の

責任も取らないと。ただ一方的に業者が悪いと、私が聞いているとそう思います。だから、このことに関して、我々はもう行政としては責任はないのだと。業者が一方的に悪いのだというような話で聞いたのですけれども、これに関して答弁があるなら答弁をもらいたい。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昨日来同じお話でありますが、業者が悪いという考えではありません。業者さんに対して客観的な資料などを求めたところ、そこに至らなかったと。その部分に関して、業者さんだけでなく、執行の責任として、村役場としても在り方を見直さなければいけないという機会になったというところで、責任というところでいくと、その責任の範囲でいくと、今後に関してどういうふうにやっていくか。より厳しくしていくしかない。求める資料の精度を上げていくしかない。それに対して、村役場の実際の現状のなぜそうなったかというのは、今朝もお話ししましたけれども、職員のリソースの問題の中でできる範囲がどこまでなのかというところも鑑みて、業務の量を減らしていくとか、委託の範囲を減らしていくとか、そういう対応をしていくということが責任の範囲でありますというところは昨日も答弁させてもらったとおりでありまして、業者が全て悪いというような考えはありません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　行政の責任の取り方はどう思いますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますが、責任の取り方といいますと、具体的にどういったものなのかなというところ、ちょっと推しはかれないところでありますが、現状は、現在の委託、それから次年度以降に向かって、仕様書の精査、精度アップ、委託の内容を見直すということで責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今村長が言ったのは書類の問題ですよね。書類が足りなかった、写真がないとかという、そういうのを今度やりますよということですけれども、この委託事業に関しての今までの公金の在り方に対して、監査が指摘しているように、役場、行政はどういう責任を。取らないでそのまま過ごすつもりなのかと私は思うのですけれども、責任の取り方あるのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　責任の取り方がいまいち解釈が違うのかなと思いますが、先ほど来述べてい

るとおり、過去も遡り、委託事業、ほかの事業に関しても写真を見直したところ、やっぱりそういうところが多々ありましたというところで、今後に向けては、よりそういったところも含めて厳しくしていくということが責任を果たすものだというふうに考えております。これをまた次年度以降このように述べた中で同じようなことを繰り返すと、井口議員がおっしゃったようにまた同じような事例が繰り返すといったときには大きな責任が生じるのかなと。現在ももちろん責任の中で業務はしておりますが、それは大きな過失といいますか、重いかなと思っております。ただ、現状は、笹岡議員の言葉を借りれば、勉強代とかというお話になりますが、監査委員が指摘されたことも経験に、次年度以降それを生かしていくというのが責任の果たし方というふうに捉えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ちょっと10分ぐらい前に遡ってほしいのですけれども、村長がキャパシティーの問題もあって委託業務量を減らそうかという考えもあるという言い方をしていましたけれども、これ本末転倒ですよね。何をか言わんやという、私からすればそうなのですけれども。だったら役場の機能そのものを減らそうかということにつながるのです。人が足りないから、人事課の業務やめましょう、総務課の業務やめましょうと言っているのと同じことだと思うのです。そんなに今回の我々が指摘した内容というのはキャパの問題ってあるのですか。ないでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、仕様書を厳しくしていくと。進行管理、現場チェックも含めて厳しくしていくにはそれなりのリソースを割かなければいけないと。そういった中で、現在の職員、人員の状況、島内の業者のリソースもちろんですけれども、そういったところも鑑みて精査をしていきたいというところであります。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今も言いましたけれども、それをするためにどれだけの業務量だと考えているのですか。一回作ってしまえば、あと関係ないでしょう、そのまま回すだけでいいのだから。それが無理だというの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昨日のお話でも述べたとおり、回せばいいのだというところでこれまで来て今回大きな反省になったというところがあります。現地へ見に行ったりとか、書類を適切に管理、チェックしていくというところでいくと、負荷がかかってくると。業者さんに求めることも大きく

なりますが、そういったところで精査をしていきたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それが仕事の範疇ということになってこないのですか。あなたの仕事はこうですよ、責任持ってやってくださいと、普通は任命するときに言いますよね。伝えますよね。対業者ではないです。役場として、あなたにこの仕事を任せますと。仕事の範疇はこうですよと、多分書面か何かあると思うのです。ありますよね。

○村長（村山将人君）　書面って、細かくはないです。

○１番（前田　清君）　細かくはないにしても、あって、はい、分かりました、やりますというのが仕事ですよね。そこから責任が生じてくるのです、普通。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、その書かれているところをさらに細分化、明文化していく作業をこれからしていくといった中でより負担が増えてくると。これまでのとおりにはできないと。これまでのとおりにやっていくことには何かしら負荷が出てくるということで、精査をしていくといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　東京みたいな大都会で仕事するのではないのです。例えば草を刈った状況を確認すると。利島で車で走って、利島１周するのにどれだけかかりますか、時間は。５時間も６時間もかかるわけではないでしょう。分単位の問題でしょう。そこを言っているのです。何か話がこうやって聞いているとどんどん大きくなるという感じがするのですけれども、別にそんなことを要求しているわけでも何でもないし、仕様書だったら仕様書でもいいです。こうしてくださいねと言えばいい。一回その仕様書を作る、その労力もないと。それでも職員の数が足りないからできないと言うのであれば、何も草刈り云々ばかりではなくて、ほかの業務についてもみんな言えることなのです。まして契約書云々とかといったら、弁護士も採用しているではないですか。使えばいいのです。彼らに任せて、実は仕事の内容というのはこういうものだと。業者に依頼するときには、こういうことを依頼したいのだと。だから、それを押さえていくということで話をして作ってもらえば、それで済む話ではないですか。５分、10分の話です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　我々執行部側のリソースはもちろん、ずっと今まで答弁してきたとおりですが、島内の業者のリソースの問題もあります。そういったところも含めて精査をしていきたいとい

ったところでございます。今までのとおりにやり続けていくことで、今回のような落ち度というか指摘があったということを受けての対応ということでご理解ください。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は冒頭、今朝質問して、納得といいますか、ああ、そうですかと聞いていたので、質問する余地はないと思っていたのですけれども、そういう意味では改めて質問台に立つつもりはなかったのですけれども、ただ今お三方の議員の質問というか、意見の入ったような、質問に意見が入るのは当然なのですけれども、聞いていまして、１つは納得できました。これは了解します。というのは、答弁しなかったという趣旨、意味は。私に答弁しなかったと。これは、井口議員に対する答弁で、その部分については了解しました。快く了解します。今後適切に答弁してください。それはよしとして、残っているのは何も解決していないのです。確認したのです、今お三方の質問を総論的に見て。これは、村長は明確に答弁されています。何も変わっていないのです。それはそうでしょう。特に井口議員、今の前田議員の質問は若干別件といえば別件ですけれども、具体的な問題で。特に井口議員の質問については、それと石野議員についても具体的な内容を質問されているようで、業者云々という話で、別件とは言い切れませんけれども、それはそれと。ところが、特に私に関する関係の質問というところでは、この井口議員の質問については、質問というか、答弁については、これは少しダメ押し的に確認できました。要は、私が今朝冒頭お伺いしたように、その答弁によって、総務課長はスポークスマン的な立場として受け止めますと。これは幹部会の統一見解ですねと言いました。そうしたら、そうですとは言わなかったけれども、答弁なしということになって、ああ、そうなのだと、こういうことになったわけです。それがはっきり確認できたのです、今の村長の答弁で。それは変わりませんと。

ここからです。ならば議会はどうするかということになるわけです。井口議員、あるいは石野議員がある程度立ち入ったような質問もされていましたけれども、それに対しても明確な答弁が出ました。明確というか、出たように聞き取りました。ここで、議会の打合せのとおりといいますか、一旦質問はするけれども、答弁するかしないか分からないけれども、答弁する、しないにかかわらず休憩に入りましょうという申合せがありますので、確認の上、改めて私の口からも議長に、これは議会の問題ですが、休憩をお願いしたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　それでは、ただいまより休憩を取ります。

（休憩　午前１１時２５分）

（再開　午前１１時４６分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

昼食の時間になりますので、これでまた休憩をしたいと思います。村上代表監査委員には、出席していただきましてありがとうございました。午後から用事があるということなので、ここで取りあえず。ありがとうございました。

それでは、１時より開会する予定ですので、お集まりください。

（休憩　午前１１時４７分）

（再開　午後　零時５９分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻りたいと思います。

決算認定の議案を引き続きやっていきます。

質疑を行いたいと思います。質問ございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　話をちょっと振り返って、元に戻して、そもそもの発端というところにちょっと触れたいと思うのですけれども、業者が、あれは月払いではなくて５回の分割払いかな、毎回毎回履行調書を出してくるわけですけれども、それを見たって疑義なんかあるわけがない。これは私も分かります。見たって分かるわけがない。調査、調査と昨日来言っていますけれども、別に刈った草の茎の長さを調べてこいと、そんなことを言っているわけではなくて、見た目だけの問題ですよね。出してきて、行政として、担当部署として問題ないだろうと判こを押す。それが経理に回って支払いという形になるのでしょう、流れとしては。それが１回目あり、２回目あり、３回目あり、確かにその見た目だけでは疑問を挟む余地はないです。私から見ても、私も監査させてもらいましたけれども、監査の目で見ても疑問を差し挟む余地はないです。何で気がついたかというのがあったのですけれども、昨日もちょっとその話に触れられて、一部触れられていましたけれども、たまたま私は知人がいて、そこに知人の名前を見つけたもので、おかしいということで調べに入ったというのが実情だったのですけれども、では何が問題なのか。いつから要はこういう状態が続いていたのかというところが非常に気になったのです。では、それを調べると。

私が一番最初に話を聞いたのは担当者です。その部門の担当者です。幾ら言っても話を聞いてくれないのだという話を私は伺いました。上司には話を聞かなかったですけれども、それで疑問に思ったのは、何で役場の部門でその情報を共有しないのだと。していけば、必ず問題解決にはなったと思うのです。業者はその作業をやってきたと言い張っているので、これを覆すというのは確かにできないです。そんな一朝一夕でできるものではない。写真を見たって分かるわけがない。先ほど言いましたように、刈られた草の茎の長さでも測っていれば別でしょうけれども、そんなことを求めるわけもないし、ただ見た目の判断だけになる。そうすると、担当が言っていたのは、言ってもやってくれないのですよという言い方をするから、それはおかしいだろうという話です。それでい

ろいろ写真を調べたり文書を調べたりという形になっていったのですけれども、事の発端はどこにあったのかと。もちろん履行証明……履行証明ではない。何ていいましたっけ。

〔「履行確認調書」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　履行確認調書か。それが作られた。言い方はちょっと悪いですけれども、作為的に作られたということが発端かもしれないのですけれども、その後の調査というのがもうおざなり。言ってみれば、めくら判を押していただけと。それがそのまま経理まで行く。経理なんか調べようがないわけですからね。判こが押されて体裁が整っていれば、分かりましたという話が普通です。これは別に公務員であろうが民間企業であろうが関係なしで、一緒ですよね。そうなると、そのめくら判を押したのはどこといっても、担当部門になるのですけれども、そこが一番の問題なのではないかと、ずっとそういう思いで私は来ているのです。だから、別にそこで懲戒を求める、何を求めるという話は、当時はなかったのです。ただ、ここまでかたくなに行政側が我々には問題なかったのだと言い張ってくると、ちょっと話が違ってくるねと。どこでもそうではないですか。問題が起こったときには、なぜそれが起こったのか、いつからなのかというのは必ず問題にされるはずなのです。それについて調べていくと。

過去に遡って、３年前、５年前どうだったなんて、そんなことを言うつもりはもちろんさらさらないですけれども、我々が問題にしているのは令和４年度の問題ですから、３年度、２年度がどうだったなんて、そういうことを言うつもりはさらさらないですけれども、４年度で、しかも期間があると。その作業が分割して指定されているのであれば、例えば３回、あるいは５回と指定されているのであれば、その間は例えば調査する機会はあっただろうと。１回ぐらいは現場を見たりしたのかと。これ聞いてみると人情ですよね。どうだったのと。いや、やっていませんと。常にめくら判を押すだけ、それが仕事でしたと言っているのと等しく僕は取れるのですけれども、それで責任はないよと言い切れるのかなという気がするのです。ましてやその部門長、役所ではどういう言い方しているか知りませんけれども、その職場の長と言ったら、やっぱりそれなりに責任ある立場にあると思うのです。部下が印鑑を押したから、俺もそのまま倣って押すだけ、本当にこんなのでいいのと。だったら部門長の判こなんか必要ないではないか。部門長なんか要らないよね、部下にみんな任せればいいわけだから。

よく私は民間は、民間はと言いますけれども、しようがないのです、私は三十何年、民間でサラリーマンやっていましたので。その民間の事例を持ってきて話をこうやってするのですけれども、どこが責任取ると。誰が責任取るのだと。確かに事の発端は、先ほど言いましたように、業者がそういう調書を作ってきたと。それが発端かもしれない。だけれども、公金が出ていくというのは、業者が勝手に、役場のここに金が積んであるから、持っていきなさいと、そういうシステムではないわけですよね。役場が吟味して、これでオーケーということで初めて公金が出ていくわけです。とにかくオーケーの印鑑を押すというのは、そんなめくら判で通用するなんていうことはあり得な

い。だから、俺たちには責任はないのだと、私はそう言い張る神経が分からない。

あなたたちは仕事をどう捉えているのだということを言いたいです。そもそもボランティアではないでしょうと。ボランティアでやっていましたというのだったら、それはそれでしようがないです。だけれども、ちゃんと正規の給料もらってやっているわけでしょう、それなりの責任を持たされて。そうしたら、それなりの責任ってそこには発生してきます。信頼関係云々とか、そういう話も冒頭出ましたけれども、そんなものではないでしょうという感覚で私はずっといるのです。別に厳罰を求めるとか、そんなことを言っているわけではないのです。ただ、責任の所在をはっきりさせておいて、それに対するペナルティーとは言いませんけれども、そういうものって発生するだろうと。それが普通ではないですかと言っているのですけれども、どう思われますか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　先ほどのご指摘でございますが、我々も別に責任がないと言っていることではないのです。それは、伝え方がもしかしたら伝わっていないのかもしれませんが、やはり我々も、昨日から申し上げておりますが、公金を扱う以上は、頂いた書類ですとか、そういったところの確認だとか、当然日頃からのコミュニケーションは必要だったと思っております。榎本のほうからも今朝答弁させていただいたように、仕様を作って数年たった中で、その委託管理の在り方というところが徹底されてなかったというところ、そこは大いに反省すべきですし、今後改めていきたいなと思っております。要は、役場を含めてですけれども、そういったところの重要性の認識が欠けていたというところはあったのかなと思うのですが、ただその文化が昨年度なかった状況で、翻ってどこそこという指摘ができるのかなというと、そこはちょっと厳しいかなと思っております。これは、東京都のほうにも人事部門に問い合わせたことがありますが、なかなかそこは厳しいのかなと思っております。ただし、繰り返しになりますが、責任というものがないということではなくて、未来に向けて、こういったことがないように、職員共々共有をして、それは私もひっくるめてですけれども、含めて襟を正してやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、この案件の質疑を継続していくと、どういう方向になるのかなと。既に、ただいまの前田議員といいますか、議員監査の質問からしても、非常に波紋が大きいと思っています。ここまで来てなお続けるのであれば、私どもの責任としては、議会で休憩を取っていますが、この間、数回、この中の話合いで議会は何が問題になっているのだということを議場でどなたか、議長でも副議長でも構いませんけれども、率直に申し上げなければならないことになっているのかなと。テープは取っていませんけれども、テープを取って、回して皆さんに聞かせたらいいの

かなと。議員は、議場では相当気を遣いながら質疑をしているように聞いています。私自身もそうです。先ほど午前中の質疑の中で申し上げましたけれども、姿形から見ますと、行政の皆さんと我々議員との話合いの中には相当の決定的と言ってもいいぐらい温度差の違いがあります、認識の関係で。これを皆さんまだ出していないのです。議会は控えている。

もっと言います。ひたすらあなた方の対応を待っています。議会の中では、相当厳しい意見、話も出ています。具体的には言いません、まだ。ですから、議場でこれ以上質疑をしていくというのは、それなら構いません。私なんかにしてみれば、ここも指摘したいけれども、しかしそれは村のためにということで控えているところもあります。議会の集まりの中では発言したとしてもです。オープンになっているわけですから。そういう配慮というか、温度差というか距離感、議会は多くは語りませんけれども、分かってもらいたいと、自分たちに言われるまでもなく。具体的には申しません。ただ、これまで、私もそうでしょうけれども、とりわけ井口議員、ただいまの前田議員の発言なんかもいたたまれない状況から出してきた苦しい質問だろうと思っています。まだ言わせるなら、やらざるを得なくなることは多々あります、私に言わせれば。

私自身も控えながら、それでもあれだけのことを質問してきました。今朝の冒頭の説明から、これはもう決定的だと、そう思っていたのです。確認しました、したがってこれは大変なことを答弁されているよと。その内容は、テープを回せば分かると思うのだ。そうしたらば、私の質問に対して答弁ありますかと言ったら、ないということで、これはもう決定的だと。そうしたら、井口議員の先ほどの質問で、またそれが同じように決定的で変わりませんと、こうなった。それで、なおかつ前田議員もまた質問する。私自身これ以上どうしていいか分からないのです。再度議員同士が、俺たち間違っているのかどうか。私は、世間で言えないことがあるならば、やっぱり議員が責任持って集まって再協議すべきだと思っています。どこに落としどころがあるのか、どこに解決策があるのか、このままではどうにもいかない、今の答弁の限りでは。それなら分かりましたということにならない。だんだん、だんだん業者のほう、そっちのほうに行ったかと思えば、またぶり返してくると。そもそも結論的にこの焦点は、一口に言うのはここまで来ると危険ですけれども、一口に言うなら公務執行の在り方です。公金の扱いの問題、この１点です、我々が気にしているのは。問題としているのはこの１点なのです。そこへ業者が飛び出てきたり、職員が飛び出してきたりすると、へんてこになっていくのです。被害がみんなに及んでいく、やればやるほど。それを持ち出してきたのはあなた方だ。議会では出していない。

私は、この状態というのは……正直に言いましょう、あなた方が気がつくまで。議会の昨日の内輪話、一言だけ言わせてもらいます、参考までに私の責任で。この問題を追及する中で、皆さんがお気づきになるように、質問は繰り返しやっていきましょうと。私は、エンドレステープではあるまいし、同じことを繰り返し繰り返しやるわけにも、いつまでやっているわけにもいかんでしょうよとは言いました。村長がおっしゃるとおり、同じ質問が繰り返されています。まさにそうです。

そこまで言っても分かりませんか、温度差が違うという意味が。もっと議会をオープンにするつもりですか。皆さん抑えているのです。どれもこれもみんな出てきます。皆さん各議員も、今申し述べた前田監査委員、議員の扱いについてもまだオープンしていないのです。だけれども、我々はもう聞いている。これ自体異常なのです。それも言わない。それも出てこなければ、あなた方は何やっているのか。あなた方は知っているのだ。監査委員が何を言ったのか、その場に出しますか。本人が出すか出さぬかは別として、私なんか聞いている。私ばかりではありません、議員全員が。少し認識が、口ではおっしゃいますけれども、我々議員との認識度合いといいますか、自覚度合いといいますか、ずれればずれるほど、どんどん、どんどん広がっていく。火の手が広がっていくと。あえて警告しておきます。

○議長（寺田　優君）　何かありますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　警告と言いましたけれども、これは議会を代表しての警告ではないですからね。私自身の意見として警告を申し上げますと、そういう具合に取ってください。議会から警告を受けたなんて思われてしまったら困る。いいですか。そういうことで、今の私とすればこの審議は尽くせていけないと、このままでは。あとは言うことないのです。言えば言うほどおかしくなる。材料は幾らでもある。あるけれども、それがどんどん、そこまで出していく、それも出す、あれも出す、これも出すということになったら、それこそ火がついた燎原の火のごとしになると思う。ですから、個人的に警告と申し上げました。

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩をして協議をします。

（休憩　午後　１時２４分）

（再開　午後　２時４２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

質問ございますか。

笹岡議員。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、質問というよりも、質問といえば質問扱いしてもらって結構ですけれども、本件について何ら解決していない。議会との関係で、くどくど申し上げましたように、あまりにも認識の立ち位置が違うと、行政と。行政の答弁を聞いていますと、議会との温度差といいますか、温度差という言葉を使いましたけれども、あまりにも違い過ぎると、現状では。

先ほど述べましたけれども、これを縮めようとする努力は必要だろうとは思います。思いつつ、

そのために議員がこれ以上本件に関して質問していくというふうになっていけば、これはさらにいろいろな事案が出てくるだろうと思いますし、また申し述べなければならなくなってくる可能性も出てくると。大いにあると思っています。なお、そういう意味で質疑を続行するか、あるいは答弁で、行政の現状までにおける対応策といいますか、認識はもう既にある程度は聞いて、ある程度というか、はっきりしていると思うのです。

監査意見書でいえば、これをひとえに認定するかどうか。認定という言葉は適切ではありませんけれども、意見ですから、意見について賛同するか、了とするかということが問題になろうと思うのです。この問題、我々これまで議員として、打合せ期間を含めまして、何ら一歩も前進していないと。これが現状だと。この内訳、議会は何を話し合ってきたのかと、この間。それは全て披瀝すべきなのかどうか。秘密会でやってきたわけではございませんけれども、それらを述べなければならないのかどうか、それすらまだ判断に苦しむ段階です。

そこで、私は、そこまで議会で協議してきた中、議会が休憩を取り、休憩を取りして話し合ってきた内容をるる申し上げることを取りあえず控えたとして、この時点で、行政のほうで答弁はしてきていますけれども、これを再度検討していただくという余地を与えたいというか、求めたいと思うのです。ある意味では、本件に関して最後の機会だと思っていただいて結構だと思うのです。そうでないと、質疑をなお続行すると。その場合には、おのずと議会の中でどういう話合いがこの間されてきたのかということを述べていかなければならなくなる可能性もあると思っています。それにとどまらず、島の中、あるいは役場の行政の中の問題点もなおお伺いしていかなければならぬということもあるかもしれませんと。その結果、様々な支障が出るかもしれません。それは分かりません、どんな支障が出るのか。

私は、そういう観点からして、ひとえに今これを前向きに進めるためには、一歩行政に下がっていただいて、再度、各議員から述べられてきた例えば責任問題の在り方とか、その他を含めまして検討していただく機会をぜひ、与えると言いますとおこがましいかもしれませんけれども、求めたいと思うのです。その結果、なお同じだと、ここまで申し上げまして、結果同じであれば、それはそのときの議会の対応もまた改めて違ってくるだろうと思うのです。いずれにしても、この段階で黙って例えば採決すると、私にしたら何が何だか分からないと。これは非常に村政に汚点を残すだろうと思うのです、こんなことをやったら村政史上に。

何か強引に片づけた、一件落着みたいなことで収まる案件ならいいです。議員だって苦しいだろうと思うのです、賛成するかしないか、手を挙げるか挙げないかは別として。これまで質問してきて、おこがましいけれども、もろ手を挙げられる議員というのは少ないだろうと思います。そういうことまでさせるのかと。そうしますと、やっぱり我々議員が、この間、昨日から本日に至る数回の休憩を取っていますけれども、そこでは何が話し合われてきたのかということまで申し上げないと、個々の議員の努力が水の泡になってしまうという気がするのです。

そういう点から、なお議会が質疑を続行するか。続行するといってたって、村長の言葉を借りれば昨日から繰り返しと。私どもは、先ほど言いましたけれども、繰り返しなのです。その間に皆さんに考えてもらいたいという一念なのです。これは議会の、先ほど申し上げましたけれども、配慮だったのです。いつまでもエンドレステープみたいにくるくる、くるくる回るわけにいかない、確かに。ただ、ほかの事案も出さざるを得なくなってくると。その材料、議員が何を話し合ってきたか、これを分かってもらいたいということになろうかと思っています。

ですから、私は多少遠回りのようでも、最も近道は、再度皆さんが検討体制を。何回か言いましたけれども、全て皆さんの肩にかかっているのですよと、この問題の解決は。もう一回再検討してみると。何時間かかるか、何日かかるか知りませんけれども、それを待ちたいと思うのです。その点で、皆さんの対応策としての答弁、それは無駄だというのであれば、再度質問に立ちたいと思うのです。今言ったように、そのときは私の責任で、議会でこういう話があったと申し上げざるを得なくなってくるわけです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　答弁しますか。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますが、昨日から同じこと、それを幅を広げてご説明しているとおりで、対応としては、これまで昨日から今朝の総務課長のとおり対応をしていきたいというふうに考えております。議員の皆様がどのような話をされたのかというのは分かりかねるところではありますが、行政としては、今までのことの経験、ご指摘も踏まえて改めていき、今後に生かしていきたいというところに変わりはございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だとすれば、皆さんに最後の機会ということで訴えましたけれども、その機会はもう設けないということであるなら、ちょっと休憩いただいて、先ほど威勢よく議員の皆さんの発言、どういうことが話し合われてきたのかということを申し上げると、村長も今何を話されたか知りませんがと、それはそうでしょう。その了解を取るために、ここでもいいし、あるいは別室で再度ちょっとどういう取り上げ方をしようかということを踏まえまして、ご相談をしたいと思うのです。いきなりいいですよと言えばやりますけれども。

○議長（寺田　優君）　では、もう一回ちょっと休憩します。

（休憩　午後　２時５４分）

（再開　午後　３時０８分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

議案第62号の決算の認定ですけれども、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この決算には、監査から異議が申し上げられているので、私は反対します。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　まず、結論から申し上げまして、この認定には反対せざるを得ないという立場で反対をいたします。若干の意見を述べさせてもらいます。

この間、先ほど質問の中で申し上げましたように、私は議会を代表する立場ではございませんけれども、これは私の意見ももちろん入っていますけれども、全議員がどういう話合いをされてきたのか、この議員の皆さんの苦慮のほどをやはり紹介させていただきたいと思う。皆さんの参考になるかならないか分かりませんけれども、申し上げたいと思っています。

何よりも、これは承認できないというのが皆さん一致した立場でした、結論から言いますと。ただ、賛否は分かりません。先ほども確認されましたけれども、賛否というのは個々の議員の判断でございますから、ここで一致して反対しましょう、賛成しましょうということは、私どもの議員の話合いの中では、そういう行動を取ろうということは常に申し合わせておりません。全く議員個々の裁量によると。それに干渉も何もしないということです。それを前提に本件に関して話し合いますと、皆さんある意味では推測されていたと思うのですけれども、誰に彼にとは言いません。名前は言いませんが、聞いていた皆さんでそういう話、質問があったなということでご理解いただければ、それで了とします。

一致した結論は、やはり責任行為の問題です。これが一向に明らかにならないと。行政がこれに対してどういう対応をしてきたか、どういう話を受けてきたかということも報告を受けています。それはさておいて、行政の名誉のために申し上げませんけれども、やはりここは責任の所在を明らかにすべきだというのが、これが議会の一致した、一貫した対応でした。それを各議員ともに気を遣いながら、いわゆる提案権もないということも前提にしながら、それこそが求められているのだがという前提でいろいろ検討してきて、それに対して行政のほうが全く反応しないと。これには困ったものだということで、ああしたらどうだろう、こうしたらどうだろう、そのためにはどこで行政に気がついてもらえるだろうかということで、では質問を延ばしてみようかと。その中で、どこかで気がついてくれるだろうかと。行政が立ち返って、さて自分たちの責任はどう取るべきなのか

ということを考えて、それでこのような対応をしましたということで何らかの表明があるのかということを期待していたのが実態です。しかし、それはかなわず、正直言って諦めです。そう思います、しようがないと。諦めといったって、無責任な諦めではないのです。といって、けんか腰でもないのです。やれるものならやってみろというような、こういうけんか腰でもないのです。あえて言えば、これは私の主観ですけれども、情けないということなのでしょう。あまりにも情けなさ過ぎる、これが私の主観です。

そういう議会での了解を取りましたので、話をしましたけれども、くどいようですが、申し上げますと、やはり何らかの責任、明らかに形ある責任の表明が欲しかったと、ここに尽きます。経過については、このように公金を執行してきた、ここに誤りがある。先ほど質問の中でめくら判かという話もありました。それを手繰っていくと、おかしな問題がまたどんどん、どんどんむき出しになってくる。なお、行政も困るでしょうという話もありました。議員は、抑えに抑えて、抑えながら質問をしてきていた。ただ、それが理解いただけたのか、いただけないのか、一言で言えば、議会とすれば残念であるということでした。以上が大体大まかな、私の認識した議会でのこの間の協議の内容です。他の議員から、いや、そこは違うとか、あるいはこういう補足があるというのならば、当然述べていただければありがたいと思います。

そもそも今回の案件については、ただいま採決ということなのですけれども、この決算の内容、決算書と言ったほうが分かりがいいでしょうか。決算の内容は、何も審議していないのです。私がたまたま焼却場のいわゆる設計測量費とか委託費、これについて3,700万円近いお金の質問をしたにとどまって、それ１件だけでした。それで認定の賛否を問うと。まさに決算認定の中で、代表ではない議員監査がいらっしゃいますけれども、私が知る限り、決算認定作業の中で全く前例を見ない全く異例な対応です。ある意味で言えば、監査意見がこれだけ重視されたこともない。ないと言えばおかしいですね。過去もありました。そのときは、現村長が監査委員でした。

私は、それらを考えて、議員の立場はそれぞれ違うにしても、これだけ一致して皆さんが行動したというか、一致した考えを持ってこの監査意見について述べた。いわゆる公金の扱いの在り方について述べた意見といいましょうか、これは利島の議会にしてみれば私は大きな財産だと思うのです。それぞれ違うのに、この点では一致したと、議員が。見逃せないと。何ら責任行為を明らかにしないで、このまま推移するというのは容認できないと。こういうことは少ないです、めったにどこの議会を見ても。それだけ私は、たかが部分的なある業者といいましょうか、それに対する事案の問題で、それに対するたまたま公金の扱いが、そこに一千数百万円払われたことはいかがかという指摘かもしれません。それに対する皆さんとの認識の開きといいましょうか、あまりにも大きいけれども、大きいままに推移してきたと。賛成といいますか、認定に対して全く賛成するに値しない、そう思っています。

またもやこういうことがあったときには、村長が言っていましたけれども、そのときはとおっし

やいますけれども、それがためには、今こそ、この問題にこそ謙虚に立ち向かってほしかったと。聞くところによると、こういう事件でそういう処分行為が出ると他に影響が出ると。それはそうでしょう。それを乗り越えていくのが責任者の立場ではないかと、私はそう思うのです。犯した過ちについては、その責任を取って、その批判やら何やらを乗り越えていくと。そうしてこそ初めて繰り返さないと。皆さんの固い意思が住民に伝わるのだろうと、こう思うのです。

少し長くなりましたけれども、非常に歴史的にも珍しい審議でありましたし、残念な締めです。以上申し上げまして、認定に当たっての反対の意見の表明といたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　苦渋の選択として、私は賛成いたします。

私も行政のほうには昨日から今日までいろいろ述べさせていただきました。そのことで、村長のほうからも今日そういった形で答弁をしていただきました。正直私は今後行政がこの問題を重視して絶対起こさないとは言い切れないと思います。だけれども、それを起こさないようにするために頑張っていくのだという村長の気持ちをお聞きしました。村長も自分が先頭になって頑張ってやっていきますよということですので、それはそこに期待したいなと思っています。今後このようなことがないように、担当課長、総務課長、住民課長、各管理者がこういったことを起こさないために職員ともよく話し合う、そこが１つ大事だろうと思います。

それと、私は今３課長のことを言いましたが、教育のほうの課長にもその辺は十分理解していただいていると思います。それぞれ課長といえども職員とよく話をして、こういったことはお互いに気をつけよう、チェックし合おう、そういったことが大変大事なところになってくるのだろうと思いますので、よく庁舎内でも幹部会議を開きますが、そのときにもちゃんとこういったことのないようにやっていこうよという団結を持っていただきたい。もうこういったことは起きてはいけないことです。そのために私は昨日は苦渋の質問をさせていただきました。今日も今賛成の弁を述べるには苦渋の討論です。こういったことをもう二度と起こしていただきたくない。

とにかく利島村が少しでもよくなるためには、行政が一致団結して向かっていくことしかないと思っています。我々議会はそれを応援もするし、意見もします。ただ、議会から言われたことを、何を言っているのだとか、そんなこと私たちは分かっていると、そういった気持ちは捨てて真摯に向き合っていただきたい。そういった気持ちで今私は賛成の討論をしました。今後十分気をつけてやっていただければなと思っています。この原案には、私は賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ちょっとだけ私の経験を話させてもらいます。

先ほどの昼一の質問で三十何年民間企業で働いてきたという言い方をしたのですけれども、そのうちの私が三十前後ぐらいのときにひょんなことから企業にある監査室というところに異動になったのです。本当の三十前後ぐらい。仕事は、当初は監査ではなくて給与制度の改定、これをやってくれということで、三、四人でプロジェクトを組んで、監査室という中でその仕事をしていたのですけれども、室ですから室長さんがいるのです、偉いさんが。そうすると、おまえ退屈だろうと、毎日毎日計算ばっかりやって。たまには出張してこいと。それが監査だったのです。支店とか支社とか行かされて、相手はもう私よりはるかに、まだ30のぺえぺえですから、年上、職位も全然上の人なのです、支社長とか支店長とか。ところが、監査室から人が来るという連絡を入れてもらうと相手はやっぱり緊張して待っているのです。そこへ30そこそこの若僧が顔を出すと、ほっとするというか、何だ、こんな若造が来たのかと。不思議とまた不正が見つかるのです、行くと。相手が安心しているせいかどうか知りませんけれども、私はそれが嫌で嫌でしようがなかったです。見つければしようがない。私が処罰を下すわけではないのですけれども、上司が下すのですけれども、相手がかわいそうでかわいそうでしようがなかったです。という経験を積んできて、三十何年ぶりですか、利島に来て議員になって、その役をまたおまえ監査やってみないかと言われて、議員監査という形で携わることになりましたけれども、たまたま今回も、本当の偶然かもしれないですけれども、何か自分の運命を呪うというか、そんな感じがしないでもなかったです。

１つだけ言い忘れたのですけれども、私は前の会社で監査に行くときって必ず分掌って持っていくのです。支店長の職務分掌は何だと。この村にもありますよね。分掌とは言いませんけれども、村民の生活向上だとか福祉向上だとかというのがあると思うのですけれども、それと似たようなもので、各企業にもあるものですから、そういうものを見つけて持っていって、まずそれに合っているかどうかというのから私は監査していったのですけれども、今回の監査はそれとは違いましたけれども、同じようにしていけばよかったのでしょうけれども、たまたま目についた案件が今回指摘させてもらった案件だったのですけれども、その分掌とかをたどっていけば、原因がどこにあるか多分分かったのではないかと自分でも思えるし、反省点でもあるのですけれども、不祥事なり……問題別ではない。何か言っていましたよね。不祥事ではなくて、何という言い方をしていたっけ。不祥事については必ず原因があると。その原因を探るというのはどうするかというと、手法として幾つかあるのですけれども、私がいた業界でもいろいろ手法はありました。それを述べるつもりはありませんけれども、そうすると大体そういうのって共有されてくるのです。そうか、こういう問題があったら、こういう対策、こういう手法でやっていくのだというのがあるわけです。もちろん私がやってきた監査というのもそのやり方を踏襲してやってきたわけです。だから、必ずその原因なりなんなりというのは見つかると。ところが、何か今回の件では原因がいまいちつかめないと。行政の答弁を聞いていても、いまいち分かりづらいと。そんな中で採決をしていかなければいけない。井口議員が苦渋の決断という言い方をしていましたけれども、私にしたらまさにそうです。私

は、賛成も反対もしません。棄権させてもらいます。もう投票できない、こういう精神状態では。それだけ言わせてもらいたくて……何ていったっけ。

〔「棄権」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　こういうのを何ていったっけ。意見を述べる。

〔「討論」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　討論。それが私の討論の結論です。

○議長（寺田　優君）　全員が討論したので、それでは採決を行いたいと思います。

議案第62号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定についてを採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、反対多数でありますので、議案第62号　認定第１号　令和４年度東京都利島村各会計決算認定については不承認ということになります。

◎日程第１５　報告第４号　財政援助団体に係る経営状況について

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程第15、報告第４号　財政援助団体に係る経営状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　113ページをお開きください。

報告第４号　財政援助団体に係る経営状況について。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、財政援助団体の事業計画並びに決算を報告する。

令和５年12月12日。

提出者、東京都豊島村長、村山将人。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　では、私のほうから説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。利島村出資法人等経営状況報告書（令和４年度分）ということでご説明させていただきます。

まず第１、法人等の概要ですけれども、名称は（株）ＴＯＳＨＩＭＡで、業務内容につきまして

は定期航路運営業務となっております。

業務形態につきましては、令和４年度から東海汽船、伊豆七島海運、神新汽船と代理店契約を締結して業務を受託しているというような状況です。

２番の利島村による点検評価ですけれども、経営状況についての予備的診断における評価は、Ａと評価させていただいております。

①、事業が適切であるかにつきましてはＡと。内容につきましては、貨客の運輸を担い、村内のあらゆる活動を支えるインフラとして定期航路を安定的に運営できているということが理由となっております。

②、赤字を圧縮するために効率経営の自助努力を十分行っているかにつきましては、貨物料金の決済において電子決済を導入したりだとか業務の効率化を図る、船客待合所施設等の清掃業務の受託により増収に向けた取組を行うなど経営改善に取り組んでいるということで、こちらもＡと評価しております。

③、事業を継続するための必要最低限の収支、財務状況を維持しているかにつきましては、適正な財務状況になっているということで、Ａと評価しております。

今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題につきましては、引き続き定期航路を安定的に運営するために、さらなる人員の確保や、増収が期待できる新たな事業を展開するなど、経営体力の強化を図っていく必要があると考えております。その際、可能な限り島の魅力発信や島の発展に資する取組を行うことを期待しているというところです。

最後に、３番、その他特記事項ですけれども、貨物輸送量につきましては、前年度比で若干の減をしておりますけれども、乗降客の数につきましては増加していると。新型コロナ感染症の影響もあったのですけれども、その前の水準には回復してきているというような状況です。緊急事態宣言解除後の社会経済活動が回復基調にある中で堅調な取扱い実績を上げており、安定的な運営がされているというように評価しております。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　報告書が読み上げられましたけれども、これはこれでよろしいですか。先へ進んでいいですか。何か質問はありますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡの関係事業で２点ほど伺います。

１点は、私はいつだかの質問のときに、ある住民の方、実際その場にいたわけですけれども、現場にいたのですが、特に大島元町港における大型船からの乗換え等のときに待合所までの距離が非常に長いということで、足の不自由な方とか、あるいは疾病のある方とかの場合、車椅子の送迎はできないのかというお願いをしたら、問い合わせてみるとか要望してみるとかいうような話は聞い

たような気がするのですけれども、他の島、あるいは他の業者がやるわけで、その辺はどういうことになっているのか確認したい。社長にちょっと聞いた記憶もあるのです。要望はしてありますみたいなことは聞いた。桟橋かどこかで聞いた記憶があるのですけれども、その後実際にはどうなったのか。断られたのか、やることになったのか、その辺をお伺いしておきたいのが１点。

それから、もう一点は、昨年になろうかと思うのですけれども、議会と、それから行政と（株）ＴＯＳＨＩＭＡの代表者といいますか、幹部社員といいましょうか、３者による会合を今後もやりましょうねということで、会合で一致したような認識を持っているのですけれども、その後、その立ち上げといいますか、会議の持ち方というのはどうなったのか。あれはあれで、あのときはたしかそうですねということで３者一致したような気がしたのですけれども、諸般の事情があってその後難しい状況になっているのか、あるいは何かの前にはやる予定でいるのかどうか。例えば当初予算審議の前にやるとか、あるいは予算案の編成前にはやるとか、それとも今のところやる予定はなくなったのか、その辺も併せて伺います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

送迎の関係につきましては、私もちょっと記憶が定かではないのですけれども、実際の今の運用としては、例えば事前に車椅子の用意が必要という場合は、たしか東海汽船さん、元町とかに事前に連絡して対応しているというのは、実際私現場でも見たことはあるのかなと。ただ、もともと車椅子の方で、利島も乗るときに車椅子で来られて、中に入って、大島でも車椅子で待ってもらうというのは、実際に見たことはあるのですけれども、そこら辺の取決めがどうなっているかというのは、すみません、今私は存じていないというところなので、そこら辺が例えば誰でもそういうことができるのかとなるとちょっと話は別なのかなとは思うのですけれども、そこは（株）ＴＯＳＨＩＭＡ、東海汽船の全体の話に多分なってくるところだと思いますので、そこは私のほうからもちょっと確認はしてみたいと思っております。

２点目は何でしたっけ。会議に関しては、たしか今年の２月ぐらいに１度やって、その際に議員の先生、皆さんに参加していただいて、やっぱり１年に１回ぐらいはこういう会合は必要だよねというところだったと思いますので、これに関してもやっぱり年度内、議会前ですよね、３月の。その前には１回、（株）ＴＯＳＨＩＭＡとも相談はしますけれども、前向きに考えていきたいというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　会議は、それでよろしくお願いしたいと思います。車椅子のほうは、相手も

あることですから、なかなかどなたか。元から車椅子で乗降している人なら分かりやすいと思うのです。利島から車椅子に乗っかっていて、タラップを車椅子で下りてくるというような人なら分かりやすいと思うのだけれども、普通に歩行してきて、歩行で乗船されて、歩行で下船されるという場合は、なかなかどなたが車椅子なのかなと。持っていったはいいけれどもというようなことで、私ですと言ってくれれば一番いいのだけれども、なかなか難しい面もあろうと思います、現実的には。何らかの基準、目安があって、いちいちそれを役場の、あるいは職員のほうで東海汽船に連絡して依頼するというのもなかなかどうかなと思いますけれども、(株)ＴＯＳＨＩＭＡの事務所のほうで、本日こういう方が体の具合が悪いとか、あるいは歩行に支障があるということなので、お迎えいただければありがたいと。送迎ですね。降りて、待合所で休んで、ジェットならジェット船に乗り換える、または送っていただくというところまで手配していただければということの要望なのですが、住民にも分かりやすく安心感が与えられるような対応はどうしたらいいのかということを含めて会社とのほうとも詰めていただければなと思うのです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど私が確認すると言ったのは、現状どういった運用になっているかというのをまず確認をしたいというところと、桟橋の距離が長いから送迎してほしいという要望というのは重々分かるのかなというところなのですけれども、ただ私のほうでちょっと難しいかなと思うのは、そこで働いている人間のマンパワーの問題もあったりとかしますので、要望としては東海汽船に要望するという形になるのかもしれないのですけれども、現実的にそこで働いている人数の関係だとか、そういったことも当然あると思いますので、今すぐここでできます、できないというのは、私のほうからは言えませんので、まずどういう運用になっているのかというところは確認したいと思っています。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、この報告についてはこれで終了いたします。

◎日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程第16、議案第63号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　129ページをお開きください。

議案第63号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）。

令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６億6,116万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億3,609万円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　よろしくお願いします。131ページ、ＰＤＦですと133ページですが、令和５年度一般会計補正予算（第３号）の概要についてご説明申し上げます。

概要でございます。歳入では、普通交付税の額が確定したことにより1,930万6,000円の増額、焼却施設建設事業に係る廃棄物処理施設整備補助金7,500万円及び一般廃棄物処理事業債４億5,000万円、各事業に係る補助金の精査により減額を計上いたしました。また、前年度からの繰越金として9,311万8,000円の計上を行っております。

歳出では、前年度繰越金から財政調整基金に1,000万円、庁舎建設基金に6,000万円を計上しております。今年度実施事業について、事業完了に伴う不用額の減額及び実施見込みのない事業について減額の計上を行っているところでございます。その他、人件費の実態に合わせた補正、いわゆる新陳代謝と呼ばれるようなことを行っております。

概要としては以上になります。その下の補正予算の額、それぞれ歳入歳出の各款によって表が述べられてございます。補正予算事業、ページをめくりまして、132ページを御覧ください。補正予算の事業の中で主要なものについてご説明申し上げます。

①でございます。利島村100周年の企画委託料についてでございますが、こちらのほうが144万1,000円、153ページの中段にございますが、こちらのほうは事業が完了したことにより不用額を減額しております。

②、複合型サテライトオフィス建設支援設計委託、こちらのほうが2,700万9,000円、こちらのほうを減額してございます。内容といたしましては、今年度実施する基本計画、基本設計、導入ソリューション検討等に係る委託費が確定したことによる不用分を減額することとなっております。

３番目でございます。サステナブル住宅建設基本計画策定委託、こちらのほうも220万1,000円、こちらを減額させていただいております。本委託は、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業採択前に実施する必要があった分であり、額が確定したことによる不用分を減額しているところでございます。

４番目、財政調整基金への積立金でございます。こちらは、先ほど概要でも申したとおり1,000万円計上しているところでございます。将来的な普通建設事業等のために1,000万円を基金に積むこと

となっています。

⑤でございます。庁舎建設基金の積立金でございます。こちらは6,000万円となっておりまして、将来的な庁舎建て替えのために6,000万円基金を積むこととさせていただいております。

６番目、地方共通納税システム対応委託費、こちらは583万円減額となっています。今年度委託費が確定したことにより減額しております。

７番目、戸籍システム符号取得関連作業、こちらのほうは552万2,000円減額となっています。本改修については、次年度実施となったため、皆減してございます。

８番目、乳幼児医療システム導入委託費、こちらのほうも660万円減額となっています。システム導入について精査を行った結果、導入しないこととなったため、皆減をしてございます。

９番目でございます。焼却施設建設工事施工管理委託、こちらのほうが1,265万円の減額となっています。焼却施設建設工事を今年度実施しないため、皆減とさせていただいています。

10番目として、焼却施設建設工事について６億円の減額となっております。こちらのほうは、焼却施設建設工事を今年度実施しないこととなったため、皆減をさせていただいているといったところでございます。

11番目として、椿産業スマート農業実証準備業務委託についてでございますが、こちらは371万円の減額となっています。今年度の委託費が確定したことにより減額というふうになっております。

12番目、薬剤散布の委託費でございます。こちらは405万7,000円減額となっております。こちらにつきましても、今年度の事業が完了したため、不用額を減額させていただいているといったところでございます。

13番目、こちらは公園施設除草清掃委託料でございますが、284万円の減額、こちらにつきましては今年度の委託費用が確定したことにより減額させていただいているということになっています。

14番目、道路清掃管理委託料、こちらのほうは299万円減額となっています。今年度の委託費用が確定したことにより、こちらも減額させていただいております。

15番目、道路無電柱化詳細設計業務について1,200万円の減額とさせていただいております。こちらにつきましては、今年度の委託費用が確定したことにより減額となっております。

16番目、移住定住促進住宅擁壁設計委託、こちらのほうは612万7,000円の減額となっております。擁壁設計委託が不用となったため、皆減されております。

17番目、統合型校務支援システム委託料、こちらのほうは115万円の減額となっております。東京都の共同調達により、今年度の導入費用については東京都の負担となったため、皆減させていただいているといったところでございます。

また、最後、18番目ですが、予備費のほうで500万円増額させていただいていると。こちらにつきましては、閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に掲載される物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金について、早期予算化が求められており、国から交付金額を目安に予備費

に計上しているところでございます。

概要については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いいたします。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２番のサテライトオフィスの2,700万円の戻しですが、不用分とありますが、そこでですが、委託費は総額幾らだったのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今回の補正の減額後の委託費は5,226万円ほどでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　すみません。5,627万6,000円です。失礼しました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは総額の何％ぐらいなのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現在見込んでいる総事業費に対して大体１割程度と考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　ごめんなさい。１割ではない。もう一回調べます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　8,300万円あって、5,600万円使って2,700万円戻すということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　幾つかありますけれども、取っかかりで今のに関連して、そこからお伺いしてまいります。

総事業費は５億円ですよね。総事業費といいますか、建築費といいますか、施設費は。５億円について、当初では8,300万円、設計委託料を計上した。これは何％かということだったのだろうと思うのです、そもそもの質問は。設計費というのは、大体基準が決まっているのです、金額で。どのくらいの金額の建物については、何％が設計費だよと。概算です。分厚い建設業者が使っている単価簿がありますけれども、単価基準表が。それはともかく、それではあらかじめお伺いしますけれども、事業費はお幾らですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現時点での見込みでございますが、約５億円を見込んでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　現時点でのいつから５億円ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

いつから５億円を見込んでいるか。大体６月頃から見込んでおります。当初では大体４億8,000万円ぐらいを見込んでいたのですけれども、若干物価高騰等がありまして、現時点で５億円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ほぼ今日減額するまでは４億8,000万円ないし５億円、これに対して設計費は8,300万円計上したのですね。そういうことでしょう。これはちなみに何％ぐらいに相当するのか。どこからこういう計算が出たのですか、8,300万円というのは。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

業者に見積りを取って、その見積りから算出した額になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、これを割り返した金額、そのパーセンテージが設計費ということではなくて、４億8,000万円ないし５億円近い施設を造るのだが、それに対する設計費は幾らですかとお伺いしたら、8,300万円だと言われたから8,300万円計上したと、こういうことですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

設計及び支援委託という形になっておりますので、設計費だけではなくて、その建物自体の事業構想等の委託費も入ってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、設計費は幾らですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

建物と土地の擁壁等の設計で大体1,000万円ほどでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、あとの7,300万円が何か支援事業費ですか。その中身は何ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

補正後の額でお話しさせていただきますけれども、残り大体4,500万円ほどになりますが、そちらに関しては、事業構想、事業計画の委託費になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あと2,500万円は何ですか。7,000万円のうち、あと2,500万円。

〔「補正で落とした」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　落としたのはいいのです。落としたのは、後から落とすのでしょうから。

〔「5,000万円しか今使っていない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　違う。そうではないのです、聞いているのは。もともと設計費だか何だか分かりませんけれども、8,300万円組んだのでしょう。その内訳を聞いているのです。そのうちかからなくなったから、2,300万円だか2,700万円だか、それはそれでいいのです。仕事をやらなくなったのか、安くなったのか知りませんけれども。8,300万円自体の内訳を聞いているのです。そうしたら設計費が1,000万円だという。残余が7,300万円あるでしょう。そのうちの4,500万円が今言った説明です、基本構想費だか、計画費だか。あとの2,500万円は何ですかと。何で計上したのですかと、こう聞いているのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えさせていただいたのは、補正後の額でお答えさせていただいておりました。現在１号補正での額の質問だということで、１号補正で計上していた基本設計及び実施設計額は……ごめんなさい。ちょっと一回整理させてもらっていいですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　すみません。お待たせしました。

当初及び１号補正で計上している設計額が大体1,200万円ほどでございます。先ほど申し上げた基本構想及び基本計画で大体5,400万円ほど、残りはプロジェクトのマネジメントというところで1,600万円を計上しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、そのうちどれが2,700万円安くなったのですか。どこを引いたのか。全体でこれとこれを足して足して2,700万円になったのか、あるいは基本計画のうちの5,400万円は2,700万円ですなのか。足して足して、足した金額は、３つとも足して2,700万円ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

基本構想と基本計画のところで大体2,000万円弱ほどで、設計部分で大体400万円ほどが安くなっ

ているというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、私ちょっと聞いた途端に驚いているのですけれども、５億円近い建物を幾つ。３つ造るか２つ造るかは別にして、いずれにしても５億円近い事業の中で設計費がそもそも1,000万円というのは理解しがたいのですけれども、１件はできているから、設計の必要はないというのかどうか分かりませんけれども、さらに400万円引いて600万円で、あとの２つの建物は。幾つぐらい造るのか。大体幾つ造るのですか、この建物。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

いろいろ説明させていただいたとは思っていたのですけれども、施設に関しては、３つ造るというか、１か所は、先日の一般質問でもお話しさせていただいたとおり、古民家をリノベーションするという形なので、今あるものをリノベーション、新規に２つの施設を造る予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ここでやらないと分からないので、お伺いしているのですけれども、分かる機会がないだろうと思って、少なくとも５億円の事業をやるのですよね。設計から推定する限りでは、建物の建築費が５億円というのに対して600万円でできるとはとても思えないのですけれども、設計できるとは思えないのだけれども、この５億円の中には、中身は何が入っているのですか。建物は大したことなくて、５億円とはいうものの、建物の設計に関するものはせいぜい2,000万円かそこらで、あとの4,800万円ぐらいというのは、施設費だとか何だとか、あるいは何の工事費だか分かりませんけれども、どういうことなのですか、この３Ｃ事業のこれは。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

建物を１棟リノベーション、２つ建築以外にかかる費用としては、その各施設に導入するソリューションの費用とか、あと水循環システム等の導入も考えておりますので、その辺も含まれてくると考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　雑駁過ぎる説明なので、気を遣わざるを得ないのですけれども、何も逐一、電気の傘は幾つつける、電灯は幾つ、照明は幾つつける、そんなことは聞いていませんけれども、あまりにも大きい金額ですよね、５億円というと。それで、水の浄化施設、そこでトレーラーでやっていることなのかもしれませんけれども、それにしても、どんな機械、施設にするのか分からないけれども、どんな建物を造るのか知らないけれども、それにしては設計費が600万円というのは納得いかぬ。わけが分からない。ちなみに建物は幾らですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現時点で、基本設計等をやっているところでまだ実施設計に及んでいないため、建物が幾らというところは正確に申し上げることができません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、５億円に対して説明できるものというのは何ですか。水は分かりました、循環装置は。建物は分からないと。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

正確には答えられないというお話をさせていただいたのですけれども、超概算の見積りというのはいただいておりまして、そこからはじき出した金額が大体５億円ぐらいというところになってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　はじき出した金額なのだけれども、その建物は幾らになるか分からぬと。早々と1,000万円の建築設計費については400万円減額したと。大丈夫ですか、分からないうちに減額して。必要だと言われたら増額するのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度実施する委託に関しての額が決まったという書き方をさせていただいておりますので、今

年度必要な費用に関しては、もう額は決まっているので、今の時点で減額して問題ないと判断しました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　よく分からない、考え方が。今年度やるのはここまでだよと。そうすると、そもそも8,300万円予算計上したけれども、今年度はやりませんと。この先が分からないなと。建物も幾らかかるか分かりませんと。全てこの先ですと。分かっているのは5,000万円ですと。東京都の補助金は600万円ですか。これは内諾を取ってあると。中身は分かりませんと言われても、建物は分からない。水の浄化装置については、これも１億円もかかるとは思えないけれども、分からないけれども、こういう計画ですか、今のところ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、建築する工事費用に関しては概算で一応見積りは得ているところです。ですが、今まだ実施設計を行っていない段階なので、まだ正確にはお示しすることができませんというお話です。設計費用が何か安いというお話がありますけれども、今年度実施している設計に関しては、古民家の部分のリノベーションと、あと新規に建てる平屋の施設の設計でございまして、来年度その横に建てる２階建ての施設の設計を行う予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　といいますと、ここでは５億円とは言ったものの、来年またそれらを造るために幾ら出てくるか分からないですね、まだ。設計費も分からないと。事業費も分からない。概算といいますけれども、私はこういう立場で今聞いているのです。村がどういう計画で、どういう積算をして8,000万円の計算ができて、あるいは５億円の計算ができたのだと。というのは、それに基づいて東京都に申請したと思うのです。それによって、内諾が2,400万円ですか、何がしか東京都が内示してきたと。東京都が、何が何だか分からないけれども、ではこのくらいしましょうみたいな丼勘定をやるとは思えない。村のしっかりとした総合計画です、この施設に対する総体的な。来年やろうが、今年やろうが、５億円だけはもう出ている、今年度予算で。出たのでしょう。

〔「出ていないですよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　総事業費か。来年やる事業費か。

〔「概算の総事業費が5,000万円」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ああ、そうか。今年やるわけではないから。それはごめんなさい。撤回します。5,000万円の事業計画を申請したと。それは来年度やる事業で、予算にのっかってくるのでしょう、来年の。それは来年審議すればいいではないかということになろうかと思うのですけれども、皆さんの好きな言葉からすれば、今年の補正予算ではないという。ただ、設計費だか何だか絡んでいるから、お伺いしていますけれども、そもそもその5,000万円というのが、先ほど聞きましたけれども、来年の事業なのだけれども、そもそも申請したのは今年度申請したわけだよね、4,800万円だか、5,000万円だか。そうしたら、今年度東京都が内示してきたわけだ、２億4,600万円を。これを担保として来年予算計上するのでしょう、５億円近い、あるいは５億円を。事業費は５億円だと言っているのだから。これも架空の話ではないのでしょう。東京都は、それに合わせて補助金を決めてきていると思うのだ。５億円と言ったけれども、これも分からないのか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

５億円と見込んでいる部分と東京都の補助金の件でございますが、その補助金を申請する際に概算見積りから総額を出して、それを基に東京都のほうに申請しているところです。先ほども申し上げましたけれども、概算の段階では大体当初は４億8,000万円ぐらいで、現在５億円ぐらいかかるかなというところで５億円を見込んでいるという回答をさせていただいているところでございます。この事業に関しては、再三申し上げているとおり、来年ではなくて再来年までかかる３か年の事業になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　３か年であれ、５か年であれ、総事業費としては５億円なのでしょう、見込んでいるのは。今年何をやって、来年何をやって、再来年何やって完成する、あるいは４年後に完成するのか分かりませんけれども、この総事業費が５億円なのでしょう、今見込んでいるのは。そういうことで申請したのでしょう。年次は、５か年かかるか３か年かかるか別として、そういう事業ではないのですか。取りあえず今年の計画はここまでで、来年の６年度の計画は５億円を予定しているとか、３億円を予定しているとか、それに対して東京都は２億4,600万円の補助金を内示してきたと。それで、総事業費ではないのだと、これは。さらに上積みが行くのだと、年次、年度によって。３年間だから、５年度は幾らまでやるけれども、６年度にまた別に予算を計上するのだと。５年度にやる事業はここまで、６年度にやる事業はここまで、そういうことで完成までには一体幾らかかるのだと、見込みで。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

再三申し上げているとおり、現時点で５億円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこで伺いたいのです。これは、村長がいいかもしれません、実務関係ではなくて。村長、今見込みを私はわざわざ聞いたのだけれども、この積算したのが今年の４月だか６月なのです。少なくとも現在５億円なのです、想定している額は。しかも、決まったことは、東京都が２億4,600万円、補助金を内示してきていると。ここまでが今日だと。いまだに５億円の範疇を超えていないと、計画の中で。これが万一、そんなことはあるかないか分かりませんけれども、焼却場のごとく、ああは言ったけれども、５億円の予定だったのだけれども、そのうち造るうちに今年は行くかなと思ったら、いや、６億円だと。言わせれば、この予算、事業費というのは青天井だと。幾らになるか分からないと、このご時世で。そのたびに設計費も当然くっついて上がってくるでしょう。調査費も上がるでしょう、基本構想だか計画だか知りませんけれども。事業総額が幾らになるか分からない状況の中で、青天井の状況の中で焼却場はさすがにやめましたね。建築をやめたとは言わないけれども、予算上はやめました。我々議会とすれば、そういう認識、前提の下にこの予算を審議し、可否決するということになろうかと思うのですけれども、どこまでやる考えでいますか。５億円だからやるのだけれども、７億円になったら、これは考えると。あるいは、皆さんお得意かもしれんけれども、それはそのとき考えるということなのかもしれません。取りあえず青天井ですか、そうは言ったものの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員のほうから、焼却施設、それと今のサテライトオフィスの比較といいますか、焼却施設のようなことを懸念されて質問されているのかなというところですが、私の中では似て非なるものだというふうな考えでございます。建物の構造等もまず全然違うと、規模も含めて。というのと、あとサテライトオフィスに関しましては、先日の一般質問の中でもありましたが、東京都の３Ｃ事業ということで、現在知事の所信の中でも述べられているとおりで、子育て支援等にかなり積極的であると。そういったこともあり、当該東京都からの支援、財源もあり、積極的に進めていくといったところで、それに足並みをそろえる形で事業を進めていくというところでございます。当然それが10倍、20倍になったら利島村の規模ではなかなか難しいとは思いつつ、進行管理に関しては、所管のほうで日々ウェブ会議等でコミュニケーションを取っておりますので、進んではいると。私もちょこちょこ会議に参加しておりますが、進んでいるといったところです。一番大

きな今後の課題といいますか、次年度からの話になってきますが、詳細設計が上がり、積算が出てきて、あと工事業者に実際に細かい見積りというところになってきた段階で、今の時代の流れでいくと、もしかしたら大きな金額の乖離があるのかなということも予想されなくはないですが、それらも含めて東京都に相談はしていきたいなというふうに考えております。基本的には、先日の知事との意見交換の中でも述べさせてもらいましたが、非常に外部からの評価は高い事業かなというふうな認識でおります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　外部からの評価も大事でしょうけれども、内部。内部というのは島内です。マスコミの評価が幾ら高くても、それだけでは栄えないだろうと思いますし、やっぱり地に着いた施策ということになれば、一遍に未来が来るわけではありませんから、私は今どういうことなのかということが取りあえず大事だという視点で、また申し上げますけれども、将来についての構想についてはまた意見を述べさせてもらいますけれども、差し詰め今の状況の中で、やがて取りかかっていくだろう、実現化していくだろう、その取組についての視点で伺っているわけですが、今の村長のお話によると、10倍、20倍といったら50億円、60億円です。利島村なら３つも４つも買える、予算では。そういうことではなくて、許容範囲というのは考えていますかと。

それで、東京都の知事のご支援をという話がつながって応援いただいていますというのですけれども、数字というのは残酷なもので、５億円に対して半額以下です。約半額だ。50％。東京都の施策であるなら、少なくとも75％以上の支援が欲しいと思うのです。それが１つ。本村が２億6,000万円の持ち出しをやるわけです。どこから持ってくるか分かりませんけれども、５億円をやるためには。これが先ほど言いました７億円になってきたら４億円ぐらい東京都は応援してくれるのかと。それにしても３億円の持ち出しだ。そういうことで伺ったわけです、青天井という意味は。現実的にニュアンスが違うと言ったけれども、このご時世で利島だけが特別な雰囲気ではない。ある意味では、逆に言えば特別な雰囲気です。あちらこちらで建設だとか物価が上がって、おっしゃるとおり想定されるのです。ですから、私は聞いているのです。これ今年の３月だか５月だか、その間ぐらいの見積りだというのだから。それが来年、再来年まで続くのでしょう。

焼却場は僅か１年足らずで12億円になったのです。どうしてもその辺は敏感というか、頭に置かざるを得なくなってくるのです。そういう意味で、総なめ的に私は一口で青天井で制限なくやるのですかと。青天井と言ったから、10倍、30倍になるとは思っていません。そんなもの、やりたくたってできるわけないではないですか、この建物を造るのに50億円かかりますといっても。もうちょっと地に着いた話をしましょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　財源の話と関連しておりまして、当然自分たちの財政のやりくり等もありますので、確定的なことが述べられないなといったところであります。当然ほかの事業との兼ね合いもありますので、その辺りは見ながら考えていきたいなと思います。現状あくまで概算になってしまって、いろいろなものの影響は受ける可能性はあるといった中で、今調整をしていくところでいくと、外部の建物だけでなく、先日も所管のほうから説明しましたソリューションということで、中のもの、入れていくものに関しても精査の対象になってくるのかなと。もし金額の調整になってくればということも含めて、みんなで検討していけたらなというふうに考えております。特に金額的なラインを引いていると。基準的には、現状当初では５億円なのだけれどもというところまでしかお話しできないかなといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　財源問題は、一応そうだとすれば脇に置きましょうか。私は、この施設について何回も述べてきているのですけれども、先般の石野議員に対する答弁書を改めて読ませてもらいました。それを見ると、ばら色を描いて、希望といいますか、夢物語のような未来を見据えたと言えばそれまでですけれども、るる述べられています。ところが、これは無料なのですね、利用料が。そうしますと、１人来ようが、全然ゼロであろうがと。希望だとか未来構想とすれば2,300人入るのです。しかし、これは2,300人入ろうが入るまいが、そんなものは関係ないです。造りさえすればいいと。ということは、造ることが目的なのだと。入るか入らないかは人次第と。いろいろ構想は書いてあります、18項目ぐらいに分けて。見ると、誠に結構というような感じも抱かないではありません。しかし、反面夢を見ているような感じもしないではない。それは、見解の相違というならそれまでです。だけれども、問題なのは、入っていてもいなくても誰も責任取らないのです、５億円もかけた建物が。どうでもいいのだ。しょせん見込んだだけで、入らないのはお客さんが悪いと。利用しない住民が悪いと。俺たちは、浄水施設も造ったし、テレビも置いたし、いろんな施設もセットしてあるのだと。いらっしゃいと。といって引っ張ってくるわけにいかない。

それで、石野議員はじめ他の議員からも、私もそうですけれども、述べて、これまでいろいろありますけれども、ある組織の人も言っています。私も書きました、質問書で。人の集まる場所は今３か所。村役場経営とは言いませんけれども、人様が集まれる場所は３つある、村内に。この上に４つできるわけだ、もう一個。そこだけが特別ですと。外部のお客さん、それはそうでしょう。住民ばかりではありません。将来は知りません。今島内に入ってくるお客さんというのは何人ぐらいいるのですか。観光客も利用できる、それはそうでしょう。赤ちゃんも利用できる、それはそうでしょう。１日に１人来ても２人来てもいいのだと。関係ない、もともと無料なのだから。そのために５億円、あるいはそれ以上かかってもやるよと。建てればそれでいいというものではない。電気も使えば、水もどうにかする。トイレの始末も、浄化槽とはいえ、やる。浄化槽は水道代が安いと

言うかもしれません。しかし、電気代ぐらいかかるでしょう。何よりも、いらっしゃいという人がいなければならない。空き家へどかどか入ったり出たりするわけにもいくまい。これも東京都が宝島といったって見るわけではないのでしょう。前にも言いましたけれども、施設というのは造るのは金出せばできます。どこでも困るのが、造って財産を抱えて、その管理で手間暇、金がかかる。これでみんな困るということになるわけだ。そのときには責任は誰も取らないと。それこそ公金、利島の金を２億6,000万円もかけて造った。あるいは、それ以上の金をかけて造った。しかし、猫も入らなくたって誰も責任取らないと。

私が言ったように、未来だけ夢見ていても、現実勤労福祉会館でどのくらいの人が入っているのか調べたといいます。あるいは、催物をやったりしてるのです、ボウリング大会だとか何とかってイベントを。私なんかも個人的には利用するけれども、人集めをやるかやらないか知りませんけれども、そのサンプルが交流会館であり、今はＪＡさんの施設です。何か造ることだけが目的で、それにくっつけてばら色に描いている。あとの責任、始末というのは全然ノータッチと。造ることが俺の目的だみたいな。そうとは書いていないのだ。造ればこうなるよって言っているわけだ。誠に結構ずくめ。赤ちゃんも子供もそこで遊べて、勉強もするかもしれない。確かに家庭で勉強しづらい環境もあるかもしれない。そのためにあそこまでわざわざ行くのかなと。何人ぐらいいるのだ、そういう人が。そういうのを考えたときに末恐ろしい気がするのです、この施設は。今ある。こう言ってはあれですけれども、ＪＡさんの施設があるのだから、こんな５億円もかけなくたって。あるいは、５億円のうち半分は東京だからいいよとしたとして、それがカットされたとしても２億6,000万円ある。私が言うように、住宅にするなり、他の施設にするなり、私は活用することをお勧めしたいと思うのです。金額もそういう意味で聞いたのです、これ青天井ですかと。今は５億円なんて言っているけれども、７億円になっても８億円になってもやるのかと、これを。それに見合って、東京都が、はい、分かりました、それではその分だけ助成金を増やしましょう、補助金を増やしましょうとでも言って、村の負担は依然として２億円程度だと。そうとでもなるならまだしも、それだって私は２億円なんていうのは多過ぎると思うけれども、これこそ金があるときにやったらいいのではないですか。ほかにやることあるのではないですか、２億円もかけるのだったら。２億6,000万円も費やすのだったら。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　村長に就任しまして、２年が経過しましたが、村長選挙の際に公約の一つとして子育て環境の充実といったことを掲げさせていただいておりまして、それに乗った形、それを実行するためにやっている施策だというところであります。そのためのものであり、一応それを評価していただいた形で今の仕事に就かせてもらっているというところであると。約束を実行しているという判断でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　状況によっては、確かに選挙公約かもしれませんけれども、そう言っては、蒸し返して恐縮ですけれども、前村長だってこども館を造ると言ったのです。太陽光もやると言いました。１か所かそこらやりました。現村長になって、水道もやったにはやったけれども、１か所教育委員会でやりました。住民の声を聞いたり、予算との関係を見たりする中では、俺が俺がというところでは、必ずしも住民に説明すればいいと思うのです。私に言わせれば、そこへ費やす金だったらば、どなたか議員からありましたけれども、学校の施設を補強するとか、保育園をどうするとか、公園をどうするとか、そういう金に使ったって喜ばれると思うのです。だって、さっき言ったように、その建物だか施設に何人の人が入るのだと。そんなのは関係ない。私の施策です、選挙公約ですと。しかも、造った後の始末が大変だ。始末と言うとあれだけれども、ランニングコストが。人を１人使えば300万円かそこら行くでしょう。しかも、340日稼働するのでしょう。１日１万円払ったら340万円です、単純に。それで、そこの職員がやることがない、誰も来ないとなったらどうするのですか。といって金払わないわけにはいかないと。誰も責任取らないと。確かに稼ぎの施設ではない。赤字だ、黒字だ、そんなのは関係ないのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご懸念もっともかなという部分もあります。そういった議論も内部でこれまで重ねてまいりました。ただ、利島村として100周年を先日迎えましたが、今後未来の話をしてもしようがないのではないかというご指摘もありましたが、やはり子供政策に特化していきたいと。これは、私の思いでもありますし、公約でもありますが、そういった中で生き残っていくために自治体として投資をしていくのだと。そのうちの一つだというところであり、当然青天井というわけでもないですし、進みながら調整し、先ほどの前村長のことのように、もしかしたらそういう立ち止まって振り返り、変えるということがないこともないと。今の時代、あるかもしれません。ただ、現状では財政的な支援もあると、ランニングコストは別にして。その中で、先ほど設計ではなく事業構想のお話があったかと思いますが、事業構想の中で、その運営形態、どういうことをやっていこうか、どういうふうな運用していこうかということも当然考えております。ソリューションといいますか、中身のことも含めてなのですけれども、そういったことも踏まえて、利島に今までにない、当初になかなかない施設、そういうのを目指してやっていきたいなと思います。当然ほかの施設との競合も考えておりますし、それとのすみ分けもしていかなければいけないです。確たるこうします、こうなりますというところが現状お示しできないところでありますが、大きな目標としてはそういうことで進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、この案件はこれ以上質問は控えますけれども、またの機会もあるでしょうけれども、期待するところは、今の村長の答弁を聞いていて青天井になることを期待しています。青天井ということは、６億円になる、７億円になる、とてもではないけれども、これでは駄目だと。焼却場は厳しかったけれども、要はその時点で新たに農協さんなら農協さんと話をして、今の子供の問題、赤ちゃんの問題、赤ちゃんと大人とが一緒になるかどうかというのはいろいろ懸念もあります。親子は別です。そういう意味で、赤ちゃんがそこで泣いているのに子供が行って勉強するって環境ができるのかなと、別部屋を造るのかどうか分かりませんけれども。そういうことが１つと、それからいらっしゃいという、人が集まりやすいようにするためには、これでもか、これでもか、こういうことも、こういうことも、ああいうこともというようなところは、そのたびに金がかかっていくと、施設整備費は。これこれこういうことで、映写室も必要だとか、音楽室もカラオケも必要。そうすると、それにまた金がかかると。何があるか分かりません。そういう点で、今それがこの村で必要なのかなという感じはします。そういうときに、今言うなら、農協さんなら農協さん、あるいは今持っているきんぷくならきんぷく、それぞれいろいろ言っていますけれども、交流会館なら交流会館、そこをそのような巧みな利用で工夫して対応して、そこで繁盛していると収容し切れない、対応し切れないとでもいったときに新たに考えても遅くはないだろうと思うのです。よその団体を言っては申し訳ないけれども、農協さんの施設だって結構人は来ません。結構来ませんという言い方はおかしいけれども、そんな毎日毎日にぎわっているわけではないと思う。しかし、人は常駐しているのです、職員が１人。あそこはすぐ近くだから、行ったり来たりできるのです。ここは、誰かを張りつけなければ、賃金でやるか会計年度でやるか知りませんけれども。この施策については、財政的に無理だということを本当に期待せざるを得ないのかなと。そこだけが頼りかなと。変な期待です、これ。造ったら時期尚早でとんでもないことになっていくのではないかなと。関係ないのだから、人が来ようが来まいが。誰も責任取らないと、そう思います。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　笹岡議員の続きというわけではないのですけれども、同じ建屋のことなのですけれども、そもそもの想定ってどういうことなのですか。例えば子供は、今後５年、10年と、地から湧いてくるように子供が増えてくるのだと。だから、こういう建物を造るのだという想定なのか。あるいは、移住定住を促進して若い人に来てもらうのだと。だから、その魅力づけのためにはこういう施設が必要なのだという想定なのか、どっちかお答えください。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　前田副議長のご質問にお答えします。

想定なのですけれども、子供が湧いてくることはないので、今いる子供たちに関しては、利島にこういう施設があったなという思い出を持って、成長して内地に出て、こういう施設があったから子育てしやすいよねと思ってUターンしてこれるような施設にしたいなというところと、あとはおっしゃったとおり、移住定住を見込んで、利島村にはこういう施設があるから、ぜひ行ってみようと思えるような施設を想定して今検討しているところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　そうすると、先に産業振興とか、そっちを考えていくべきではないかなと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　前田副委員長のご質問にお答えします。

産業振興に関しては、今並行して東京宝島サステナブル・アイランド創造事業で農業、漁業、それぞれ振興に取り組んでいるところでございます。この施設に関しても、早くて来年度中でもう一施設造る。敷地内に最後の２階建ての施設を造って、３年後にできるのですけれども、その頃には東京宝島サステナブル・アイランド創造事業で取り組むサステナブル住宅もできているというところも想定しているところでございます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　それでは、本日は定刻となりましたので、ここで終了し、月曜日、18日の９時半から開会したいと思いますので、お集まりくださいますようお願いいたします。

（午後　４時５７分）

令和５年第４回利島村議会定例会

議事日程第５号　　１２月１８日午前９時３０分開議

日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）
日程第１７　議案第６４号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）
日程第１８　議案第６５号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）
日程第１９　議案第６６号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第２０　議案第６７号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２１　議案第６８号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）
日程第２２　議案第６９号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

出席議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口	保　君
６番	寺　田	優　君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	村　山　将　人　君	副村長	菅　瀬　優　生　君
教育長	弟子丸　知　樹　君	総務課長・住民課長（兼務）	榎　本　雅　仁　君
環境建設課長	上　野　崇　君	会計管理課長	出　口　貴　司　君
産業観光課長	荻　野　了　君	総務課主幹	隅　智　孝　君
代表監査委員	村　上　勝　巳　君		

職務のため出席した事務局職員

課長補佐	入　恵　子	書　記	五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　おはようございます。定刻となりましたので、令和５年第４回利島村議会定例会最終日を開会いたします。

◎日程第１６　議案第６３号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　本日は、議案第63号の一般会計補正予算の審議を続けていきたいと思います。

質問のほうから行ってください。質問のある方は挙手をお願いいたします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　金曜日の休会までの最後の段階で、補正予算に関して３Ｃ事業についてお伺いしてきた途中なのですけれども、今日は、この間は基本構想、基本何とかという、要するに基本設計に関するその他調査費を含めた内容の8,300万円について2,700万円の減額があるということで5,600万円が歳出されていると。計上されているというようなことでお伺いして、その内訳までお伺いしてきたところなのですけれども、今日はこの５億円という需用費で、この仕様書とまでは言いませんけれども、計画の内容について、できれば数値を含めてお伺いしたい。なおかつ、できれば口頭ではなくて書面で頂ければありがたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　資料に関しましては、今手元にございませんので、後日改めてお示ししたいと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　手元になくても、もう出来上がっているわけでしょう。東京都に申請はしたのでしょう、事業計画を。したがって、２億4,600万円ですか、その補助金が内示されてきている。そのために5,600万円を使ったのか使わないのか、それはともかくとして、やみくもにただ５億円、補助金くださいよと申請したということではなかろうと。東京都は、何だか知らないけれども、５億円ですか、ああ、そうですか、それではそのうちの２億数千万円を補助しましょうということでもないだろうと思うのです。ですから、当然今ここにないにしてもその申請書類はあると思うので

す、事業計画、いわゆる5,600万円と計画した書面が。それの提出をいただきたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　今ですか。

○３番（笹岡壽一君）　今って、今審議しているのですけれども。午後からでもいいですけれども、私は今でもいいと思うのです。もう既にあるのだろうと思うのです。それをコピーするだけでしょう。10分もあったらできるのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　資料がなくはないと。あるとは思います。ただ、それを東京都、もしくは見積り業者さんとの兼ね合いもありますので、議場の場でお示しできるかどうかという確認に時間を要するということで、後日改めてお示しできたらなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、本来ならこういう計画で、こういうことで東京都に申請するというのが普通の考えだろうと思うのです。業者の秘密を守る、承諾を取る、場合によっては、都は公務関係同士ですから、その段階でどうして２億4,600万円の補助金がついたのか、そんなことは聞いていません。東京都の採用したものについて、我々がその理由は何ですかなんていう、それはただす立場でもありませんし、場所でもないと。それぐらいは心得ています。ただ、申請したのは、村が申請したのでしょう。どういう申請をしたのでしょう。それすら公開できないと。私は、その辺が何かすごく秘密ばかりで、全てがそうですね、最近。結果が出てからお知らせしますみたいな、その辺が今までの行政と違うのではないかという感じはしているのです。全て決まってから。前にもそうです。椿油工場についても、10月に決まるので、それから公開しますと。いまだに公開されてないけれども、場所すらまだ。決まったのか決まらないのか知りませんけれども、椿油は後でやりますけれども、どうしてお示しできない。承諾を取るのですか。業者の許可を一々取ると。村の事業でしょう。業者の事業ではないでしょう。それを議会にも公表できないと。出来上がったらお知らせしますみたいな。道路工事でいえば、道路工事やります。３億円です、どこへ道路をどう引っ張るのだか分からないと。できたらお知らせしますと、こういう道路を造りましたと。その辺で、どうも最近秘密、秘密で、業者の許可だの、誰々の許可だの、村の事業ではないですか。我々は村の事業として、村の予算を審議する上で必要だから聞いているのです。秘密の理由って何ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　秘密と言いますが、公式の場で、ユーチューブを通して細かい金額的なところのお示しするのを控えさせていただきたいと。別の場で、改めて議員の皆様には、今協議中で、数字がまだ変動する可能性があるものを含めてお示しできたらなというところでありまして、この

場で示すのを控えたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それって議会なのか協議会なのか知りませんけれども、秘密会なのか何か知りませんけれども、それだったらそれを先にやらなければどうにも進まないです。何を造るのだか全然分からないまま。そこから協議会になるのだか、秘密会になるのだか、そこなら示せるけれども、ユーチューブが入っている段階では公表できませんと。東京都あたりではどういう都議会対策をしているか知りませんけれども、国だって何だって、普通はもう各報道、マスコミが入る中でぼんぼん、ぼんぼんやっているのです。もちろん報道されないところはあるでしょう。どういう関係になっているのか。業者とどういう態度で臨んでいるのか。私は、さっき言ったように、東京都が何でこういう補助金をつけたのか、そこを質問なんてしないのです。それは、東京都からもう既に報告しているではないですか。秘密も何も、２億4,600円、内示として来ています。この内訳は何だなんて聞いていないのです、理由は。あと残ったのは業者だけです。

○議長（寺田　優君）　何を知りたいのですか。

○３番（笹岡壽一君）　５億円の事業の中身が全然分かりませんと、何に幾ら使うのか。既に5,600万円、払ったか払わないか知りませんけれども、事業を発注したのかしないのか、その事業は完成したのかどうか分かりませんけれども、これからやるのだかどうだか、いずれにしても５億円の内訳の計画はもう出ているのでしょう、何々に幾らかかりそうだと。逐一玄関の先の何々が幾らですかとか、そんなことは聞いていない。５億円のうちの主立った事業です。どこにそれだけかかるのだと。例えば建物が何棟で幾ら、この間もちょっと言っていましたけれども、浄水施設を１基造るのだか、５基造るのだか、10基造るのだか分かりませんけれども、何も分かっていない。分かっているのは行政だけでしょう。行政すら分からないというのはおかしなものだ。それが全く公開されていないということです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

事業の構想等については、一般質問でお答えしているところでございます。５億円の内訳の件だと思いますが、本年度に関しては先日お示ししたとおりでございます。令和６年度に関しては、現時点、事業構想段階での概算の見積りではございますが、令和６年度基本構想、基本計画等で大体2,000万円、基本設計、実施設計等、２階建ての施設の設計費になりますが、大体400万円ほどで、まだ実施設計等を行っていないので、本当に概算の形にはなりますが、今残っている古民家と新規に建てる施設の１つを合わせて、建築工事で大体9,500万円ほどを見込んでいるところです。施工管理に関しては、大体700万円ほどを考えてございます。古民家に導入するもの、あとは平屋施設、令

和６年度に建設する施設に導入するシステム機器等の導入費用で大体9,000万円ほどで、本事業のプロジェクトの管理委託として3,000万円ほどを見込んでおります。

令和７年度に関してでございますが、施設全体の外構工事で大体1,600万円ほど、母屋の横に建てる２階建ての施設の建築費用で大体6,000万円ほど、施工管理で400万円ほど、その２階建ての施設に導入するシステム機器等に関して大体3,000万円ほど、令和７年度に係るプロジェクトマネジメントというところで大体2,600万円ほどを見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あるではないですか。それをプリントして配ってくれませんか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　資料のほうは、調整をしてお配りしたいなと思っております。ちょっとお時間をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今既に発表されているのです、数値がここで、村長がユーチューブとは言っていたけれども。それは、私はそうあるべきだと思うし、何も今発表したことについてとがめもしないのです。それが現在までの５億円の大まかな申請してきた内訳なのですね、今ここで所管職員から述べられたことが。これがもうコンピューターに入っているわけですから、ただそれを印刷すれば済むのでしょう。これには10分も15分も調整は要らないのです。後で調整があるならやってください。だって、まだ未定なのだ。予算事業で、確定ではないのでしょう。ただ、東京都は認定したのだよね。東京都は、今の数値をもって、総額幾らだけれども、都としてはこうしましょうと。だから、内定したのでしょう。内示してきたのだ。だから、このままいけば、その計画どおり、東京都が認定したとおり事業が進まなければならないのです、都とすれば。私はそう思う、東京都の職員ではないけれども。違うなら違うと。変化するなら変化すると。そこまで一々東京都がチェックするかどうかは知りません。そのために補助金がどのくらい変更するのか分かりません。上がれば上がったなりに面倒見てくれるのか。下がればカットするかもしれないけれども。そういうことを言っているのではないのです。今のそのプリント、コンピューターに入っているのだから、あと印刷機にかけるだけでしょうと言っているわけだ。この後の調整はどうでもいいのです。あるでしょう。そしてまた、東京都にその旨申請するのでしょう、するかしないか知りませんけれども。それは余計なことだけれども。違うのですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　一言付け加えさせていただきます。調整というのは、東京都との調整ではなくて、当然資料をお出しする以上は誤解があってはいけないというのもありますので、書き方というか、その示し方をちょっと我々のほうで調整をして、しっかりした資料をお渡ししたいということでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは後に伺います。今述べられたこと、ここで何々が幾ら、何々が幾ら、これをプリントしていただければ結構なのです。後日、大枠の調整があるのか、微調整があるのか知りませんけれども、それはそのときにそうしてください。予算だってそうなのです。補正というのはそうです。当初予算で決める、本当はそれでやればいいのです、１年間。そういう目的で当初予算を組む、１年間やりますと。ところが、途中で事情の変化によって、毎月とは言いませんけれども、何回かにわたって予算の追加やら削減やらするわけだ。それが調整です、ある意味では。言葉で言えば、名前は補正予算といいますけれども、それはそれでやればいいのです。今は、今ここで述べられたことをプリントして提出してくださいと、こう言っているにすぎないのです。あとは後でやりましょう、調整した後は調整した後で。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　繰り返しになりますけれども、調整というのは、ドックとの調整ではなくて、資料を作るための中身の確認だとか、そこをちょっとお時間いただきたいと伝えているつもりでございます。もし今日だということであるならば、今すぐではなくて、ちょっとお時間をいただきたいなと思っています。当然その資料をお出しする以上は、我々も役場としてしっかりと確認を取らないといけないので、今すぐここでというわけにいかないので、お時間を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私と行政でそごがあるような気がします。というのは、今口頭で報告したもののメモというか、記録はあるのです。記憶ではないと思うのです。資料はあるわけです、村に。これが、まず発表はしたのだけれども、何か問題があるかもしれないと。問題があるかないか知りませんけれども、発表してしまっているのです、もう。あるかないか知りません。あるかもしれないからと。そうすると、今発表した数字はどうなるのだということです。あれはいいかげんだとい

うことになる。私が質問して、記録されていれば、あれが現在までのデータです、今後調整するかしないかはともかく。私が、ああ、そうですかと聞いたら、あれが固定的にもう決まってしまうのです、取りあえず今所管職員が述べられたあの数値は。あと後日、ああは言ったけれども、その後精査してみたところ、この辺がこうで、ああで変わりましたとか、それは後日のことです。調整をしてください、するのであれば。それはそれでやってください。否定はしません。今ある数値を出してくださいと。議会が信用できませんか。不安ですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　繰り返しになりますけれども、お出しする以上は、一応我々も確認をしてお渡ししたいので、その時間を頂戴したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もうそれ一点張りで行くしかないのだろうと思うのです、言い出したら。確認、確認、何度申しましても同じことの繰り返しと言うしかない。もう道が閉ざされたと思うのです、それしかもうないと。繰り返しになります、繰り返しになりますということで。逆に言うと、私が言うのもへんてこなものだけれども、これが変わってしまったらどうするのだということになるわけだ。さっきも繰り返しだ、繰り返しだと言ったのだけれども、質問していくうちに変わった答弁が出てくると。これはできないでしょうね、恐らく。私が行政の立場をおもんぱかってみればです。だけれども、社会的というか、議会的には、ならばそれを精査してください、それでなければ進めませんと、この議案は。どうなるのだか、さっき報告を聞いた。例えば建築費が３万円だと仮にします。だけれども、本当に３万円なのだか４万円なのだか確認しなければならぬと。あれは確認した数字ではないということです、さっき述べたのは。これが、ユーチューブが怖いと言うかもしれないけれども、ユーチューブで流れてしまっている、もう。我々議会も、メモはしなかったですけれども、もうあれが固定的な数値として固まってしまっているのです。だから、変わるなら変わって結構ですよと。それは否定しません。今述べた数字は、幹部会で皆さんが承知した数字ではないのですか。東京都もそうではないのですか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　その数字のいかんではなくて、内容のいかんではなくて、お出しする資料をどう整えるかというだけの話を今しております。そのためにお時間を頂戴したいと思っております。先ほど議員のほうからも、これがないと今後進めないということも今お伺いしました。再三お伺いしましたので、そこについてはその趣旨を踏まえて資料として整えたいなと。そのための時間

を頂戴したいということでございます。

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩に入ります。

（休憩　午前　９時５６分）

（再開　午前１０時３５分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、皆さんが、議長もそうでしょうけれども、気にされるようなことが、今年度この本予算でやるのは１億100万円ですか。１億円で、あと残余については今年度事業ではないので、この補正予算に関係ないという認識をされるかもしれませんけれども、私はそうではなくて、今やっていること自身が７年度まで事実上継続するのです。その基礎、基といいますか、ですから５億円と。これだと本年度１億円だけですよと、100万単位は除いて。それで、来年度が１億3,600万円と。７年度が１億900万円、右のほうを除いて。ということで、左右を合わせまして、チャイルドとコミュニティーと合わせますと約５億円になるのですか、かれこれ。そういう数値ですよね。それで、これは一体のものであるということで、そういう立場でお伺いしてきているわけですけれども、紙に書いてあるのは１億円であり、3,300万円だということにこだわっているわけではないです。そもそもといいますか、これだけの金をかけて、この間も申し上げましたように、既に今年度の補正の中で処理されるべきものが本予算を含めて無駄にならない。例えばやめたといった場合、おとといでしたか、昨日でしたか、村長が青天井では必ずしもないというようなことを申し述べられていて、その辺が一つの頼りになるわけですけれども、無駄にならないだろうということは土地の造成工事だけでしょう。あとは、そこを造成した後に何を造るのかということによって大きく変動するのだろうと思うのです。以下６年度も、７年度についても、それが連動していくということになると思うのです。そういうことで、造成費に5,100万円かかるということで、１つは分かります。やれば、来年度は、もろもろ工事はありますけれども、136億円と。こちらのほうのチャイルドのほうです。

そこでお伺いしたいのですけれども、このチャイルド、確かに名目は今まで説明を受けてきていますけれども、高齢者は除いていますと。要するにＣのうちの１個は日本語ですということは聞いていますけれども、これは建物が全部別なのですか、一個一個。例えば子供といったって、今まで話に出てきている、あるいは説明を聞いている中では、答弁書なんかを見ている中では、赤ん坊と小学生、中学生と一緒になるわけがないので。それからコミュニティーも何とかワーク、パソコンでやる。それから、音楽室だ、防音室だとか、いろいろ見ていますけれども、そうした設備はどこにどう造るのだと。例えば防音室を造るについても、幾らぐらいかかるのだと。なぜ防音室なのだ

と。というのは、子供が目を覚ますからと。寝ている子が起きるとか、あるいはパソコンで仕事をしている人がうるさいとか、だから防音なのだということの説明しかないだろうと思うのですけれども、なぜそこが防音室なのかと。音楽をしたければ、音楽する場所を造ったらいいではないですか、別にあるのだから。私なんかは、皆さんに言わせれば、それは空想だよと言うかもしれませんけれども、コミュニティーだとか、場合によっては音楽だ、防音室だなんていうのは、あそこのトレーラーハウスはやがて要らなくなるのだ、これができる頃は。皆さんの想定からすると、来年住宅はできるわけだ。そうすると引っ越せる。そして、その後は使い道がない、何にしようかというのはまだ。３つの箱があるわけです。何に使ってもいいと思うのです。赤ん坊に使うもよし、勉強部屋に使うもよし、パソコン室に使うのもいいと思う。音楽室もいいと思う。それを考えると、２億6,000万円も我が金を出して、下手したら、もうちょっと足したら庁舎なんかできてしまうのではないかと思うのです。もうちょっと金を出したら、あと２億円ぐらい出したら、分かりませんけれども、庁舎を建設するのに10億円も20億円もかかるという気はしない。例えば５階建てを建てるとか、そういうことになったらいざ知らず、私は金の使い道を少し考えたらいいのかなと。そういうことで指導をいただこうとしたのです、こういうことを村は考えているよと。村長は、私の政策、公約ですとは言ったものの、そういう意味で資料をお願いしました。お伺いし、かつ今お手間を取らせましたけれども、頂きました。これを見ると、本当に必要なのかなと。造るなら必要かもしれません。造るのだといえば、それでは防音室をどうするかとか、子供部屋はどうするかとか、その詳細、そこまでの仕様書的なものを求めているわけではないですけれども、その数値を見て、これは至らないという感じがするのですけれども、改めてお伺いしますけれども、これは所管ですか、村長ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　一応そういうつもりで補助の申請をし、実施しているというところでございます。なので、大きなことがない限りは進めていきたいなと。大きなことというのは、災害ですとか、ほかに優先順位が高いものとかが出てくる場合は、もしかしたらスケジュールを見直すこともあるかもしれませんが、現状は東京都の３年間という枠に当てはめて実施していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この問題はここで終わりますけれども、質問は、昨日も少し事例を出してお話しして、今も庁舎がという話もしましたけれども、要は金は使いようと。どこに使うのだという意味で、私はそれを述べて再考を促したいという立場で述べているのですけれども、例えば校舎にしても、これからどういう校舎を造るかは別にして、建て替えの話もありましたけれども、それに

プラス２億6,000万円も足したら相当すばらしい校舎ができるだろうと。これで２億6,000万円消えてしまうのです。残っているわけだ。それから、さっき言ったように、庁舎が本当にもう建て替えなければいけないというのであれば、もう少し足したら庁舎もできるだろうと思うのです。そちらのほうが優先ではないのかと。今ここで目的として述べている、赤ちゃんの子守をするか、あるいは子供さんが何をやるか、勉強するのか、遊ぶのか、外から来るサラリーマンの方がパソコンで仕事をするのか、いろいろ述べられておりますけれども、防音室はお客さんが聞くわけにもいかないのだよね、聞きたくても。演奏会をやるときに、そこの防音室では演奏会なんかできるわけがないので、そういう感じがするのです。村長の今のお話ですけれども、私はこれを住民の皆さんに紹介したいなと思うのです、どうですか、皆さんと、村はここにこれだけの金使いますよと。

それで、最後の一言になりますけれども、この間も申し上げましたけれども、せめてもの希望といいますか、救いといいますか、青天井ではないということ、これだけが頼りなのです。村長に即答はできないのかもしれませんけれども、事業費が来年、再来年、今５億円と言うけれども、これは今年の年度当初の４月、５月の時点での５億円です。この世の中、時勢がどう動くか分かりません。どうなっていくのか、それは私だって分からない。誰だって分からないといえば分からないのでしょうけれども、そのときにどの程度まで考えていらっしゃるのですか、大体。焼却場でもう懲りてしまっている。今５億円と言ったけれども、10億円になってもやるのですかと。極論はいいです。10倍にも20倍にもなったら考えます、そういうことではない。東京都の補助金は確かに内示されているけれども、それに応じてこの補助金が連動するかしないかも分かりません。事業費が増えれば、補助金も上がってくるのか。そのときは、自己の持ち出し金はどのくらいになるのか。３億円になるのか４億円になるのか分からぬと。

あらかじめお伺いしておきたいと思っているのですけれども、村長が私の公約とは言うものの、これこれこういう事情でできませんでしたと。この間も話しました。前村長はこども館を掲げたけれども、結局できなかった。やらなかった。太陽光もやらなかった。あるいは、できなかったのかもしれません。あるいは、公約だったかどうかはともかくとして、それらを踏まえて、何も恐れることなく、やっぱり無理だと思ったら手を引いてほしいと。もう決めたのだから、金が幾らかかってもそれはやるしかないのだという、こういうことなのか。ある程度は、限度額というのは想定できるのではないですか。蓋を開けてみたら10億円でもやるということになるのか。２年先は分からないです。分かっていることは、それまでは着々と１億円、２億円かけて物が進んでいくのです。途中まで建てて、途中でやりっ放すわけにもいかないでしょうし、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも先日ご答弁させていただいたところでありまして、明確に幾らまでというふうに線は引いておりません。自己財源といいますか、利島村の税収、収入としては4,000万円

から5,000万円という中で、そのほとんどが国や東京都に頼ってやっているといった中で、今回子供の施設に関して、居場所ということで非常に支援をしていただいているというところもあります。なので、それらとの兼ね合いを見ながらというふうに考えておりますので、明確に幾らまではというところはなかなか申し上げられないのかなと。また、金額だけでなく、島内のほかの事業、業者さんとの兼ね合いもありますし、当然お金があるからといってできるかどうかというところもまだまだ不透明な部分もあるかと思いますが、先日から主幹のほうから説明があるとおり、着実に計画を今進めてきている段階であるというところで、令和７年を目指して整備をしていきたいなと思っております。余談になるかどうか分かりませんが、八丈の庁舎を、数年前ですか、建て替えたというところで、あちらで35億円というところもあります。利島村が同規模かどうかは今後検討していかなければいけないのですが、そのお金、５億円があるのであればそっちへということともまた違うと。それはそれでまた、自己財源で基金を積み、やっていかなければいけないというところもありますので、お金はお金で一緒なのですが、それとは使い方としてはちょっと違うものになってしまうというところもありますので、それは別で考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もちろん時代も違うし、八丈の庁舎は桁が違います。本村の考えられる範囲とすれば、参考までに申し上げれば、八丈までいかなくても、大島の役場を見ても分かると思うのです。少し違いますよね。あれは本格鉄筋、これは違うでしょう。40年ぐらい前になるかもしれませんけれども、ちなみにここは7,000万円です、受けた金が。それではできませんでした。結局１億円近くなりましたけれども、それは余談です。

今の村長のあれで、５億円、５億円とは言うけれども、実際には５億6,000万円ぐらいかかるわけです、調査費、設計費を入れれば。なお、それが幾らになっていくかは分からぬと。そういうことを踏まえて、ぜひ村長がこれは無理だというご時世が来ることを願うのみと。私は、事業の内容を否定してはいないのです。ただ、何でそこなのかということで、これだけの金をかけなくても、村長の構想する施設は対応できるのではないかということが最大の言いたいことです。事業そのものを否定はしていません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私のほうの質問は、ただいまの笹岡議員の質問とは相反していまして、実は私は農協のほうで時々買物をするのです。そのときに若い子供連れの奥さんに一体いつになったら

できるのですかということを言われたのです。それについて、私はそのときに、今一生懸命村のほうではいろいろと考えを練っていて、東京都にも補助申請し、今一生懸命やっていただいていますよと言うことしかできなかった。それで、そのときにその奥さんが言うには、村長さんは公約で上げられましたよねと。だから、早く私どもも欲しいのだと。子供が大きくなってからではなくて、小さいうちにそういったところが欲しいということは言われました。そのことについては、私も村長さんのほうに機会があればお伝えしましょうということで、その場は別れたのです。一応そういった若い奥様からの意見があったので、そのことについて村長の答弁をお願いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　直接私もお言葉、ご意見を伺っていないので、なかなか答弁がしづらいといいますか、難しいところで、公約に関しては、ちょっとうろ覚えで申し訳ないのですけれども、具体的にその施設を整備するとかというようなことは述べていなくて、大きく子育て施策に関して頑張っていきますというようなことを示させてもらったのかなと。これは、以前議員のときから特にそういったところに重点を置いて活動していきたいということを述べさせていただいたまででであって、施設を整備するというお約束は特にその時点でしていなかったものの、そうはいっても私も今回村長をやらせてもらって、もう任期が残り半分になってきてしまうので、その任期の中で何とか完遂できるというものもありますし、たまたま東京都の補助事業として、その３年という縛りがある中で、その中で形になるのかなというふうに考えております。なので、それに比較的合致しているのかなというところもあり、進めさせていただければなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　若い奥さんたちは、そういった場所も求めるし、村長が今までここで述べられたこともそうですけれども、奥さんたちは結構気にしているのです。できる限り早く造っていただきたいのだということも言っていました。だから、私はあえてここでそういった質問をさせていただいています。果たしてそれができて、要するにどれぐらいの利用価値があるのかないのか、それはやってみないと、こればかりは分からないのです。何でもそうだと思います。住宅を造れば、住宅に果たしていっぱいになるまで人が来るのか来ないのかも分かりません。そういった点で、先のことをああだこうだとは私は言わないけれども、そういった若い奥さん、子供連れの奥さんたちにそう言われれば、そのようになるべく早く造っていただくように私も聞いてみますよというようなことを言っていたもので、そういった人からの意見があったので、一応今回このことについて質問させていただきました。村長と行政には頑張っていただきたいなと私は思っています。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この３Ｃの建物が完成して、子供たちも来るのでしょうけれども、この建物の維持管理費というのは年間どのくらいと見積もっていますか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

一般質問でもお答えしたのかなと思うのですけれども、今運営とか管理方法について導入ソリューション等の検討を行っている最中でして、正確に見積もれないところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　無料だということなので、340日開けてあると。それで、掃除とかそんなのもあるのでしょうけれども、毎日掃除したとすると、誰か１万円ぐらいで頼むと340万円、あと電気、ガス、水道、こんなのが60万円とか100万円ぐらいになるのか、月に。そうすると、300万円か400万円ぐらいのお金がずっと飛んでいくわけなのですけれども、これをそのまま役場は払うつもりなのですか。無料だということなのですが。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、現在運営管理費について正確に見積もられていないところがございますが、掃除に関して毎日頼むかというところもありつつ、かかる費用に関しては村が負担する必要はあるかなとは思っていますが、現在導入ソリューション等の検討を行っているところで、維持管理費がなるべくかからないような検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に、椿油の関係でお伺いしていきますけれども、その前に一言、私は述べてきているのですけれども、今の井口議員の発言で何か誤解されそうなので、再度説明させていただきたいと思うのですけれども、私は、村長が述べるもろもろの目的、集会であれ、赤ちゃんであれ、勉強であれ、遊びであれ、音楽であれ、そういう施策そのものは積極的にもちろん一日も早く実現させてあげたい、そう思っています。ただ、問題なのは、これだけの金をかけてあそこに造るのかと。今まで既設の施設についてあれやこれや申し述べて、ここは駄目、あれも駄目ということ

になっていますけれども、名前を挙げて恐縮ですけれども、民間とすれば農協さんの施設もある。そこなんかの施設として、同じような施設としてできるかできないかも協議して、所有者とそういうことを協議してやるとか、あるいは再度きんぷくも考えるとか、あれももう既に年限が来つつあるけれども、交流会館、あるいはトレーラーハウス、それらの活用も踏まえて、どこへ持っていったっていいわけだ、トレーラーハウスについては。そういう意味で、先ほど頂いた資料を見れば、莫大な金がかかっていくと明らかになったわけです。今まで分からなかった。何で５億円もかかるのかなと全然分からなかったけれども、そういう意味で言っているのです。若いお母さんが必要だと。早く造ってと。私は、来年度事業で全部６、７年までにできるのではないかと、２億6,000万円も補助金は来ないかもしれないけれども。いや、来ないとは言い切れません。申請すれば、それがあったかもしれない、もう遅いのかどうか分かりませんけれども。先ほど役場の話がありましたけれども、庁舎に補助金は原則出ないです。そういう意味では、ほかの施設の事業についても、既設の事業に対する事業実施についても、このサステナブルだか宝島だかという、その対象になって、実際それでやっているところもあるのです、わざわざ新しく造らなくたって。そういう意味で、若いお母さんが早く造ってくれと言ったから必要だという話ですけれども、それはそれで議員の意見だから、私は何とも言えませんけれども、やる気なら、こんな高額な金かけなくても、共同してやったら、もっと手短に、安く効率よく、今ランニングコストの運営の話まで出ましたけれども、将来のそこらも踏まえてということで言っています。これは、特に答弁は要しませんけれども。

それで、椿油の問題についてですけれども、一般質問で申し述べましたけれども、これは議会で前にも話があるわけです。この実証実験というのは、どういうことというのは前にも出ています。いつまでやるのかと。

〔「ページ数は」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ページが分からないのだ、これがまた。私ページは疎いのですけれども、何ページの幾らというときはページを申し述べますけれども、数字はともかく、計画はあるのでしょうから、その計画をお伺いするというような格好です。いっぱいあります。その他もあります。何ページに幾らと計上してあるけれども、これは何ですかというときには、それはページを示さなければ分からないでしょうけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度減額している理由としましては、本来であれば歳入で国の補助金を使う予定だったのですけれども、年度が始まった後に改めて申請をした際になかなか内容的に合致しないというような判断があった中で、その中でもともと予定していたリース、草刈り機でいえばリースの期間だとか、そういったものをある程度削って、予算規模を少なくして今回減額させていただいているというこ

とです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何でと言われると困るので、あらかじめお断りしておきますけれども、実はタブレットにマークはしたのです。ところが、ここに来たらみんな消えてしまったので、ページが分からないということで、金額はともかく、何も減額した理由を聞いているのではないのです。先ほど言いましたように、実証実験をやると言っていると。聞いているのは、気候測量レーダーだとか、あるいは自動草刈り機だとかというのが実証実験の対象だったのでしょうと。その実験はいつまでやるのですかということです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

事業に当たって、前段として今４者協定を結んでおりまして、協定の期間としては３年間ということで協定を結んでおります。それ以降に関しては、そのときにまた改めてどうするかというのはあると思うのですけれども、現状は一応３年間で実証をやるということで考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その４者というのは、ＮＴＴ関係とか、あるいは何とかというのと、あとは村と農協だったような気がしますけれども、それは気象のほうですよね。これは、前に私も言ったと思うのですけれども、前田議員から出たのですけれども、草刈りの実証実験というのは、せいぜい10回もやったら、西、東、上、下、平らなところ、坂道のところとやってみたら、ある意味ではもう取れているのではないですか。もう予算はなくしてしまったのですか。まだやるのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度の実証につきましては、もう終わっておりまして、その報告書を先日受けたところです。その報告に関しては、生産者会というのが年２回あるので、次が多分２月とか３月に実施、農協さん主催であると思うので、その際に事業報告として生産者の方に説明したいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、引き続き実証実験をやるということではなくて、その事業費は

もう不要ということは、内容はお伺いしませんけれども、要は結論というか、結果だけ一言で報告いただければありがたいのですけれども、結局実証を１年ないし半年だか分かりませんが、やってきて、この自動草刈り機というのはどういうことになりそうですか。例えば村として、産業振興策として支援助成の対象になりそうですか。それとも、これは駄目だなと。例えば、これは後に質問しようと思っていますけれども、自動草刈り機を買いたいという人が仮にいたと。いいですよということで、お勧めですよと、村は。実証実験の結果、草刈り機をお勧めですよということで買った場合、それが支援事業体制になるという前提でお伺いします。どういうことになりますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

草刈りの今年度の実証につきましては、タイプの違うものを何台か実証して、その中の１台に関しては、ある程度はいけるかなというのもあるのですけれども、期間が限られていたということもあるので、そういったものを長期間。長期間というのは、半年とか１年とか本当に動かしてどうなのかというのをちょっと来年度やりたいなと私のほうでは考えているところです。今後生産者の支援に当たるかどうかにつきましては、それが有効性があるとなってくれば、そういった補助の対象にするか。ただ、現状の今の補助事業に当てはめるかとなると、ちょっとそこは難しいのかなと思いますので、東京都の補助金だとか、そういったものも照らし合わせた上で、生産者の支援としてその中に入るのであれば、そういったことも含めて検討していくということになると思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　自動草刈り機というのは、大半の条件をクリアしないと。こういう条件で、ここだけなら通用するというと、安い機械ならいざ知らず、そんなに生産者としては、多少補助金を受けて買ったとしても、あそこの山を刈るためにと。上のほうへ持っていきたいのだけれども、担いでいくことはできないと。要するに車もしくはモノラックが走る範囲内で、しかも平らだと。一定の条件があれば、自動ですから、やりっ放しで見ていれば自動的に草を刈ってくれる、畑の隅で座っていれば。それほどの便利なものなのかどうか分かりませんけれども、そういうことがある程度クリアされないと、なかなか現実に具体化はしないだろう。具体的な産業対策としては功を奏しないだろうと。これはもう分かっているのです、実証実験をやるまでもなく。そう思っているところ、いや、そうではない、これこれこういうところなら軽量でせいぜい五、六キロの重さだと。それで、電気のモーターで動くとか、バッテリーで。思ったより軽量で、効率もいいよというようなことであればいいのですけれども、そこはもう分かっているのではないのかなと思うわけです。要するに、前田議員からも質問がありましたけれども、凸凹のところで、段はあるわ、傾斜はあるわ、土地自体が平らのように見えるのだけれども、ぼこぼこしているというところではもう無理で

はないのかと。そのために実証実験をやっているのだということで、皆さん良としているとも思うのですけれども、その意味で既にやったと言うから、結果をお伺いしたのです。見かけはいいけれども、10キロも15キロもあったら持っていけません。担いでどこへでも持っていけるということにはならないと思う。それはやっぱり答弁難しいですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度やった実証実験というのは、あくまで機械で、利島の山どれぐらい伸びている草に対して対応できるかというところ、そこが一番だったというところなので、今後懸念されているような条件によって、ここまでは行けるとか、ここまでは難しいというのは、今回の実証でもある程度は出ているのですけれども、それを年間で動かしたときにどうなのかというのはまだ分かっていないところもあります。電源の問題とかも懸念されていると思うので、そこも含めて明確にしていって、これぐらいの山であれば使用できるとか、この斜度だとちょっと難しいですよというのは、データの蓄積がもうちょっと必要なのかなというふうに考えていますので、来年度以降、継続的に予算お認めいただけるようであれば、年間実証みたいな形はちょっと考えておりますので、その場合は生産者の方にもここでやっていますよというのを見てもらえる機会がつくれたらいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは分かりました。

次に、同じ産業問題ですけれども、これも一般質問で述べましたけれども、答弁を聞いていて、機械の助成です、農業機械の。答弁では、農協から推奨というのですか、あったものについては、行政として改めてアンケートを取って、それをしんしゃくしながら行政で判断して、拡充といいますか、増やしたり減らしたりと。減らすというのは言わなかったかもしれませんけれども、新たに対象にするということを決定するという、こういう答弁のように受け止めていますが、そこでちょっと確認というか、伺いたいのですけれども、私は、これは前にも話をしたことで、知らない方はもちろん知らないと思うのですけれども、当初は農協は不要だということになっていた。農協の組合員に限るとなっていたのです。それで、その組合員というのは外したのです、要綱から。組合員になっていないだろうと思うのですけれども、要綱を見ていませんので、申し訳ないですが、なぜ外したかというと、農協の組合員でない人が椿産業に携わっているという現状が出てきたのです。組合員ではないのだけれども、椿産業をやると。しかも、島出身者の人で。島の人でそうだと。それは外して、今はついていないと思うのです。そのときに農協の推薦は要りませんということにな

った記憶があるのです。そうしたら、いや、そんなことはないという。私は、以前の所管で、下で話し合って聞いたことがあるのです。そうしたら、そういう形跡はありませんと、そういうことでした。それは、ご存じなかったかもしれないし、私の勘違いがあったのかもしれませんけれども、そこで伺いたいのは、農協の推薦という、この位置づけはどういうことなのですか。私がついていって、例えば農協の推薦が書面的にないと、その人が申し込んできても、これは書類不備ということで行政指導を受けると。取ってくださいと、こういうことになろうかと思うのです。それはそれなのですけれども、さてその追加する機械機材の追加については、半ば自動的ではないのですか。ただ参考だという程度なのか。それだったら条件から外したほうがいいと思うのです、内部の問題だから。行政内部の問題だから、農協の推薦が一向に関係ないと思うのです、聞きたければ農協に聞けばいいし。そういう意味で、ちょっと確認でお伺いしておきたいと思うのです。

そもそも論ですけれども、農業委員会の責任者をやっていたときにその問題を論じました。先ほど言った組合員ではないという人が農業委員会で話に出ました。それで、それは対象にするということになりました、農業委員会としては。そのときの話からの引っ張りです。変な話を実例にしては申し訳ないですけれども、我々含めて選挙職の人たち、あるいは特別職、常勤、非常勤ともに、この報酬については審議会で審査対象になるのです。これを経ないと駄目なのです。勝手に自分でやってできないことはないかもしれないけれども、建前としては駄目だと。報酬審議会の答申がないのに上げると、報酬を。だったら報酬審議会は要らない。そういう意味で、いろんな条例も、法律の関係を引っ張り出して恐縮ですけれども、参考にして答弁いただきたいのですけれども、さてこの農業委員会の答申というのは拘束力があるのか。あるいは、開発審議会、これは拘束力があるようでない。一口で委員会と言っても、そういう違いがありますよね。一体この条例、要綱で定めている農協の推薦、承認というのはどういう位置づけなのかということでお伺いしておきたいと思うのです。

〔「予算に入っていない」「予算に沿った質問をしてください」と言
と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いつも言いますけれども、予算、決算というのは紙に書いてあるかないかではないのです。例えば東京都議会でも国会でも紙をもって論じてはいないのです、予算委員会だか決算委員会なんかは。皆さんテレビを見て分かるでしょう。これが紙にあるのか分からない、東京都や国の予算書に載っかっているかいないかというのは。何か紙にこだわるけれども、村の根幹に関わることですから、一般質問とは別なのです。予算委員会なんか傍聴してみたときに、国でも東京都でもテレビでやっていますから。東京都はめったにやらないにしても、いろんなことをやっているのです。時には、その時代に発生した事件、それまでやっている。今の国会なんかまさにそうです。あっちの委員会、こっちの委員会、みんなやっている、ペーパー、ペーパーばかりではなくて。

○議長（寺田　優君）　ここは国会とは違うので。

○３番（笹岡壽一君）　議長、それはおかしいです。国会とも違うし、アメリカとも違うのです、そんなこと言ったら。議会であることに変わりはないのです。もちろん長崎県議会とも鹿児島市議会と違います。新島村議会とも違うのです。そんなことは分かっている。

○議長（寺田　優君）　議会規則の45条には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないという文言があるのですが。

○３番（笹岡壽一君）　予算は一貫しているのです、１年中。４月１日から３月31日まで、場合によっては５月31日の閉鎖まで、前後の関係があるのです。だから、皆さんよく言うでしょう。例えば当初予算ではこうなっていたけれども、今度どうなってこうなったのですかと。当初予算になければやらないと。あってもやらないと。そのときの紙だけでやると。当初予算に計上してあったけれども、皆減してしまってゼロになった、そのときは当初予算を抜きにして論じられないでしょう。当初予算でこういう事業をやることになっていたのだと。後に質問しますけれども、焼却場、そういうときは当初予算なんかどうでもよくなる。関係ない、どうなっていたのかは。何だか知らないけれども、全部やめてしまったと。そのときは、焼却場自体が問題でしょう。焼却については、後に質問しますけれども。

○議長（寺田　優君）　一般質問も、きちんと物を分けて、一般質問は一般質問ということで、わざわざ設けて、１時間半という時間をつくって、その間にやりましょうということで決めているわけで、一般質問の意味もなくなってくる。

○３番（笹岡壽一君）　一般質問は、まさに言葉のとおり一般です。紙に書いてあるか書いていないか関係ない。村の計画にあるかないかは全く関係ない。一般質問は、何をやったって、これに限るなんていうのはないのです。議案にあることは、議案でやって構わないのです、紙にあるかないかではなくて。予算というのはあるのだ、予算審議というのは。さっきからくどいように言っているけれども、村の予算に関することはここにはないですけれども、予算の委員会をつくれば、そこではいろんなことができる。話合いとか質疑応答ができるのです。そういうのを経て、この補正予算は妥当かどうかと。この補正予算単独でいるわけではない、これは。

○議長（寺田　優君）　何時間あっても足りないような気がするのですが。

○３番（笹岡壽一君）　後で焼却場もと言いましたけれども、焼却場の予算もないのだから関係ないと思う。そのときにこの事業はどうなるのだと、どこで質問するのですか。議案ではないの。議案です、これは。一般質問でも何でもない。言うならば、焼却場の問題、造るか造らないかというのは村の議案なのです、案件でいえば。それは、紙に書いてあるかないかの問題ではない。

○議長（寺田　優君）　考え方としては、私の言っているのはそういうつもりで言っているので、笹岡議員とちょっと違う。私はそういうつもりでいこうかと思うのだけれども、ちょっと休憩しますか。

休憩します。

（休憩　午前１１時３４分）

（再開　午後　零時０２分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて開会いたします。

12時になりましたので、これより昼食の時間とします。１時よりまた開会しますので、よろしくお願いいたします。

（休憩　午後　零時０３分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

一般会計の質疑の続きを行います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　どこまでやったっけ。分からない。機械のところでしたっけ。実証実験でしたっけ。どこで終わったんだっけ。

○議長（寺田　優君）　実証実験は終わって、機械の補助金の絡み。

○３番（笹岡壽一君）　そうですね。農協との関係を確認しようとしたのですよね。その経過は説明したのですよね、こういう経過をたどってきたと。私がかつて農業委員会の責任者というか会長をやったときにそういう話があったと、ここまではしたのですね。

そこでなのですけれども、現在はもちろんいいのですけれども、村へ申し込むと、農協のほうに申し込んでくださいと私は言われているのです。それ以後は、農協のほうに申し込んで、農協のほうでそれをどうするかということで、返事はしばらくしてから。初めのうちは、農協で検討しますと。それで、調査もそれなりに皆さんの意見を聞いていますと。わざわざある機械を農協は購入したのです。使ってみてくださいということで、何人かの方に使ってもらったということの経過があって、村のほうに申請したというところまでは聞いているのです。補助対象にしてくださいという申請をしたというところまでは聞いているのです。その先までは、村がどうしたかというところまでは聞いていないのです、まだ。それを初日の一般質問では申し上げてきたところなのですが、その結論は聞いていないものですから、結論というのは、答弁は、農協からの申入れを受けて、関係者のアンケートを取って、その結果を精査して検討して決めると、こういう答弁になっているわけです。そこでお伺いしたのが、農協の申請した行為、農協で検討して、それなりに先ほど言いましたように機械まで買って調査して、その結果、農協は申請しているわけです。この位置づけというのはどういうことになるのですかと、こういう質問をしようと思っていたのです。そこまで質問し

たかもしれません。テープを回してみれば分かると思うのですけれども、その結論をいただいていないと、答弁を。そういうところだったと思います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

要望書という形で、まだ判こを押したものは本当はもらっていないというような状況です。アンケートについては、もう締め切っているのですけれども、ちらほらまだ返答が来ているというような状態なので、取りあえず年内はアンケートは受け付けようかなというところなので、それが集まってからその要望に対しての答申を返すという形なので、今そのアンケートを見て内部で検討するというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうですか。私は提出したように聞いたのですけれども、少なくともこれをもって提出しますと、村のほうへ。農協で認めて、これについては提出しますというところまでは聞いたのだけれども、今聞くと、まだ提出されていないというのでは、これは話が少し擦れ違いがあると思うのですが、これはこれで後に確認してみますけれども、内容も了解しているのです、私は。これとこれについては取り上げ、農協ではオーケーですと。これとこれを申請すればいいですねと。いいですねといったって、決めるのは農協なので、私が判断することではなくて、私はそのようにお願いしたのだが、私といったって私個人ではないのです。申請していただければ、それでありがたいと思いますと。そこまで話をしてあると。私がお伺いしているのは、そういうことで農協は機械まで買って、皆さんにテストしてもらって、いいのではないですかと。あるいは、いろいろ意見がありましたとは言ったけれども、農協とすれば取り上げましょうと。それでもって申請しましょうというところになっていたのですけれども、ところが今の話を聞くと、それも単なる参考資料なのです。新たに行政は行政でアンケートを取っているのです。これは、全く農協をある意味では信用しないということになるわけだ、自分らの目で確認しなければと。ならば、農協の申請というのは必要ないと、私はこう思うわけだ。面倒くさい、全部村でやれと。ところが、先ほど話したのですけれども、午前中に話したように、そもそもこの経過は、農業委員会の中でたまたま組合員ではない人がいたのだと。その人に助成するかしないかが問題になったのだと、当時。それで、組合とすれば、先ほど申し上げましたけれども、組合員ではない者にそういう機械を助成するとかしないというのは、これは言えませんと。ならば農協の推薦は外しましょうと。不要としましょうと。村が直でやると。こういうことになったと記憶しているのですけれども、後日私がそう思っていたものですから、申請に来たらば、当時の所管課長が農協の申請が不要とは言っていませんと。このようになっていますと言って要綱を見せてもらったら、農協推薦と、こう書いてあるのです。

それでは、そうだったのかなと。それが現在まで至っていると思うのです、その要綱が。中の機械が増えたら、それは別として。ところが、今の答弁を聞いていますと、今回の私の一般質問での答弁を聞いていますと、申請をいただいていないということ、これは別の話ですけれども、申請されて受けたときに、今まではそれをもって村は決めると。農協の申請がないのに村が勝手に機械を追加するということは逆に言えばあり得ないと。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと話が２つ混ざってしまっているのかなと。まず１つが、草刈り機とかに使える補助金については農業振興補助金という形であって、その対象の品種というのは指定されているのです。その品種のものに関しては、申請していただいて処理をしているというような状況です。先ほどから何回も組合員である必要があるのかないのかというのがありましたけれども、インターネットで見てもらえば分かるのですけれども、要綱上は農協の推薦がないと駄目と。組合員でないと駄目というのは変わっていないのです。先ほどから言っている機械の追加に関しては、こういったものを入れてほしいという要望を受けていると。それに対して、村は検討して返答しますよというスタンスで、前回ブロアーですか、３年ぐらい前に送風機、ブロアーの要望を受けて、それを役場内部で検討して、答申としてそれを入れますというふうに回答していると。なので、通常の補助金の申請とはまた別の話かなというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私自身も混同していたように今答弁を聞いていて思いますけれども、ただそういう話題の中で出てきたということを申し上げていたつもりだったのですけれども、確かにそう言われればそうです。それでは改めて、私は混同していたような感じが認識しましたので、今言った機械の補助について、農協はいろいろ調べて申請したと。それで、私はそれをもって行政は取り上げてくれるものだとばかり思っていたと。ところが、先ほどの話、もう一回巻き戻しみたいになるかもしれませんけれども、答弁書を見ますと、農協から申請をまだいただいていないというか、それはそれとして置いておいて、仮にいただいたとしても、村が現在アンケートを取っていると。集約して、その検討を１つはする。その上で行政が決定すると、補助対象にするかどうか、機種を追加するかどうか。その答弁があったものですから、ならば農協の申請というのはどういうことになりますかと。農協の申請は、機械をこのように対象とするといった扱いです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

新しい機種に関しては、申請ではなくて要望として村は受け入れると。それに対して村は検討して、それに対しての答申を返すという形で、申請ではございません。要望として受けているというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要望が必要ですか。村が独自のアンケートをしているわけですよね。わざわざ手間暇かけて農協の要望を聞く必要はないのではないですか、補助しているのは村ですから。だったら、電話でこういう申請が村にあったと。農協はどう思いますかと、内輪同士で決めてもいいのではないのかなと思う程度です。私自身はこう思っていたのです、農協がオーケーと言えば村は取り上げてくれると。ところが、そうではないのだと。それならば、農協の存在、それに関する証明書だか要望書だか知りませんけれども、意味がなくなるのではないかと。ただ参考というなら、農協だって面倒くさいでしょう。協議したり、機械を買って試したり、そんなことをする必要はないわけだ。面倒くさい。責任持って、農協が必要ですよと。必要というか、これを補助対象にしてくださいというのは、農協なりに責任持って、申請だか要望書だか知りませんけれども、出すと。組合長単独でやっているのか、職員の会議で決めているのだか知りません。しかし、公というわけではないけれども、公共というわけでもないですけれども、組合という違った組織の責任者が判こ押して出すわけです、村に。この意味がないのではないかと。村が独自に必要かどうか判断して、参考には誰に聞いたって、電話で聞こうが何だろうがいいではないですか、自分たちでアンケートを取っているのだから。私は、もうちょっと農協を、農協の要望だか何だか知りませんけれども、書類は要望書になっているのだか、何書になっているのかも分かりませんけれども、そこを頼りにというか、それをもって行政は判断するものとばかり思っていた。それならば、農協の要望書なるものは別で、そんなものは公式に必要ないと思うのです。わざわざ組合長の判こを押させるまでもない。役場が勝手に農協に問い合わせて聞けばいい、組合の考えはどうですかと。こういう機械の要請が出ていますと、住民から。追加要請が出ているけれども、あなたの考えはどうですかと聞けばいい。それだけのことだ。それを聞かれたって、農協はいいのではないですかと言えないでしょう、いいとか悪いとかなんていうのは。農協は農協で協議して、テストして、手間暇かけて、使うか使わないか知らないけれども、機械まで試しに買って、使ってみて、これは必要だなということで村に責任持って要望しているということです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

生産者の方からの声というところに関しては、村が直接聞けば要らないのではないかというようなお話だったと思うのですけれども、そういった意味もあってアンケートを取らせてもらっている

と。そういった要望というか、これを入れてほしいのだみたいな話は来ていて、書面上としては、公印を押したものはまだ実際のところもらっていないと。こういったものが来ているというのは、電子データではもらっていますけれども、組合長印を押したものは現在まだ頂いていないというところもあって、アンケートを取らせてもらった上で検討材料とさせてもらうというところで考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうしっかりとした理由があるならいいのです。メールではもらっているけれども、しっかりとした文書、役場用語で言えば公文書のような、組合が責任持って発行した書面、職印を押した書面は正式には頂いていませんと。だから、アンケートを取ったのだと。それはそれで分からないではないです。私は、そういう問題ではないと。文書が来ようが来まいが、そういう農協からの要望書だか何かが来ようが来まいが、仮に来たとしても、村は村で独自にアンケートを取るのだと、それが実態ではないのですか。農協からの文書が来ないから、仕方なしにアンケートを村が独自に取ったと、判断に困るから。そういうことなのですか。そういうことではないのでしょう。農協から文書が出ようが出まいが、アンケートは取るということでやったのではないですか。何のために。判断するために。ということは、農協はどうでもいいということなのです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　先ほどの答弁と同じ、繰り返しになりますけれども、村のほうで今回の機種に関してはアンケートを取らせていただいた上で、その内容を精査して検討するということになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　答弁に窮しているのかどうか分かりませんけれども、相手のあることですから、自己本位だけでなくて、自分が考えるだけではなくて、それが今答弁するのに問題がある、相手の話をそれこそ聞いていないので、答弁しづらいというのであれば、そのように答えていただければ、そのように私も対応できるのだけれども、今のを聞くと、アンケートを取っているということは、村とすれば農協の要望書を待つ必要はないのだと、何も。ということは、申請、要請は村へ来てくれと。今まで私は村へ来たのです、要望に。口頭でしたけれども。そうしたら、それは農協へ行ってくれと。何で農協へ行くのですか。その辺は、農協ももしかしたら聞いているかもしれませんから、俺らはどうなのだ、農協へ来たら役場に行けと今度言わざるを得ないでしょう、多分。相手の立場を考慮した上で、相手にも願わくは誤解を与えないように、答弁もしづらいならしづら

いと言ってください、それ以上深くは聞きませんから。今回は留保しますから。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

補助金の性質上、組合員であり、農協の組合長の推薦が必要ということがあるため、新しい機種だとか削除も含めてですけれども、取扱い対象になる機械についての要望は農協から受けていますよと。それに対して、村は要望を受けた上で、要望を受けたからって、それが100％全部通るということは当然ないと思いますので、検討して、それに対して返答するということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、農協さんももし見ていれば、そういう答弁だということで、了解するかどうかは別として、お分かりいただけるのかなと思います。

次に、やはり椿油の関係ですけれども、これも一般質問で述べていることなのですけれども、改めてそんなに深くは、一般質問でもやっていますので、皆さんの答弁次第によりますけれども、質問していくつもりは私としてはないのですが、視点が違うということを一般質問では申し上げました。というのは、いろんなサービスというか、助成支援というのをやっていることは村中少なくとも皆さん知っていると思うのです。住民や組合員はもとより、皆さん、我々も知っています。議会ももちろん知っていると思うのですが、視点が違うと言ったのは、先般申し上げたとおり、いかにサービスをよくしても、設備をよくしても、品物がない限りは何の役にも立たないのだと。投資した費用が全く無駄になってしまうと、品物がなければ。材料、加工するものがなければ。そういう意味で、私はたまたま150缶と想定しましたけれども、もし金額にこだわるのであれば当面減らしてもいいと思うのです。70缶かそこらだというから、100缶にしてもいいと思うのです。そうすれば、金額的には二百万何がしか。210万円ぐらいです。ただ、考え方として、その支援については全く考えないのだと。その原因が、策として、工場の設備さえよくし、他の設備、搾油料を援助する、そういうことをやれば、生産量が上がるということには私はならないと思っているのです。もちろん無駄だとは言いません。量が上がるから、工場も必要だし、また搾油料についても支援いただくのはありがたいと思うのです、組合員も生産者も。今必要なのは、私は油の単価、価格をバックアップ、支援してあげることと。そして、魅力ある産業として振興していくと。これが今非常に大事なのではないかと。永久にとは言いません。

話だけ歴史的な基幹産業なんてばかりではなくて、現実はどんどん、どんどん衰退しているのです、今。所管課長とも私は話をしています、現実に。答弁にもありましたけれども。私とは名指しはしていませんけれども。そういうことで、350円のキロ当たり支援をしていただければ、１缶当た

り、概算ですけれども、10万円を超えますと。そうしたら、今の若い人たちが、役場の職員でもよし、社協でもよし、郵便局でもよし、農協さんでもよし、漁協さんでもよし、どこの誰でも、学校でもよし、そういう人たちが少しでも田畑を耕作してくれれば生産量は増えていくと。幾ら工場に費やしても、幾ら搾油料を支援しても、それだけでは収入にはならないのです、生産者の。島外から来るＩターンの人たち、あるいはＵターンの人たち、この人たちが職業を持っている傍ら、10缶拾うか５缶拾うかは別として、今はやぶだから、拾いたくても拾えない。安いし、割勘定に合わないということで、再考をいただけないかと。これが改めて質問させてもらっている私の意味といいますか、目的です。再度検討してもらえませんか、今日あしたとは言いませんけれども。

農協はそれなりに頑張っているのです。去年まで1,200円ぐらいだったのが150円上げた。それが精いっぱいだろうと思うのです。350円補助すると210万円です、今70缶ぐらいしかやっていないのだから。100缶やったとしても200万円ちょっと。椿油産業振興策として、私は質問書にも言葉を並べて書きましたけれども、本村の産業振興の起死回生策と。これを今やらなかったら衰退の一途をたどると、私に言わせれば。幾ら工場の立派なものを造ってもじり貧になると。山が駄目になるのだから、生産地が。即答でなくても結構なのですが、再検討してもらえませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういったご意見があるということは承っております。当然内部でも無視ではなくて、きちんと検討してきました。ただ、私の考えの中では、それはやるべきことではないのかなと。それによっての効果が見込めないと。行政としてやることではないのかなというふうな判断の下、今そこに至っていないというところです。そうはいっても、当然今後もそういったことも含めて検討していきたいなとは思いますが、現状の判断では、上乗せということに関してはやらないという判断でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　質問書に書いたとおりなのです。組合ではもったいないと。今これだけ、サステナブルですか、継続的な何かですか、こういう状況で利島の椿油が日本農林規格の商品として世に出ようとしていて、一定のシェアを占めつつある今日、これを支援しない行政はもったいないのだと。それも今、そのうち考えましょうではなくて。ところが、今の村長の答弁は、結論から言うと考えていませんと。これは、そういう農協の考えている、努力しているところに水を差すとまでは言えないにしても、あまりにも認識離れといいましょうか、口では唱える、産業振興、産業振興と。基幹産業、基幹産業と。そういう意味で、それでは金銭的に大変なのかといえば、そんな金額でもないです。せいぜい200万円かそこらです。しかし、考え方が違う、そういうところは考えていませんということだから。５円、10円の問題ではないのだ。施策、政策の問題です、まさに。椿

油産業振興としてどこを見ているのかと。昔と違って、現実にはどんどん、どんどん山を放しています。議会では、基幹産業、基幹産業と唱えても、現実に山は山でやぶになっている、どんどん日増しに。なぜそうなっているのだと。工場がぼろいからではないのです。搾油料が高いからではないのです。値段が安いからなのです。これは、生産者会議でもそのたびに出る。だけれども、相手が農協ばかり言うものだから、農協では無理ですと、こうなっている。だから、今こそ手を差し伸べたらどうですかということなのだ。これで終わりにしますけれども、この問題は切りますけれども、再度村長に確認して、それでよくても悪くても、もう質問しません。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日、担当所管課長と共に農協の関係者の方とも意見交換をし、この話題も上げられました。その中でも同じようにお答えをしておりますが、村としてやるべきところがほかにあると。具体的には、モノラックですとか、製油センターとか、更新事業とか、いろいろなものを支援してきていると。総額が7,000万円弱ぐらいあるといった中で、間接的に支援していくことが行政としてやるべきことだというふうに判断しており、直接的に買取り価格の上乗せということは考えていないというところであります。ただ、そういった意見が当然上がってきていることは重々承知しておりますので、今後も検討はしていくと。繰り返しになりますが、そういった考えでやっていきたいと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　終わりますと言ったのですけれども、今の村長の言葉どおり、私も繰り返させてもらいますけれども、関係者と組合が話をしたということは聞いています、組合員から。その上での要望だし、私が質問書に書いたのはその上での質問です。せめてもの救いは、村長が検討しますと言ったのは、実際に現実的な方向で検討するのかしないのか知りませんけれども、そう言っては失礼だけれども、受け流さないで、これは日に日に結果が目の前に現れてくるだろうと思うのです。日に日にというより、年々生産者は減っていくと。あるいは、生産地は減っていくと。面積が減る、人が減る、そのときになって気がついて、あの、そのというのでは被害も大きいし、立派な工場は造ったのだが、生産量はせいぜい200缶しかないとか、そういう事態を横目で見るようになるのではないかと、そういう危険です。材料がないことには油は増えない。村長が、いつだかは知りませんけれども、検討すると言うので、この件はこれで閉じます。本当に終わります。

次に、やっぱり関連ですけれども、これを証明するような格好になるのですけれども、これも一般質問で述べてありますけれども、答弁もいただいていますが、３者会議、農協、議会、行政、これを持ってもらいたい。私もそうです。農協も当然話題になったと思うのです、そう言っていますから。私に対する答弁もいただいています。それを見ても、やるとは言っていない。生産者会議で

云々とか、議員が来れば話をするよとか、それはそれで別の問題としてありがたいと思うのです。私も現実に、何回も言うようだけれども、所管課長と話をしました。もう一人の住民さんもいました、一緒に。私が個人的にそっと会ったわけでも何でもない。そういう話も聞いています、所管課の職員の。自らの立場もそのとき話していただきました。そういうことの中で、そこの希望は、３者会議も結構なのだが、やってもらいたいのだが、先ほど井口議員から、若い人がああ言った、こう言ったという話がありましたけれども、最終問題で。それは別として、言いましたけれども、本当に若い人たちからぜひ聞いてもらいたいと。私たちの声を取り上げてもらいたいと、行政と農協と議会が一緒になった席で。それについては、そういうことをしなくても、生産者会議に我々も行っているから、そこのところで言えばいいではないかと。これは、私に言わせれば、どのくらい忙しいか知りませんけれども、俺たちはやっているのだよと。話を聞きたければ来いと。もっと付け加えて言えば、俺たちは忙しい、そんなお付き合いしている暇はないのだと。そういう機会があるのだから、そこへ来て話をしたらどうだと。俺に合わせろということです。若い人たち、若い人たちとおっしゃるけれども、使い分けては駄目なのです。相手が希望しているのだから、何で行政がそれを負担するのですか。先ほどの若い人たち、その人たちに何と伝えるか。何さん、かにさんという問題ではないのです。曲がりなりと言っては失礼ですけれども、少しでも草を刈って椿を拾っている人たちが何か聞けば七、八人いるというのです。そういう人たちを励ましてやろうではないかということです。どうですか。その会議を持つことがそんなに苦痛ですか。意味がないですか。２人来るか３人来るか知りません。男性が来るのか、女性が来るのか、それも分かりません。年代も分かりません。相手がそう言っているのだから、応えてやったらどうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日の答弁でもあったとおり、それぞれにコミュニケーションを取っており、その目的がいまいち分かりかねるといったところがあります。議会と農協さんと行政、執行部で協議の場を持つということだったのかなという記憶をしておりますが、我々としては、それぞれにコミュニケーションを取っており、必要がないのかなという判断でございます。それによってどういった効果がもたらされるのかなといったところがいまいち理解しかねるという部分もありまして、それであれば、議会の皆様にはこの議場または協議会等でご説明し、農協に限らず、各種団体とはそれぞれに担当所管等で協議の場を持っているというところでございまして、それで一緒に協議をするというふうになると、ちょっと議論が混乱するのかなというところもあります。なので、現状はそのような考えで答弁をさせてもらったというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、今の答弁にこそ今の村政が出ていると思うのです、姿勢が。俺たちが

やったところには、俺たちのところは聞けよみたいな、そのスタンスなのです。それが毎年ずっと続いていくと、呼んでも来ないということになるのです。俺らが持っていった話は聞いてくれないと。受け付けてくれないと。行けば行ったで、自分たちの話だけをすると。俺が呼んだときは、話をするから、皆さん来いと、こう言うのだけれども、私たちが来たときに、村長さん、来てくれませんか、議員さん、来てくれませんか、一緒にやってくれませんかと言ったことには耳を貸さないと。それも１人か２人だろうと言えばそれまでです。実際にそれこそ誰かアンケートを取ってみなさい、役場で。万人がとは言いません。本当にもっと砕けていいのではないでしょうか、私が思うに。もっと住民の声に耳を傾けて、行動する足、呼ばれたら行く。言われたらつくる。できないことをやれとは言っていないのです。議会にも呼びかけてください。村にも呼びかけてください。私たちはそういうところで話をしたいのだと。といって、30人も40人も集まるようなところ、例えば生産者会議だか総会だか知らないけれども、そういうところではなかなか言いづらいと、何か私たちだけのことを言っているみたいで。そういう若い人たち、若い人たちと言っていますけれども、それに間違いないわけだから、いいのですけれども、できればその人たちは議員や行政や農協の前で30人でも50人でも来て話をしたいかもしれないです。遠慮しているのです。２人でも３人でもいいと、代表で。そういうところに気が回らないですか。あなた方の住民です。産業を支えるのは、あなた方でも何でもない、はっきり言って。生産者そのものなのです。住民そのものなのです、村を支えるのは。村長が挨拶で、今日を築いてきた村民の皆さんなんて、それこそが本当なのです、あそこが。俺が支えてきたというわけではないのだ。歴代の村長も、確かに議員もいるでしょう。さっきも申し上げましたけれども、やっぱり農協さんもそう言っています、聞いてくれないと。断ったのでしょう。組合から要請があったのに断ったのでしょう。

○議長（寺田　優君）　答弁ありますか。

○村長（村山将人君）　いや、ないです。

○議長（寺田　優君）　答弁はないようですので、次に行きますか。

○３番（笹岡壽一君）　答弁がないものは、どうにもその後に言うわけにいかない。質問したって答弁がないのだから。

次は、予告したとおり焼却場です。これも答弁があるかないか分かりませんけれども、ないならないと初めから言ってくれたほうが楽なのだけれども、先般の質問に対して、私の質問だったかどうかは別にして、行政報告だったかは別にして、全額６億円を切って、決算上では、昨年の決算では3,700万円支払い済みと。そして、仕事はやめたと、こうなっているわけです。あの金はどこへ行ってしまったのかなと。仕事をやらなければ、組まなければよかったものをと。だって、そんなことは初めから分からないものと。６億円お金をつけて、そのためには計画書も書かなければならないでしょうと。確かにそれはそうです。だけれども、私どもに言わせれば、先ほどもほかの案件で申し上げまして、対応していただきましたけれども、何もと言っては、いや、そんなことはないと

いう言い分は分からぬでもないです。しかし、ほとんど分からないまま。図面も確かに見ました。だけれども、どういうことになって、ほとんど分からないまま６億円から12億円になったと。そして、やめたと。12億円予算を組まなくてよかったです。初めから分かっていたら議会も考えただろうけれども、小出しにやられたものだから、みんな賛成してきた、６億円。そして、12億円になってもやるのかなと思ったら切ってきた。なぜ切ったのかさっぱり分からない。そんなに倍も物価が上がったとは思えないけれども、確かに倍といって、100円のものが200円になったというならまだ分かる。そこでなのですけれども、村長はそのうちの調査費の何がしかについては場所の変更はありませんと。そこに使った金は無駄ではないでしょうと、こういう言い方だ。私は、一般質問でも申し述べたけれども、場所を含めて再検討する必要があるのではないですかと。あそこへ造るといったら、もうほとんど自然にこういうものを造らざるを得ないとなるのではないですか。鉄筋にしても、コンクリートにしても何にしても、擁壁事業から、造成費から含めて、そこに金をつぎ込んで、建物はやめたというわけにいかないでしょう。それで建物を造ろうかといえば、今のような格好の12億円になるのではないですか、早い話が。10分の１ぐらいの機械にでもするというならまだ分かるけれども、これも12億円だか６億円の内訳を知りたいぐらいです、さっきと同じように。何も分かっていない。そもそも来年からどうするのだと、この事業を。来年設計費、施工費を起こし直してやるのですかと、新たに。その目安はあるのですか、今その予算をやっているわけではないけれども。決まるまで待ってくれです、今までの姿勢は全部。住民がこれだけ、どうなっているのだと。えっ、やめちゃったの。何で。12億円になったら金がないというよと。いろいろ受け止め方があると思うのです。６億円ならやったのだろうか、予算を議会が認めたのだから。それが何だか知らないけれども、12億円になったら全部やめてしまったと。いまだにあのヘリポートのところに造るのですと頑張っているわけだ。どんなものを造るのだと言いたくなる。風も変わらない。潮風も変わらない。これは村長も、非公式と言ったらいいのか、協議会と言ったらいいのか分かりませんけれども、元に戻して考えてみましょうという反面、もうしばらく可能性を探ってみると言っていたのです。探ってみた結果が12億円になったのだ。それを聞いてやめてしまったのだ、途端に。その裏に何があったか知りません。また、ただすつもりもありません。そこには東京都がどうだとかといろいろあるかもしれません。そんなもの分かりません、何も公表されていないのだから。知らないままに質問しているというのが現状です、正直言って。皆さんの中には、不本意なところ、答弁しにくいこともあるかもしれません。それはしようがないのだ、知らないから。皆さんが同じ立場だったら私はこういう質問をするだろうと思います。

そこで聞きたかったのは何かといったらば、当初のとおりゼロにしたのだから、造成はやっておけば、ほかに使えるかもしれません、それ自体目的は違うけれども。焼却場は造らないけれども、造成しておけば、ほかのものに使えるかもしれません、使いたければ。住宅が建つか、何が建つか知りませんけれども。いずれにしても、この焼却場問題というのを元に戻しませんか、去年の今頃

に。ゼロに、場所から何から全部。施設から何から全部。建物も木造にするやら、トタンぶきにするやら分かりません。機械も何トン焼けるやら焼かないやら分かりません。とにかくスタート、ゼロに戻しませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日の答弁と変わりなく、今の予定地で進めていきたいなというふうに考えております。場所も含めてゼロにということのご提案かなというところでありますが、いかんせん我々もこの事業推進に関しましてかなり苦労しているところであるという中で、ゼロにしたときの場所、メリット、またその金額、構想等をもしよろしければご教示いただければ、参考にさせていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　反問権なのか何か知りませんけれども、提案するということであれば、私は執行権を持っていないので、無責任なことになるかもしれませんけれども、やっぱり場所は見直すべきだろうと思います。そうでないと、構築物、建物です、施設は別にして。建物自身が同じようなものを造らなかったら対応できない、あそこに造るのでしたら。そうしたら、今の金額でいえば６億円を下らない、少なくとも。下手したらまた10億円になる。あえて場所は、今ここでは。言ってよければ言いますけれども、村の土地だから。これは、村が知っている土地なのです、調査のとき歩いているから。提案しているのです。そこならば、潮風も比較的当たらないし、風も当たらないと。搬路も便利だと。水の心配をされるけれども、それは多少工事費がかかるかもしれません、水道管を引っ張っていくのに。しかし、それも１億円、２億円はかかるまいと、水道管を引っ張るのに。それから、建物はそこへ持っていけば、火を使うところですから、まさか木造というわけにもいかないけれども、私の考え方はそういうことで、ある程度の構築物を建てて、それですごく大がかりなことでなくてもいいだろうと。

それから、土地の問題ですけれども、狭ければ最低の土地を確保しておいて、取りあえず、それが狭いと、何かやる上でとなるならば、周辺の土地にも目をつけて、買収の交渉をしていけばいいだろうと。相手が売るか売らないか、それは知りません。私が今言えるところはそこまでです。あえて言えば、協議会のときに議長から１億数千万円でできるということも視野に入れたらどうですかという提案がありました。私は、そのとき全く同意、同感しました。それも含めて、あのときは６億円の話です、12億円ではなくて。私も実は当時はそう思っていたのです。だって、もともと１億数千万円で、新潟県まで、島まで視察に行ったのだから。だから、行ったのです、そういう施設があるということで。それが５億円、６億円になるとは思わなかった。あそこでは立派に焼いているもの、とにかく。それが今１億数千万円でできるかどうか分かりません、物価も上がっているで

しょうから。ちょうど１年ぐらい前でしょう。１年たったのかな。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　反問という形ではないのですけれども、参考までにご提案いただけませんかということで、まず場所について、村有地というご提案だったのかなと思いますが、当然村有地に関して現地を何度も見て回りまして、私自身もそうですが、見て回って、場所の選定に関しましては、候補地として最終的に２か所に絞ったと。その２つの場所でどっちがいいかという話になり、風向き、また場所、場所というのは、平らかどうか、またその予定地に向かうまでの道、それからインフラ、電気、水道、その他の設備が周りに来ているかどうかというところも含めて検討した結果、現在の候補地がベストだというふうに考えております。

また、大がかりでなくていいのではないかということですが、これに関しましても、前の分別をするそもそもの目的が、現在の焼却施設が老朽化に伴って必要最低限どうしても燃やさなければいけないごみを数量的に把握することが目的だったと、生ごみもそうですけれども。それによって、ベストスペック、今の焼却施設だと少し大がかりというか、オーバースペックになりがちなものであり、修繕整備に大変費用がかかってしまうことも踏まえて、先々のことを考えて大きさを決定したというところがあります。

また、狭い土地でもオーケーというところでございますが、ご存じのとおり、平らな土地がなかなかなく、また擁壁等の問題があって、選定にもかなり苦慮しておりました。よって、今の土地だから、当然ベストだというところの答えは出ておりますが、もっとよい土地があるのであれば、それにこしたことはないと思いつつも、我々の中では、現在の土地が一番ベストだという判断の下、そこで測量、地質調査をやったまでであって、そのデータは引き続き活用できるのかなと思っております。

さらに、金額に関しては、これも何度も議会でご説明させてもらいましたが、新潟県粟島浦村の施設と現在想定していた施設が規模的に同じぐらいでいいのではないかというところなのですが、図面を取り寄せたりとかして分析した結果、なかなか同じものが難しいということもありまして、横並びにはできないのかなと考えております。

構造に関してなのですが、これも基本構想、先ほどサテライトオフィス等のご説明でもあったかと思いますが、実施設計の前の基本構想の際に、災害用の施設、耐え得る施設ということで、強固なもの、また潮風、塩害等に対応するために強固な設計になったということもありまして、そういった経緯があってその仕様になったということもあります。この部分に関しましては、やはり要検討、見直す部分でもあるのかなと。大きなポイントになるのかなというふうには考えております。いずれにしても、そう時間をかけずに整備を目指していきたいなというふうに考えております。当然ほかの議員さんからも質問がありますし、ご指摘もあるのは重々承知しております。ハード整備

に関しましては、これに限らず、住宅、サテライトオフィス、いろんなものが控えている中で、かなり厳しいところではありつつも、必要な施設だというところで、何とか早期に整備できるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が一番懸念するのは、あそこにしがみついて、あそこに決めて、あそこで全てがスタートするのだということになると、天変地異でも起きたら知りませんけれども、恐らく12億円近いものになるのではないですか。鉄筋で造ったものは、コンパネで造るってわけにいかないでしょう、極端に言ったら。今まで構築してきた、考えてきた基本構想なり設計なり、何だか分かりませんけれども、計画です。それとそんなに飛び跳ねて、相手が切ってきたら別です。この間はすみませんでした、12億円と言ったけれども、６億円ですと言ってくれれば、これはまた別だ。それはまたへんてこなものだ。そのために村はえらい迷惑を受けた。あなたが12億円と言うから予算を切ってしまったのだ。やらないのだと、もう今年は。あのとき何でそういう交渉をしなかったのだと。そうすれば、６億円でもって来年の今頃はできていたかもしれないと、あそこの今のところへ。あなたが12億円と言うから、こっちは泡を食って、ばたばたと切ってしまったのだと、金がないから。物は言いようと言うかもしれませんけれども、そういうことです。

私が言いたいのは、あそこでやる以上、地形が変わるわけでもなければ、風向きが変わるわけでもないと。あそこに防風対策、塩害対策を講じるから、ある意味12億円の金がかかることになったのではないのですか。それはやらないことにするのですか、その対策は。やったら必然的に同じものに近いものをやるわけだから、また６億円ぐらいで計上したけれども、蓋を開けていざ取っかかろうとしたら10億円になるのではないですか。そしてまた、やめると、こうなる。やるならやったでおかしなものでしょう。何であのとき12億円でやらなかったのだと。今度は12億円でやります。強行突破だ。何だか知らないけれども、業者に振り回されて、１年か２年延びただけ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員がおっしゃるのは、あの場所にこだわっているから12億円かかるのだというところかなと思いまして、聞いておりましたが、ほかの場所に移すことによる金額的な大きなメリット等がはっきり分かれば、当然場所にこだわる必要もないのかなと思いますが、現状そういった部分のメリットも含めて今の場所がベストだというふうに判断しているところでございます。なので、もしここだったらもっといいぞというところがあるのであればご教示いただきたいなというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、逆から言います。私は、あそこでなければどこでもいいと言いたいのです。どこでもいいといったって、当てもなくどこでもいいではなくて、村が対応できる土地というのは今２か所ぐらいでしょう、あそこを除いて。それはそれなりに使う用途もあるのでしょう。この間、今年の２月か３月に現地調査をした、あそこの２か所ぐらいしかないのでしょう、村が対応できそうな土地というのは。私は、潮風が当たらなくて、それでまあまあ便利で車も入るというところならどこでもいいと言いたくなるのです。ところが、そこは農地であったり、人の土地であったり、公園が引っかかったり。村が手が出せそうなのはその２か所なのでしょう。その場所というのは、言わなくても分かっているのでしょう。そこしかない、どっちにするかは別にして。それで、狭くてもいいと言ったということですけれども、狭くてもいいのではなくて、まずそこに焼却場を建てるのが先でしょうと、現実的に。３億円だか５億円だか知りません。

それで、そこには何とかコンクリートで、塩害に強いのだか、鉄筋がさびにくいのだか知りませんけれども、そういう特殊な鉄筋でなくても、金がないならば、この役場を建てるのに、何とかハウス、へーベルハウス、何とかというのですか、これ。邪魔にならないところの壁なんかは、そういう強固なものでなければならないところはその強固な鉄筋でやったらいいと思います。そういうことも工夫して、私は建築屋でも何でもないですから、立ち入った、こういう構造で、こういう材料でというところを言うと言い過ぎになるので、そんなには言いませんけれども、案があるならばということで、私はこういう機械、ああいう機械と知っているわけではないし、こういう建築と知っているわけではないので、もっと安い建築ができるでしょうと。

それで、機械だ。機械についても分かりません。あの機械が、あそこの粟島浦村ではあの当時１億円だったけれども、今買えば３億円なのか５億円なのか、そんなことは知りません。そういう機械があるかないかも知りません。必ずしもその機械と同じではなければならないということも言えないでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　役場職員の技術職に関して、先日議員の方から、ご意見かな、一般質問か何かであったかと思いますが、正直皆様事務専門の方で、施工等にはなかなか知識的にも厳しいのかなという中で、私はずっと建築のほうに携わっておりまして、図面等も作成する仕事に内地ではずっと就いている中で、比較的イメージはつきやすいのかなと。業者等の図面を見ても、どういうもの、どういう運搬、どういう施工が可能かどうかというところも含めて、細かい話まで検討、イメージをさせてもらいました。そういった中で、おっしゃっていただいている候補地の場合ですと、物の搬入に関して一番ネックかなと。また、土地自体が細長い形で、工夫によれば施工できるのかもしれませんが、現状なかなか厳しいのかなと、煙の問題ももちろんありますが。そういった中で

今の場所が施工的にも、大型の重機等が横につけて組み立てていくということも比較的容易かなというふうに考えておりますので、そこでなくていいのだと、ほかにもっといい土地があるというところがありましたら教えていただきたいなという中で、多分議員のおっしゃっている、あそこの土地と言われているところは、当然検討もした結果、そこよりも現在の予定地のほうがいいというところの判断で、それを覆すだけのメリット、大きなメリットが今のところ見当たらないというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　メリットというのは、私が先ほど申し述べたとおり、それ以外ないのですけれども、私が心配するのは、同じような金額になるのではないでしょうかと、あそこで造る以上。あそこで造るからこそ12億円になったのです、６億円の予定が。これを６億円にすることはできますか、例えば同じ施設で。これもまたへんてこなものでしょう。そうだとすれば、あの12億円って何だと業者に文句言いたいです。そう言われたら戻します、６億円でいいですなんて言ったら。新たに建て直したら６億円になったと、同じ図面で。同じ設備で。その辺がそう甘くないだろうという素人なりの考えといえば考えです。その辺があそこなのだということで、ベターというか、ベストに近いということでやるならば、どういう建物で、どういう施設ができるのかなと。昨日12億円が今日４億円か５億円でできるのかなと。来年半分ぐらい物価が下がれば別です、それは。そのときになって、やっぱり10億円ですと。ならば今から12億円でやったほうが早いのだ。頑張ってくれるのはいいけれども、繰り返しなさんなよと、あえて言えば。私はそれを懸念していますよと。それは分かりませんと。何億になるか分かりませんと。ただあそこへ造るのだとやったら、もう見えているのだ、今12億円なのだから。でたらめな数字ではないのでしょう。それでなければ仕事はできませんと言われているのでしょう。この間まで６億円でいいですと言っていたから、６億円でいいと言ったから６億円の予算を組んだのだ。議会は承認したのだ。今度12億円と言われて、これも通るかなと思ったら、とてもではないが、通るかどうか分からないし、村長自身が今これだけの財政投資はできないと判断したからゼロにしたのでしょう。焼却事業をやめてしまったわけではないのだ。転ばぬ先のつえというのがあるけれども、私は後になって、あの、そのはやっぱりもうおしまいしようと。同じことを繰り返さないと。あのときはあのとき、今日は今日ではなくて。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご懸念、ご心配は重々承知しております。先ほどから述べられている、あそこでなければ安くなる、ああはかからないというところも、確たるものがないというところでありまして、であれば現在までの材料というか、成果物を基に検討を進めていくべきというふうに考えております。当然いろいろなものがまだまだ課題として残っており、議会の皆様にもはっきりとお

示しできるのが、いついつまでにということが明言できないのは非常に申し訳ないところではあります。また、財政的にも、先日の３Ｃですとか、サステナブル事業とか、そういったものとはちょっと類いが違いまして、基本的には自分たちで借金、起債をしてやっていくというところになりますと、その枠、限度もあるので、非常にお財布とにらめっことか通帳とにらめっこみたいな形にもなってきますし、当然自分たちではできないので、やはり補助もお願いしなければいけないといったところで、いろんなものを総合的に考えて進めていきたいなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、もし場所だけではなく、その工法とかいい案があるのであれば教えていただきたいなというところであります。決して我々もこの間何もしていないというわけではなく、所管はじめ副村長とも出張のたびに時間が空けばいろんなところにお話を聞きに行き、死に物狂いではないですけれども、何とか整備に向けて糸口をつかむために奔走しているといったところであります。住民の皆様、議会の皆様にお示しできないところは非常に申し訳ないところではありますが、利島村として自治体を維持していくというところの観点から、やはり何としても整備をしなければいけないというふうに考えておりますので、引き続き注視していただいて、ご意見等をいただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　妥協の余地、検討の余地がないというなら、これ以上やってもしようがないと思うのですけれども、予定地を変更することによるメリットという話ですけれども、メリットだと思うから、そういう提案というか、意見を述べているのです。提案と受け止めていただいても結構ですけれども。というのは、先ほど来説明しているわけです、くどくど。あそこならば、例えば車の進入路だってそんな難しい問題ではないです。同じようなものだと思うのです。それから、何よりも風害、塩害、この対策は、あそこほどはかからないと。したがって、建築物も、それほどあそこに費やすような高価なコンクリート、何とかコンクリートっていって、倍ぐらいするのだか、３割増しだか５割増しぐらい高い、そういうコンクリートでなくてもいいし、このへーベル的な、場所によっては、総鉄筋ということでなくても何とか間に合うだろうと。

それから、私が言うのは、そこまで村長に言われるから、提案ですけれども、地形も全部真っ平らにしなければならないとは思っていません。階段があってもいいだろうと、そこに施設として。例えば今の製油工場なんかは、精製するところは階段を上っていくのです。平らだけれども、はしご段を。地形や段があったら、それを利用すればいいと思うのです。今の焼却場だって、あれ真っ平らではないのです。投入口を下へ階段をとんとん、とんとん下りていくのだ、わざわざ。高低差があったら、それはそれでもって設計段階でうまく利用して活用したらいいのではないか。これは素人の考えです。まずは、焼却場を急ぐということも前提ですから、あしたになって完全にあそこ

がもう稼働不能となったとき、燃やさなければならないものは燃やさなければならない、どこかに持っていって。いつまでも山積みしておくわけにいかないでしょう。それはもちろん考えないわけではないのです。そしてあと、仕分するのに、分別するのに面積が必要だったらば、周辺の土地をどうにか交渉するとか、そのときに相手がノーと言ったときにどうするのだと言われても、それは私も、もう約束を取ってありますから、大丈夫なんてことはない。それは、皆さんが住宅地の買収を求めるのと一緒です。あそこを買ったらいいですよといったって、私は買うわけでもないし。そういう意味では、ほとんど大部分は村有地なので、分別のための面積だとか、焼却ごみを一時置いておくところが必要だとか、それだけの面積ぐらい確保できるだろうと思っています。私が言えるところは、せいぜいそんなところ。

そして、あとについては、例えばどういう機械を据えたらいいですかといったって、機械のきの字も分からないわけです。先ほど議長の話を持ち出して恐縮でしたけれども、例えば１億5,000万円ぐらいでできるのか、あるいは8,000万円ぐらいで機械が買えるのか。全自動だなんていったら、それは相当金かかるでしょうけれども、ここまでは手でやろうよとか、ここまでは自動車の機能を使ってダンプで落とそうよとか、それはいろんなのがあると思いますけれども、そういうことを私はあえて、提案があればというのだけれども、しかしそれは私が述べてみたところで村長は受け付けないでしょう。聞いてもらえるなら、今言ったぐらいのことは述べさせてもらうけれども、述べてみたって、それはそれで、あそこがいいのだと、結論的にそうなるのでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　別に受け付けないというふうには言っておりませんし、逆に苦労しているので教えてほしいと。提案してほしいということは述べていると思います。高低差に関しては、現在の予定の図面上でも、利用させてもらい、投入に関して、その落差を利用して投入できるようなオペレーションに今の計画ではなっております。また、繰り返しになりますが、もう片方の候補地ですけれども、現在の予定地よりも海抜的には低く、また海に近くて、以前私もそこの周辺で勤めておりましたが、塩害はどこでもあると。厳しいと。車両とか鉄製のものは腐っているといったところでありまして、どっちだからいいとかというものでも塩害に関してはないのかなと思っております。繰り返しになりますが、そこではなくて、ここのほうがいろんな面でよくないかというのがあればご提案いただきたいなというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長がかつて働いていた場所からは全然違います、場所が。ご存じだと思うのです。あそこは、確かに西日も当たるし、北東の風も当たるのです。あの場所は全然違う、ちょっと離れているから。全然違います。ですから、海が見えない。見えないことはないけれども、ど

こか先のほうなら、あそこだって見える。言うなら、ここと同じとは言いませんけれども、潮風がここまで来るのにちょっと手間がかかるのです。全然来ませんとは言いません、見えないだけで。要するに利島一の場所です、静かであり、平らであり。確かに凸凹はありますけれども、あの辺一帯からずっと先まで、あの辺が利島で一番平らなのです、まとまって。もちろん３メートル、５メートルというのは、どこか行けばあります。しかし、平地が非常に多い。そういう地形だと。それは説明する必要もないと思っていたのですけれども、さっき言ったように２か所しかない。確かに１か所は進入が狭い。急になる。これも施工のやり方によっては平らになるかもしれませんけれども、そういう意味で提案いただければというのは、私としては、先ほど来申しているように、その２か所しかないです。無条件なら、少なくとも今のヘリポートの下よりはどこでもいい。さっきも言いましたように、どこでもいいと言いたいぐらいだ。ただ、そういう無責任なことも言えない。民家の土地であり、公園が引っかかり、風の当たるところもあるでしょうから、そうはいっても不便なところもある。私に候補地を挙げてくださいというのは、何か言われてもその２か所ぐらい、可能性のあるのは。しかも、進入路もそれほど苦ではない、１か所は。真っ平らにそのまま入っている、ほとんど。３％から５％の程度の勾配で入っていく。３％だったら平らと同じです。私が言えることは、せいぜいそんなところなのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　検討材料にさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ありがとうございます。ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、これは簡潔、簡単に終わります。聞く前から嫌なことを言うなと思って感じるだろうというのは自分でも承知していますけれども、トレーラーハウスが住宅が終わったらば用なしになるわけです、取りあえず。これは今のところ何も考えていないのか。どこへ持っていって、どうしようというのか、具体的な策はありますか、念のために聞いておきますけれども。もともとはどこかへ持っていって観光施設と。観光施設ということは宿泊施設ということです。使うと言ったのだが、来年中、再来年頃は空くのでしょう。空になるのでしょう、住宅もできて。そうでもない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日の一般質問の中で所管のほうから説明があったかとは思いますが、繰り返しになりますが、特に現時点でこうする、こういうふうに運用していく、こういうふうに使っていくということが決まっておりません。決まっておりませんが、何も考えていないわけでなくて、

幾つか候補があると。また、住宅の整備状況、取りあえず来年度、再来年度にかけて整備していくという中で、一応予備というか、そういったことでも使えるのかなと。いろんな可能性がありますので、現時点でこうしますということはちょっとはっきり申し上げられないのかなというところですが、いずれにしても物すごく注目を集めている施設でもありまして、世界で初めて完全オフグリッドというところもあります。プロモーション的な意味合い、利島のＰＲの材料としてももしかして使えるのかなというところもありますので、柔軟に多角的に考えていきたいなと。使い方によっては武器になるのかなというふうにも考えておりますので、そのあたりは柔軟に考えていきたいなと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ユーチューブを見ますと、日本経済新聞社が取材されたのか、どこからか聞き書きなのか知りませんが、写真つきで紹介しています、記事で。御覧になっているかと思うのですけれども。そういう意味では、マスコミの影響というのはそれなりにあるもので、どう活用するか分かりませんけれども、ただ限定的な報道なのです。こういうすばらしいことをやっていますよと、簡単に言えば。そういうこともできたのだけれども、ただ問題は、住民の皆さんの一つの関心事、あれもこれもというのではなくて、やっぱり何に使うのだろうかというのが１つ。それからもう一つは、どこへ置いておくのかなと。あそこへ据えっ放しかなと、交流会館前に。いつまで置いておくのだろうと。それで、同じような質問、それに関連した質問を石野議員が一般質問でなさっていたように思うのですけれども、いわゆる移動するときにナンバーのあるなし、車か車でないかと。物なのか車両なのか、その辺も含めて置き場所を、また移動手段も。車だったら走っていけばいいのです、ナンバーをつけて。物だったら走るわけにいかないと。簡単に移動するわけにいかない。自分で移動できない、他の手段で搬送するなら別だけれども。そういうところでちょっと聞いてみたのですけれども、別に意地悪い質問ではないのです。取りあえず、どこも行き場所がない、行き場所がないということで、あそこに置きっ放しになるのか。人は入らない。いる必要もない。使っていいやら使って悪いやら、入っていいやら入って悪いやら、それとも特定の手段を講じて、脱法的といいますか、超法規的に住宅のない人はそこに住まわせると。誰でも彼でも、申込みがあれば、空いていれば。何も考えていないとおっしゃっても、五千数百万円する品物だから、それに使おうとすれば費用もかかるわけです、電気もガスもかからないとはいっても。その辺でトレーラーについて１点だけ聞いておきたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それも含めて、今の場所がベストとも思っておりません。ただ、今の場所に決まった経緯とかもあって、移動を前提に考えてはいつつも、ではどこがいいのかと。車検との兼

ね合いもありますし、あとは実際実証に参加されている方の状況、家ができているということが前提になりますので、そういったことも踏まえて確定的なことが言えないのですが、繰り返しになりますが、いいように使っていきたいと。いいようにと言い方は悪いのですが、ＰＲの一環になるような使い方をしていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、なぜこういう質問をするかという質問の仕方は基本的にはしないのです、なぜ質問するかという理由づけは。というのは、例えばなぜ質問するかとあえて言わせてもらうと、当初は観光施設に使いますと住民が思っているわけです、宿泊施設に。それが今になってなしだと。終わってみなければ分からないと。その説明に関することは、昨日お認めいただいたのです、皆さんが配った資料で。観光客の施設として使いますと。確かに南側へ持っていくとは書いていない。観光客が使う施設といったら宿泊しかないです。倉庫にするわけにもいかない。そういう意味で、定住だか移住だかというのも書いてあるけれども、そういう答弁をされていて、住宅が建つまでは、実証実験が終わったら、この間までは住宅として使いますと。住んでもらいますと、そういう答弁だったのです。簡単に言えばです。違ったかな。住宅が建つまでは住宅として供給すると。違ったかな。黙っていても分からない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　答弁等の行き違いがあったのかなと思いますが、基本的にこれまでの議会、協議会でもそうですけれども、ご説明してきておりますが、いろんな案はお示ししてきたかと思いますが、確たること、こうしますということは言えていないのかなと。今までもそうですし、観光としても使いますという言い方ではなくて、ということも考えていますというようなことで、こちらとしては考えています。なので、議員の先生方の認識にもしずれがあるようでしたら、改めて先ほどの答弁と同じように、まだ使い方に関しては決定はしていないと。今検討しているといったところです。今は実証実験中で、その実証に参加してもらっていると。そこに住んでもらっているというより実証に参加してもらっていると。データを取り、今後の住宅整備に役立てていくものとしたいというところでございます。これは、多分最初からずっと変わっていないのかなと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長、最初から変わっているのです。皆さんが議会で説明したペーパー、お渡ししましたけれども、あれをもう一回読み返して、一番下の段を読み返してもらえば分かるので

すけれども、あそこにはあのような説明を文章で書いてあるのです、言ったか言わないかは別として。それをみんな議会は持っているのです。村の中に出ているのです、皆さんがこのように使いますと。考えていますと、終わった後は。書いてある。それはこの間お認めになったのでしょう。元は、この間私が質問したときはそういうことは言っていませんと、こういう話だった。その後で、そのときに何と言ったかというと、終わった後は住宅として提供すると、今住んでいる方の。そう言わなかったですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういう認識ではありません。申し訳ないです。ちょっと今議事録を確認していないのですけれども、そういうふうな答弁があったかもしれませんが、現在のところは先ほど言ったみたいに確たるものが決まっているわけではないというところです。発言を撤回なのか修正なのか、させてもらいます、もしそういうことがあったのであれば。現在のところは、運用上細かくこうしていくというのが決まっていないと。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長の答弁が絶対ですから、そういう意味で分かりました。そうしますと、今までの経過は村長の答弁のとおり私は認めますけれども、それが絶対ですから。ということは、実証実験が終わったら今の人はどうなるのですか、住宅が建つまでは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これもお答えしたと思いますが、改めてご説明しますと、今実証に参加されている方に関しましては来年整備予定の住宅に移っていただいくというところで、その住宅の整備が完了次第移ってもらうと。それまでは今の実証を継続していただくというようなことになっておりまして、実証が終わったから出ていってもらうというようなことは考えておりません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、言ったとおりではないですか。私がそう言ったのでしょうというのは、村長はそう言っているではないですか。前のときの所管の説明で、実証実験が終わったらば、新しい住宅ができるまで今の人に住んでいただく考え方ですと。そういう方針でいますと言ったのではないですかと言ったわけ。そうしたら、村長はそのような答弁をしたのでしょう、今。

○村長（村山将人君）　何か違います。

○３番（笹岡壽一君）　今言ったとおりです。そうしたら、村長は何も決まっていませんと。

○村長（村山将人君）　その先です。

○３番（笹岡壽一君）　私が質問しているのは、私の質問が悪かったかもしれないけれども、実証実験が終わったらどうするのですかと。あそこへ置きっ放しですかと。

○村長（村山将人君）　まだ決まっていません。

○３番（笹岡壽一君）　それは決まっていない。そうすると、実証実験が終わったらば、この間は、今の人に住んでいただくのですと、新しい住宅ができるまで。

○村長（村山将人君）　そういうことか。

○３番（笹岡壽一君）　住んでいただくので、そう言ったらば、いや、まだ決まっていませんと、こうなったから、それではどうなったのですかと言ったらば今村長が答弁したから、そうでしょう。いいのでしょう。ですから、私が説明する必要もないのだけれども、要するに住宅が移ったら空き家になるでしょう。その後が考えていませんということなのでしょう。

○村長（村山将人君）　そうです。

○３番（笹岡壽一君）　それなら分かりました。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　長く質問させてもらいましたけれども、私のこの補正予算に関する質問は以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、この補正予算の原案については反対をいたします。

優しいところから言いますと、当初予算から反対してきていて、その当初予算から見て、他会計のことを言ってはまだ早いのですけれども、反対してきている関係で、何ら変化ないということで反対をいたします。内容とすれば、昨日から主に３Ｃの問題、それから椿油産業に関する問題、それから焼却場に関する問題、この在り方についてあまりにも不明瞭であると、それぞれが。予算上もこれは大きな問題があるということで質問してきました。それについての答弁が、何ら改善策をそこから見いだせない、いまだ。焼却場については、村長から反問するような場面もありましたけれども、それをもっと検討するということはいただきましたけれども、それにしても納得できるような問題ではないと。

それから、もう一つは、こうした莫大な大型な建設事業を抱えて、それが減額になって、そうこうしていますけれども、もう一つ大きな問題は、私は従来から申し上げてきているのだけれども、住民のささやかなと言っていいぐらいの要望、日常生活に関する要望、医療費、旅費の問題にして

も、奨学金返済にしても、その他様々な一般質問も含めて住民の要望を申し述べて紹介してきているのですけれども、そのことごとくが取り上げられない。ただ１点、この際評価します。感謝も申し上げておきたいのは、聞こえの問題に関する点につきましては、これは各自治体の中でも、東京都といえども極めて先進的に村は対応してきてくれました。他の島なんて言ったら失礼かもしれませんけれども、三宅島で少し対応してきていますけれども、本村のような状況にはまだ至っていないと。これはよその島のことですから、私がとやかく言う立場ではありませんけれども、それについては、村長がご尽力されていたことについては、正直言って、正面からといいますか、謝意を述べたいし、高く評価させていただいています。これについては、各島の皆さんに私も紹介をしてきています、利島村ではこうやっていると。そうすると、皆さんすごいねと言ってきたり、中には小さいからできるのだみたいな話もしている人もいますけれども、いずれにしても紹介させていただいています。その点では村長に謝意を申し上げておきたいと思うのですが、その他については依然としてやはりまだまだ扉が固いという印象を受けます。そういうことで、本案に対して、原案に対しては反対をいたします。ただ反対するだけではなくて、そうした住民の声には前向きに耳を傾けていただきたい。金額的にもさしたる問題ではないものもある。そういうことを踏まえまして、要望もしつつ、原案には反対をいたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私は、この補正予算案については賛成いたします。ただ、他の議員からいろいろ出ていますが、やっぱり今後のことを考えて、よく考えてやってもらいたいなと思います。行政は一生懸命やってくれていますけれども、議員からの質問でちょっとこれはというようなこともあろうかと思いますが、そこら辺はちゃんと精査してやっていただければと思います。本案には賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第63号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成２、反対２の同数でありますので、議長の判断により、議案第63号　令和５年

度東京都利島村一般会計補正予算（第３号）は可決承認することといたします。

ここで休憩を取ります。

（休憩　午後　２時４５分）

（再開　午後　３時０４分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第１７　議案第６４号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

日程第１８　議案第６５号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）

日程第１９　議案第６６号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第２０　議案第６７号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別計補正予算（第２号）

日程第２１　議案第６８号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

日程第２２　議案第６９号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（寺田　優君）　日程第17より日程第22までの特別会計でありますが、多くは繰越金の補正でありますので、一括上程し、一括の説明をするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、日程第17、議案第64号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）より日程第22、議案第69号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）までを一括上程いたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　191ページをお開きください。議案第64号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）。

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,749万5,000円とする。

続きまして、207ページをお開きください。議案第65号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号)。

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は、増減なしとし、歳入歳出予算の総額を7,861万7,000円とする。

続きまして、221ページをお開きください。議案第66号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号)。

令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ351万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を１億7,718万9,000円とする。

続きまして、233ページをお開きください。議案第67号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号)。

令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ747万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,533万5,000円とする。

続きまして、245ページをお開きください。議案第68号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号)。

令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ539万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6,221万9,000円とする。

次に、259ページをお開きください。議案第69号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号)。

令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を771万7,000円とする。

以上になります。順番に所管のほうから説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。住民課で所管しております、まず191ページの国民健康保険事業勘定の補正第３号についてご説明申し上げます。

こちらのほう、まず201ページを御覧ください。前年度繰越金で、649万4,000円は繰越額として計上させていただいています。

その２ページ前に戻っていただいて、199ページです。こちらで、当初この前の９月議会のときに令和４年度からの令和５年に返還しなければいけない部分の返還金について、財政調整基金繰入金を一度取り崩しというか、予算上取り崩させていただいて、支払いを先に行わなければいけないといったところで、こちらのほうの取崩しを行う補正を２号補正で行わせていただいたのですけれども、そこについては、今回繰越金が入ってきましたので、そこの部分について、そのまま全額減額、皆減しているといったところになります。

歳出のほうでございますが、主に人件費の部分と、あと繰越金の部分で、今度余ったところを基金に積立てといったところで、172万円、基金のほうに積立てさせていただくといったところで、あとは償還金の部分について、令和４年度にもらった部分で令和５年度に返さなければいけなかった部分については、財源のところを一般財源にしまして、その他財源のほうを減らしているといったところが事業勘定の補正の概要になります。

続きまして、207ページの国民健康保険事業特別会計の直診勘定についてご説明申し上げます。こちらについても、前年度からの繰越金が1,084万7,000円というのがございまして、そこの部分について……ごめんなさい。まず、215ページですか、御覧ください。1,000万円入っていましたのをそれぞれ一般会計からの繰入金と財政調整基金の繰入金のほうで調整しておりましたので、そこの部分を前年度からの繰越金に振り替えたといいますか、その金額、前年度から繰越金があったので、その分を減らさせていただいたといったところでございます。

歳出のほうは、人件費の部分と不用になったところをそれぞれ削らせていただいたと。人件費の分は、新陳代謝による増額と。あと、その他のところについては減額させていただいているといったところになってございます。

診療所会計については、概要としては以上となっております。

続きまして、介護保険の事業勘定についての補正予算でございます。245ページを御覧ください。こちらも前年度からの繰越金が発生しているところで、前年度からの繰越金を計上させていただい

ているといったところでございます。

253ページ、こちらのほうで489万6,000円、繰越金のほうを計上させていただいてございます。歳出のほうでいきますと、こちらのほうで繰り越したものが償還金といったことで、令和４年度にもらった部分を令和５年度に返さなければいけない部分ということで、こちらのほうを計上させていただいているといったところでございます。また、残りの金額については、準備基金のほうに積立てをさせていただいているといったところでございます。

あと、人件費につきましては、新陳代謝で増額となっておりまして、こちらのほうは一般会計繰入金のほうから充当させていただいているといったところになります。

介護保険については以上になります。

最後に、住民課所管の最後になります。後期高齢者医療事業特別会計の補正予算でございます。こちらにつきましても、主なところを申しますと、まさに繰越金のところと、あとは一般会計からの繰入金について増額するところとなっています。繰越金については12万1,000円、一般会計からの繰入金については15万8,000円と、それぞれなってございます。

歳出のほうになるのですけれども、269ページですが、こちらの部分については、そのまま広域連合のほうに負担金として支出を行うといったところになっています。

住民課所管の事業については以上となります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　では、環境建設課の所管のところの予算でございます。

230ページ、231ページを御覧ください。順番に申し上げていきますけれども、まず総務費のところ、簡易水道、一般職の人件費、職員の新陳代謝に伴うものでございます。

公営企業システム使用料に関しましては、公営企業会計システムのほうのシステムが導入完了しまして、そのシステム使用料、半年分を計上させていただいております。

施設管理費のところの需用費の修繕費でございますけれども、サンプリングポンプの部品の交換作業、こちらを計上させていただいております。薬品費につきましては、薬品の使用料が増になっておりますので、計上させていただいております。

その下の部品購入費と12節委託料のメーター交換委託料でございますけれども、スマートメーターの話を以前させていただいたのですが、携帯電話の電波が、ソフトバンクさんのものを今回使用するというところで話を進めていたのですが、集落内においても、水道メーターでございますと、地中のほうに水道メーターが来るのですけれども、電波がソフトバンクのものは弱いというところがありまして、今回はちょっと事業を打切りさせていただきます。そのために、２つの528万円と136万7,000円を減額させていただいております。備品購入費に関しましては、高圧低圧ポンプのインバーターを購入させていただきます。

老朽管更新事業の委託料でございますけれども、都道の無電柱化に併せて管路更新を行うため、都道のところ、ヘリポートのほうから行きまして、ロータリーのところへ行って、さらに今度は、はしけと海の歴史広場、あちらのほうまで行く路線のところの管路更新を併せて設計させていただきたいと考えております。

242、243ページを御覧ください。先ほど申し上げたのと同様で、公営企業会計システムに関しましては、導入が終わりまして、半年分のシステム使用料を計上させていただいております。

浄化槽整備ですけれども、お話として、10人槽を１基整備したいというお話はいただいていたのですが、実際に整備に取りかかってくれという申込みをいただいていないところもありまして、年度内で完成見込みがないため、打切りということで減額の計上をさせていただいております。

240、241ページのところで、浄化槽分担金が14万円減額になっておりますが、こちらのほうが浄化槽の整備事業のところに充当されるものになっておりまして、減額させていただいております。

雑駁ではございますが、以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　全会計のうち１件だけ伺います。全会計というのは特別会計です。

ページを書こうと思ったら、私が書こうと思ったら消えてしまったので、書きそびれたのですけれども、診療所会計、直診勘定の中で、財政調整基金と診療所会計にあるのですけれども、これは従来からありましたか。というのは、事のついでにお伺いしたいのですけれども、一般会計にあるのは分かるけれども、特別会計で財調というのはほかにもありますか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

財政調整基金ですけれども、直営診療所及び国民健康保険事業勘定に財政調整基金がございまして、こちらのほうは昔からあるといったところになっておりまして、国民健康保険の診療所のほうの財政調整基金、どちらかというと整備費ですか。診療所の建て替えをするとか、そういったときの部分とか、施設の中の要は端的に言うと、よく費用がかかるもの、エックス線装置とか、レントゲンの装置とか、歯科のユニットとか、そういったものを整備するときに足りない部分について、財政調整基金から取り崩して整備を行うといったところがございます。あと、国民健康保険のほうも同じく、基本的には給付費ですが、保険料を徴収しまして、余れば財政調整基金に積み立てて、給付費のほうが多くなってしまった場合、保険料が足りなかった場合は財政調整基金を取り崩して給付費に充てるというような基金として積み立てている基金でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、お伺いしたいのは、要するに基金には、目的基金と一般的な基金、俗に言う財政調整基金ですね、財調と言われる。これがあって、これは業務をする上で基金に積み立てていて、一般会計でいえば何でも使えると。極端に言えば、目的以外は。目的のあるものは別としても。それで、特別会計では大体目的基金を一般会計でも積むのでしょう。積めたのでしょう。今はなくなったと思うけれども、水道のための何とか基金だとか、教育のための何とか基金だとか。教育は特別会計ではないけれども。それとの整合といいますか、ありようの問題でちょっとお伺いしているのですけれども、というのは、従来は、各特別会計に目的別というか、それがあるものは別なのです。水道会計でもって、水道事業のために基金をつくれば、水道会計の中では財政調整基金は要らないと。ところが、なくなってしまった。今水道もあるかないか知りません。分かりません。そういう意味で、従来からあるということですけれども、もちろん診療所の他の物品等にも使えると思うのですけれども、財政調整基金ですから、目的はないわけだよね。診療所会計は、これに使うという目的はないわけだ。例えば診療所の建設基金ということでもないし。質問がちょっと分かりにくいかな。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まさに基金の条例に何に使うかというのがきちんと明示されてございまして、国民健康保険の直営診療所の財政調整基金については、経済事情で著しい変動、その他の事由により、直営診療所に係る運営費、また施設整備費、先ほど申したとおり、医療器具の購入を含むといったところとか、今のところないですけれども、公債費というのですか、もし借金していたとした場合、その償還に充てる財源が著しく不足する場合とか、そういったときには財源として充てることができますよというような取決めというのですか、条例で定められているといったところと、国民健康保険の事業勘定のほうの財政調整基金について、もうこれは端的に保険給付の足りない部分ですというふうに明示されてしまっていますので、そこしか充てられないと。そこだけなので、ほかに人件費に充てることというか、診療所のほうは運営費なので、人件費を充てても差し支えないのですけれども、国民健康保険の事業勘定の財政調整基金については、もう完全に給付費に充てなさいというような形になっています。先ほどこの２つを申したのですけれども、これに似たような基金で、あと介護保険にも準備基金がございまして、それもまさに給付費にしか充ててはいけないよと。目的がもうそこに決まっているといったとこになっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　さっき聞き漏らしたかもしれないのですけれども、簡易水道のところで、部品の交換で五百何十万円か減額されていますよね。あれ何だと言いましたか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田副議長の質問にお答えさせていただきます。

528万円はスマートメーターです。

○１番（前田　清君）　それが不用になったと。

○環境建設課長（上野　崇君）　設置を考えていたのですけれども、電波のほうが弱くて、ちょっと今回は見送りと。

○１番（前田　清君）　了解です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行いますが、１件１件のところもやっていきます。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　特別会計というのは、言うまでもなく全て事業勘定会計ですけれども、何かの事業をやる上で組むという予算ですけれども、したがって言うならば何らかの事業をやると。そのための管理する上での会計なわけですけれども、したがってこれ自体に問題はないのです、異論はほとんど。事業をやる会計ですから、ないのですが、従来より申し上げてきている、一般会計の繰入れがあるというものについては、一般会計に反対しているわけですから、担保がなくなっているわけです。そういう意味であえて反対せざるを得ないと。そのために、度々演台に立つのはあれですから、各会計ともにそのような趣旨で反対せざるを得ないということでご了解をいただきたいと思うのです。案件は１件１件採決するわけですけれども、もう演台には立ちませんので、各会計ともに反対だということでご了承いただきたいと思うのです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１件１件採決を行ってまいります。

まず、議案第64号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）の……

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論がありますか。討論は省略してしまっていいですか。

〔「画面が出ない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、採決を行います。

投票をもう一度やり直します。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成、反対同数でありますので、議長の判断により、議案第64号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は原案のとおり可決承認いたします。

引き続き、議案第65号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成、反対同数でありますので、議長の判断により、令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）は可決承認することといたします。

議案第66号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

賛否同数でありますので、議長の判断により可決承認することといたします。

議案第66号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は原案どおり可決承認いたします。

議案第67号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成、反対同数でありますので、議長の判断により、議案第67号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）は可決承認することといたします。

引き続き、議案第68号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

賛成、反対同数でありますので、議長の判断により、議案第68号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は可決承認することといたします。

次に、議案第69号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成、反対同数でありますので、議長の判断により、議案第69号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は可決承認することといたします。

◎閉会の宣告

○議長（寺田　優君）　以上をもちまして、定例会の議会に付された案件は全て終了いたしました。

ここで本会議を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　異議なしと認め、令和５年度第４回利島村議会定例会を終了することといたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

（午後　３時３９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和５年１２月１８日

議　　長　　寺　　田　　優

署名議員　　石　　野　　治

署名議員　　井　　口　　保